

第3期岡山県障害者計画 (仮称)

素案 (案)

平成 27 年 1 月
岡山県

目 次

第1章 総論	1
はじめに	1
I 計画策定の背景	1
II 計画の性格及び位置付け	4
III 計画の期間	5
IV 計画の推進体制	5
V 計画の基本理念	5
(1) 自立の支援	6
(2) 主体的な選択の尊重	6
(3) 地域で共生する社会の実現	6
VI 施策の体系	7
VII 障害のある人の現状	8
(1) 岡山県における障害のある人の現状	8
(2) 身体障害のある人の現状	8
(3) 知的障害のある人の現状	12
(4) 精神障害のある人の現状	14
(5) 難病患者の現状	16
(6) 本計画における障害のある人（障害者）の定義	21
VIII 障害保健福祉圏域の設定	22
第2章 施策の展開	24
I 啓発・広報・社会参加	24
<現状と課題>	24
<重点施策と主要事業>	29
1 啓発・広報活動の推進	29
(1) 「心のバリアフリー」・「福祉のまちづくり」の推進	29
(2) 様々な啓発・広報活動の推進	30
(3) 障害のある人の雇用に向けた啓発の推進	31
2 学校教育及び社会教育の充実等	31
(1) 障害のある人への理解の促進	32
(2) 学校教育及び社会教育の充実	32
3 ボランティア活動等の推進	34
(1) 学生等のボランティア活動の推進	34
(2) ボランティア活動の推進・人材育成等	35
4 障害のある人の社会参加の促進	37
II 生活支援	39
<現状と課題>	39

<重点施策と主要事業>	4 3
1 相談支援体制の構築	4 3
(1) 相談支援体制の充実	4 3
(2) 発達障害のある人への相談支援	4 4
(3) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する相談支援事業	4 6
(4) 難病患者への相談支援	4 6
(5) 精神障害のある人等に対する相談支援	4 7
(6) ワンストップでの障害福祉サービス等の情報提供	4 7
(7) 生活安定のための各種施策の周知等	4 8
2 在宅サービス等の充実・地域移行の推進	4 9
(1) 各種障害福祉サービスの充実	4 9
(2) 重症心身障害児者とその家族の支援	5 1
(3) 地域生活支援事業の推進	5 1
(4) 障害のある人の移動支援	5 3
(5) 地域移行の推進・障害者支援施設の入居者の生活の質向上 (グループホームや一般住宅等への移行推進)	5 3
(6) 精神障害のある人の地域移行の推進	5 4
(7) 高齢の障害のある人に対する支援	5 5
3 サービスの質の向上	5 7
(1) 福祉サービス第三者評価事業	5 7
(2) 福祉サービスに関する苦情の解決	5 7
(3) 障害福祉サービスの適切な利用に向けた必要な支援等	5 7
(4) 岡山県障害福祉計画の策定・計画的な推進	5 7
(5) 障害福祉サービスの提供体制の整備	5 8
(6) 重症心身障害児者に対するサービスの向上	5 8
(7) 難病等の特性に配慮した障害福祉サービス等の提供	5 8
4 障害児支援の充実	5 9
(1) 子ども・子育て支援法等を主軸とする障害児支援の充実等	5 9
(2) 相談体制機能の充実等	5 9
(3) 幼児期の学校教育・保育の拡充等	6 0
(4) 受入体制の促進・幼稚園等における特別支援教育体制の整備等	6 0
(5) 児童福祉法・障害者総合支援法等に基づく支援等	6 1
(6) 在宅障害児の支援	6 1
(7) 児童発達支援センター及び障害児入所施設の整備	6 1
(8) 経済的支援等及び生活環境整備	6 2
(9) 障害児虐待防止対策の充実	6 3
5 人材の育成・確保	6 4
(1) 福祉専門職、医学的リハビリテーションの養成・確保等	6 4
(2) 障害福祉サービス・相談支援の提供者、指導者等の養成	6 4
(3) 相談支援従事者等の養成・資質の向上等	6 5
(4) 障害福祉関係法令・労働法規の遵守の指導	6 5

6 福祉用具等の研究開発及び身体障害者補助犬の育成等	6 6
(1) 福祉用具等の研究開発・普及の推進	6 6
(2) 身体障害者補助犬の育成等	6 6
III 生活環境	6 7
<現状と課題>	6 7
<重点施策と主要事業>	6 9
1 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進	6 9
(1) 福祉のまちづくりの総合的な推進	6 9
(2) 道路等のバリアフリー化の推進	7 0
(3) バリアフリー法に基づく障害のある人に配慮した交通対策の推進	7 1
(4) 都市公園等のまちづくりの推進	7 1
(5) ユニバーサルデザインの普及	7 2
2 住宅の確保・生活関連施設のバリアフリー化	7 2
(1) 公営住宅等のバリアフリー化等の推進	7 2
(2) 民間住宅等への障害のある人の円滑な入居の推進	7 3
(3) バリアフリー改修の促進・日常生活用具の貸与等	7 3
(4) グループホーム等の整備促進	7 3
(5) グループホーム等の防火安全体制	7 3
3 公共交通機関・移動手段等のバリアフリー化の推進等	7 4
(1) 公共交通機関や関係施設のバリアフリー化の推進	7 4
(2) 公共交通機関や関係施設におけるユーザビリティの推進等	7 4
(3) 教育訓練の実施等	7 4
(4) 福祉移送支援・福祉車両の普及・移動支援等	7 5
(5) ユニバーサルツーリズムや移動支援の研究等	7 5
4 公共的施設等のバリアフリー化の推進	7 6
(1) 公共的施設のバリアフリー化の推進	7 6
(2) (3) 県有施設のバリアフリー化の推進	7 6
(4) バリアフリー相談及び人材育成等	7 6
IV 教育・文化芸術活動・スポーツ・国際交流等	7 7
<現状と課題>	7 7
<重点施策と主要事業>	8 1
1 特別支援教育推進のための取組	8 1
(1) インクルーシブ教育システムの理念に基づく就学先決定への取組	8 1
(2) 障害のある児童生徒に対する適切な合理的配慮の提供	8 1
(3) 多様な学びの場の充実	8 2
(4) 特別支援学校の教育の充実と教育体制の整備	8 2
(5) 就学前、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育の充実	8 6
(6) 発達障害のある子どもの支援	9 0
(7) 先進的な事例の収集・関係者への情報提供	9 1
(8) 障害のある児童生徒の就労支援の充実	9 1
(9) I C T 等を活用した教育支援機器の充実	9 1

(10) 指導方法の調査・研究・普及	92
2 教育環境の整備等	
(1) 生涯学習の推進	92
(2) 高等学校入学者選抜試験における配慮	93
(3) 災害発生時にも配慮した学校施設等のバリアフリー化	93
3 大学等における障害のある学生への支援	93
4 障害のある人の文化芸術活動の推進	94
(1) 障害者アート等文化芸術活動の推進	94
(2) 文化施設での字幕・音声案内サービスの提供等	95
5 障害者スポーツの振興	95
(1) 障害者スポーツの普及等	95
(2) パラリンピック等におけるアスリートの育成強化	95
(3) 障害のある人との交流によるふれあい・交流の促進	96
(4) 障害者スポーツの指導者の養成・ボランティア活動の推進等	97
6 障害のある人等の国際交流の推進	98
V 雇用・就業、経済的自立の支援	99
<現状と課題>	99
<重点施策と主要事業>	102
1 障害のある人の雇用の推進	102
2 総合的な就労支援	103
(1) 障害者就業・生活支援センターによる就労支援	103
(2) 雇用・保健福祉・教育等の関係機関の連携	103
(3) 障害のある人の在宅就労・IT利用等の促進	103
(4) 就業機会の拡大と雇用の促進	104
(5) 職業訓練・職業能力の開発	104
(6) 学校現場等での職業指導等の充実	105
3 一般就労への移行推進	105
(1) 障害福祉サービスによる一般就労への移行推進	105
(2) その他関係機関等と連携した取組	106
4 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	106
(1) 精神障害（発達障害含む）のある人の就労支援	106
(2) 難病患者の就労支援	106
(3) 農業分野における障害者就労、就労訓練の推進	107
5 福祉的就労の底上げ	107
(1) 工賃向上等による福祉的就労の底上げ	107
(2) 障害者優先調達等の推進	108
6 経済的自立の支援	108
(1) 生活安定のための各種施策の周知・推進等	108
(2) 県施設利用に係る各種減免等	108
VI 保健・医療	109
<現状と課題>	109

<重点施策と主要事業>	1 1 1
1 保健・医療の充実等	1 1 1
(1) 地域医療体制の充実等	1 1 1
(2) 重症心身障害児者とその家族の支援	1 1 2
(3) 医療費等の助成	1 1 3
(4) 福祉サービスと保健サービスの提供体制の充実	1 1 3
(5) 障害のある人の歯科疾患の予防等・歯科専門職の育成等	1 1 3
2 精神保健・医療の提供等	1 1 4
(1) 精神障害のある人の地域移行の推進・社会資源の整備	1 1 4
(2) 精神障害のある人等に対する相談体制の構築	1 1 4
(3) 精神医療における人権の確保等	1 1 4
3 保健・医療人材の育成・確保	1 1 5
(1) 医師・看護職員等の確保・養成	1 1 5
(2) 保健所、保健センター等の職員の資質の向上等	1 1 5
(3) 在宅医療と介護を支える人材の育成	1 1 5
4 難病に関する施策の推進	1 1 6
(1) 難病患者等の安定した療養生活の確保と生活の質の向上	1 1 6
(2) 難病医療ネットワークの充実	1 1 6
(3) 難病に関する医療の確立・普及、難病患者の医療費助成	1 1 6
(4) 難病相談・支援センター等による相談支援や地域交流活動の促進	1 1 6
(5) 在宅人工呼吸器使用患者の支援	1 1 6
(6) 難病等の特性に配慮した理解と協力の促進	1 1 6
5 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見・治療	1 1 7
(1) 疾病・障害等の早期発見・治療・早期療養の推進等	1 1 7
(2) 母子保健の推進	1 1 8
(3) 精神障害の早期発見・早期治療・心の健康づくり	1 1 8
(4) 子どもの心のケア・健康づくりの推進	1 1 8
(5) 健康づくりの推進	1 1 9
(6) 専門医療機関、身近な医療機関及び在宅医療 保健サービス等の提供体制の充実	1 2 0
(7) 救急、急性期医療等の提供体制の確保等	1 2 0
VII 情報アクセシビリティ	1 2 1
<現状と課題>	1 2 1
<重点施策と主要事業>	1 2 2
1 情報通信における情報アクセシビリティの向上	1 2 2
(1) 通信環境整備等による情報バリアフリー化の推進	1 2 2
(2) 情報通信機器及びサービス等の情報アクセシビリティの向上	1 2 2
(3) 障害のある人の情報通信技術の利用及び活用の機会の拡大	1 2 2
2 情報提供の充実等	1 2 3
(1) 岡山県視覚障害者センターの運営等	1 2 3
(2) 岡山県聴覚障害者センターの運営等	1 2 3

(2) 県における必要な研修等の実施	148
(3) アクセシビリティに配慮した情報提供	148
第3章 事業一覧	149
I 啓発・広報・社会参加	149
1 啓発・広報活動の推進	149
(1) 「心のバリアフリー」・「福祉のまちづくり」の推進	149
(2) 様々な啓発・広報活動の推進	149
(3) 障害のある人の雇用に向けた啓発の推進	150
2 学校教育及び社会教育の充実等	150
(1) 障害のある人への理解の促進	150
(2) 学校教育及び社会教育の充実	150
3 ボランティア活動等の推進	151
(1) 学生等のボランティア活動の推進	151
(2) ボランティア活動の推進・人材育成等	152
4 障害のある人の社会参加の促進	153
II 生活支援	154
1 相談支援体制の構築	154
(1) 相談支援体制の充実	154
(2) 発達障害のある人への相談支援	154
(3) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する相談支援事業	155
(4) 難病患者への相談支援	155
(5) 精神障害のある人等に対する相談支援	156
(6) ワンストップでの障害福祉サービス等の情報提供	156
(7) 生活安定のための各種施策の周知等	156
2 在宅サービス等の充実・地域移行の推進	158
(1) 各種障害福祉サービスの充実	158
(2) 重症心身障害児者とその家族の支援	159
(3) 地域生活支援事業の推進	159
(4) 障害のある人の移動支援	162
(5) 地域移行の推進・障害者支援施設の入居者の生活の質向上 (グループホームや一般住宅等への移行推進)	162
(6) 精神障害のある人の地域移行の推進	163
(7) 高齢の障害のある人に対する支援	163
3 サービスの質の向上	164
(1) 福祉サービス第三者評価事業	164
(2) 福祉サービスに関する苦情の解決	164
(3) 障害福祉サービスの適切な利用に向けた必要な支援等	164
(4) 岡山県障害福祉計画の策定・計画的な推進	164
(5) 障害福祉サービスの提供体制の整備	164
(6) 重症心身障害児者に対するサービスの向上	164

(7) 難病等の特性に配慮した障害福祉サービス等の提供	164
4 障害児支援の充実	164
(1) 子ども・子育て支援法等を主軸とする障害児支援の充実等	164
(2) 相談体制機能の充実等	165
(3) 幼児期の学校教育・保育の拡充等	165
(4) 受入体制の促進・幼稚園等における特別支援教育体制の整備等	165
(5) 児童福祉法・障害者総合支援法等に基づく支援等	165
(6) 在宅障害児の支援	166
(7) 児童発達支援センター及び障害児入所施設の整備	166
(8) 経済的支援等及び生活環境整備	166
(9) 障害児虐待防止対策の充実	168
5 人材の育成・確保	170
(1) 福祉専門職、医学的リハビリテーションの養成・確保等	170
(2) 障害福祉サービス・相談支援の提供者、指導者等の養成	171
(3) 相談支援従事者等の養成・資質の向上等	171
(4) 障害福祉関係法令・労働法規の遵守の指導	171
6 福祉用具等の研究開発及び身体障害者補助犬の育成等	171
(1) 福祉用具等の研究開発・普及の推進	171
(2) 身体障害者補助犬の育成等	171
III 生活環境	172
1 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進	172
(1) 福祉のまちづくりの総合的な推進	172
(2) 道路等のバリアフリー化の推進	173
(3) バリアフリー法に基づく障害のある人に配慮した交通対策の推進	173
(4) 都市公園等のまちづくりの推進	173
(5) ユニバーサルデザインの普及	174
2 住宅の確保・生活関連施設のバリアフリー化	174
(1) 公営住宅等のバリアフリー化等の推進	174
(2) 民間住宅等への障害のある人の円滑な入居の推進	174
(3) バリアフリー改修の促進・日常生活用具の貸与等	174
(4) グループホーム等の整備促進	175
(5) グループホーム等の防火安全体制	175
3 公共交通機関・移動手段等のバリアフリー化の推進等	175
(1) 公共交通機関や関係施設のバリアフリー化の推進	175
(2) 公共交通機関や関係施設におけるユーザビリティの推進等	175
(3) 教育訓練の実施等	175
(4) 福祉移送支援・福祉車両の普及・移動支援等	175
(5) ユニバーサルツーリズムや移動支援の研究等	176
4 公共的施設等のバリアフリー化の推進	176
(1) 公共的施設のバリアフリー化の推進	176
(2) (3) 県有施設のバリアフリー化の推進	176

(4) バリアフリー相談及び人材育成等	176
IV 教育・文化芸術活動・スポーツ・国際交流等	177
1 特別支援教育推進のための取組	177
(1) インクルーシブ教育システムの理念に基づく就学先決定への取組	177
(2) 障害のある児童生徒に対する適切な合理的配慮の提供	177
(3) 多様な学びの場の充実	177
(4) 特別支援学校の教育の充実と教育体制の整備	177
(5) 就学前、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育の充実	180
(6) 発達障害のある子どもの支援	183
(7) 先進的な事例の収集・関係者への情報提供	184
(8) 障害のある児童生徒の就労支援の充実	184
(9) I C T 等を活用した教育支援機器の充実	184
(10) 指導方法の調査・研究・普及	184
2 教育環境の整備等	
(1) 生涯学習の推進	184
(2) 高等学校入学者選抜試験における配慮	185
(3) 災害発生時にも配慮した学校施設等のバリアフリー化	185
3 大学等における障害のある学生への支援	186
4 障害のある人の文化芸術活動の推進	186
(1) 障害者アート等文化芸術活動の推進	186
(2) 文化施設での字幕・音声案内サービスの提供等	187
5 障害者スポーツの振興	187
(1) 障害者スポーツの普及等	187
(2) パラリンピック等におけるアスリートの育成強化	187
(3) 障害のある人とない人のスポーツによるふれあい・交流の促進	187
(4) 障害者スポーツの指導者の養成・ボランティア活動の推進等	188
6 障害のある人等の国際交流の推進	188
V 雇用・就業、経済的自立の支援	189
1 障害のある人の雇用の推進	189
2 総合的な就労支援	189
(1) 障害者就業・生活支援センターによる就労支援	189
(2) 雇用・保健福祉・教育等の関係機関の連携	189
(3) 障害のある人の在宅就労・I T 利用等の促進	189
(4) 就業機会の拡大と雇用の促進	189
(5) 職業訓練・職業能力の開発	190
(6) 学校現場等での職業指導等の充実	190
3 一般就労への移行推進	191
(1) 障害福祉サービスによる一般就労への移行推進	191
(2) その他関係機関等と連携した取組	191
4 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	191
(1) 精神障害（発達障害含む）のある人の就労支援	191

(2) 難病患者の就労支援	191
(3) 農業分野における障害者就労、就労訓練の推進	191
5 福祉的就労の底上げ	192
(1) 工賃向上等による福祉的就労の底上げ	192
(2) 障害者優先調達等の推進	192
VI 保健・医療	193
1 保健・医療の充実等	193
(1) 地域医療体制の充実等	193
(2) 重症心身障害児者とその家族の支援	194
(3) 医療費等の助成	194
(4) 福祉サービスと保健サービスの提供体制の充実	194
(5) 障害のある人の歯科疾患の予防等・歯科専門職の育成等	194
2 精神保健・医療の提供等	195
(1) 精神障害のある人の地域移行の推進・社会資源の整備	195
(2) 精神障害のある人等に対する相談体制の構築	195
(3) 精神医療における人権の確保等	195
3 保健・医療人材の育成・確保	196
(1) 医師・看護職員等の確保・養成	196
(2) 保健所、保健センター等の職員の資質の向上等	196
(3) 在宅医療と介護を支える人材の育成	196
4 難病に関する施策の推進	196
(1) 難病患者等の安定した療養生活の確保と生活の質の向上	196
(2) 難病医療ネットワークの充実	196
(3) 難病に関する医療の確立・普及、難病患者の医療費助成	196
(4) 難病相談・支援センター等による相談支援や地域交流活動の促進	196
(5) 在宅人工呼吸器使用患者の支援	196
(6) 難病等の特性に配慮した理解と協力の促進	196
5 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見・治療	198
(1) 疾病・障害等の早期発見・治療・早期療養の推進等	198
(2) 母子保健の推進	198
(3) 精神障害の早期発見・早期治療・心の健康づくり	198
(4) 子どもの心のケア・健康づくりの推進	199
(5) 健康づくりの推進	199
(6) 専門医療機関、身近な医療機関及び在宅医療 保健サービス等の提供体制の充実	200
(7) 救急、急性期医療等の提供体制の確保等	201
VII 情報アクセシビリティ	201
1 情報通信における情報アクセシビリティの向上	201
(1) 通信環境整備等による情報バリアフリー化の推進	201
(2) 情報通信機器及びサービス等の情報アクセシビリティの向上	201
(3) 障害のある人の情報通信技術の利用及び活用の機会の拡大	201

2 情報提供の充実等	202
(1) 岡山県視覚障害者センターの運営等	202
(2) 岡山県聴覚障害者センターの運営等	202
(3) 県内施設のバリアフリー情報の提供等	202
3 意思疎通支援の充実	202
(1) コミュニケーション支援の人材育成・確保	202
(2) 情報やコミュニケーションに関する支援機器の普及・周知	202
(3) 絵記号（ピクトグラム）等の普及	203
4 行政情報のバリアフリー化	203
(1) 行政情報の電子的提供におけるウェブアクセシビリティの向上	203
(2) 知的障害のある人等にも分かりやすい情報の提供の検討	203
(3) 県関係施設や情報のバリアフリー化	203
VIII 安全・安心	204
1 防災対策の推進	204
(1) 災害に強い地域づくりの推進	204
(2) ハード・ソフト一体となった土砂災害防止対策	205
(3) 障害特性に配慮した情報伝達の体制整備	205
(4) 災害時における要配慮者等の安全確保	206
(5) 福祉避難所の確保・バリアフリー化の推進・必要な物資の確保等	206
(6) 障害者支援施設・医療機関等における災害対策の推進、 ネットワークの形成	207
(7) ボランティアの確保・養成等	207
(8) 東日本大震災からの復興支援等	208
2 防犯・交通安全対策の推進	208
(1) 犯罪被害防止に向けた取組	208
(2) 安全・安心のまちづくり	209
(3) 交通安全対策	209
3 消費者トラブルの防止及び被害からの救済	210
IX 差別の解消及び権利擁護の推進	211
1 障害を理由とする差別の解消の推進	211
(1) 障害者差別解消法に基づく差別の解消等の推進	211
(2) 雇用分野における差別の禁止等	211
(3) 差別防止のための相談支援体制の整備等	211
2 権利擁護の推進	212
(1) 障害者虐待防止法に基づく虐待の防止・啓発	212
(2) 成年後見制度の利用促進等	212
(3) 相談窓口の設置や相談員の資質向上等	212
(4) 障害児虐待防止対策の充実	212
3 行政機関等における配慮及び障害のある人の理解促進等	213
(1) 社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮	213

(2) 県における必要な研修等の実施	213
(3) アクセシビリティに配慮した情報提供	213
第4章 数値目標	215
第3期岡山県岡山県障害者計画（仮称）策定に関する県民意識調査結果	223
第2期岡山県障害のある人の自立に向けた所得向上計画	235

第1章 総論

はじめに

岡山県では、平成11年4月に、平成11年度から平成22年度までの12年間を計画期間とする「岡山県障害者長期計画」を策定し、本県の障害者施策の総合的な推進を図ってきました。

その後、平成22年度に改定した「第2期岡山県障害者計画～だれもが自分らしく暮らせる社会をめざして～」(平成23年度～27年度)の計画期間満了に伴い、次期計画となる「第3期岡山県障害者計画（仮称）」を策定するものです。

I 計画策定の背景

ここ数年の障害のある人を取り巻く国内外の環境は大きく変化しており、次のような法整備・改正等が行われています。

1 障害者基本法の一部改正

「障害者基本法」は、障害がある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めたものですが、平成23年の一部改正により、すべての人が、障害の有無に関わらず、等しく人権を持っているという考え方に基づいて、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを目指すことが明記されました。また「障害」の範囲が見直され、発達障害や難病等が含まれることになりました。あわせて、差別の禁止や国際的協調の推進、国民の理解促進と責務等の規定が追加されました。

2 障害者総合支援法の施行・一部改正

障害者基本法の改正等を踏まえて、平成24年6月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法規の整備に関する法律」が成立し、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)に改称され、平成25年4月に施行されました。

本法律の施行により、障害福祉サービス等の対象となる障害者の範囲に難病患者等が含まれることとなりました。制度の対象となる対象疾病については、当面の措置として、難病患者等居宅生活支援事業の対象となっていた130疾病を対象としていましたが、難病医療費助成の対象となる指定難病の検討がなされ、平成27年1月に151疾病、さらに、平成27年7月に332疾病に拡大されました。

併せて、従来までの「障害程度区分」に変わり「障害支援区分」が創設されるとともに、障害者に対する支援の拡充（重度訪問介護の対象拡大、地域移行支援の対象拡

大、地域生活支援事業の追加等)がなされました。また、共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化もなされました。

3 障害者虐待防止法の成立・施行

権利擁護分野では、平成23年6月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が成立し、障害者虐待の防止のための法整備が図られました。(平成24年10月1日施行)

これにより、養護者、障害者福祉施設従事者等、または使用者による障害者虐待が禁止されるとともに、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を発見した人に対する通報義務が課されました。

また、市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」や「県障害者権利擁護センター」が設置されています。

4 障害者雇用促進法の一部改正

平成25年度に「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」が改正され、障害者法定雇用率が引き上げられました。(民間企業1.8%→2.0%。国・地方公共団体等2.1%→2.3%)

精神障害のある人についても、身体障害のある人、知的障害のある人に加え、雇用が義務となり、法定雇用率の算定基礎に精神障害のある人を加えることとなります。
(平成30年4月1日施行)

また、雇用の分野における障害のある人に対する差別の禁止や、事業主に対し、過重な負担を及ぼさない範囲で、障害のある人が職場で働くに当たっての支障を改善するための合理的な配慮を講ずることが義務付けられました。(平成28年4月1日施行)

5 障害者優先調達推進法の成立・施行

国・地方公共団体等からの官公需受発注の増大を目的とした「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」が平成24年6月に成立しました。(平成25年4月1日施行)

当法律の成立・施行によって国や地方公共団体等は物品や役務の調達にあたって、障害者就労施設等から優先的に調達するよう努めるとともに、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達目標を定めた調達方針を作成し、当該年度の終了後、物品等の調達実績を公表することとなりました。

また、国や独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるにあたって、法定障害者雇用率を満たしている事業者に配慮するなど、障害のある人の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努め、地方公共団体及び地方独立行政法人は、国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めることとされました。

6 障害者差別解消法の成立

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立（平成28年4月1日施行）しました。

これは、障害者基本法第4条に基本原則として規定された「差別の禁止」をより具体的に規定し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めたものであり、「障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止」、「障害のある人に対する合理的配慮の不提供禁止」とともに、差別の解消につながるような支援措置として、「相談紛争解決の体制整備」「地域における連携」「啓発活動」「情報収集」などが規定されています。

また、同法に基づく、政府における施策の基本的な方向などを示す「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」が、障害者政策委員会でのヒアリング、議論等を経て平成27年2月に閣議決定されました。

7 障害者権利条約の批准

差別の禁止を基本理念とした「障害者基本法」の改正、「障害者差別解消法」などの国内法が整備された後、日本は平成26年1月20日に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准しました。この条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。このことにより、日本において、障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化され、人権尊重についての国際協力が促進されることとなります。

8 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」が平成25年6月に成立しました。（平成26年4月施行 一部平成28年4月施行）

精神障害のある人の医療に関する指針の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直し等が行われ、精神障害のある人の地域生活への移行を促進することとなりました。

9 「難病の患者に対する医療等に関する法律」の成立・施行

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく措置として、難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立する他、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずるため、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成26年5月に成立しました。（平成27年1月施行）

10 第3次障害者基本計画の策定

国の障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本計画である「第3次障害者基本計画」が平成25年9月に定められ、障害者基本法に基づき、共生社会の実現に向け、障害のある人を社会参加の主体として捉え、自己実現できるよう支援するとともに、社会的障壁を除去するための障害者施策の基本的な方向が定めされました。

このような障害者施策に関する様々な状況の変化を踏まえ、今回、「第2期岡山県障害者計画」を見直し、平成32年度を目標年度とした「第3期岡山県障害者計画（仮称）」を策定することといたしました。

II 計画の性格及び位置付け

ア この計画は、障害者基本法第11条第2項に規定する「都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画」(都道府県障害者計画)として策定するものであり、県の障害のある人のための施策の推進に当たっての基本的な考え方を示して、今後の障害のある人のための施策の総合的な推進を図ろうとするものです。

イ 改定にあたっては、平成25年度に策定された国の「第3次障害者基本計画」を基本として、本県の総合的計画「晴れの国おかやま生き生きプラン」を踏まえたものとなっており、関連する他の県計画との整合性も図っています。

また、昨年度、障害のある人を対象に実施したアンケート、及び今年度、一般県民を対象に実施したアンケートの結果も踏まえて、障害のある人の現状や障害者団体の意見を反映し、岡山県障害者施策推進審議会や県議会に諮りながら策定します。

ウ この計画は、県全体の障害のある人のための施策の基本的方向を示すものであり、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画策定に当たっての基本となるものです。

エ 障害福祉サービス等の円滑な提供を確保するため、障害者総合支援法第89条第1項の規定に基づいて平成27年3月に策定した「第4期岡山県障害福祉計画」を、この計画の生活支援に関する実施計画として位置付け、両計画が相まって、障害のある人のための施策の一層の推進を図ろうとするものです。

オ 県が直接取り組む施策・事業のみならず、岡山県の障害のある人の福祉の向上に寄与するために、県民、民間事業者、市町村、国等が取り組む施策・事業についても必要に応じて盛り込んでいます。

力 本計画の全体構成は、各分野の施策の展開について、現状と課題を分析し、重点施策と主要事業を記載します。また、第3章として、分野別施策ごとに事業一覧を作成し、施策の全体像を分かりやすくするともに、計画の着実な推進を図るため、新たに「数値目標」を加えます。

- 第1章 総論（基本理念・施策の体系等）
- 第2章 施策の展開（現状と課題・重点施策と主要事業）
- 第3章 事業一覧
- 第4章 数値目標

III 計画の期間

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間を対象とします。
ただし、障害のある人を取り巻く施策の変化に的確に対応するため、計画期間中であっても、必要に応じて改訂（又は新計画の策定）を行います。

IV 計画の推進体制

県では、今後、この計画に基づき、障害のある人のための施策の充実を図っていきます。また、この計画については、市町村も含め、様々な関係者に周知等を図っていきます。また、岡山県障害者施策推進審議会において、この計画に定める内容の進行管理や検証等を行うとともに、この計画の推進に必要な対策等についても継続的に検討を行っていきます。

V 計画の基本理念

全ての県民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害のある人に社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに日常生活又は社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを基本理念とし、必要な障害福祉サービス等の充実を図っていきます。

引き続き、重点的な視点として、ノーマライゼーションの考え方に基づき、「岡山県障害者長期計画」及び「第2期岡山県障害者計画」の基本的な考え方となっている「自立の支援」・「主体的な選択の尊重」・「地域で共生する社会の実現」の3つを施策体系の柱とします。

(1) 自立の支援

- 障害のある人が、ライフステージのあらゆる段階において、社会の対等な一員として人権を尊重され、その人らしい自立した生活を確保できるよう支援します。
- 就労、スポーツ、文化活動、レクリエーションなどを通じて、一人ひとりの個性と可能性を活かすことができるよう、社会参加を促進します。
- 生活の質（QOL）の向上を図るために、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広い分野において、その人のニーズに応じた総合的かつ継続的なサービスを提供できるよう体制づくりを進めます。

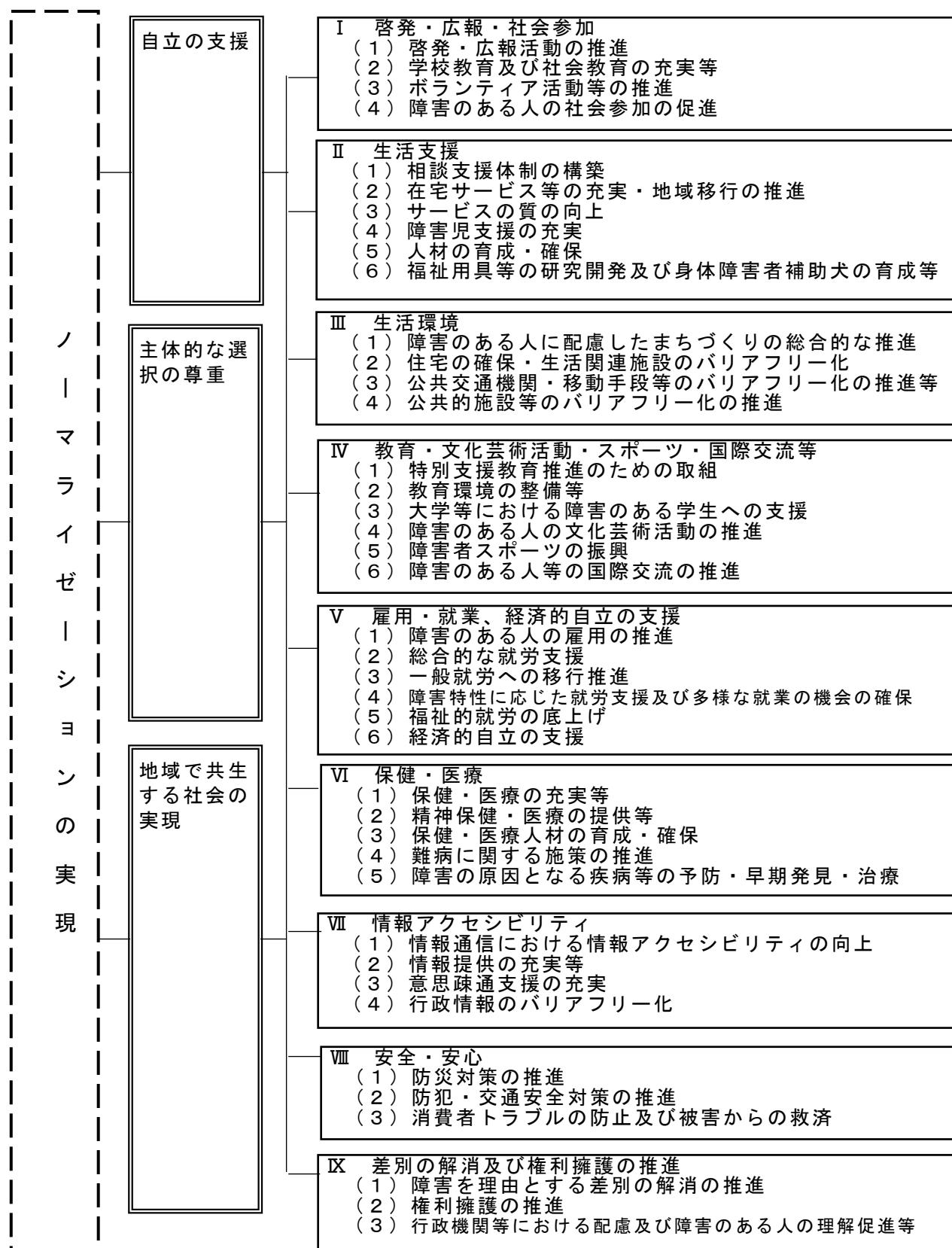
(2) 主体的な選択の尊重

- 障害のある人が、自らの生活を自らの意思で選択・決定し、築いていくという考え方を尊重し、生活ニーズに応じたサービスを選択できるよう、情報や学習の場と自己決定を支援する体制の充実を図ります。
- サービスに対する苦情解決と利用者の権利擁護を推進します。
- 施策の分野として、新たに「教育・文化芸術活動・スポーツ・国際交流等」を追加します。

(3) 地域で共生する社会の実現

- 障害の有無にかかわらず、地域で共生する社会を形成していくため、ノーマライゼーションの理念の普及・啓発と障害のある人本人の意向を尊重した施設等入所（院）者の地域生活への移行を促進します。
- 住み慣れた地域で、安心していきいきと生活できるよう、障害の状態やライフスタイルに応じて、利用することができるサービス基盤の整備を図ります。
- 安全で快適な生活ができるよう、心・情報・物の障壁を取り除くため、バリアフリーのまちづくりを推進します。
- 施策の分野として、「安全・安心」及び「差別の解消及び権利擁護の推進」を新設します。
- 県民すべての参加と協力による計画の推進を図ります。

VI 施策の体系



VII 障害のある人の現状

(1) 岡山県における障害のある人の現状

本県の障害のある人の数は、岡山県障害者長期計画策定当時から年々増加しており、平成27年3月31日現在、身体障害、知的障害、精神障害のある人（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者）の合計は、106,926人となっています。

また、難病患者のうち特定疾患医療受給者証所持者の数は、16,528人となっています。

● 障害のある人の状況

(単位：人)

区分	身体障害 のある人	知的障害 のある人	精神障害 のある人	難病患者
	身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神障害者保健 福祉手帳所持者	(参考) 厚生労働省 患者調査 平成23年度
平成27年3月31日	平成27年3月31日	平成27年3月31日	平成27年3月31日	特定疾患医療 受給者証所持者 特定医療費 (指定難病)受 給者証所持者
	80,429	15,704	10,793	平成27年3月31日
手帳所持者計	106,926		約79,000	16,528
				—

(2) 身体障害のある人の現状

身体障害者手帳を所持している人は、平成27年3月31日現在、80,429人となっており、17年前(平成9年度)に比べ12,577人(18.5パーセント)増加しています。

等級別にみると、1・2級の人が22.0パーセント増加、3・4級の人が39.7パーセント増加しているのに対し、5・6級の人が24.1パーセント減少しており、障害の重度化の傾向がみられます。

障害区分別にみると、内部障害のある人の増加が顕著となっており、10,144人(79.0パーセント)増加しています。一方、視覚障害のある人は1,700人(24.9パーセント)減少しています。

年齢別にみると、18歳以上のは79,030人で、12,570人(18.9パーセント)増加しており、また、全体に占める割合も平成9年度の97.9パーセントから98.3パーセントへ増加しています。

●身体障害者手帳所持者の等級別状況

(各年度 3月 31日現在)

区分	平成9年度		平成21年度			平成26年度		
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	H9対比 (%)	(人)	構成比 (%)	H9対比 (%)
1 級	18,302	27.0	25,724	30.6	+40.6	25,196	31.3	+37.7
2 級	12,437	18.3	14,113	16.8	+13.5	12,316	15.3	-1.0
3 級	9,323	13.7	11,199	13.3	+20.1	11,077	13.8	+18.8
4 級	13,778	20.3	20,552	24.5	+49.2	21,200	26.4	+53.9
5 級	7,168	10.6	6,245	7.4	-12.9	5,259	6.5	-26.6
6 級	6,844	10.1	6,181	7.4	-9.7	5,381	6.7	-21.4
合 計	67,852	100.0	84,014	100.0	+23.8	80,429	100	+18.5

●身体障害者手帳所持者の障害区分別状況

(各年度 3月 31日現在)

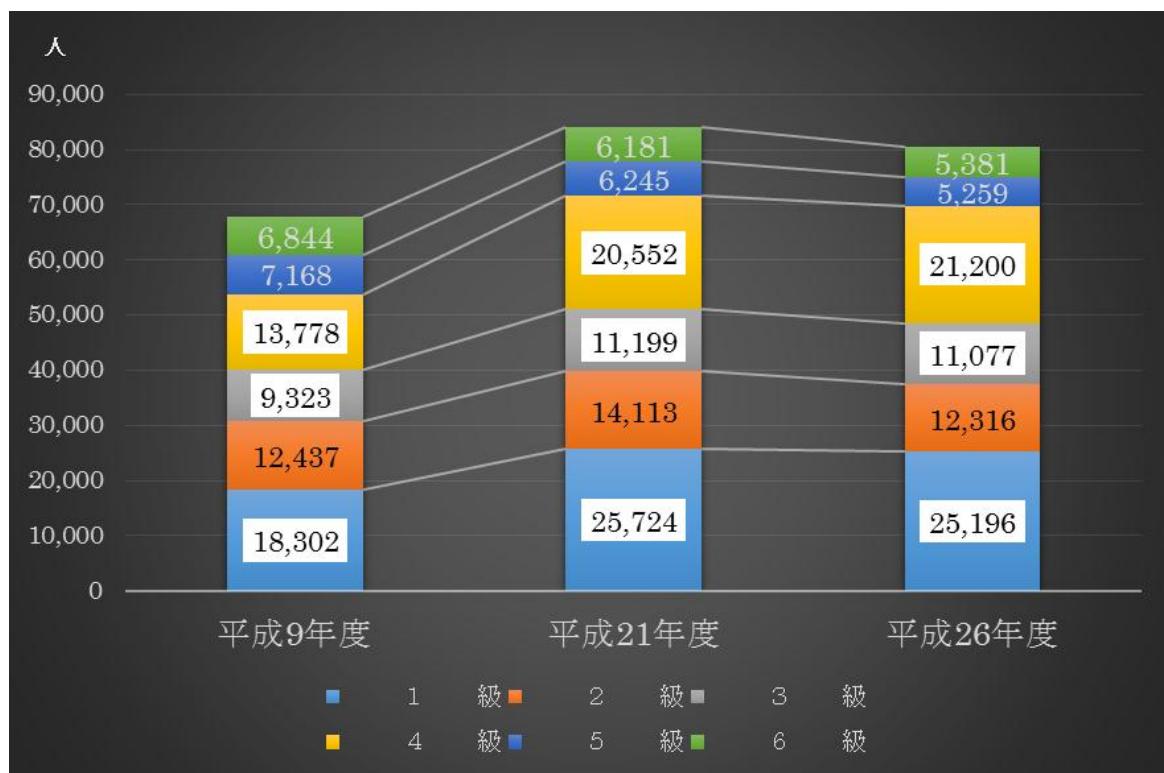
区分	平成9年度		平成21年度			平成26年度		
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	H9対比 (%)	(人)	構成比 (%)	H9対比 (%)
視覚障害	6,829	10.1	6,279	7.5	-8.1	5,129	6.4	-24.9
聴覚・平衡機能障害	7,009	10.3	6,881	8.2	-1.8	6,200	7.7	-11.5
音声・言語障害	734	1.1	909	1.1	+23.8	882	1.1	+20.2
肢体不自由	40,434	59.6	48,381	57.6	+19.7	45,228	56.2	+11.9
内部障害	12,846	18.9	21,564	25.7	+67.9	22,990	28.6	+79.0
合 計	67,852	100.0	84,014	100.0	+23.8	80,429	100	+18.5

●身体障害者手帳所持者の年齢別状況

(各年度 3月 31日現在)

区分	平成9年度		平成21年度			平成26年度		
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	H9対比 (%)	(人)	構成比 (%)	H9対比 (%)
18歳未満	1,392	2.1	1,461	1.7	+5.0	1,399	1.7	+0.5
18歳以上65歳未満	24,561	36.2	—	—	—	19,266	24.0	-21.6
65歳以上	41,899	61.8	—	—	—	59,764	74.3	+42.6
合 計	67,852	100.0	84,014	100.0	+23.8	80,429	100	+18.5

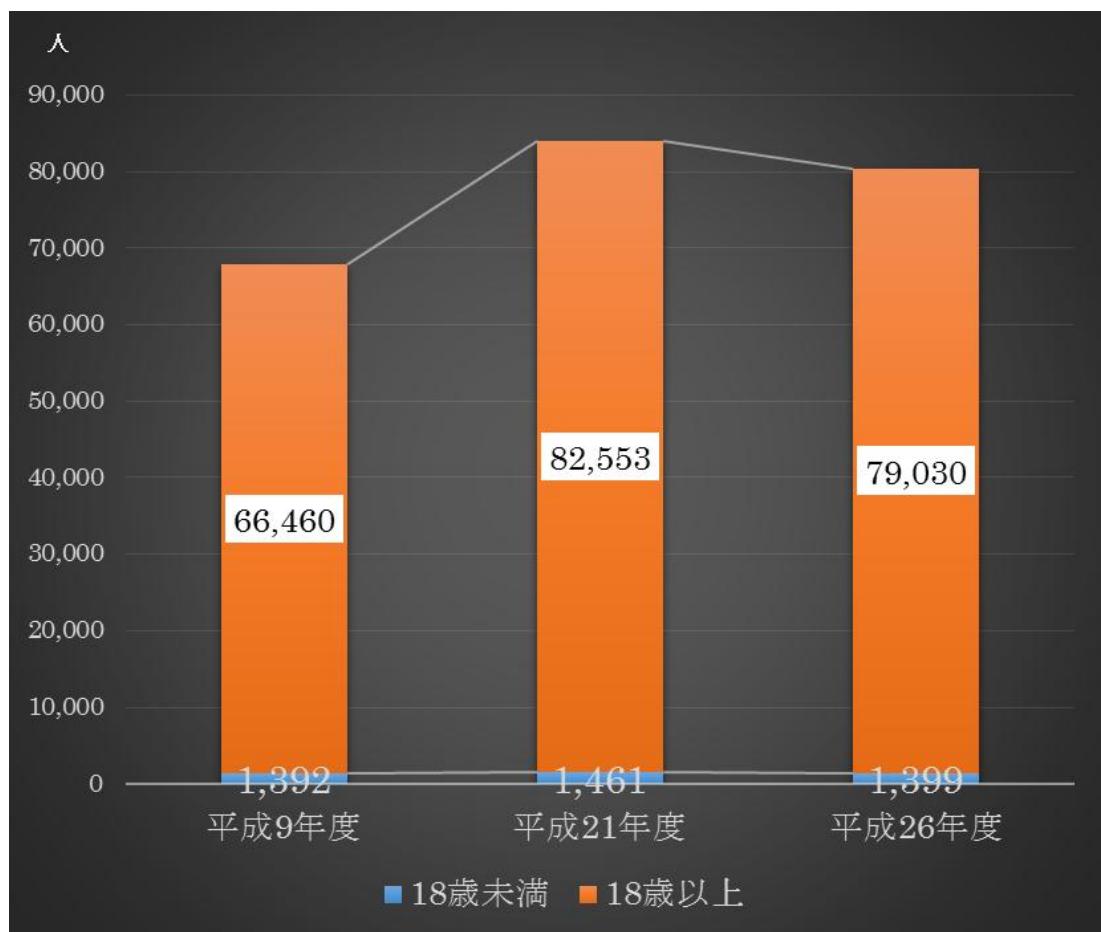
●身体障害者手帳所持者の等級別状況（各年度3月31日現在）



●身体障害者手帳所持者の障害区分別状況（各年度3月31日現在）



●身体障害者手帳所持者の年齢別状況（各年度 3月 31日現在）



(3) 知的障害のある人の現状

療育手帳を所持している人は、平成27年3月31日現在、15,704人となっており、17年前(平成9年度)に比べ6,873人(77.8パーセント)増加しています。

等級別にみると、療育手帳B(中・軽度)の人の占める割合が65.6パーセントとなっており、17年前(平成9年度)に比べて101.5パーセント増加しています。また、療育手帳A(重度)の人も45.3パーセント増加しています。

年齢別にみると、18歳未満の人は3,736人で、全体に占める割合は23.8パーセントですが、1,921人(105.8パーセント)増加しており、18歳以上の人の伸び(4,952人、70.6パーセント)に比べ、増加割合が高くなっています。(なお、平成27年3月31日現在の65歳以上の人には全体の8.6パーセントですが、平成9年度から17年間で233.7パーセント増加しており、高齢化の傾向が現れています。)

●療育手帳所持者の等級別状況

(各年度3月31日現在)

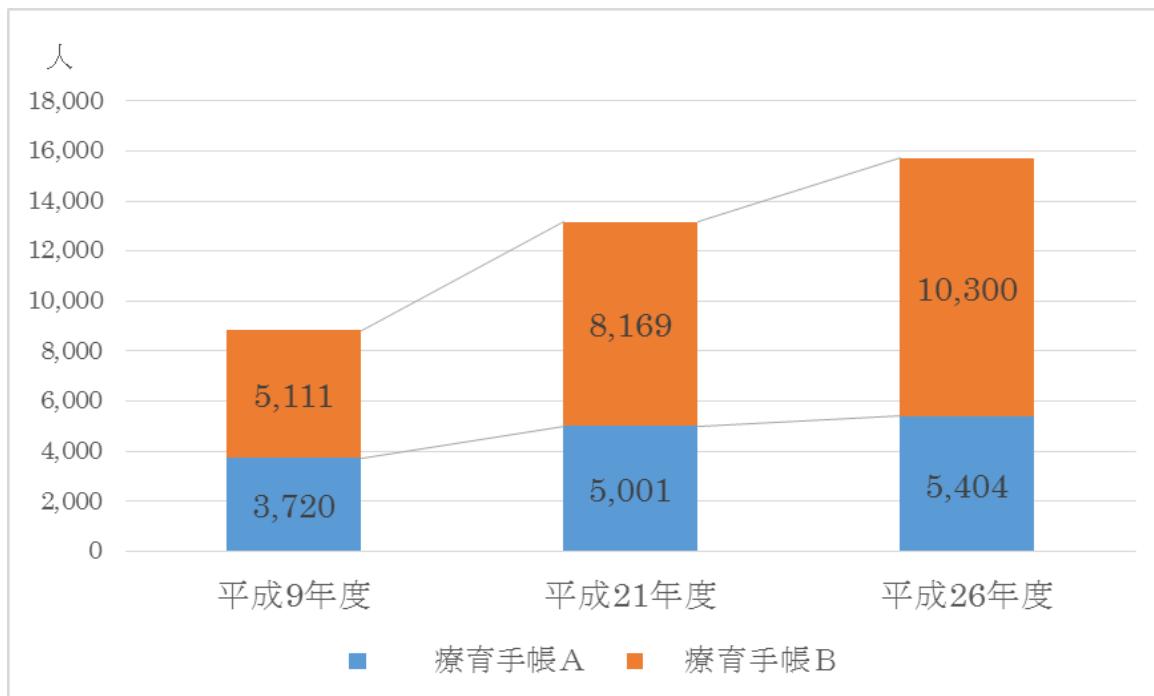
区分	平成9年度		平成21年度			平成26年度		
	(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)	H9対比(%)	(人)	構成比(%)	H9対比(%)
療育手帳A	3,720	42.1	5,001	38.0	+34.4	5,404	34.4	+45.3
療育手帳B	5,111	57.9	8,169	62.0	+59.8	10,300	65.6	+101.5
合 計	8,831	100.0	13,170	100.0	+49.1	15,704	100	+77.8

●療育手帳所持者の年齢別状況

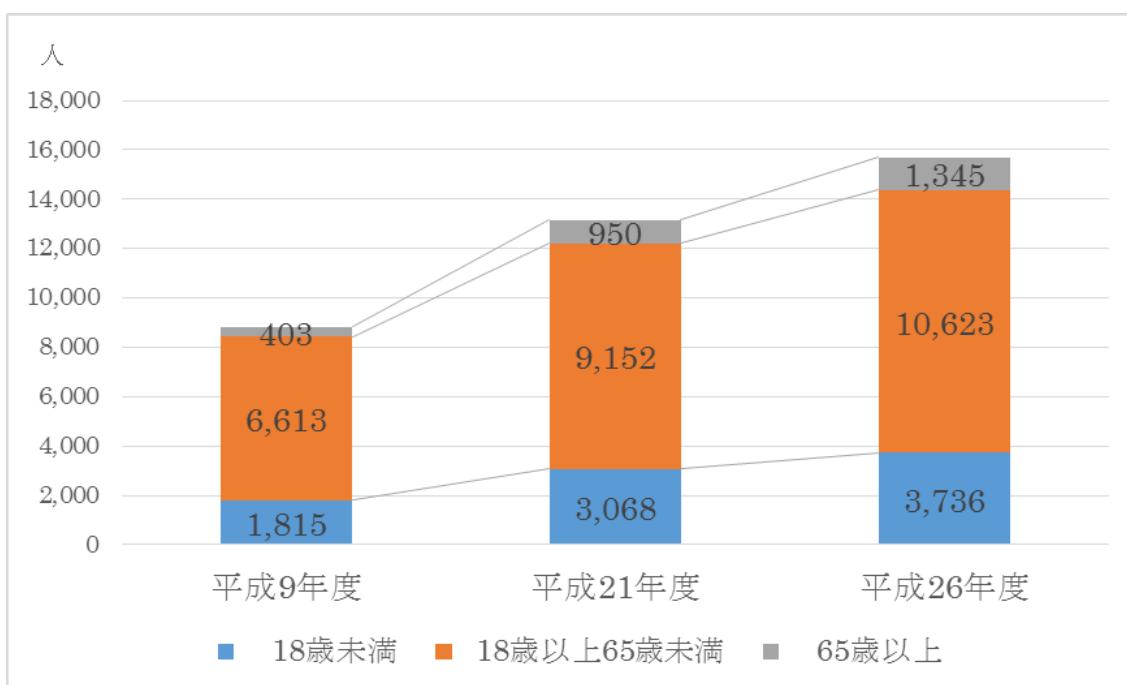
(各年度3月31日現在)

区分	平成9年度		平成21年度			平成26年度		
	(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)	H9対比(%)	(人)	構成比(%)	H9対比(%)
18歳未満	1,815	20.5	3,068	23.3	+69.0	3,736	23.8	+105.8
18歳以上65歳未満	6,613	74.9	9,152	69.5	+38.4	10,623	67.6	+60.6
65歳以上	403	4.6	950	7.2	+135.7	1,345	8.6	+233.7
合 計	8,831	100.0	13,170	100.0	+49.1	15,704	100	+77.8

●療育手帳所持者の等級別状況（各年度3月31日現在）



●療育手帳所持者の年齢別状況（各年度3月31日現在）



(4) 精神障害のある人の現状

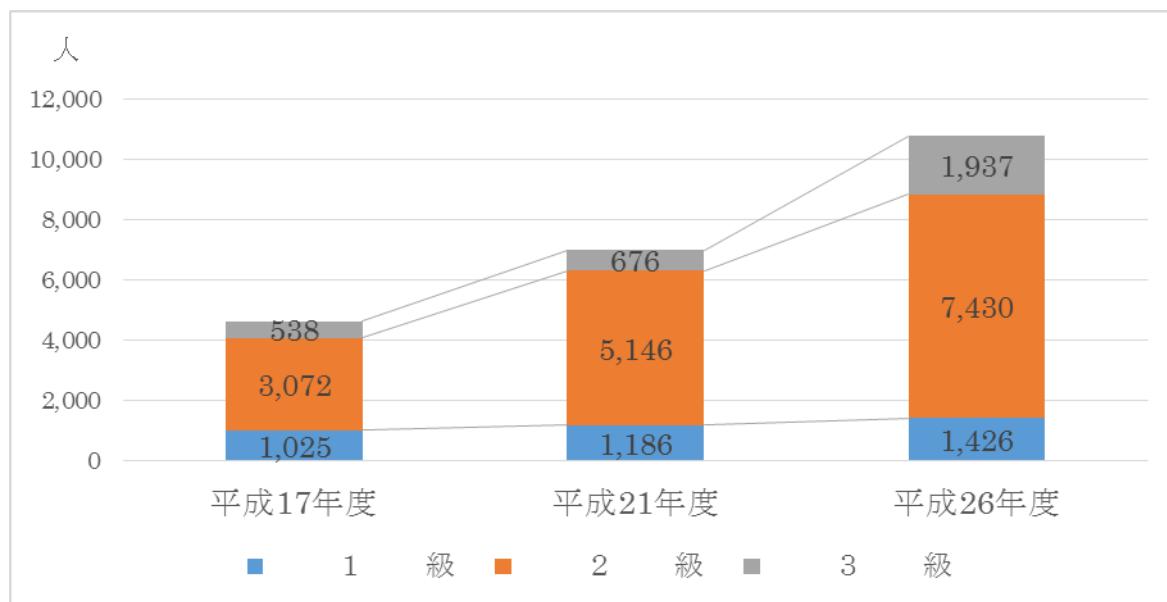
精神障害者保健福祉手帳を所持している人は、平成 27 年 3 月 31 日現在、10,793 人となっており、9 年前(平成 17 年度)に比べ 6,158 人(132.9 パーセント)増加しています。

等級別にみると、2 級の占める割合が 68.8 パーセントとなっています。また、9 年前と比べると、3 級の人が 1,399 人(260 パーセント)増加しています。

●精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別状況（各年度 3 月 31 日現在）

区分	平成17年度		平成21年度			平成 26 年度		
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	H17対比 (%)	(人)	構成比 (%)	H17対比 (%)
1 級	1,025	22.1	1,186	16.9	+15.7	1,426	13.2	+39.1
2 級	3,072	66.3	5,146	73.4	+67.5	7,430	68.8	+141.9
3 級	538	11.6	676	9.7	+15.6	1,937	18.0	+260.0
合 計	4,635	100.0	7,008	100.0	+51.2	10,793	100.0	+132.9

●精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別状況（各年度 3 月 31 日現在）



なお、発達障害のある人については、平成 22 年 12 月の障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）の改正により、精神障害のある人に位置付けられ、法に基づくサービス等の対象となることが明確化されました。(発達障害のある人には、固有の手帳制度や包括的な調査等がないことから、正確な実態は把握できていませんが、精神障害者保健福祉手帳を所持している人や患者調査における「他の精神及び行動の障害」の区分のうちには、発達障害のある人が含まれます。)

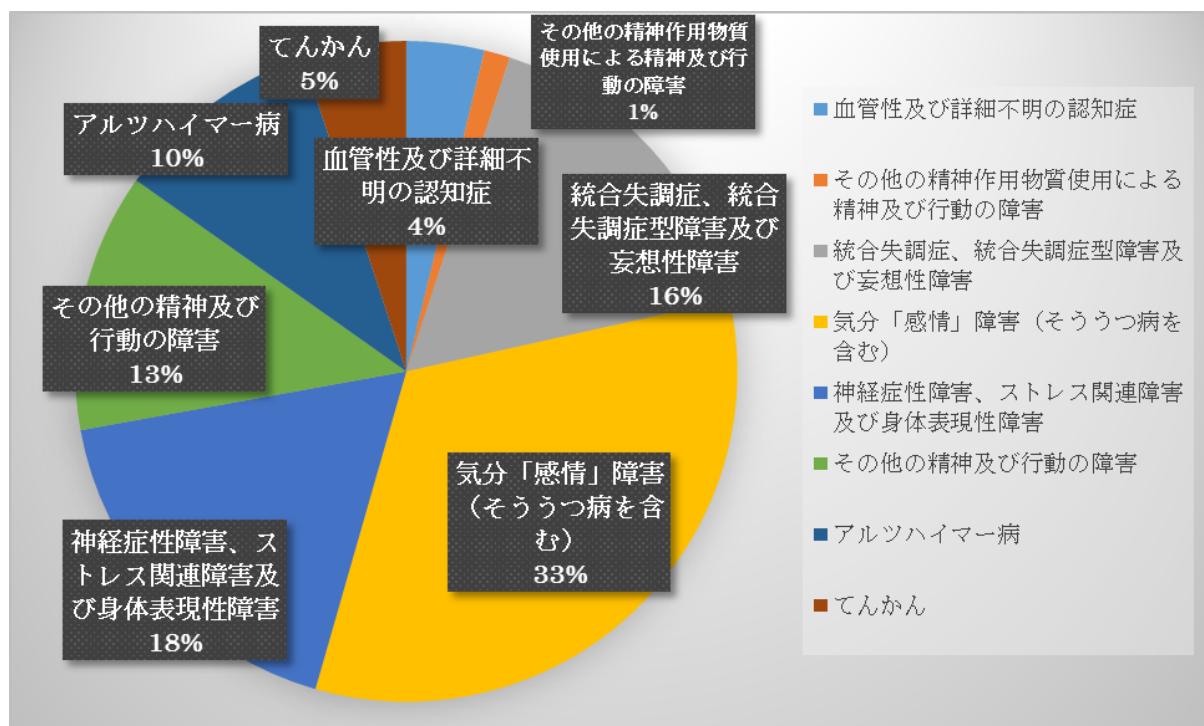
●厚生労働省の患者調査に基づく精神疾患のある患者の推計値

(第4期岡山県障害福祉計画より抜粋)

平成23年患者調査を基に県内の患者を推計すると約79,000人となります。

(単位:人)

区分	平成23年
血管性及び詳細不明の認知症	3,000
その他の精神作用物質使用による精神及び行動の障害	1,000
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	13,000
気分「感情」障害（そううつ病を含む）	26,000
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	14,000
その他の精神及び行動の障害	10,000
アルツハイマー病	8,000
てんかん	4,000
精神疾患計	79,000



(5) 難病患者の現状

難病は平成 26 年 12 月 31 日まで特定疾患治療研究事業として、56 疾患を対象として「特定疾患医療受給者証」を交付していました。

なお、平成 27 年 1 月から、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく新たな制度が始まり、対象疾病が 56 から 110 に拡大され、指定難病患者には「特定医療費（指定難病）受給者証」が交付されています。また、平成 27 年 7 月から対象疾病が 306 にさらに拡大されました。（なお、障害者総合支援法における対象疾病は、平成 27 年 7 月より 332 に拡大されました。）

● 「特定疾患医療受給者証所持者」・「特定医療費（指定難病）受給者証所持者」の状況

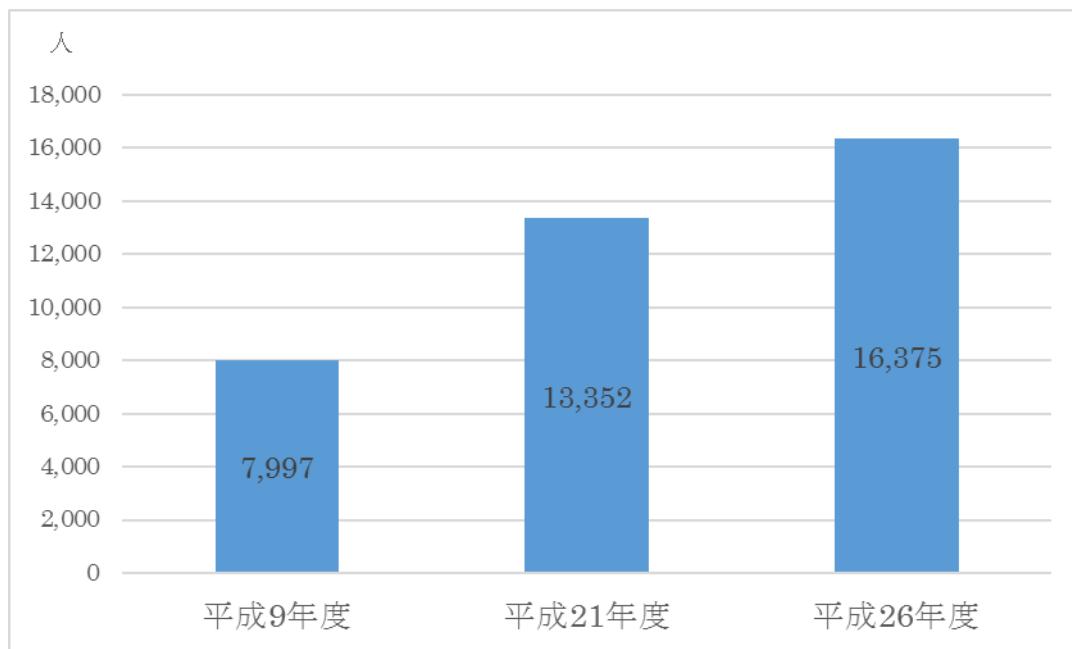
（各年度 3 月 31 日現在）

疾 患 名	適用年月	平成9年度 (人)	平成21年度		平成26年度	
			(人)	H9対比 (%)	(人)	H9対比 (%)
1. ペーチェット病	S47. 4	325	309	-4. 9	329	+1. 2
2. 多発性硬化症	S48. 4	117	187	+59. 8	252	+115. 4
3. 重症筋無力症	S47. 4	186	326	+75. 3	374	+101. 1
4. 全身性エリテマトーデス	"	691	841	+21. 7	901	+30. 4
5. スモン	"	161	192	+19. 3	159	-1. 2
6. 再生不良性貧血	S48. 4	174	160	-8. 0	186	+6. 9
7. サルコイドーシス	S49. 10	286	303	+5. 9	425	+48. 6
8. 筋萎縮性側索硬化症	"	92	131	+42. 4	135	+46. 7
9. 強皮症・皮膚筋炎、 多発性筋炎	"	557	803	+44. 2	889	+59. 6
10. 特発性血小板減少性 紫斑病	"	490	391	-20. 2	437	-10. 8
11. 結節性動脈周囲炎	S50. 10	60	195	+225. 0	253	+321. 7
12. 潰瘍性大腸炎	"	940	1, 977	+110. 3	2, 668	+183. 8
13. 大動脈炎症候群	"	86	99	+15. 1	113	+31. 4
14. ピュルガー病	"	214	160	-25. 2	132	-38. 3
15. 天疱瘡	"	81	82	+1. 2	90	+11. 1
16. 脊髄小脳変性症	S51. 10	260	396	+52. 3	400	+53. 8
17. クローン病	"	325	581	+78. 8	715	+120. 0
18. 難治性の肝炎のうち 劇症肝炎	"	26	3	-88. 5	—	-100. 0
19. 悪性関節リウマチ	S52. 10	84	69	-17. 9	60	-28. 6
20. パーキンソン病関連疾患	S53. 10	905	2, 220	+145. 3	2, 605	+187. 8

疾 患 名	適用 年月	平成9年度 (人)	平成21年度		平成26年度	
			(人)	H9対比 (%)	(人)	H9対比 (%)
21. アミロイドーシス	S54. 10	21	25	+19. 0	40	+90. 5
22. 後縦靭帯骨化症	S55. 12	639	806	+26. 1	931	+45. 7
23. ハンチントン病	S56. 10	20	15	-25. 0	20	0. 0
24. モヤモヤ病(ウイルス動脈輪閉塞症)	S57. 10	121	269	+122. 3	331	+173. 6
25. ウエーナー肉芽腫症	S59. 10	9	33	+266. 7	53	+488. 9
26. 特発性拡張型(うつ血型)心筋症	S60. 1	202	557	+175. 7	746	+269. 3
27. 多系統萎縮症	S61. 1	5	207	+4, 040. 0	231	+4, 520. 0
28. 表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	S62. 1	7	4	-42. 9	5	-28. 6
29. 膿疱性乾癬	S63. 1	21	28	+33. 3	28	+33. 3
30. 広範脊柱管狭窄症	S64. 1	97	183	+88. 7	213	+119. 6
31. 原発性胆汁性肝硬変	H2. 1	227	424	+86. 8	570	+151. 1
32. 重症急性膵炎	H3. 1	34	29	-14. 7	24	-29. 4
33. 特発性大腿骨頭壊死症	H4. 1	184	384	+108. 7	410	+122. 8
34. 混合性結合組織病	H5. 1	66	140	+112. 1	147	+122. 7
35. 原発性免疫不全症候群	H6. 1	15	21	+40. 0	23	+53. 3
36. 特発性間質性肺炎	H7. 1	31	99	+219. 4	170	+448. 4
37. 網膜色素変性症	H8. 1	232	370	+59. 5	393	+69. 4
38. プリオノ病	H14. 6	4	9	+125. 0	3	-25. 0
39. 肺動脈性肺高血圧症	H10. 1	2	32	+1, 500. 0	50	+2, 400
40. 神経線維腫症	H10. 5		51		76	
41. 亜急性硬化性全脳炎	H10. 12		5		4	
42. バット・キアリ症候群	"		7		7	
43. 慢性血栓塞栓性肺高血圧症	"		20		56	
44. ライソゾーム病 (ファブリー病を含む)	H13. 5		10		15	
45. 副腎白質ジストロフィー	H12. 4		8		9	

疾 患 名	適用 年月	平成9年度 (人)	平成21年度		平成26年度	
			(人)	H9対比 (%)	(人)	H9対比 (%)
46. 家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	H21. 10		2		4	
47. 脊髄性筋萎縮症	"		7		20	
48. 球脊髄性筋萎縮症	"		8		21	
49. 慢性炎症性脱髓性多発神経炎	"		20		81	
50. 肥大型心筋症	"		11		90	
51. 拘束型心筋症	"		—		—	
52. ミトコンドリア病	"		2		20	
53. リンパ脈管筋腫症(LAM)	"		2		13	
54. 重症多形滲出性紅斑(急性期)	"		1		1	
55. 黄色韌帯骨化症	"		5		84	
56. 間脳下垂体機能障害	"		133		363	
計		7,997	13,352	+167.0	16,375	+204.8

●特定疾患医療受給者証所持者の状況(各年度 3月31日現在)



【H27. 1月から新たに追加指定された疾病名・人数】

(H27.3.31 時点)

疾患名	適用年月	平成9年度 (人)	平成21年度		平成26年度	
			(人)	H9対比 (%)	(人)	H9対比 (%)
4. 原発性側索硬化症	H27.1				—	
9. 神経有棘赤血球症	〃				—	
10. シャルコー・マリー・トウース病	〃				—	
12. 先天性筋無力症候群	〃				—	
15. 封入体筋炎	〃				2	
16. カウ・深瀬症候群	〃				3	
25. 進行性多巣性白質脳症	〃				—	
26. HTLV-1関連脊髄症	〃				2	
27. 特発性基底核石灰化症	〃				—	
29. ウルリッヒ病	〃				—	
30. 遠位型ミオパチー	〃				1	
31. ベスレムミオパチー	〃				—	
32. 自己貪食空胞性ミオパチー	〃				—	
33. シュワルツ・ヤンヘル症候群	〃				—	
41. 巨細胞性動脈炎	〃				—	
45. 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	〃				12	
48. 原発性抗リン脂質抗体症候群	〃				—	
53. シエーゲレン症候群	〃				28	
54. 成人スチル病	〃				4	
55. 再発性多発軟骨炎	〃				2	
61. 自己免疫性溶血性貧血	〃				4	
62. 発作性夜間ヘモグロビン尿症	〃				—	
64. 血栓性血小板減少性紫斑病	〃				—	
66. IgA腎症	〃				46	
67. 多発性囊胞腎	〃				31	

80. 甲状腺カルモン不応症	〃				—	
81. 先天性副腎皮質酵素欠損症	〃				4	
82. 先天性副腎低形成症	〃				—	
83. アジソン病	〃				1	
92. 突発性門脈圧亢進症	〃				—	
94. 原発性硬化性胆管炎	〃				2	
95. 自己免疫性肝炎	〃				9	
98. 好酸球性消化管疾患	〃				1	
99. 慢性特発性偽性腸閉塞症	〃				—	
100. 巨大膀胱短小結腸 腸管蠕動不全症	〃				—	
101. 腸管神経節細胞僅少症	〃				—	
102. ルビンシュタイン・テヒ症候群	〃				—	
103. CFC症候群	〃				—	
104. コステロ症候群	〃				—	
105. チャーシュ症候群	〃				—	
106. クリオヒリン関連周期熱症候群	〃				1	
107. 全身型若年性特発性関節炎	〃				—	
108. TNF受容体関連周期性症候群	〃				—	
109. 非典型溶血性尿毒症症候群	〃				—	
110. ブラウ症候群	〃				—	
計					153	

※疾病番号はH27.1月からの指定難病における番号

(6) 本計画における障害のある人（障害者）の定義

この計画の対象者は、障害者基本法第2条の規定に基づき、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含みます。）その他の心身の機能の障害がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人とします。

なお、第2章「施策の展開」以降の具体的事業の対象となる障害のある人（障害者）については、それぞれの事業の根拠となる法令等の規定により、その範囲が定められます。

【障害者基本法第2条抜粋】

1 障害者

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 社会的障壁

障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

VIII 障害保健福祉圏域の設定

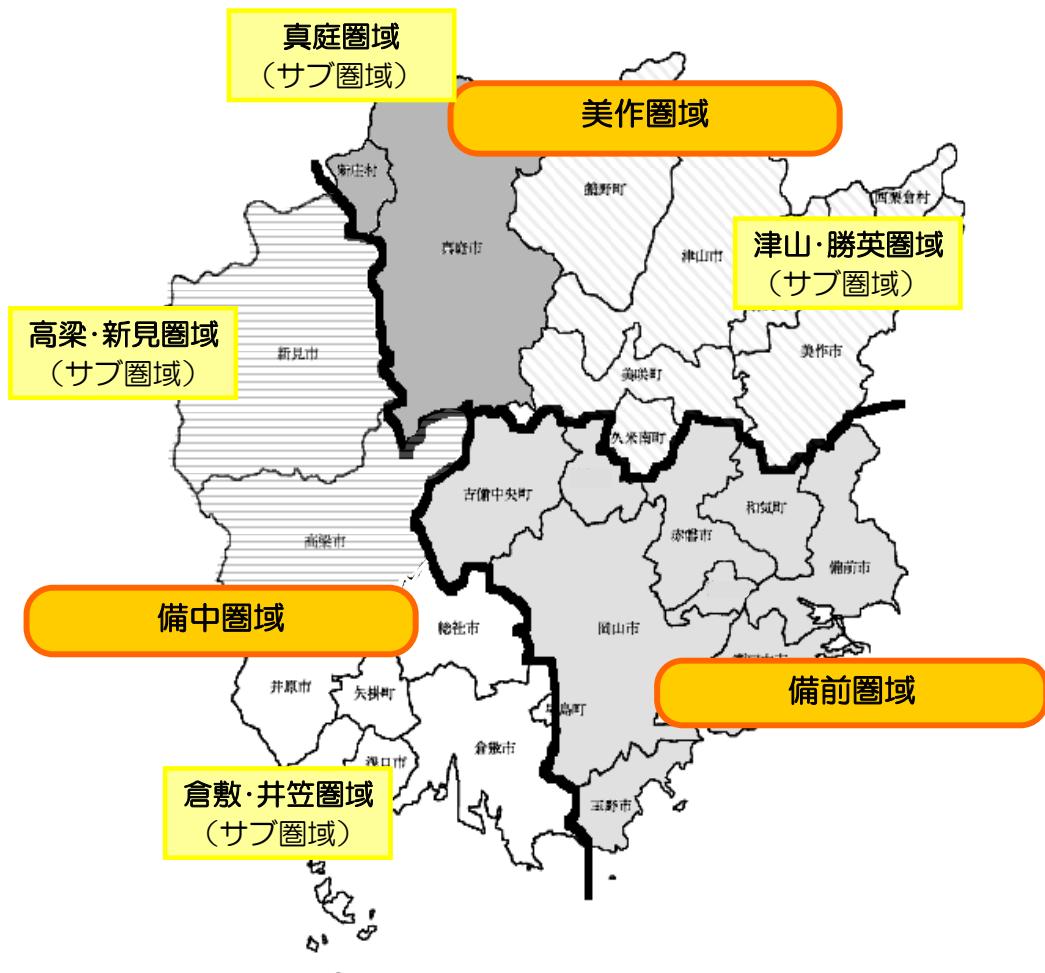
現在の障害福祉は、障害のある人に身近な行政である市町村が、障害のある人のニーズを的確に把握した上で、主体的に取り組んでいくことが基本となっていますが、複数の市町村による広域的な取組が必要な場合もあります。

これまで、本県では、「備前」・「備中」・「美作」の3つの障害保健福祉圏域を設定し、広域的なサービス提供網の構築を図ってきました。また、「岡山県保健医療計画」の二次医療圏等が5圏域に分かれていること等を考慮して、備中圏域に「倉敷・井笠サブ圏域」と「高梁・新見サブ圏域」を、美作圏域に「真庭サブ圏域」と「津山・勝英サブ圏域」を設定していました。

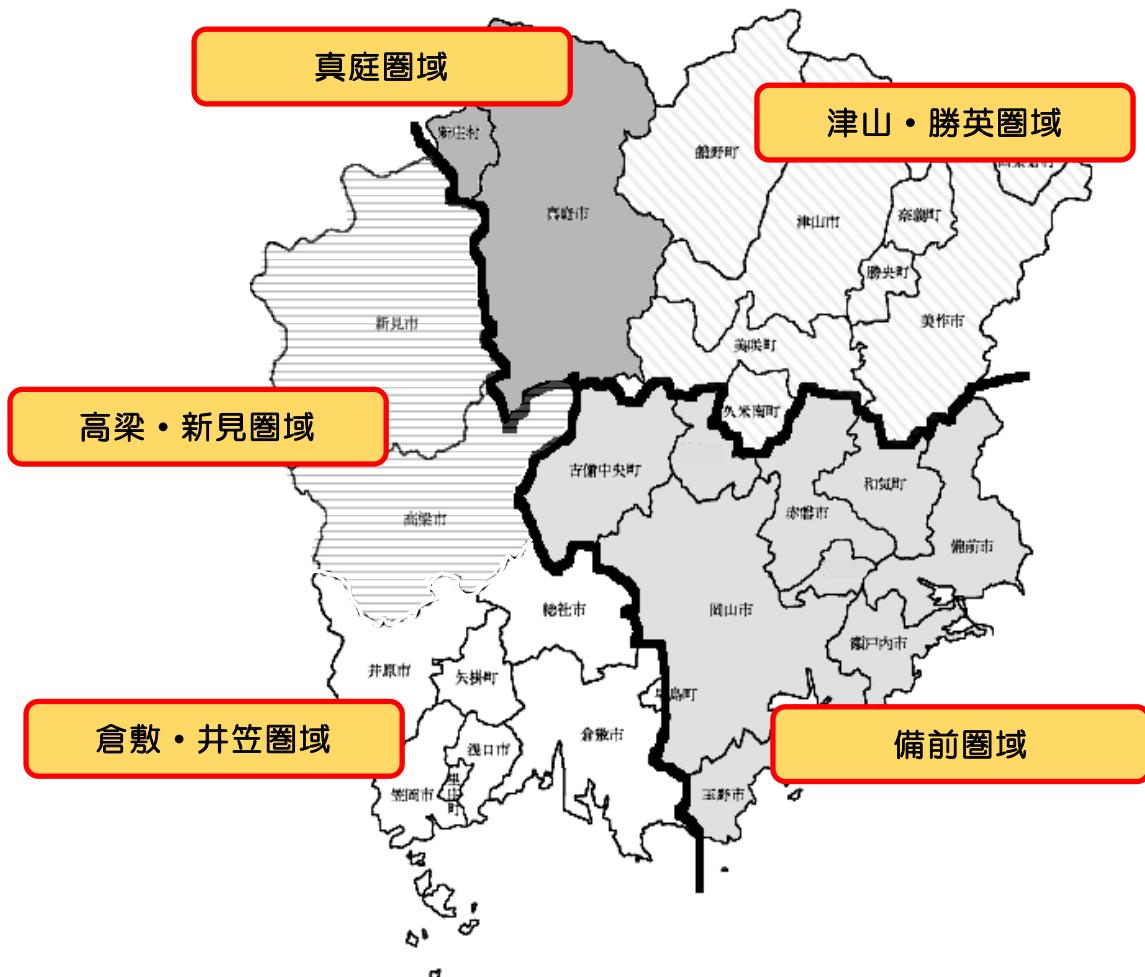
一方、障害福祉サービス等の必要見込み量の確保を図っていくための単位である「区域」(障害者総合支援法第89条第2項第2号)については、平成27年3月に策定した第4期岡山県障害福祉計画において、入所系サービス以外の区域を、サブ圏域を含めた障害保健福祉圏域(5圏域)を基に、5区域に設定しました。

こうした状況の中で、本計画の改定にあたり、岡山県障害福祉計画の「区域」との整合性をはかるとともに、長期的にも地域に密着した障害福祉施策を推進するため、従来までのサブ圏域であった「倉敷・井笠サブ圏域」と「高梁・新見サブ圏域」、及び、「真庭サブ圏域」と「津山・勝英サブ圏域」を「圏域」とし、「備前圏域」と併せて5圏域とします。

【従来までの障害保健福祉圏域】



【改訂後の障害保健福祉圏域】



圏域名	構成市町村
備前圏域	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町
倉敷・井笠圏域	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
高梁・新見圏域	高梁市、新見市
真庭圏域	真庭市、新庄村
津山・勝英圏域	津山市、美作市、鏡野町、久米南町、美咲町、勝央町、奈義町、西粟倉村

第2章 施策の展開

I 啓発・広報・社会参加

<基本的な考え方>

障害のある人もない人も共に生活し活動できる社会の実現のためには、障害のある人の置かれた環境を十分に理解することによって障壁（バリア）を取りはらう「心のバリアフリー」が重要です。障害や障害のある人についての県民の理解と関心を高めるため、各種啓発活動や学校・社会教育、ボランティア活動等の実施を推進します。

また、障害のある人と障害のないとの交流・学習等を通して、障害のない人にとっては、障害のある人の心に触れることで積極的な態度を養うとともに、社会貢献意識の醸成を図っていきます。また、本計画で定める各分野の施策と一緒にとなった啓発活動やボランティア活動を実施することによって、県民が興味や関心を持てる分野で参加しやすい交流機会を提供し、障害のある人もない人も一緒に暮らせる共生の社会づくりと、一層のノーマライゼーションの推進を図ります。

<現状と課題>

【障害や障害のある人に関する理解】

- 障害及び障害のある人に関する県民の正しい理解を普及するための啓発活動をより一層進めていく必要があります。
- 障害のある・なしに関わらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らすことを目指す「ノーマライゼーション」という考え方を引き続き、広く県民に啓発していく必要があります。
- 障害のある人に対して、障害を理由とする偏見や差別の解消に向けて、引き続き、啓発活動を進めていく必要があります。
- 発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障害のある本人やその家族に対する支援が求められており、引き続き、発達障害についての県民の理解を促進していく必要があります。
- 平成25年6月に、「障害者差別解消法」が制定され（平成28年4月施行）、障害を理由とする不当な差別や、障害のある人にとって必要な合理的配慮の不提供は禁止されます。こうした制度の周知や、不当な差別の解消に向けて、県民に広く啓発していく必要があります。

●身体障害のある人の状況

身体障害者手帳を所持している人は、平成27年3月31日現在で80,429人となっており、平成21年度からの5年間で4.3%減少しています。

障害区分別にみると、内部障害の手帳所持者の増加が大きく、同じく6.6%増となっています。

●知的障害のある人の状況

療育手帳を所持している人は年々増加しており、平成27年3月31日現在で15,704人となっており、平成21年度からの5年間で19.2%増加しています。等級別にみると、療育手帳B（中・軽度）の所持者の増加が大きく、同じく26.1%増となっています。

●精神障害のある人の状況

精神障害者保健福祉手帳を所持している人は年々増加しており、平成27年3月31日現在で10,793人と、平成21年度の7,008人から5年間で54.0%増加しています。等級別にみると、3級の所持者の増加が著しく、676人から1,937人と286.5%増となっています。なお、発達障害のある人については、平成22年12月の障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）の改正により、精神障害のある人に位置付けられ、法に基づくサービス等の対象となることが明確化されました。

しかし、発達障害は、はっきりと診断や判定することが難しいため、発達障害のある人の正確な人数は把握できていないのが現状です。

●難病の人の状況

平成25年4月から障害者総合支援法に定める障害児・者の範囲に難病患者が加えられ、障害福祉サービス等の対象となりました。この時の難病等の範囲は、当面の措置として、難病患者等居宅生活支援事業の対象疾病と同じ範囲（130疾病）とされていましたが、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等に係る検討を踏まえ、平成27年1月（151疾病）、7月（332疾病）と更に対象疾病が拡大されました。

●障害のある人に対する差別の有無

第3期岡山県障害者計画（仮称）の策定にあたって、平成27年度に一般県民を対象に県民意識調査（以下、「県民アンケート調査」）を行いました。県民アンケート調査では、「あなたは、世の中には障害のある人に対して、障害を理由とする偏見や差別があると思いますか。」という問い合わせに対して、「あると思う」と答えた人が48.7%、「少しはあると思う」と答えた人が37.1%となっており、8割強の人が偏見や差別が「ある」又は「少しはある」と思っています。年齢別で見ると、偏見や差別が「ある」又は「少しはある」と回答した人の割合が、20代：93.6%、30代：100%と、全世代平均（85.8%）より高くなっています。

●障害者差別解消法の認知度

県民アンケート調査では、国では、平成25年6月、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」を制定し、平成28年4月から施行することとしていますが、「あなたはこのことを知っていますか。」という問い合わせに対して、「知らない」77.3%、と回答した人が最も多く、「詳しい内容は知らないが、法律ができたことは聞いたことがある」15.1%「法律の内容も含めて知っている」2.1%、「わからない」3.7%となっています。

●「共生社会」又は「ノーマライゼーション」の認知度

県民アンケート調査では、「あなたは、障害のある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らすことを目指す「共生社会」又は「ノーマライゼーション」という考え方を知っていますか。」という問い合わせに対しては、「知っている」24.6%、「言葉だけは聞いたことがある」29.9%、「知らない」41.5%となっています。

●「共生社会」又は「ノーマライゼーション」についての考え方

県民アンケート調査では、「障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会である」という考え方について、どう思いますか。」という問い合わせに対しては、「そう思う」47.8%、「どちらかといえばそう思う」31.8%と肯定意見が79.6%、一方「そう思わない」2.1%、「どちらかといえばそう思わない」0.9%と否定意見が3.0%、「一概にいえない」が9.0%となっています。

●障害のある人との交流

県民アンケート調査では、「障害者週間を中心とした障害のある人に対する理解を深めるための行事や催しに参加してみたいと思いますか」との問い合わせに対し、「ぜひ参加したい」3.7%、「機会があれば参加したい」55.9%と、約6割の人が「ぜひ参加したい」又は「機会があれば参加したい」と回答しています。

●発達障害についての社会の理解

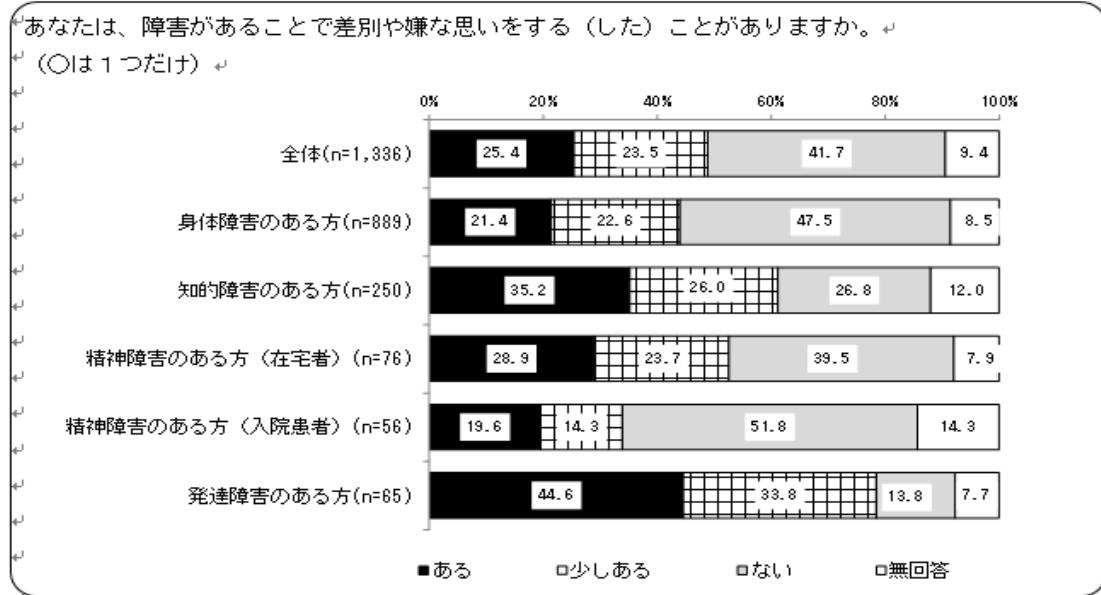
県民アンケート調査では、「発達障害について社会の理解は深まっていると思いますか」という問い合わせに対して、「深まっていると思う」5.6%、「どちらかといえば深まっていると思う」34.1%と肯定意見が39.7%であったのに対し、「どちらかといえば深まっているとは思わない」17.2%、「深まっているとは思わない」17.9%と否定意見も35.1%あります。

(平成22年度に、同じ問い合わせを県民アンケートにて実施しましたが、その時は、肯定意見が36.5%、否定意見が43.8%と、否定意見が肯定意見を上回っていました。)

【学校教育及び社会教育の充実】

- 県民アンケートでは、障害のある人との交流の有無について、「障害のある人と気軽に話したり、障害のある人の手助けをしたことがありますか」との問い合わせに対して、「ある」67.1%、「ない」28.5%となっていますが、「ない」理由として、「たまたま機会がなかったから」が61.8%と最も多くなっています。
- 障害のある人を対象にしたアンケート（平成26年度実施）では、障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことの有無は、全体では「ない」が41.7%と最も高く、次いで「ある」(25.4%)、「少しある」(23.5%)となっています。障害別にみると、知的障害のある人、精神障害のある人（在宅者）、発達障害のある人は「ある（「ある」と「少しある」の合計）」が「ない」を上回っています。

障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことの有無



- また、障害のある人を対象としたアンケートでは、「あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。」という問い合わせに対して、全体では「買い物に行く」が67.6%と最も高く、次いで「医療機関への受診」(52.6%)、「通勤・通学・通所」(30.1%)、「散歩に行く」(26.6%)、「趣味やスポーツをする」(25.0%)、「友人・知人に会う」(24.5%)となっており、新たな交流の場として、さまざまな行事や活動の機会を創設することが求められています。
- 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との「交流及び共同学習」を積極的に推進し、相互理解の促進を図っていく必要があります（障害者基本法第16条）。このことを通じて、障害のある児童生徒の体験を広げ、積極的な態度を養い、社会性や人間性を育んでいく必要があります。また、障害のない児童にとっては、早くから障害のある人の心に触れることでボランティアへの参加意欲や社会参加意識の醸成ができます。

- 保健福祉施設等でのふれあい・介護体験等は、施設に入所・通所している障害のある人への理解を深め、お互いが交流を進める上で重要な体験となるので、さらに推進していく必要があります。

【ボランティア活動の推進】

- 保健福祉施設等でのふれあい・介護体験等は、施設に入所・通所している障害のある人への理解を深め、お互いが交流を進める上で重要な体験となるので、さらに推進していく必要があります。
- 多様化する障害や地域福祉ニーズに対応するためには、ボランティアやNPO等、自発的、主体的な地域住民と協働して、地域に密着した障害福祉サービスを提供することが不可欠となっています。特に、今後、地域移行、一般就労が進んでいく中で、在宅福祉サービス等において、ボランティア等による自発的な取組が大きな役割を果たすようになってきています。
- 障害のある人の意思の伝達、情報の確保など生活を多面的に支えるボランティア活動は、次第に広がってきており、県民の関心は高まってきていますが、ボランティア活動に参加したいという気持ちがあっても、きっかけがなく参加に結びつかない方もいます。そのような方々を参加に結びつける機会の提供が求められています。
- また、子どもや学生の頃から、ボランティア活動や交流体験を通して、「障害」や「障害のある人」に関わりふれあうことで、人生を通して、障害のある人への理解や共感につながるよう様々な機会の提供等に努める必要があります。
- 高齢期の障害のある人は、一般の人に比べて健康管理が難しくなる傾向があり、そのため在宅診療の充実を図りつつ、医療と介護の連携を進めながら、ボランティア等の地域資源を活用した支援体制を構築することも必要となっています。
- 障害のある人が、住み慣れた地域で生活を営むためには、公的な在宅福祉サービスの充実とともに、ボランティア等、地域の住民相互の助け合いによる地域福祉活動を一層推進することが重要です。
- 小学校、中学校、高等学校における福祉ボランティア活動を周知・充実・普及させていくためには、障害や障害のある人に関する学習、共感の意識醸成による「思いやりの心」を醸成し、ボランティア活動の種類や内容、体験できる場所や施設の紹介等、情報提供等を行っていく必要があります。

- ボランティア活動を行う団体が、地域団体、NPO法人、各種団体等多岐に渡るため、岡山県ボランティア・NPO活動支援センターが中心となって連携して、取り組んでいく必要があります。

【障害のある人の社会参画の促進】

- 障害のある人が、地域社会の一員として安心して地域で生活できるように、地域の行事や活動への積極的な参加を促していく必要があります。地域で催される運動会、文化祭、祭りなどへの地域住民の参加を促進していく必要があります。
- 障害のある人の地域移行が進む中、地域の中で自立した生活を送るために、地域住民との関わりがますます重要になっており、障害のある人の社会参加について、理解と関心を求めていく必要があります。

<重要施策と主要事業>

1 啓発・広報活動の推進

障害のある人や障害についての県民の理解と関心を高め、障害者基本法及び本計画の目的等に関する理解の促進を図るため、行政、一般県民、企業、民間団体、マスメディア等の多様な主体との連携による幅広い啓発・広報活動を計画的かつ効果的に推進します。

障害者週間（毎年12月3日から9日まで）における各種行事等、様々な機会を通して、障害のある人、障害のない人、ボランティア参加者、学生など幅広い層の参加による啓発活動を実施するとともに、障害のある人の就労に向けた啓発を関係機関と連携して推進していきます。

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について、県民の理解を深め、誰もが障害のある人等に自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」・「福祉のまちづくり」を推進します。また、本計画で定める分野別施策と一体となった啓発活動を実施することによって、県民が興味や関心を持てる分野に参加しやすい機会を提供し、障害のある人も一緒に活動し暮らすことのできる共生社会の実現とノーマライゼーションの推進を図ります。

(1) 「心のバリアフリー」・「福祉のまちづくり」の推進

（障害福祉課）

障害のある人の体験や、障害のある人と障害のない人の交流を推進し、障害のある人が障害のない人と同じように生活するための必要な配慮や、障害のある人への自然な手助けを誰もが行うことのできるよう「心のバリアフリー」及び「福祉のまちづくり」を推進します。

【第3章 事業一覧 P. 149 参照】

- 福祉のまちづくりの推進（障害福祉課）
- おかやま心のバリアフリー普及・促進事業（障害福祉課）
- 心のバリアフリー支援事業（障害福祉課）

(2) 様々な啓発・広報活動の推進

(障害福祉課、公聴広報課、医薬安全課、健康推進課、教育庁特別支援教育課・人権教育課)

①様々な啓発・広報活動

障害者週間（12月3日～9日）や知的障害者福祉月間（9月）、精神保健福祉普及運動（10月）、発達障害啓発週間（4月2日～8日）等での啓発・広報活動を推進し、障害のある人に対する理解や関心の推進や、障害のある人の社会参加を促進します。

また、広報誌やテレビ・ラジオ・新聞など様々な広報媒体を活用するとともに、街頭キャンペーンや体験作文・ポスター、各種行事等の展開により積極的に県民の理解を促進します。

②インクルーシブな交流・分野横断的な啓発の推進

「障害のある人もない人も一緒に社会をデザインする」をコンセプトに、障害のある人もない人も一緒に参加できる交流型・分野横断型の啓発活動に取り組みます。

本計画の分野別施策（ボランティア、文化芸術活動（障害者アート等）、農福連携による就労支援、観光・まちづくり、国際交流等）と啓発活動とを一体的、横断的に実施することで、多くの一般県民が障害のある人との交流・参加しやすい機会を提供し、施策と啓発の相乗効果等も創出していきます。

また、学生等若者を中心に、ワークショップやフィールドワーク等も取り入れながら、興味や関心を持つ分野への参加を募集・推進し、障害のある人と交流することで、相互理解を深めていきます。

③あいサポート運動の紹介

様々な啓発活動等の一環で、あいサポート運動を紹介していきます。

【参考】あいサポート運動

鳥取県が平成21年に創設した「県民が、多様な障がいの特性の理解に努め、障がいのある人に温かく接するとともに、障がいのある人が困っているときに、ちょっとした手助けを行う運動」のこと。

【第3章 事業一覧 P. 149 参照】

- 障害者週間の普及啓発（障害福祉課）
- 心の輪を広げる障害者理解促進事業（障害福祉課）
- 障害のある幼児児童生徒への理解の促進（教育庁特別支援教育課）
- 障害のある人の県庁アートギャラリー（障害福祉課）

- こころをつなぐ作品展・発達障害児支援フォーラム（教育庁特別支援教育課）
- 発達障害のある人への理解を促進するための啓発・広報（障害福祉課）
- 難病のある人への理解を促進するための啓発・広報（医薬安全課）
- 精神障害のある人への理解を促進するための啓発・広報（健康推進課）
- 広報・啓発活動（公聴広報課）
- インクルーシブな交流・分野横断的な啓発の推進（障害福祉課）
- あいサポート運動の紹介（障害福祉課）

(3) 障害のある人の雇用に向けた啓発の推進

（労働雇用政策課、教育庁特別支援教育課、障害福祉課）

岡山労働局等と連携しながらの障害のある人の雇用の啓発や、「障害者雇用支援月間」（9月）等を通して、事業主又は県民に対して障害のある人の雇用の機運醸成を推進するとともに、障害のある人の職業的自立を支援するため、国、高齢・障害・求職者雇用支援機構等と協力して、さまざまな啓発活動を展開します。

【第3章 事業一覧 P. 150 参照】

- おかやま心のバリアフリー普及・促進事業（障害福祉課）【再掲】
- 障害のある人の雇用に向けた啓発の推進（労働雇用政策課）
- 月間ポスター原画募集（障害者雇用支援月間）（労働雇用政策課）
- 障害者雇用職場改善好事例募集（障害者雇用支援月間）（労働雇用政策課）
- 障害者雇用に関する全国表彰式の開催（障害者雇用支援月間）（労働雇用政策課）
- 「岡山の就労応援団」の構築や「地域型実習」の推進（教育庁特別支援教育課）
- 「可能性にチャレンジ～特別支援学校技能検定～」の実施（教育庁特別支援教育課）
- 「ジョブマッチング～特別支援学校生徒のためのジョブフェア」の実施
（教育庁特別支援教育課）

2 学校教育及び社会教育の充実等

県民の障害及び障害のある人に対する理解を促進するための取組を推進します。また、未来を担う若者を中心に、障害や障害のある人に関わる学習や社会貢献活動を通して、思いやりや助け合いの心を持った子どもを育てることを目的とした教育を推進します。同時に様々な障害特性や必要な配慮等に関する理解や共感の促進を図ります。

(1) 障害のある人への理解の促進

(障害福祉課)

障害のある人が利用する視覚障害者誘導用ブロックや身体障害者補助犬、障害者用駐車スペース等に対する理解を促進するとともに、その円滑な利活用に必要な配慮等について周知を図ります。

障害者団体等が作成する啓発・周知のためのマーク等について、関連する事業者等の協力のもと、県民に対する情報提供を行い、その普及及び理解の促進を図ります。

【第3章 事業一覧 P. 150 参照】

- 「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度の推進（障害福祉課）
- 身体障害者補助犬（障害福祉課）
- 視覚障害者誘導用ブロック（障害福祉課）

(2) 学校教育及び社会教育の充実

(障害福祉課、教育庁特別支援教育課・義務教育課・高校教育課)

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との相互理解を深めるための交流活動を一層進めることで、障害のある人に対する理解の促進と適切な対応に努めます。また、学校等においては、障害及び障害のある人に関わる取組を通して、思いやりや助け合いの心を持った児童・生徒の育成に努めます。

さらに、地域社会における障害のある人への理解を促進するため、福祉施設、教育機関等と地域住民等との日常的交流の一層の拡大を図ります。

①学校における取組の推進

●交流及び共同学習の推進

障害のある子どもと、障害のない子どもや地域の人々による交流及び共同学習を行い、互いを認め合い、尊重し合う心を育てる教育を推進します。

特別支援学校と地域の小・中学校、高等学校等において、交流及び共同学習等を積極的に推進することで、特別支援教育や障害のある児童生徒等に対する理解を深めます。

●社会貢献活動の推進

学校における「総合的な学習の時間」・「特別活動」の活用や、高等学校福祉科等での介護等体験特別授業、児童生徒のボランティア活動の推進により、児童生徒の社会福祉への理解と関心を深める機会を提供します。

県立高等学校等での社会貢献活動の一環で、障害のある人へのボランティア活動等の機会の提供に努めます。

●バリアフリートラベルや福祉施設訪問等による体験的学習の実施

総合的な学習の時間や特別活動等において、車いすやアイマスクなどを用いたバリアフリー体験や福祉施設訪問等による体験的な学習を推進します。

●障害のある人等による訪問・課外授業

障害のある人や支援者などが学校を訪問し、課外授業を実施します。今後、社会との関わりの中で障害のある人と接する機会が増える高校生及び中学生に対して、障害のある人について考える機会をつくり、障害のある人に対する理解を促進します。

●インクルーシブな交流・分野横断的な啓発の推進【再掲】

「障害のある人もない人も一緒に社会をデザインする」をコンセプトに、障害のある人もない人も一緒に参加できる交流型・分野横断型の啓発活動に取り組みます。

本計画の分野別施策（ボランティア、文化芸術活動（障害者アート等）、農福連携による就労支援、観光・まちづくり、国際交流等）と、啓発活動とを一体的、横断的に実施します。学生等若者を中心に、ワークショップやフィールドワーク等も取り入れながら、興味や関心を持てる分野への参加を募集・推進し、障害のある人と交流することで、相互理解を深めていきます。

【第3章 事業一覧 P. 150 参照】

- 交流及び共同学習の推進（教育庁特別支援教育課）
- 地域との交流活動の推進（障害福祉課）
- 健康の森学園交流促進事業（障害福祉課）
- 社会貢献活動の推進
(障害福祉課、教育庁特別支援教育課・義務教育課・高校教育課)
- 県立高等学校福祉科等での福祉教育の推進（教育庁特別支援教育課・高校教育課）
- 体験的な学習の実施・障害のある人等による訪問・課外授業
(障害福祉課、教育庁特別支援教育課・義務教育課・高校教育課)
- インクルーシブな交流・分野横断的な啓発の推進（障害福祉課）【再掲】

② 地域における社会教育や生涯学習の推進（障害福祉課、教育庁生涯学習課）

- 地域住民の障害や障害のある人への理解を深めるため、障害福祉サービス事業所等による障害に関する理解を深める研修会や障害のある人との交流会等の事業を推進します。
- 市町村や社会福祉協議会等が、地域で開催する障害福祉に関する各種大会、講座や各種事業等を通して地域住民の福祉意識の向上を図ります。また、各所において、介護・福祉に関する生涯学習講座を開催します。

- 県、市町村、各種団体、福祉施設等が行う文化活動、スポーツ大会、レクリエーション等の各種行事等を通じて、障害のある人とない人の交流、ふれあいを促進します。また、地域における交流を促進するため、障害福祉サービス事業者、自立支援協議会、特別支援学校と、地域団体の関係者等が情報を密にし連携を強化します。

【第3章 事業一覧 P. 151 参照】

- 地域における交流（障害福祉課）
- 地域住民の福祉意識の向上（障害福祉課、教育庁生涯学習課）
- 各種レクリエーション活動等を通しての交流（障害福祉課）
- インクルーシブな交流・分野横断的な啓発の推進（障害福祉課）【再掲】

3 ボランティア活動等の推進

障害のある人との交流を深め、障害に対する理解や支え合う意識を広げていくため、障害や障害のある人と関わるボランティア活動を推進します。そのために、福祉事業者、学校、NPO等地域団体が一緒になって地域ぐるみで福祉ボランティアを推進する環境づくりを推進するとともに、ボランティアへの参加啓発活動を推進します。

また、身近な地域で障害福祉サービスを提供することができるよう、専門性等を有したボランティアの確保・育成にも努めます。

（1）学生等のボランティア活動の推進

（障害福祉課、男女共同参画青少年課、教育庁義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・保健体育課・生涯学習課）

● 小中学校でのボランティア活動推進

（障害福祉課、教育庁義務教育課・特別支援教育課）

小中学校においては、主に学校においてボランティア活動の充実を図ることにより、豊かな人間性や思いやりの心、規範意識等を育みます。

一方で、地域の方々と連携したボランティア活動に参加し、地域に根ざした取組を進めることで、地域や社会に積極的に貢献しようとする態度の育成を図ります。

● 高等学校でのボランティア活動推進

（障害福祉課、教育庁高校教育課・特別支援教育課・保健体育課・生涯学習課）

高等学校においては、教育活動や課外活動等を通して、学校内外におけるボランティア活動を進め、ボランティア活動に臨む精神の涵養や態度の育成を図り、地域社会に積極的に貢献しようとする心と豊かな人間性を育みます。併せて、障害や障害のある人に関わることで、理解や共感とともに思いやり・助け合いの心の輪を広げ、福祉や地域社会貢献に関心を持つきっかけとします。

また、県立高等学校等での社会貢献活動の一環で、障害のある人を支援するボランティア活動に参加しやすい環境整備や、機会の提供や啓発推進に努めます。

●大学生によるボランティア活動（障害福祉課）

大学生の中にはサークルやゼミを通して、自主的に様々な社会貢献活動やボランティア活動に参加している学生がいます。若者に情報を伝えやすいホームページやフェイスブック等を活用して、ボランティアや福祉に関する情報を提供するとともに、障害や障害のある人の理解や関心への啓発活動と一体となって、ボランティア活動への参加の促進に努めます。また、今まで、ボランティア等に関心が無かった学生の参加の推進にも努めます。

●青少年ボランティア活動の推進

（障害福祉課、男女共同参画青少年課、教育庁生涯学習課）

高校生や大学生を中心に、学校の枠を越えて組織された地域単位のボランティア団体やサークルがあり、まちづくりや社会貢献など様々な活動を行っています。

こうした学生へも障害や障害のある人に対する興味・関心を呼びかけるとともに、学校を越え、地域と一体となったボランティア活動参加への一層の推進を図ります。

【第3章 事業一覧 P. 151 参照】

●小中学校でのボランティア活動推進

（障害福祉課、教育庁義務教育課・特別支援教育課）

●高等学校でのボランティア活動推進

（障害福祉課、教育庁高校教育課・特別支援教育課・保健体育課・生涯学習課）

●大学生によるボランティア活動推進（障害福祉課）

●青少年ボランティア活動の推進

（障害福祉課、男女共同参画青少年課、教育庁生涯学習課）

●インクルーシブな交流・分野横断的な啓発の推進（障害福祉課）【再掲】

（2）ボランティア活動の推進・人材育成等

（障害福祉課、県民生活交通課、男女共同参画青少年課、教育庁特別支援教育課・保健体育課）

●ボランティア活動の推進（障害福祉課）

県民総参加のもと、ボランティア団体、NPO法人、各種地域団体などが、障害のある人等を支え理解するための各種ボランティア活動を実施し、いきいきと活動しながら共生の社会づくりを進める多参画社会の形成を目指します。

●ボランティア・NPO活動の拠点施設の運営（県民生活交通課）

ボランティア・NPOの活動の健全な発展を支援するとともに、ボランティア・NPO

をはじめ、広く県民、事業者、行政機関の職員が気軽に集い、情報交換、交流及び連携を進める場を提供するため、岡山県ボランティア・NPO活動支援センターを運営し、県民総参加のもと、ボランティア団体、NPO法人、各種団体などが、手を携えて、いきいきと活動しながら社会・地域づくりを進める多参画社会の形成を目指します。

●フェイスブック等による新たな情報発信（障害福祉課）

ホームページやフェイスブック等のSNSの利用等、若者が興味を抱き、情報を入手しやすい広報手段の活用を検討し、NPO団体や地域団体等との連携も含めて、ボランティア情報や交流体験等の情報発信や共有の強化に努めます。

●ボランティア人材の育成・ネットワーク化

（障害福祉課、男女共同参画青少年課）

様々なボランティア活動を相互に結びつけ、調整やコーディネートを行い、さらには多くの人々・団体等を巻き込むリーダーシップを持ったボランティア・リーダーやコーディネーターを養成します。各校や各地域で行われているボランティア活動内容の周知に努め、ボランティア活動への参加の輪の拡大を図ります。

青少年に対してボランティア活動の体験や研修、交流の機会を参加しやすい形で提供するよう努めます。また、手話・要約筆記・点訳・朗読等、障害の種別や特性に応じて、障害のある人を支援することのできる専門ボランティアの育成を促進します。

●ボランティア受入体制の整備（障害福祉課）

県民が積極的にボランティア活動に参加できるように、障害者施設をはじめとした社会福祉施設の受入体制の整備に努めます。

●企業等におけるCSRの推進（障害福祉課、教育庁特別支援教育課）

近年、企業等で実施しているCSR活動の一環で、障害のある人を支えるボランティア等を紹介し、企業や地域の人々が積極的に社会貢献活動へ参加することができる気運づくりや環境づくりを進めるとともに、企業と障害福祉サービス事業者等とが様々な形で協働できるように取り組むなど、県民の社会参加活動を推進します。

また、こうしたCSR活動を通して、障害や障害のある人への理解を推進し、障害のある人の雇用推進等につなげていきます。

【第3章 事業一覧 P. 152参照】

- ボランティア活動の推進（障害福祉課）
- ボランティア・NPO活動の拠点施設の運営（県民生活交通課）
- フェイスブック等による新たな情報発信（障害福祉課）

- 「晴れの国づくり NET」の活用(県民生活交通課)
- 岡山県視覚障害者センターの運営(障害福祉課)
- 岡山県聴覚障害者センターの運営(障害福祉課)
- 高校生地域防災ボランティアリーダー養成事業(教育庁保健体育課)
- 大学生災害ボランティア研修会の開催(県民生活交通課)
- ボランティア人材の育成・活動のネットワーク化(障害福祉課)
- 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業(障害福祉課)
- 手話通訳者養成事業(障害福祉課)
- 点訳・朗読奉仕員養成事業(障害福祉課)
- 要約筆記者養成事業(障害福祉課)
- 音声機能障害者発声指導者養成事業(障害福祉課)
- ボランティア受入体制の整備(障害福祉課)
- 企業等におけるCSRの推進(障害福祉課、教育庁特別支援教育課)

4 障害のある人の社会参加の促進

障害のある人のくらしと権利の相談事業、障害のある人の広報活動事業や福祉活動推進事業等により、障害のある人の社会参加の促進に努めます。

●「岡山県障害者社会参加推進センター」による社会参加の推進等（障害福祉課）

障害のある人の社会参加の拠点として「岡山県障害者社会参加推進センター」を運営し、障害のある人のくらしと権利の相談事業、障害のある人の広報活動事業や福祉活動推進事業等により、障害のある人の社会参加の促進に努めます。

また、障害者団体等と協力しながら各種事業を実施するとともに、市町村が地域の実状に応じて実施する地域生活支援事業の取組を支援します。

●様々な場面での社会参加の推進（障害福祉課）

障害のある人の社会参加の促進と、障害のある人に対する理解の促進を図るため、地域での文化祭、スポーツ大会や各種イベント・レクリエーションなど、障害のある人とない人が交流する機会の拡大を図ります。

障害や障害のある人に対する理解の促進を図るため、障害者施設等において、バザーの開催や地域で企画される各種行事への参加など、地域との交流を促進します。

●特別支援学校における社会参加（教育庁特別支援教育課）

特別支援学校において、点字学習や手話講座等の開放講座、文化祭や夏祭りの催しなど、それぞれの学校の特色を生かした地域住民との交流活動を推進し、学校への理解と障害のある人に対する理解を促進します。

●生産創作活動の製作品の普及による社会参加促進（障害福祉課）

障害のある人が創作的活動を通して作った様々な作品や、福祉施設等での生産活動を通して障害のある人が作った製品等を、周知・販売することで、障害のある人の社会参画への理解促進に努めます。

●特別支援学校の製作品の普及による社会参加促進（教育庁特別支援教育課）

特別支援学校高等部等の生徒自らが製作した製品を直接販売し、職業教育等の学習成果の発表を通じて、高等部生徒の自立と社会参加の意欲を高め、人と接する態度を育てるとともに、特別支援学校で学ぶ生徒に対する県民や企業の理解の促進を目指します。

【第3章 事業一覧 P. 153 参照】

- 「岡山県障害者社会参加推進センター」による社会参加の推進等（障害福祉課）
- 様々な場面での社会参加の推進（障害福祉課）
- 特別支援学校における社会参加（教育庁特別支援教育課）
- 生産創作活動の製作品の普及による社会参加（障害福祉課）
- 特別支援学校の製作品の普及による社会参加促進（教育庁特別支援教育課）
- 岡山県視覚障害者センター・聴覚障害者センターの運営（障害福祉課）【再掲】
- インクルーシブな交流・分野横断的な啓発の推進（障害福祉課）【再掲】
- 特別支援学校における地域型実習の促進（教育庁特別支援教育課）

II 生活支援

<基本的な考え方>

障害の有無にかかわらず、県民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

このため、社会参加の機会及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を、身近な地域で営むことができるよう、障害福祉サービスや相談支援等の充実を図ります。

<現状と課題>

1 相談支援体制の構築

【相談支援体制・サービス利用】

- 障害のある人を対象としたアンケート（平成26年6～8月実施）では、障害福祉サービス（全20）のうち、今後利用したいサービスとして「相談支援」を選択した人の割合が43.6%で最も高くなっています。また、障害種別では、「相談支援」を選択した人の割合は、身体37.8%、知的55.6%、精神（入院）44.6%と最も高い割合となっています。
- このため、障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできるよう、障害種別に対応した総合的な相談支援体制を充実することが必要です。
- 家族と暮らす障害のある人について、情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援するとともに、障害のある人同士が行う援助として有効かつ重要な手段である当事者による相談活動の拡充を図る必要があります。
- 平成27年4月から障害福祉サービスを利用する全ての人についてサービス等利用計画案の提出が求められることとなりました。このため、その作成を担う相談支援専門員の養成、資質向上を図り、相談支援体制の充実に努める必要があります。
- 県内に配置されている民生委員・児童委員は、それぞれの担当区域内の実情を把握するための社会調査や、相談活動、各種福祉情報の提供等の個別援助活動を行っており、障害のある人が地域で生活していく上で大きな役割を担っています。

【地域における自立支援】

- 障害のある人に対する相談支援を充実させるために、総合的な相談支援業務を行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置を促進するとともに、地域課題の共有や相談支援体制の整備を目的とする地域自立支援協議会の活性化を図る必要があります。

- 障害のある人が地域において自立した生活を送ることができるよう、支援を充実することが必要です。また、知的障害又は精神障害（発達障害を含む。）により判断能力が不十分な人による成年後見制度の適正な利用を促進する必要があります。

【発達障害のある人への相談支援】

- 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害のある人について、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図る必要があります。
- 青少年の発達障害等に関する相談について、相談体制の充実を図る必要があります。

【高次脳機能障害のある人への相談支援】

- 高次脳機能障害のある人に対して相談支援を行うとともに、医療及び福祉サービスの提供等を支援する体制の整備を図る必要があります。

【難病患者への相談支援】

- 平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、障害者の定義に新たに難病がある人が加わり、これらの人人が障害福祉サービス、相談支援等の対象となりました。その後、対象疾病が332に拡大されており、サービスを必要とする人が適切に利用できるよう周知を図ることが必要です。
- 難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した円滑な事務が実施されるよう、難病患者への理解と協力の促進を図る必要があります。

【精神障害のある人等の相談支援】

- 精神障害のある人（発達障害のある人を含む。）又は知的障害のある人が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援を行う必要があります。

【ワンストップでの障害福祉サービス等の情報提供】

- ホームページでの情報提供にあたっては、障害のある人を含む全ての人の利用しやすさに配慮した情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、ウェブアクセシビリティ（障害のある人や高齢者を含む誰もが、ウェブで提供されている情報を利用しやすくすること）の向上等に向けた取組を促進する必要があります。

【生活安定のための各種施策の周知等】

- 障害のある人が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、雇用・就業の促進に関する施策との適切な組み合わせのもと、年金や諸手当等の各種施策が周知される必要があります。

2 在宅サービス等の充実・地域移行の推進

- 障害のある人を対象としたアンケートでは、地域で生活するためにあればよいと思う支援は、全体では「障害者に適した住宅の確保」が42.7%と最も高く、次いで「経済的な負担の軽減」(41.4%)、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(41.1%)、「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」(35.7%)となっています。
- 障害種別にみると、身体障害のある人は「障害者に適した住居の確保」が47.8%と最も高く、知的障害のある人は「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が41.3%と最も高くなっています。
- このため、住み慣れた地域で本人が希望する生活を営むことができるよう、グループホームや一般住宅の確保を図るとともに、在宅サービス等の障害福祉サービスの更なる充実に努めていくことが必要です。
- 医療ニーズの高い重症心身障害児者（重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している障害児者）が地域で安心して暮らす上で、在宅で介護を行う家族の負担軽減に資する短期入所（レスパイトサービス）は、利用ニーズが高いものの、地域的偏在の課題もあり、本県では環境整備が十分とはいえません。このため、地域バランスのとれた短期入所の整備・充実を進める必要があります。、
- 精神保健福祉については、「入院医療から地域生活への移行」という基本的な方針に沿って、精神障害のある人の真に幸福を感じられる生活の実現に向けて、本人の意向に沿った移行支援を行い、地域の中で暮らしていく体制を構築していく必要があります。
- 障害のある人の高齢化が進んでいます。65歳以上（40歳以上65歳未満の医療保険加入者を含む）の障害のある人については、原則として介護保険法の規定による保険給付が優先適用されますが、介護保険サービスを受けることができない場合には障害福祉サービスを受給することができるよう、個別の状況に応じた対応が求められています。
- 高齢になっても障害者支援施設等で生活することが適當な入所者については、引き続き入所することができるよう、施設職員の介助技術の向上などにより、受け入れ体制の整備を図っていく必要があります。
- 本県では、高齢化が急速に進んでいる中、同様に視覚障害のある人の高齢化も進んでおり、点字・音声案内などの視覚障害のある人が安心して利用できる設備を備えた施設の整備が必要と考えられます。
- 介護保険制度と障害福祉サービスの関係等、高齢の障害のある人に対する支援の在り方について、障害者総合支援法の見直し等、国の動向に注視しながら適切な対応を進める必要があります。

3 サービスの質の向上

- 障害のある人の意思が尊重され、地域の中で生活ができるよう、障害福祉サービスの質の向上を図り、障害特性に応じた質の高いサービスを提供することが求められています。
- 障害福祉サービスの質の向上のためには、事業者自らが提供するサービスを自己評価するとともに、第三者から客観的にサービス内容の評価を受けることが有意義です。

4 障害児支援の充実

- 「子ども・子育て支援法」が成立し、この法律等に基づく「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月にスタートしました。この制度により、幼児期の学校教育や保育・地域の子育て支援の量の拡充や質の向上が進められ、障害児支援の体制整備に当たっては、子ども・子育て支援新制度との緊密な連携を図る必要があります。
- 教育、福祉、医療等の関係機関が連携し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援の体制構築を図ることが必要です。

5 人材の育成・確保

- 全国的に福祉分野については慢性的な人材不足に陥っています。本県の福祉分野での有効求人倍率は非常に高く、全国で2番目に高い状況となっています(平成27年5月現在)。

※有効求人倍率（岡山県） 福祉分野：9.23倍、全産業 1.49倍

（全国平均） 福祉分野：3.66倍、全産業 1.19倍

※出典：平成27年5月 福祉人材センター・バンク

- 超高齢化社会を迎え、福祉・介護サービスの人材需要は今後ますます増大することが予想されるため、福祉・介護人材の確保を図り、その定着を支援する必要があります。

6 福祉用具の研究開発及び身体障害者補助犬の育成等

障害のある人の高齢化が進む中で、良質で安価な福祉用具のニーズが高まっています。本県産業の特徴の一つでもある福祉・医療分野等でのものづくり技術を活かし、引き続き福祉用具の研究開発・情報提供に取り組み、誰もが使いやすい福祉用具の供給推進を図っていくことが必要です。

身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法に基づいて認定された盲導犬・聴導犬・介助犬）は、公共施設や交通機関をはじめ、飲食店やスーパー、ホテルなどの様々な場所に同伴できます。その育成、普及啓発に努めることで、障害のある人の一層の自立と社会参加を図る必要があります。

<重点施策と主要事業>

1 相談支援体制の構築

(1) 相談支援体制の充実

① 身近な場所での相談支援体制の充実（保健福祉課、障害福祉課）

（相談支援従事者の養成や市町村への助言等の支援）

障害のある人及びその家族等が身近な地域で相談支援を受けることができるよう、相談支援事業者や市町村の総合相談窓口等の機能の充実を図ります。

そのため、相談支援従事者の計画的養成と資質の向上を図るとともに、相談支援体制を強化するため、相談支援アドバイザー等を市町村や地域自立支援協議会に派遣し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行います。

また、民生委員・児童委員による福祉サービスに関する助言や相談機関の紹介などの支援活動を推進します。

② 総合的・専門的な相談支援体制の充実（障害福祉課、子ども未来課）

障害のある人が、身近な地域で相談支援を受けることができるよう、福祉相談センターの充実を図り、障害種別に対応した総合的・専門的な相談支援を提供する体制の整備を図ります。

③ 岡山県障害者社会参加推進センターによる社会参加の推進（障害福祉課）

障害のある人の社会参加の拠点として、岡山県障害者社会参加推進センターを運営し、障害のある人のくらしと権利の相談事業、障害のある人の広報活動事業や福祉活動推進事業等により、障害のある人の社会参加の促進に努めます。

④ 家族に対する相談支援・障害のある人・当事者同士の相談活動

（障害福祉課、子ども未来課）

相談支援事業者、市町村相談支援窓口、福祉相談センターや岡山県障害者社会参加推進センター等を通して、情報提供や相談支援等を行うことにより障害のある人の家庭や家族を支援するとともに、障害のある人同士が行う援助としてピアカウンセリング等の相談活動の更なる拡充に努めます。

⑤ 基幹相談支援センターの設置促進（障害福祉課）

障害のある人等の相談等を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置を促進するよう、市町村を支援します。

⑥ 地域自立支援協議会の適正な運営（障害福祉課）

相談支援事業所の拡充、質の向上及び医療機関、福祉団体、行政機関等の連携強化を図る取組を進め、地域の連携・協力体制を強化するため、市町村が設置する地域自立支援協議会の適切な運営を支援します。

⑦ 障害のある人の自立支援と成年後見等の促進（保健福祉課、障害福祉課）

障害のある人が地域において、福祉サービス等を適切に利用し、自立した生活を送ることができるよう支援します。また、知的障害又は精神障害（発達障害を含む。）により判断能力が不十分な人々に対して、成年後見制度の適正な利用を周知・促進します。

【第3章 事業一覧 P. 154 参照】

- 相談支援専門員の養成及び研修（障害福祉課）
- 相談支援アドバイザー事業（障害福祉課）
- 岡山県障害者社会参加推進センターの運営（障害福祉課）
- 総合的・専門的な相談支援体制（障害福祉課、子ども未来課）
- 民生委員・児童委員活動の推進（保健福祉課）
- 市町村地域自立支援協議会（障害福祉課）
- 岡山県自立支援協議会（障害福祉課）
- 基幹相談支援センターの設置促進（障害福祉課）
- 日常生活自立支援事業（保健福祉課）
- 矯正施設退所者への福祉サービスの利用支援（地域生活定着促進事業）（保健福祉課）
- 成年後見制度の利用促進（障害福祉課）

（2）発達障害のある人への相談支援

（障害福祉課、教育庁特別支援教育課、健康推進課、子ども未来課、男女共同参画青少年課）

① 発達障害のある人への支援体制の整備促進

ア 発達障害者支援体制検討委員会の開催

医療、保健、福祉、教育及び労働等の関係部局、学識経験者、親の会等で構成する岡山県発達障害者支援体制検討委員会を設置し、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の構築を図ります。また、同委員会の下部組織として、実務者からなるワーキンググループを設置し、具体的な施策の立案に向けた検討を行います。

※教育委員会が設置する広域特別支援連携協議会と合同で開催

イ 県発達障害者支援センターの設置運営と機能強化

県南・県北各1か所に発達障害者支援センターを設置し、発達障害のある人及びその家族への相談に対する助言指導、就労相談の実施、関係機関の連携強化等の総合的支援の充実を図ります。

また、発達障害者地域支援マネジャーの配置等により同センターの体制を強化し、就労支援、障害福祉サービス事業所及び医療機関等との連携、市町村支援に係るバックアップ等、機能の充実を図ります。

ウ 市町村支援体制の整備促進

発達障害のある人が身近な地域で支援を受けることができるよう、市町村への発達障害者支援コーディネーターの配置により、相談支援や関係機関のコーディネート等を行うことのできる支援体制の整備を促進します。

エ 家族支援体制の整備

発達障害のある人の保護者で所定の養成研修を修了したペアレントメンター（信頼できる相談相手）登録者を研修等の活動に派遣し、同じ保護者の立場で相談を受けること等により、家族の支援及び家族同士で支援できる体制の充実を図ります。

② 発達障害のある人のトータルライフ支援

ア 早期からの支援（子どもの健やか発達支援事業）

各保健所・支所における、発達障害の疑いのある子どもの児童精神科医などの専門医による相談の実施などにより、早期発見、早期療育による子育ての環境整備を図ります。

イ 就学前後における関係機関連携強化事業

発達障害のある子の就学期において、支援に必要な情報を小学校に確実に引き継ぐことを目的としたモデル事業を市町村で実施し、県全域での普及を図ります。

ウ 様々なニーズに対応できる幅広い人材の育成

（ア）発達障害児（者）支援医師研修事業

発達障害の早期発見及び早期支援については、医師の役割が重要であることから、小児科医や乳幼児健診に携わる医師に対する研修を通じて発達支援に関する専門性の確保に努めます。

（イ）発達障害児支援保育士研修事業

人間形成の基礎となる乳幼児期を過ごす保育所において、子どもの発達の課題や特徴を理解した正しい支援が行えるよう、保育士等を対象とした実務研修を実施し、保育の実践力の向上を図ります。

（ウ）児童養護施設等対応機能強化事業

児童養護施設等に入所している発達障害児等への適切な支援が行えるよう、施設職員を対象とした研修を実施し、支援技術の向上を図ります。

（エ）発達障害者支援キーパーソン登録・活用促進事業

それぞれの職種や職域ごとの研修会等を修了し、発達障害のある人への支援に携わっている専門職を発達障害者支援キーパーソンとして登録し、多職種連携の支援、個々のスキルアップ機会の提供など、発達障害のある人のトータルライフを支える人材をサポートするとともに、地域における支援体制の充実など幅広い活用を図ります。

③ 発達障害のある青少年の相談支援（男女共同参画青少年課）

青少年に関する相談を総合的に行う窓口、岡山県青少年総合相談センターにおいて、青少年の発達障害等に関する相談支援を行います。また、必要に応じて、適切な相談窓口や機関の紹介などに取り組みます。

【第3章 事業一覧 P. 154 参照】

- 発達障害者支援体制整備事業（障害福祉課）
- 発達障害者支援センターの運営（障害福祉課）
- 発達障害者支援体制検討委員会の開催（障害福祉課）

- 市町村支援体制整備事業の推進（障害福祉課）
- ペアレントメンター養成・派遣事業（障害福祉課）
- 発達障害児(者)支援医師研修事業（障害福祉課）
- 発達障害者支援セミナーの開催（障害福祉課）
- 子どもの健やか発達支援事業（健康推進課）
- 就学前後における関係機関連携強化事業（障害福祉課、教育庁特別支援教育課）
- 発達障害児支援保育士研修事業（子ども未来課）
- 児童養護施設等対応機能強化事業（子ども未来課）
- 発達障害者支援キーパーソン登録・活用促進事業（障害福祉課）
- 専門指導員派遣事業（教育庁特別支援教育課）
- 多様な学びの場「特別支援教室」事業（教育庁特別支援教育課）
- 発達障害のある青少年の相談支援（男女共同参画青少年課）

(3) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する相談支援事業

（健康推進課）

高次脳機能障害及びその関連障害のある人への支援体制の確立を図るため、支援拠点機関に相談コーディネーターを配置して専門的相談や関係機関に対する助言・指導を行います。また、関係機関の職員に対して研修等を実施します。

【第3章 事業一覧 P. 155 参照】

- 高次脳機能障害のある人への相談支援（健康推進課）

(4) 難病患者への相談支援

（医薬安全課）

地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援の拠点である岡山県難病相談・支援センターにおいて、保健所、医療機関、雇用支援機関等との連携のもと、日常生活に関する各種相談支援や疾患に関する専門研修、地域交流会等を実施するほか、様々なニーズにきめ細かく対応した就労に向けた相談支援、情報提供等に引き続き取り組みます。

障害者の範囲に難病が加わり、難病のある人に対するホームヘルプサービスやショートステイ、日常生活用具給付等の施策が障害福祉サービスに移行しましたが、対象疾病が大幅に拡大したことを踏まえ、これらのサービスの実施主体である市町村において難病のある人への対応が円滑かつ適切に進められるよう、市町村の取組を支援します。

【第3章 事業一覧 P. 155 参照】

- 特定疾患治療研究事業（医薬安全課）
- 指定難病への医療費助成（医薬安全課）

- 小児慢性特定疾病への医療費助成（医薬安全課）
- 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業（医薬安全課）
- 訪問相談事業（医薬安全課）
- 医療福祉相談事業（医薬安全課）
- 訪問指導事業（医薬安全課）
- 在宅難病患者・家族の集い事業（医薬安全課）
- 岡山県難病相談・支援センター事業（医薬安全課）
- 緊急時（災害時）における難病患者等の支援の充実（医薬安全課）
- 在宅難病患者一時入院事業（医薬安全課）

（5）精神障害のある人等に対する相談支援

（健康推進課）

精神障害のある人が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等を行います。

精神保健及び精神障害のある人の福祉に関する総合的な技術中枢機関である精神保健福祉センターにおいて、知識の普及・調査研究や相談指導事業、及び保健所や市町村等に対する技術指導、技術援助を行います。

また、多職種による訪問支援チームを設置し、精神障害のある人の地域生活定着のため訪問支援活動を行います。

【第3章 事業一覧 P. 156 参照】

- 精神保健福祉センターの充実（健康推進課）

※精神障害のある人の地域移行の推進等に関する取組は「2 在宅サービス等の充実・地域移行の推進」の項に記載しています。

（6）ワンストップでの障害福祉サービス等の情報提供

（保健福祉課）

社会福祉施設等の利用者等がワンストップで情報収集できるよう、県内の社会福祉施設等及び社会福祉法人の情報を収集したポータルサイトをウェブアクセシビリティの向上等に努めながら引き続き運営していきます。

【第3章 事業一覧 P. 156 参照】

- 「おかやま福祉ナビ」（岡山県福祉施設情報ポータルサイト）の運営（保健福祉課）

(7) 生活安定のための各種施策の周知等

(保健福祉課、障害福祉課、健康推進課、医薬安全課、税務課、住宅課)

障害のある人が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、雇用・就業（自営業を含む。）の促進に関する施策との適切な組み合わせのもと、諸手当等を支給するとともに、各種の税制上の優遇措置を活用し、経済的自立を支援します。また、受給資格を有する障害のある人が、制度の不知・無理解により、年金や諸手当、減免措置等を受ける機会を逃すことのないよう、各種制度の周知に取り組みます。

- 障害のある人の所得保障としては、公的年金制度及び特別障害者手当等の各種手当制度のほか、保護者亡き後の生活の安定を図る制度としての心身障害者扶養共済制度などがありますが、これらの制度の周知や適切な運用を進めます。また、年金生活者支援給付金制度や特別障害給付金等、国が措置を行う各種制度の周知にも努めます。
- 障害のある人の医療費の負担軽減を図るため、自立支援医療費の支給や心身障害者医療費公費負担制度などの適切な運用を進めます。
- 障害のある人の社会参加等に要する経済的負担を軽減するため、所得税・住民税の所得控除や自動車税・自動車取得税などの税の減免の適切な運用について、関係機関、広報媒体を通じ、制度の周知徹底を図ります。
- 補装具を必要とする人に適切に補装具が支給されるよう市町村への助言等を行います。
- 障害のある人などの経済的自立の促進と生活意欲の向上を図り、安定した生活を確保するため、生活福祉資金の効果的な活用を進め、障害のある人の就業機会の拡大、雇用の促進及び社会活動への参加促進等を図ります。

【第3章 事業一覧 P. 156 参照】

- 特別児童扶養手当の支給（障害福祉課）
- 特別障害者手当の支給（障害福祉課）
- 障害児福祉手当の支給（障害福祉課）
- 経過的福祉手当の支給（障害福祉課）
- 心身障害者扶養共済制度（障害福祉課）
- 自立支援医療（更生医療）（障害福祉課）
- 自立支援医療（育成医療）（障害福祉課）
- 自立支援医療（精神通院医療）（健康推進課）
- 心身障害者医療費公費負担制度（障害福祉課）
- 特定疾患治療研究事業（医薬安全課）【再掲】

- 指定難病への医療費助成（医薬安全課）【再掲】
- 小児慢性特定疾病への医療費助成（医薬安全課）【再掲】
- 自動車税、自動車取得税の課税免除又は減免（税務課）
- 補装具（障害福祉課）
- 身体障害者補助犬育成事業（障害福祉課）
- 生活福祉資金貸付制度（障害福祉課）
- 県営住宅への優先入居（住宅課）
- 成年後見制度の利用促進（障害福祉課）【再掲】
- 日常生活自立支援事業（保健福祉課）【再掲】
- 福祉移送支援事業の推進（障害福祉課）
- 「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度の推進（障害福祉課）【再掲】

● 県施設利用に係る各種減免等

（財産活用課、文化振興課、都市計画課、航空企画推進課、教育庁生涯学習課・文化財課）

障害のある人による県が所有・管理する施設の利用等に当たり、その必要性や利用実態を踏まえながら、利用料等に対する割引・減免等の措置を講じます。

【第3章 事業一覧 P. 157 参照】

- 岡山県庁外来駐車場料金の免除（財産活用課）
- 県立図書館駐車場料金の免除（教育庁生涯学習課）
- 「人と科学の未来館サイピア」プラネタリウム観覧料の免除（教育庁生涯学習課）
- 県立博物館入館料の免除（教育庁文化財課）
- 岡山空港駐車場料金の免除（航空企画推進課）
- 後楽園入園料の免除（都市計画課）
- 岡山県総合グラウンドの有料公園施設利用料金、駐車場料金の減免等（都市計画課）
- 倉敷スポーツ公園の有料公園施設の利用料金の減免（都市計画課）
- 県立美術館観覧料の免除（文化振興課）

2 在宅サービス等の充実・地域移行の推進

（1）各種障害福祉サービスの充実

（障害福祉課）

● 在宅サービス等の充実

障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個々の障害のある人のニーズ及び実態に応じて、在宅の障

害のある人に対して居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練（機能訓練及び生活訓練）を提供していきます。

●重症心身障害児者等

常時介護を必要とする障害のある人が、自らが選択する地域で生活できるよう、重症心身障害児（者）の受入が可能な医療型短期入所事業所等の整備を促進します。あわせて、相談支援事業所や重症心身障害児が利用可能な障害児通所支援事業所等の情報を提供していきます。

●障害福祉サービス事業等の施設整備

国庫補助事業等を活用して、障害のある人の地域生活を支える障害福祉サービス事業等の施設整備を効果的に進めます。

【第3章 事業一覧 P. 158 参照】

- 居宅介護（ホームヘルプサービス）（障害福祉課）
- 重度訪問介護（障害福祉課）
- 同行援護（障害福祉課）
- 行動援護（障害福祉課）
- 重度障害者等包括支援（障害福祉課）
- 生活介護（障害福祉課）
- 自立訓練（機能訓練）（障害福祉課）
- 自立訓練（生活訓練）（障害福祉課）
- 就労移行支援（障害福祉課）
- 就労継続支援（A型）（障害福祉課）
- 就労継続支援（B型）（障害福祉課）
- 療養介護（障害福祉課）
- 短期入所（障害福祉課）
- 共同生活援助（グループホーム）（障害福祉課）
- 施設入所支援（障害福祉課）
- 障害福祉サービス事業等の施設整備（障害福祉課）

(2) 重症心身障害児者とその家族の支援

(障害福祉課)

医療的ニーズの高い重症心身障害児者が県内どこでも安心して生活できるよう、在宅で介護を行う家族の負担軽減を図るため、地域バランスのとれた医療型短期入所の整備・充実を進めます。併せて、相談支援事業所や重症心身障害児が利用可能な障害児通所支援事業所等の情報を提供していきます。

【第3章 事業一覧 P. 159 参照】

- レスパイトサービス拡大促進事業（障害福祉課）
- レスパイトサービス施設開設等支援事業（障害福祉課）
- レスパイトサービス職員研修等事業（障害福祉課）

(3) 地域生活支援事業の推進

(障害福祉課、健康推進課)

① 市町村地域生活支援事業の推進

障害のある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村が事業主体となって、相談支援事業、移動支援事業や日中一時支援事業など、地域の実情に応じて必要な事業を行います。県では、市町村地域生活支援事業に対する財政的な支援を行うとともに、事業が適切に実施されるよう必要な助言等を行っていきます。

【第3章 事業一覧 P. 159 参照】

- 理解促進研修・啓発事業（障害福祉課）
- 自発的活動支援事業（障害福祉課）
- 相談支援事業（障害福祉課）
- 成年後見制度利用支援事業（障害福祉課）
- 成年後見制度法人後見支援事業（障害福祉課）
- 意思疎通支援事業（障害福祉課）
- 日常生活用具給付等事業（障害福祉課）
- 手話奉仕員養成研修事業（障害福祉課）
- 移動支援事業（障害福祉課）
- 地域活動支援センター機能強化事業（障害福祉課）
- 日中一時支援事業（障害福祉課）
- その他の事業（障害福祉課）

② 県地域生活支援事業の推進

発達障害者支援センター運営事業や各種養成研修事業など、専門性の高い相談支援や人材育成等の広域的な見地からの支援事業については、県が事業主体となって行います。障害のある人のニーズを踏まえた必要な事業の量と質が確保され、円滑なサービス提供が可能となるよう配慮しながら事業を推進していきます。

なお、地域生活支援事業は、地域の実情や障害のある人の状況に応じて柔軟な事業形態による事業運営が可能な事業とされており、実施状況を踏まえながら、新たなニーズ等への対応も可能となるよう、柔軟な事業運営を図っていきます。

【第3章 事業一覧 P. 160 参照】

- 発達障害者支援センターの運営（障害福祉課）【再掲】
- 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業（健康推進課）
- 障害者就業・生活支援センター事業（障害福祉課）
- 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業（障害福祉課）
- 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業（障害福祉課）【再掲】
- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業（障害福祉課）
- 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（障害福祉課）
- 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間等の連絡調整事業（障害福祉課）
- 相談支援体制整備事業（障害福祉課）
- 精神障害者地域生活支援広域調整等事業（地域生活支援広域調整会議等事業）
（健康推進課）
- 精神障害者地域生活支援広域調整等事業（地域移行・地域生活支援事業）
（健康推進課）
- 精神障害者地域生活支援広域調整等事業（災害派遣精神医療チーム体制整備事業）
（健康推進課）
- 24時間電話相談事業・ホステル事業（健康推進課）
- 試験外泊事業（健康推進課）
- 障害支援区分認定調査員等の養成（障害福祉課）
- 相談支援従事者の養成（障害福祉課）
- サービス管理責任者の養成（障害福祉課）
- 強度行動障害支援者の養成（障害福祉課）
- 身体障害者・知的障害者相談員への研修（障害福祉課）
- 社会参加促進事業（岡山県障害者社会参加推進センター）（障害福祉課）
- 社会参加促進事業（障害者スポーツ教室の開催）（障害福祉課）
- 社会参加促進事業（身体障害者補助犬の育成）（障害福祉課）
- 社会参加促進事業（移動支援事業者情報提供事業）（障害福祉課）
- 生活訓練等の実施（自立支援拠点活動支援事業）（障害福祉課）

- 生活訓練等の実施（オストメイト社会適応訓練）（障害福祉課）
- 生活訓練等の実施（音声機能障害者発声訓練）（障害福祉課）
- 情報支援等の実施（手話通訳者設置事業）（障害福祉課）
- 情報支援等の実施（字幕入り映像ビデオライブラリー事業）（障害福祉課）
- 情報支援等の実施（点字による即時情報ネットワーク事業）（障害福祉課）
- 障害者ＩＴ総合推進事業（障害者ＩＴサポートセンター運営事業）
（障害福祉課）
- 障害者ＩＴ総合推進事業（重度障害者在宅就労促進事業）（障害福祉課）
- 障害者ＩＴ総合推進事業（パソコンボランティアの派遣等）（障害福祉課）

（4）障害のある人の移動支援

（障害福祉課）

障害のある人や高齢者等移動に制約のある人の外出手段の整備を図るため、NPO等非営利法人による福祉移送サービスを普及するとともに、安全なサービスが安定的に供給されるよう、従事者に対する研修体制の整備や、運送者相互のネットワーク形成を支援していきます。

移動に制約のある車いす使用者が乗り降りしやすい福祉車両の普及を図るため、その取得について助成を行い、障害のある人の自由な外出を支援します。

【第3章 事業一覧 P. 162 参照】

- 福祉移送支援・福祉車両の普及（障害福祉課）

（5）地域移行の推進・障害者支援施設の入居者の生活の質向上

（障害福祉課）

（グループホームや一般住宅等への移行推進）

障害のある人の円滑な地域移行（病院・施設からの退院・退所）を促進するため、自立訓練サービス等が適切に提供されるよう必要な支援等を行うとともに、障害のある人が地域で自立した生活が送れるよう、その地域生活を支える関係者のネットワークの充実を図るほか、手話通訳者など障害のある人の社会参加を支えるボランティアの人材養成、グループホーム等の居住の場の整備等、地域生活を支える基盤の充実を図ります。

【グループホーム等の充実・地域移行の推進】

障害者支援施設について、地域で生活する障害のある人に対する在宅支援の拠点としてその活用を図るとともに入所者の生活の質の向上を図ります。また、グループホーム等の充実を図り、入所者の地域生活（グループホームや一般住宅等）への移行を推進します。

【地域生活支援拠点等の整備（障害のある人の地域生活の支援）】

障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援を更に推進する観点から、グループホーム又は障害者支援施設に、次の機能を付加した拠点の整備を図っていきます。

- ① 相談（地域移行、親元からの自立等）
- ② 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- ③ 緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- ④ 専門性（人材の確保・養成、連携等）
- ⑤ 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

また、地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して、有機的な連携のもとに、障害のある人に対する上記の支援を確保する体制（面的な体制）についても、拠点と併せて整備を図っていきます。

【第3章 事業一覧 P. 162 参照】

- グループホーム等の居住基盤整備等の推進（障害福祉課）
- 障害のある人の地域生活を支える関係者間のネットワークの充実（障害福祉課）
- 障害のある人の社会参加を支える人材の育成（障害福祉課）
- 地域生活支援拠点等の整備（障害福祉課）

（6）精神障害のある人の地域移行の推進

（健康推進課）

適正な精神医療の確保と精神障害のある人の自立・社会参加の促進を図ります。岡山県障害福祉計画及び岡山県保健医療計画にも基づいて、精神保健福祉センター及び保健所等と関係機関との連携のもと、精神科病院からの退院及び地域移行を促進するとともに、地域における精神科医療連携体制と生活支援体制の充実を図ります。

① 精神障害者地域移行・地域定着支援の体制整備

精神科病院に入院している退院可能な精神障害のある人に対し、本人の意に沿った地域生活への移行支援を行うため、病院、市町村等を始め、地域の障害福祉事業者、外部の支援者、ピアソポーター等が連携する体制づくりを進めて、地域生活への円滑な移行及び安定した地域生活の実現を図ります。

② 精神障害のある人への訪問支援活動

医療を中心とする専門職で構成する多職種チームが、保健所、市町村、相談支援事業所等の関係者と支援ネットワークを形成し、医療導入や治療継続が困難な人の地域生活定着のために、医療と生活面の包括的支援を提供します。併せて、多機関ネットワークによる訪問支援活動の普及を目指し、支援体制を構築します。

③ 精神障害のある人の地域生活支援

地域で暮らす精神障害のある人を支援するため、24時間対応の電話相談事業を実施し、地域生活の不安をやわらげるとともに、短期間宿泊できる「ホステル」を運営し、再入院防止のための休息の場を提供します。また、入院中の精神障害のある人の地域移行を支援するため、一定期間、試験宿泊のための部屋を提供します。

④ 入院患者社会復帰促進事業

精神障害のある人の住まいを確保するため、民間による家賃保証制度に要する経費の一部を支援します。

⑤ 家族への支援

家族会と連携して、精神障害のある人やその家族の問題に対応するため、電話相談の実施や交流会・研修会の開催など地域における生活を支援します。

【第3章 事業一覧 P. 163 参照】

- 精神障害者地域移行・地域定着支援の体制整備（健康推進課）
- 地域移行促進センター事業（健康推進課）
- 精神障害者アウトリーチ（訪問支援）事業（健康推進課）
- 入院患者社会復帰促進事業（健康推進課）
- 家族への支援（健康推進課）
- ピアサポート支援事業（健康推進課）

（7）高齢の障害のある人に対する支援

（障害福祉課、長寿社会課、保健福祉課）

65歳以上の障害のある人については、原則として、介護保険法の規定による保険給付が優先適用されますが、保険給付の支給量が不足したり、介護保険に相当するサービスがない場合は、障害福祉サービスも併せて利用できることから、障害のある人の状況に応じた適切な支給決定が行われるよう、介護保険と障害福祉サービスの適切な利用の推進に努めます。

また、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を目指します。

● 高齢となった障害のある人の相談やニーズに適切に対応するため、市町村や地域自立支援協議会、地域包括支援センターなどの関係機関の連携強化を図ります。

● 在宅診療を支えるかかりつけ医と介護サービス計画を作成する介護支援専門員、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の連携強化を図ります。

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、「岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」に基づき、市町村の取組を支援するとともに、介護サービス基盤の整備と介護人材の確保を図ります。
- 障害特性を理解した介護職員等の人材育成に向け研修内容を充実し、介護職員等の資質向上を図っていきます。
- 障害者支援施設の高齢入所者受入れ機能の強化に向けて、支援施設職員の介護技術の習得を図るとともに、高齢入所者が安全・快適に生活できるよう、施設内の段差解消や特殊浴槽、車椅子用トイレの設置など、より一層のバリアフリー化等の整備に努めます。
- 障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」も見据え、地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）をグループホーム等に付加した地域生活支援拠点機能について検討を行います。

【第3章 事業一覧 P. 163 参照】

- 障害福祉サービスと介護サービスの関係機関等の連携強化(障害福祉課、長寿社会課)
- 地域包括ケアシステムの構築(長寿社会課)
- 障害福祉と介護の両面を担う人材育成等(障害福祉課、長寿社会課、保健福祉課)
- 障害者支援施設のバリアフリー化(障害福祉課)
- 地域生活支援拠点等の整備(障害福祉課)【再掲】

3 サービスの質の向上

(1) 福祉サービス第三者評価事業

(保健福祉課)

県が認証した公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から、事業者の提供するサービスの質を評価し、その評価結果を公表する福祉サービス第三者評価事業を推進します。

【第3章 事業一覧 P. 164 参照】

- 福祉サービス第三者評価事業（保健福祉課）

(2) 福祉サービスに関する苦情の解決

(保健福祉課)

岡山県社会福祉協議会内に「運営適正化委員会（苦情解決合議体）」を設置し、公正・中立な第三者機関として、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決します。

【第3章 事業一覧 P. 164 参照】

- 福祉サービスに関する苦情の解決（保健福祉課）

(3) 障害福祉サービスの適切な利用に向けた必要な支援等

(障害福祉課、健康推進課)

知的障害のある人又は精神障害のある人（発達障害のある人を含む。）が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等を行います。

【第3章 事業一覧 P. 164 参照】

- 障害福祉サービスの適切な利用に向けた必要な支援等（障害福祉課、健康推進課）

- 発達障害のある人の障害福祉サービスの適切な利用に向けた必要な支援等

（障害福祉課）

(4) 岡山県障害福祉計画の策定・計画的な推進

(障害福祉課)

岡山県障害福祉計画の策定・推進にあたっては、国の定める基本指針を基に、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図られるように取り組みます。

【第3章 事業一覧 P. 164 参照】

- 岡山県障害福祉計画の策定・計画的な推進（障害福祉課）

(5) 障害福祉サービスの提供体制の整備

（障害福祉課）

障害福祉サービスの提供に当たっては、国の動向や他地域の先進事例等も参考にしながら、地域課題を協議する市町村地域自立支援協議会への助言や市町村への適切な支援、介護人材の確保等により、利用ニーズに適切に対応できる体制の整備を進めます。

【第3章 事業一覧 P. 164 参照】

- 岡山県自立支援協議会（障害福祉課）【再掲】

(6) 重症心身障害児者に対するサービスの向上

（障害福祉課）

重症心身障害児者が県内どこでも安心して生活できるよう、地域バランスのとれたレスパイトサービス環境の整備・充実を総合的に促進します。

【第3章 事業一覧 P. 164 参照】

- レスパイトサービス拡大促進事業（障害福祉課）【再掲】
- レスパイトサービス施設開設等支援事業（障害福祉課）【再掲】
- レスパイトサービス職員研修等事業（障害福祉課）【再掲】

(7) 難病等の特性に配慮した障害福祉サービス等の提供

（医薬安全課）

難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、市町村において、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した円滑な事務が実施されるよう、市町村の理解と協力の促進を図ります。

【第3章 事業一覧 P. 164 参照】

- 難病等の特性に配慮した障害福祉サービス等の提供（医薬安全課）

4 障害児支援の充実

(1) 子ども・子育て支援法等を主軸とする障害児支援の充実等

(子ども未来課、健康推進課、労働雇用政策課)

●子ども・子育て支援法等を主軸とする障害児支援の充実

障害児やその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象として、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、障害児が円滑に同法に基づく教育・保育等を利用できるようにするために必要な支援を行います。

●乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援のための体制構築

障害児の発達を支援する観点から、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図り、療育方法等に関する情報提供やカウンセリング等の支援を行います。

●地域ぐるみでの障害児支援の充実

家庭とあわせて、地域、学校、企業等、社会全体で障害児を支え、その中で障害児が健やかに育つ地域・社会づくりを目指します。

地域は、子どもにとって、社会性や自主性を培う大切な場であることから、障害のある子どももない子どもも一緒に学びや様々な体験・活動を行うことができる環境整備を行うとともに、多様な子育て資源の掘り起こしや地域における人材の要請確保に努め、障害児も含めた全ての子どもと子育て家庭を地域ぐるみで支援していきます。

【第3章 事業一覧 P. 164 参照】

- 地域組織活動（母親クラブ等）の促進（子ども未来課）
- 地域子育て支援拠点事業（子ども未来課）
- 子育て支援員研修（子ども未来課）
- 愛育委員会活動推進（健康推進課）
- ファミリー・サポート・センターの充実支援（労働雇用政策課）

(2) 相談体制機能の充実等

(子ども未来課、労働雇用政策課、教育庁生涯学習課)

都市化の進展や核家族化の進行などにより、従来、家庭内あるいは地域社会が果たしてきた子育て支援機能の低下による子育て家庭の孤立化や負担感の増加が懸念され、子どもの発育や発達関連の困りごと等に対する適切な相談体制の充実が必要となっています。

このため、市町村等の窓口をはじめ、障害のある子どもも、障害のない子どもと同様に、様々な媒体を通して保護者や子ども自身が必要なときに気軽に相談できる相談体制の整備充実を積極的に進めるとともに、子育て家庭のニーズに対応した情報提供に努めます。

【第3章 事業一覧 P. 165 参照】

- 子ども家庭電話相談事業（子ども未来課）
- 家庭相談室の運営（子ども未来課）
- ひきこもり等児童福祉対策事業（子ども未来課）
- 児童環境づくり基盤整備事業（子ども未来課）
- 児童家庭支援センター運営事業（子ども未来課）
- すこやか育児テレホン事業（教育庁生涯学習課）
- 仕事と家庭の両立支援（労働雇用政策課）

（3）幼児期の学校教育・保育の拡充等

（子ども未来課、総務学事課）

障害のある子どもも障害のない子どもも、全ての子ども・子育て家庭を支援するため、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域における子ども・子育て支援の充実を図ります。放課後児童対策充実のニーズも高いことから、放課後児童クラブの設置を促進するとともに、大規模なクラブの分割を進めます。さらに、子どもの発達段階に応じた良質なサービスが提供できるよう人材育成にも努めます。

（4）受入体制の促進・幼稚園等における特別支援教育体制の整備等

（子ども未来課、障害福祉課、建築指導課、教育庁特別支援教育課）

障害児を受け入れる保育所等のバリアフリー化の促進、障害児保育を担当する保育士等の専門性向上を図るために研修の実施等により、障害児の保育所等での受入れを促進するとともに、幼稚園における特別支援教育体制の整備を図るため、幼稚園等における特別支援教育支援員の配置等を推進します。

【第3章 事業一覧 P. 165 参照】

- 発達障害児支援保育士研修（子ども未来課）【再掲】
- 放課後児童クラブ障害児受入サポート事業（子ども未来課）
- 障害児を受け入れる保育所のバリアフリー化の促進（障害福祉課、建築指導課）
- 幼稚園等の子育て活動の推進（総務学事課）
- 預かり保育の推進（総務学事課）
- 障害児就園対策事業（総務学事課）
- 幼児教育支援事業（総務学事課）
- 幼稚園等における特別支援教育体制の整備（教育庁特別支援教育課）

(5) 児童福祉法・障害者総合支援法等に基づく支援等

(障害福祉課)

児童福祉法に基づき、障害児の発達段階に応じて、指導訓練等の支援を行う児童発達支援や放課後等デイサービス等による適切な支援を提供します。また、障害者総合支援法に基づき、居宅介護、短期入所、日中一時支援等を提供し、障害児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。

併せて、障害児通所支援事業等の施設整備について、国庫補助事業等を活用して効果的に進めます。また、身体障害者手帳の対象にならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、難聴児の健全な発育を支援します。

【第3章 事業一覧 P. 165 参照】

- 児童発達支援（障害福祉課）
- 医療型児童発達支援（障害福祉課）
- 放課後等デイサービス（障害福祉課）
- 保育所等訪問支援（障害福祉課）
- 発達障害者支援体制整備事業（障害福祉課）【再掲】
- 発達障害児（者）支援医師研修事業（障害福祉課）【再掲】
- 聴覚・言語障害児巡回相談事業（障害福祉課）
- 難聴児補聴器交付事業（障害福祉課）
- 居宅介護（障害福祉課）【再掲】
- 短期入所（障害福祉課）【再掲】
- 日中一時支援（障害福祉課）【再掲】
- 障害児通所支援事業等の施設整備（障害福祉課）

(6) 在宅障害児の支援

(障害福祉課)

在宅障害児等の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられるよう療育機能の充実を図ります。

【第3章 事業一覧 P. 166 参照】

- 障害児等療育支援事業（障害福祉課）

(7) 児童発達支援センター及び障害児入所施設の整備

(障害福祉課)

児童発達支援センター及び障害児入所施設について、障害の重度化・重複化や多様化を踏まえ、その専門的機能の強化を図るとともに、これらの機関を地域における中核的支援施

設と位置付け、障害児の多様なニーズに対応する療育機関としての役割を担うため、必要な施設整備も含めて体制整備を図ります。

【第3章 事業一覧 P. 166 参照】

- 児童発達支援センター（障害福祉課）
- 障害児入所施設（障害福祉課）

（8）経済的支援等及び生活環境整備

（障害福祉課、子ども未来課、健康推進課、総務学事課、住宅課、教育庁特別支援教育課）

障害児やその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象として、身近な地域において、子ども・子育て支援法等に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、障害児が円滑に同法等に基づく教育・保育等を利用できるようにするために必要な支援を行います。

【第3章 事業一覧 P. 166 参照】

- 特別児童扶養手当（障害福祉課）【再掲】
- 特別障害者手当の支給（障害福祉課）【再掲】
- 障害児福祉手当の支給（障害福祉課）【再掲】
- 経過的福祉手当の支給（障害福祉課）【再掲】
- 児童手当（子ども未来課）
- 児童扶養手当（子ども未来課）
- 心身障害者医療費公費負担制度（障害福祉課）【再掲】
- 小児医療費公費負担制度（障害福祉課）
- 高等学校等就学支援金（総務学事課）
- 私立高等学校納付金減免補助金（総務学事課）
- 修学のための給付金（総務学事課）
- 奨学金貸与事業（総務学事課）
- 特別支援教育就学奨励費（教育庁特別支援教育課）
- 県営住宅への優先入居（住宅課）【再掲】
- おかやま子育て応援マンション認定事業（住宅課）
- 発達障害者支援体制整備事業（障害福祉課）【再掲】
- 発達障害者支援センター運営（障害福祉課）【再掲】
- 発達障害児（者）支援医師研修事業（障害福祉課）【再掲】
- 発達障害者支援キーパーソン登録・活用促進事業（障害福祉課）【再掲】
- 発達障害児支援保育士研修事業（子ども未来課）【再掲】
- 子どもの健やか発達支援事業（健康推進課）【再掲】
- 専門指導員派遣事業（教育庁特別支援教育課）【再掲】
- 多様な学びの場「特別支援教室」事業（教育庁特別支援教育課）【再掲】
- 施設型給付費（子ども未来課）
- 地域型保育給付費（子ども未来課）

- 一時預かり事業（子ども未来課）
- 病児保育事業（子ども未来課）
- 延長保育事業（子ども未来課）
- 発達障害児支援保育士研修（子ども未来課）
- 放課後児童クラブ障害児受入サポート事業（子ども未来課）
- 放課後子どもプラン合同研修事業（子ども未来課）
- 放課後児童指導員等研修事業（子ども未来課）
- 子育て支援員研修事業（子ども未来課）

（9）障害児虐待防止対策の充実

（障害福祉課・子ども未来課・健康推進課）

障害児の虐待については、児童虐待防止法等に基づき、市町村要保護児童対策地域協議会を中心に、切れ目のない支援を行うとともに、障害者虐待防止法に基づき、市町村、労働局等の関係機関と連携しながら、虐待防止等を図ります。障害者権利擁護センター、障害者虐待防止センターによる虐待防止と併せて、子どもへの虐待については、発生予防からアフターケアまで切れ目のない支援を行い、岡山県児童虐待防止総合推進事業を推進していきます。福祉相談センター（児童相談所）の体制を強化するとともに、妊婦や子育て家庭の相談体制の整備を推進します。

【第3章 事業一覧 P. 168 参照】

- 県障害者権利擁護センターの適正な運営（障害福祉課）
- 法律相談窓口（市町村向け）の設置（障害福祉課）
- 研修事業や普及啓発事業等の実施（障害福祉課）
- 児童相談所カウンセリング事業（子ども未来課）
- 児童相談所法的対応強化事業（子ども未来課）
- 児童相談所24時間・365日相談体制強化事業（子ども未来課）
- 一時保護機能強化事業（子ども未来課）
- 一時保護所体制強化事業（子ども未来課）
- 児童相談所スーパーバイズ機能強化事業（子ども未来課）
- 児童虐待対応力向上事業（子ども未来課）
- 児童虐待対応強化事業（子ども未来課）
- 児童虐待防止等ネットワーク事業（子ども未来課）
- 乳児家庭全戸訪問事業（地域子ども・子育て支援事業）（子ども未来課、健康推進課）
- 養育支援訪問事業（地域子ども・子育て支援事業）（子ども未来課、健康推進課）
- 子ども家庭電話相談事業（子ども未来課）
- 家庭相談室の運営（子ども未来課）
- 児童環境づくり基盤整備事業（子ども未来課）
- おかやま妊娠・出産サポーター事業（健康推進課）
- ハイリスク妊娠婦保健指導。妊娠中からの切れ目のない支援システム（健康推進課）
- ハイリスク児家庭訪問指導（健康推進課）
- 死亡事例等の検証（子ども未来課）

※虐待防止関連事業については「IX 差別の解消及び権利擁護の推進」にも記載しています。

5 人材の育成・確保

必要なサービス量が十分に充足されることを目指し、障害福祉サービスや市町村地域生活支援事業等を支える様々な人材の養成確保を進めていきます。

養成後においても、研修の修了者に岡山県社会福祉協議会が運営する岡山県福祉人材センターへの登録について周知を図るとともに、サービス提供に従事してもらうよう働きかけるなど、人材の確保に努めます。

(1) 福祉専門職、医学的リハビリテーションの養成・確保等

(保健福祉課)

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の福祉専門職について、その有効な活用を図りつつ、養成及び確保に努めるとともに、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、言語聴覚士等の医学的リハビリテーションに従事する者について、専門的な技術及び知識を有する人材の確保を図ります。

【第3章 事業一覧 P. 170 参照】

- 岡山県福祉人材センターの運営（保健福祉課）
- 福祉・介護人材確保対策推進協議会の運営（保健福祉課）
- 福祉・介護人材確保推進事業（保健福祉課）
- 中学生・高校生向けの取組（保健福祉課）
- 女性、高齢者等興味・関心がある方向けの取組（保健福祉課）
- 養成施設の学生向けの取組（保健福祉課）
- 介護福祉士等修学資金の貸付（保健福祉課）
- 求職者向けの取組（保健福祉課）
- 離職者の再就職を促す取組（保健福祉課）
- 離職者を減らす取組（保健福祉課）
- 働きやすい職場環境づくり（保健福祉課）

(2) 障害福祉サービス・相談支援の提供者、指導者等の養成

(障害福祉課、健康推進課)

障害福祉サービス及び相談支援が円滑に実施されるよう、これらのサービス等を提供する者及びこれらの者に対し必要な指導を行う者を養成します。

ホームヘルプサービスについて、障害特性を理解したホームヘルパーの養成及び研修を行います。

(3) 相談支援従事者等の養成・資質の向上等

(障害福祉課、保健福祉課、健康推進課)

各種ガイドラインの策定及び普及、障害者相談員や相談支援に従事する職員に対する研修の実施等により、相談業務の質の向上を図るとともに、児童相談所、更生相談所、保健所等の関係機関間のネットワークの形成及びその活用を推進し、障害のある人が身近な地域で専門的相談を行うことができる体制を構築します。

【第3章 事業一覧 P. 171 参照】

- 盲ろう者向け通訳・介助員指導者養成研修会（障害福祉課）
- 強度行動障害支援者の養成（障害福祉課）【再掲】
- 高次脳機能障害支援研修会（健康推進課）
- 精神障害関係従事者養成研修（健康推進課）
- 相談支援従事者の養成（障害福祉課）【再掲】
- サービス管理責任者の養成（障害福祉課）【再掲】
- 障害支援区分認定調査員等の養成研修（障害福祉課）【再掲】
- 相談支援体制整備事業（障害福祉課）【再掲】
- 身体障害者・知的障害者相談員への研修（障害福祉課）【再掲】
- 介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修会の実施（障害福祉課）
- 民生委員・児童委員の研修会の実施（保健福祉課）

(4) 障害福祉関係法令・労働法規の遵守の指導

(障害福祉課)

障害福祉サービス等を提供する事業者に対し、障害福祉関係法令や労働法規等の遵守を徹底するよう適切に指導します。

【第3章 事業一覧 P. 171 参照】

- 関係法令の遵守の指導（障害福祉課）

6 福祉用具等の研究開発及び身体障害者補助犬の育成等

(1) 福祉用具等の研究開発・普及の推進

(産業振興課、障害福祉課)

●福祉用具等の研究開発・普及の推進

障害のある人にやさしい社会の実現のため、产学官民の連携組織「ハートフルビジネスおかやま」の活動を通じて、障害のある人等のニーズを踏まえた誰もが使いやすい福祉用具等の開発と普及を支援します。

●補装具等の支給等（障害福祉課）

補装具の購入又は修理に要する費用の一部に対する公費の支給、日常生活用具の給付・貸与を行います。

●福祉用具に関する相談窓口の整備、福祉用具相談等職員の資質向上（障害福祉課）

情報提供機関や相談機関のネットワーク体制の構築により、福祉用具に関する情報の提供や相談窓口の整備を推進するとともに、研修の充実等により、福祉用具の相談等に従事する専門職員の資質向上を図ります。

【第3章 事業一覧 P. 171 参照】

- 「ハートフルビジネスおかやま」の活動支援（産業振興課）
- 福祉現場とのマッチング等（障害福祉課、産業振興課）
- 補装具（障害福祉課）【再掲】
- 日常生活用具給付等事業（障害福祉課）【再掲】
- 福祉用具等の情報提供（障害福祉課）

(2) 身体障害者補助犬の育成等

(障害福祉課)

身体障害者補助犬法に基づき、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の育成及び身体障害者補助犬を使用する身体障害のある人の施設等の利用の円滑化を図ります。

【第3章 事業一覧 P. 171 参照】

- 身体障害者補助犬育成事業（障害福祉課）【再掲】

III 生活環境

＜基本的な考え方＞

障害のある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障害のある人が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進します。また、引き続き「岡山県福祉のまちづくり条例」に基づき、県民総参加で「心」、「情報」、「物」の3つのバリアフリーによる福祉のまちづくりを推進していきます。

＜現状と課題＞

【障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進】

- 本県では、「岡山県福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下バリアフリー法）により、障害のある人に配慮したまちづくりを計画的に推進し、バリアフリー化を促進してきました。今後も、障害のある人も含めた全ての人が、安心・安全・快適に暮らしていく福のまちづくりを計画的に推進していくことが必要です。
- 不特定多数の障害のある人等を対象とした施設のバリアフリー化は、平成28年4月から施行される障害者差別解消法に基づき、障害のある人からの社会的障壁の除去を必要とする意思表示があり、過重な負担にならない範囲で、必要かつ合理的な配慮がなされる必要があります。
- 障害のある人を対象としたアンケートでは、外出する目的は、全体では「買い物に行く」が67.6%と最も高く、次いで「医療機関への受診」(52.6%)、「通勤・通学・通所」(30.1%)、「散歩に行く」(26.6%)、「趣味やスポーツをする」(25.0%)、「友人・知人に会う」(24.5%)となっています。障害別にみると、身体障害のある方、精神障害のある方（入院患者）は「買い物に行く」（それぞれ71.2%、72.1%）が最も高くなっています。従って、買い物等日常生活や観光・レジャーなどの面でも、障害のある人が、快適に過ごすことのできるまちづくりの推進が必要です。
- 高齢者や障害のある人が旅行等に出かけたいという要望があるにも関わらず、障害のある人たちへの個別対応が不十分であるため、旅行や外出することを諦めざるを得ない状況があり、その結果、そうしたニーズが潜在化する現状があります。

【ユニバーサルデザインの普及】

- ユニバーサルデザイン（ＵＤ）社会を実現するためには、建物や設備、道路、交通機関、公園などの新設、改修といったハード面でのユニバーサルデザインに配慮した整備と併せて、一人ひとりの個性や特徴を互いに理解すること、すなわちＵＤマインドを持ち、実践するというソフト面での対応が重要です。今後、障害のある人の高齢化や国際化が進展するなかで、誰もが暮らしやすい社会を作っていくために、ハード・ソフト両面からのバランスが取れた取組が必要です。

【住宅の確保・生活関連施設のバリアフリー化】

- 障害のある人を対象としたアンケートでは、地域で生活するためにあればよいと思う支援は、全体では「障害者に適した住宅の確保」が42.7%と最も高くなっています。障害別にみると、身体障害のある人は「障害者に適した住居の確保」が47.8%と最も高く、知的障害のある人は「必要な住宅サービスが適切に利用できること」が41.3%と最も高くなっています。障害のある人の住宅の確保とバリアフリー化が必要となっています。
- 障害のある人の高齢化・重度化に対応して、介護が必要となっても本人の希望によりグループホームを利用し続けることができるよう、平成26年度よりケアホームがグループホームに一元化されました。グループホーム等の整備・活用促進によって、地域生活への移行を推進するとともに、その安全性にも配慮していく必要があります。
また、一元化に伴い、利用者の状態に応じた柔軟なサービス提供が行えるよう、外部の居宅介護事業者と連携すること等により介護サービスを提供することが可能となる一方、グループホームにおけるサービスの質の確保、向上を図る必要があります。
- 自力で住まいを確保するのが困難な障害のある人に対しては、これまでバリアフリー化された公営住宅の供給等により対応してきました。
一方、公営住宅は老朽化した住宅の改修等にシフトしてきていることから、今後は民営借家（アパート等）や一般住宅等を障害のある人の住まいとして安定して供給できるように促進していくことも求められます。
- 公営住宅においては、引き続き、障害のある人や高齢者向けの住宅建設、設備の改善に取り組む必要があります。また、既存公共施設を含む公共施設の環境改善を実施し、施設のバリアフリー化の状況を情報提供する必要があります。
- 民間借家については、住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律。平成19年法律第112号）等に基づき、賃貸人、障害のある人双方に対する情報提供等の支援等、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進する必要があります。

- 今後は、一般住宅においても安心して暮らせるよう、住宅の改修やバリアフリー化された住宅の新築・改築を促進することが求められます。

【公共交通機関・移動手段等のバリアフリー化の推進等】

- 障害のある人を対象としたアンケートでは、外出する場合に困ることは、全体では、「公共交通機関が少ない」が30.2%と最も高く、次いで、「道路や駅に階段や段差が多い」が26.9%となっています。障害別にみると、身体障害のある人は「道路や駅に階段や段差が多い」が34.8%と最も高くなっています。移動手段の確保及び公共の場での段差の解消などのバリアフリー化が重要です。

- バリアフリー法及びバリアフリー化に関する各種ガイドライン等により、ユニバーサルデザインにも配慮しながら、交通・移動手段のバリアフリー化を推進する必要があります。

<重点施策と主要事業>

1 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

(1) 福祉のまちづくりの総合的な推進

全ての人が個性と人権を尊重され、あらゆる活動へ主体的に参加し、快適にいきいきと生活できるバリアフリー社会の実現をめざして、障害のある人や高齢者等の活動を阻む様々な障壁（バリア）を取り除き、誰もが自らの意思で自由に行動し、安全かつ快適に生活できる住みよい福祉のまちづくりを県民総参加で進める必要があります。

このため、引き続き岡山県では「岡山県福祉のまちづくり条例」に基づき、県民総参加で「心」、「情報」、「物」の3つのバリアフリーによる福祉のまちづくりを一層推進します。

【岡山県福祉のまちづくり条例・バリアフリーの推進】（障害福祉課、建築指導課）

岡山県福祉のまちづくり条例及びバリアフリー法に基づき、指導・助言等の必要な措置を適切に講じることで、障害のある人や高齢者をはじめ全ての県民が安全かつ快適に公共的施設を利用できるよう推進します。

また、誰もが安心して利用でき、気軽にまちへ出かけられるようにするために、「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度の普及やバリアフリーステッカーの交付等を、引き続き推進していきます。

【心のバリアフリーの推進】（障害福祉課）

将来の福祉のまちづくりの担い手である若い人を中心に、様々な障害を持つ人々の特性や多様性を理解し、思いやりや助け合いの心を育んでいくよう、啓発活動等に取り組みます。

心のバリアフリー啓発冊子の作成・配付や障害者週間等での啓発とともに、総合的な学習の時間やボランティア活動などを活用し、障害のある生徒とない生徒による交流活動等を通じて、障害のある人の体験を共有する取組などを推進していきます。

【情報のバリアフリーの推進】（障害福祉課）

情報を得ることが困難な人に対して、文字情報と併せて、絵文字（ピクトグラム）や図を組み合わせて、インターネット等による多様な伝達方法によって、情報提供を進め、社会参加を促進します。

障害のある人が外出する際に役立つ情報を提供するため、県内施設のバリアフリー情報を集約して、ホームページ「岡山県バリアフリー施設ガイド楽々おでかけ便利帳」を通じて継続的に情報提供します。

【第3章 事業一覧 P. 172 参照】

- 生活関連施設の届出・協議（建築指導課）
- バリアフリーステッカーの交付（障害福祉課）
- 「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度の推進（障害福祉課）【再掲】
- おかやま心のバリアフリー普及・促進事業（障害福祉課）【再掲】
- 心のバリアフリー支援事業（障害福祉課）【再掲】
- 障害者週間の普及啓発（障害福祉課）【再掲】
- 発達障害のある人への理解を促進するための啓発・広報（障害福祉課）【再掲】
- 難病のある人への理解を促進するための啓発・広報（医薬安全課）【再掲】
- 精神障害のある人への理解を促進するための啓発・広報（健康推進課）【再掲】
- インクルーシブな交流・分野横断的な啓発の推進（障害福祉課）【再掲】
- バリアフリーガイドホームページの管理・充実（障害福祉課）
- バリアフリー相談事業（障害福祉課）
- 移動支援のための情報提供方法等の研究（障害福祉課）

（2）道路等のバリアフリー化の推進

（道路建設課、道路整備課、都市計画課）

道路整備に当たっては、幅広い歩道の整備、視覚障害のある人のための誘導ブロックやスロープの設置、横断歩道橋の改善など、岡山県福祉のまちづくり条例及びバリアフリー法等に基づき、障害のある人や高齢者にやさしい道路等のバリアフリー化を推進します。

主要生活関連経路において、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しながらの幅の広い歩道の整備や無電柱化等の推進を図ります。

視覚障害のある人に配慮した音響式信号機等の整備を進め、安全な通行の確保に努めます。

【第3章 事業一覧 P. 173 参照】

- 道路等のバリアフリー化の推進（道路建設課、道路整備課、都市計画課）
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく道路の構造の基準を定める条例（道路整備課）
- 無電柱化事業の整備（道路整備課）
- 「道の駅」のバリアフリー化の推進（道路整備課）

(3) バリアフリー法に基づく障害のある人に配慮した交通対策の推進

（警察本部交通規制課、道路整備課）

バリアフリー法に基づき市町村が定める重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路において、歩行者用信号が青であることを音で知らせる音響式信号機や、歩行者・自転車と車両が通行する時間を分離する歩車分離式信号、歩行者青時間の延長を行う高齢者等感応化装置等のバリアフリー対応型信号機、見やすく分かりやすい道路標識等の整備を推進します。

【信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化の推進】（警察本部交通規制課、道路整備課）

障害のある人が安全に安心して自動車を運転できるよう、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等を推進します。

【速度抑制や通過交通の抑制等】（警察本部交通規制課）

市街地等の生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域（ゾーン）を設定して、最高速度 時速30キロメートルの区域規制、路側帯の設置・拡幅、物理的デバイス設置等の対策を効果的に組み合わせ、速度抑制や通過交通の抑制を図ります。

【第3章 事業一覧 P. 173 参照】

- 視覚障害者用付加装置の整備（警察本部交通規制課）
- 高齢者等感応化装置の整備（警察本部交通規制課）
- 視覚障害者用道路横断帯（エスコートゾーン）の設置（警察本部交通規制課）
- 信号灯器のLED化（警察本部交通規制課）
- ゾーン30事業（警察本部交通規制課）

(4) 都市公園等のまちづくりの推進

（都市計画課、河川課）

都市計画の推進にあたり、引き続き環境負荷の軽減、防災性の向上、良好な景観の保全・形成、生活環境の増進等、都市が抱える各種の課題に対応等とあわせて、バリアフリー化への対応を推進していきます。

都市公園の整備に当たっては、安全で安心した利用のため岡山県福祉のまちづくり条例及びバリアフリー法に基づく基準により、出入口や園路の段差解消、高齢者や障害のある人等が利用可能な通路やトイレの設置等を進めます。また、身近な自然空間である河川の魅力を誰もが享受できるような水辺整備をまちづくりと一体となって進めます。

【第3章 事業一覧 P. 173 参照】

- 都市公園等のバリアフリー化の推進（都市計画課、河川課）
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定公園施設の設置の基準を定める条例（都市計画課）

（5）ユニバーサルデザインの普及

（人権施策推進課）

福祉・医療施設の市街地における適正かつ計画的な立地の推進、公園等との一体的整備の促進、生活拠点の集約化等により、バリアフリーに配慮し、障害のある人が安心・快適に暮らせるまちづくりを推進します。

多くの県民にユニバーサルデザイン（UD）の考え方をより一層、理解・定着してもらうために、セミナー、体験事業等の実施により、広く普及啓発に取り組みます。NPO等と協働し、ワークショップやUD体験等を組み込んだ多彩な事業の実施により、ユニバーサルデザインの学びの場と機会を提供します。

また、IT分野におけるユニバーサルデザインの推進も図ります。

【第3章 事業一覧 P. 174 参照】

- ユニバーサルデザイン推進事業（人権施策推進課）
- IT分野におけるユニバーサルデザインの推進（人権施策推進課）

2 住宅の確保・生活関連施設のバリアフリー化

（1）公営住宅等のバリアフリー化等の推進

（住宅課、建築指導課）

本県の公営住宅は、「岡山県住生活基本計画」に基づき、障害のある人及び高齢者の生活に適切に配慮した仕様で施設の改善に取り組んでいます。今後の建替えに当たっても、障害のある人及び高齢者が安全かつ快適に生活できるバリアフリー化を積極的に推進していきます。公営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応を原則とするとともに、既存の公営住宅のバリアフリー化改修を促進し、障害のある人向けの公共賃貸住宅の供給を推進します。

また、公営住宅等での障害のある人に対する優先入居の実施や単身入居を可能とするための取組も推進していきます。

【第3章 事業一覧 P. 174 参照】

- 公営住宅のバリアフリー化（住宅課、建築指導課）
- 県営住宅への優先入居（住宅課）【再掲】

(2) 民間住宅等への障害のある人の円滑な入居の推進

（障害福祉課、住宅課、健康推進課）

住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律。平成19年法律第112号）に基づき設置した岡山県居住支援協議会と連携し、賃貸人、障害のある人双方に対する情報提供等の支援、必要な相談体制の整備等を行うとともに、家賃債務保証制度の活用を促進し、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進します。

また、障害のある人の世帯や高齢者世帯に対して、住宅の増改築のための生活福祉資金の貸付を行うとともに、精神障害のある人の住まいを確保するため、民間による家賃保証制度の活用を促進するとともに、家賃保証料の一部を助成するなど支援します。

(3) バリアフリー改修の促進・日常生活用具の貸与等

（障害福祉課、住宅課、建設指導課）

障害のある人や民間賃貸住宅の賃貸人が行うバリアフリー改修等を促進するとともに、障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付又は貸与、及び用具の設置に必要な住宅改修等に対する市町村の取組に対して適切に支援していきます。

【第3章 事業一覧 P. 174 参照】

- 住宅セーフティネット法等に基づく民間賃貸住宅への円滑な入居促進（住宅課）
- 住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業（住宅課）
- バリアフリー住宅の普及促進（障害福祉課）
- バリアフリー相談事業（障害福祉課）【再掲】
- 入院患者社会復帰促進事業（健康推進課）【再掲】

(4) グループホーム等の整備促進

（障害福祉課）

障害のある人が日常生活上の相談援助等を受けながら共同生活を行うグループホームの整備及び利用の促進を図ります。

(5) グループホーム等の防火安全体制

（障害福祉課、消防保安課、建築指導課）

グループホーム等に入居する障害のある人が安心して生活できるよう、非常災害時にお

ける消防団や近隣住民との連携体制の構築を促進するとともに、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の基準に適合させるための支援等を実施することにより、防火安全体制の強化を図ります。

【第3章 事業一覧 P. 175 参照】

- グループホーム等の居住基盤整備等の推進（障害福祉課）【再掲】
- 障害のある人の地域生活を支える関係者間のネットワークの充実【再掲】

3 公共交通機関・移動手段等のバリアフリー化の推進等

（1）公共交通機関や関係施設のバリアフリー化の推進

（障害福祉課、県民生活交通課、航空企画推進課）

障害のある人や高齢者等の交通弱者が、日常生活に必要なバスを安全かつ円滑に利用できるよう、低床型バスの導入・運行を促進します。また、公共交通ターミナル、公共交通機関等のバリアフリー化を推進します。

【第3章 事業一覧 P. 175 参照】

- 低床型バスの導入促進（障害福祉課）
- 「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度の推進（障害福祉課）【再掲】
- 公共交通機関のバリアフリー化の推進等（鉄道）（県民生活交通課）
- 岡山空港のバリアフリー化の推進等（航空企画推進課）

（2）公共交通機関や関係施設におけるユーザビリティの推進等

（障害福祉課、県民生活交通課、航空企画推進課）

公共交通機関の旅客施設及び車両内等において、障害特性に配慮した案内表示や情報提供の充実を推進します。

【第3章 事業一覧 P. 175 参照】

- 公共交通機関や関係施設におけるユーザビリティの推進等
（障害福祉課、県民生活交通課）
- 岡山空港におけるユーザビリティの推進等（航空企画推進課）

（3）教育訓練の実施等

（障害福祉課、県民生活交通課、航空企画推進課）

交通事業者等における障害のある人に対する適切な対応の確保を図るため、教育訓練の実施等が促進されるよう要望していきます。

【第3章 事業一覧 P. 175 参照】

- 教育訓練の実施等（障害福祉課、県民生活交通課、航空企画推進課）

(4) 福祉移送支援・福祉車両の普及・移動支援等

（障害福祉課）

障害のある人や高齢者等移動に制約のある人の外出手段の整備を図るため、NPO等非営利法人による福祉移送サービスを普及するとともに、安全なサービスが安定的に供給されるよう、運送者相互のネットワーク形成をより一層支援していきます。

移動に制約のある車いす使用者が乗り降りしやすい福祉車両の普及を図るため、その取得について助成を行い、障害のある人の自由な外出を支援します。

また、屋外での移動に著しい制限などがある障害のある人に対して、社会生活上必要な外出及び余暇活動の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

【第3章 事業一覧 P. 175 参照】

- 福祉移送支援事業の推進（障害福祉課）【再掲】
- 福祉車両の普及（障害福祉課）【再掲】
- 移動支援事業（障害福祉課）【再掲】
- 移動支援事業者情報提供事業（障害福祉課）【再掲】
- 「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度の推進（障害福祉課）【再掲】

(5) ユニバーサルツーリズムや移動支援の研究等

（障害福祉課、観光課）

ユニバーサルツーリズム（障害のある人や高齢者等が気軽に快適な旅行を楽しめるように配慮がなされた旅行）の推進等を図るため、移動支援に必要な情報提供手段の研究等を行い、障害のある人が観光や外出を楽しめる機会の提供に努めます。

【第3章 事業一覧 P. 176 参照】

- ユニバーサルツーリズムや移動支援の研究等（障害福祉課、観光課）
- インクルーシブな交流・分野横断的な啓発の推進（障害福祉課）【再掲】

4 公共的施設等のバリアフリー化の推進

(1) 公共的施設のバリアフリー化の推進

(建築指導課、障害福祉課)

公共的施設については、岡山県福祉のまちづくり条例やバリアフリー法で定められる施設において、建築主、設置者等に対する基準の遵守が図られるよう、県、市等が指導・助言を行い、障害のある人等が安全・快適に利用できるようバリアフリー化を積極的に進めます。

(2) 県有施設のバリアフリー化の推進（新設）

(財産活用課、建築営繕課、住宅課)

県有建築物を新設する場合は、岡山県福祉のまちづくり条例やバリアフリー法の整備基準を遵守するとともに、ユニバーサルデザインの概念（すべての人にとって安全で使いやすいものにするという考え方）を踏まえ、障害のある人等が安全・快適に利用できるよう整備を図ります。

(3) 県有施設のバリアフリー化の推進（既存施設）

(財産活用課、建築営繕課、住宅課)

既存施設については、重要度・緊急度の高いものから、段差解消や車いすトイレの設置などバリアフリー化を図ります。一般県民と接することの多い窓口業務を行う施設については、特にバリアフリー化の推進を図ります。

(4) バリアフリー相談及び人材育成等

(障害福祉課)

利用者参加によるバリアフリー施設整備の促進を図るため、県事業を対象に施設の整備計画・設計段階から高齢者や障害のある人等の意見を聴くバリアフリー相談検討会を開催します。また、これまで養成したバリアフリーアドバイザーの資質向上を図ります。

【第3章 事業一覧 P. 176 参照】

- 公共的施設のバリアフリー化の推進（建築指導課、障害福祉課）
- 県有施設のバリアフリー化の推進（財産活用課、建築営繕課、住宅課）
- バリアフリー相談検討会（障害福祉課）
- バリアフリーアドバイザーの資質向上（障害福祉課）

IV 教育・文化芸術活動・スポーツ・国際交流等

<基本的な考え方>

障害の有無によって分け隔てられることなく、県民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会とノーマライゼーションの実現に向け、障害のある幼児児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援のもと、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障害のない幼児児童生徒と共に受けることのできるよう、インクルーシブ教育システムの構築や教育環境の整備を推進していきます。また、障害のある人が、障害者アート等の文化芸術活動やスポーツ等を楽しむことで、心豊かな社会生活を送ることができるように環境の整備等を推進していきます。

<現状と課題>

【特別支援学校の教育の充実と教育体制の整備】

●一人一人の教育的ニーズに対応した学校づくり

障害種別に対する専門性とあわせて、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育課程の下での指導の充実が必要です。

特に、高等部において、知的障害が比較的軽い生徒の増加や重複障害のある生徒への対応、一人一人の教育的ニーズに応じて、自立と社会参加をめざす学科・教育課程の改善・充実が求められています。

●教員の専門性の向上

特別支援学校の教員は、勤務校に在籍する幼児児童生徒の教育と併せて、特別支援学校のセンター的機能への小・中学校等からの期待も高まっていることから、高い専門性を有するため、特別支援学校教諭免許状の保有を一層推進することが必要です。

また、自立活動の指導に関する専門性の向上や、発達障害を含む様々な障害種に対応できる指導力の向上も必要となっています。

●センター的機能の充実

学校教育法には、特別支援学校は、幼稚園（保育所）、小学校、中学校、高等学校等の要請に応じて、障害により教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒の教育に関して必要な助言又は援助を行うよう努めることが規定されています。また、小・中学校等からの助言の期待も高まっていることから、特別支援学校のセンター的機能の充実に努める必要があります。

●高等部教育の充実

特別支援学校では、高等部入学後に、中学校等の必要な指導・支援を適切に引き継ぐこと

ができるよう、「個別の教育支援計画」等による適切な引継ぎが十分に行われる必要があります。

また、本県における特別支援学校卒業生の就職率は全国平均を下回る状況でしたが、平成23年度には33.3%で全国平均を上回り、平成26年度は39.5%となり過去、最高となりました。

引き続き、キャリア教育の視点を踏まえた教育内容等の充実や、就労に向けた企業等との連携・協力、重度の障害のある生徒の移行支援と進路先の保障等が必要です。

【就学前、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育の充実】

●就学前における支援の充実

- ・平成26年度に実施した本県独自の調査によると、県内の公立幼稚園（5歳児を対象）では、各園で把握している特別な支援を必要とする児童の割合は、16.5%と平成24年度と比べて増加していることが明らかになり、就学前の早期からの適切な支援が求められています。（平成24年度：14.8%）
- ・児童生徒一人一人の教育的ニーズにより適切に対応したものになるよう取組を進めていく必要があります。「個別の教育支援計画」等を作成している幼稚園等はまだ少なく、就学前の支援に関する情報が小学校等へ円滑に引き継がれていない現状があります。

●小・中学校における特別支援教育の充実

- ・小・中学校の特別支援学級に在籍する生徒数や通級による指導を受けている児童生徒が増加しています。平成26年度に実施した県調査によると、各学校で把握している通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の割合は、小学校11.7%、中学校で8.7%であり、平成24年度に比べ増加していることから、その対応が一層必要となっています。（平成24年度 小学校9.5%、中学校6.7%）
- ・特別な支援を必要とする児童生徒が在籍している通常学級では、個に対する適切な指導・支援の充実に向けて教職員の課題意識は高まっていますが、集団での活動や生活を基本とした学級経営、授業における指導・支援の適切な在り方等について、研究・実践の積み重ねが求められています。
- ・特別支援学級では、自閉症・情緒障害特別支援学級の児童生徒数が急増するとともに、実態が多様化しており、将来の社会生活を見通して、「自立活動」を教育課程上に位置づけることや、指導法の工夫、特別支援教育支援員の効果的な活用等が求められています。
- ・小・中学校では、通級による指導を希望する児童生徒が増加しており、実態も多様化しています。また、中学校区を単位とした地域内の学校間で継続した取組も重要であり、今後も、地域の自立支援協議会や発達障害者支援センター等と協力し、関係機関との連携に努めることが求められています。

●高等学校における特別支援教育の充実

- ・平成26年度に実施した県調査では、各学校が把握している特別な支援を必要とする生徒の割合は、全体で3.7%であり、平成24年度に比べ増加しており、発達障害を含む特別な支援を必要とする生徒一人一人に対して、学習や生活面における適切な指導・

支援を行うことが一層求められています。(平成24年度 全体3.2%)

- ・発達障害をはじめとする障害のある生徒の特性に配慮した指導方法等の工夫や教育内容等についての研究を進めていく必要があります。また、高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒の自立と社会参加に向けて、一人一人の卒業後の生活を見据え、キャリア教育を充実させるとともに、教育相談や就労や進学などの進路相談等の充実を図ることが求められています。

●発達障害のある子どもの支援

全教職員の発達障害を含む障害への理解を深めるため、校内研修や県総合教育センター等での研修を充実していく必要があります。また、特別支援学校の教員からなる専門指導員や医療・福祉等外部の専門家を要請のあった学校に派遣するなど、特別な支援を必要とする生徒へ適切に対応するための助言・援助を充実させる必要があります。

このように特別支援学校、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において特別支援教育を着実に推進していくことは、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築に向けて必要不可欠です。

本県においても、インクルーシブ教育システム構築を目指すことが重要であり、可能な限り障害のある子どもと障害のない子どもが同じ場で共に学ぶことを目指すため、通常学級においても特別支援教育の充実を図るとともに、障害の状態に応じた多様な指導の場（通常学級、特別支援教室、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校など）の教育の充実が必要です。その際には、個人に必要な「合理的配慮」の充実を図る上で「基礎的環境整備」の充実を図っていく必要があると考えています。

【教育環境の整備等】

- 障害のある人が、生涯にわたって学習する機会をもち、自己の可能性を追求し、生活のゆとりや豊かさを実感し、社会参加を果たすことは極めて重要です。

【大学等における障害のある学生への支援】

●大学等での様々な機会におけるバリアフリー化の推進

大学等への進学率が高まる中、障害のある学生についての理解の促進や、大学が提供する様々な機会におけるバリアフリー化の推進を図っていくことが求められてきています。

平成28年度からの障害者差別解消法施行に向けて、障害のある学生が学べるよう、文部科学省が、大学等が入学試験や授業面等で講じるべき合理的な配慮等の支援策の指針を策定しているところです。

【文化芸術活動、スポーツ等の振興】

- スポーツ、レクリエーション及び文化芸術活動は、障害のある人が心豊かな社会生活を送る上で、大きな役割を果たします。

- スポーツは、誰もが日常生活の中で楽しむことができるスポーツから競技性の高いスポーツまで、障害の状況に応じて、楽しみ、取り組むことができるよう、幅広く積極的に推進する必要があります。
- 平成25年1月に行われた世論調査（※1）によると、成人の週1回以上のスポーツ実施率は47.5%となっています。一方で、平成25年11月に行われた調査（※2）によると、障害のある人（成人）の週1回以上のスポーツ・レクリエーション実施率は18.2%にとどまっています。
※1：文部科学省「体力・スポーツに関する世論調査」
※2：文部科学省委託事業「『健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業（地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究）』報告書」
- 本県で実施した障害のある人を対象としたアンケート（平成26年度実施）では、運動・スポーツの活動頻度は、全体では「ほとんどしない」が41.7%と最も高く、次いで「週に1・2回程度する」（15.4%）、「月に1・2回程度する」（9.9%）、「ほとんど毎日する」（8.3%）となっています。障害別にみると、発達障害のある人と精神障害のある人（在宅者）は「ほとんどしない」が5割を超えていました。
「運動・スポーツをしない理由」として、全体では「できる種目・種類がない」が40.9%と最も高く、次いで「きっかけがない」（35.0%）、「興味がない」（22.8%）、「疲れやすい」（20.1%）、「仲間がいない」（19.6%）となっています。障害別にみると、身体障害のある人、知的障害のある人は「できる種目・種類がない」が最も高く、精神障害のある人（在宅者）、精神障害のある人（入院患者）、発達障害のある人は「きっかけがない」が最も高くなっています。これらのことから、障害のある人が、運動・スポーツを楽しめる機会を提供することが必要です。
- 地域の身近な障害のある人に、スポーツの生活化を促進する「初級障害者スポーツ指導員」は、全国で18,810名（平成26年12月時点）となっています。障害者スポーツ指導員の数は過去20年間で大きく増加しましたが、ここ10年は横ばいとなっています。障害者スポーツを支える指導員の確保・育成に努めることが必要です。
- 障害のある人を対象にしたアンケートでは、芸術文化活動の頻度は、「週1回以上」と回答した人は全体の17.9%にとどまっています。芸術文化活動をしない理由は、全体では「きっかけがない」が42.1%と最も高く、次いで「できる種目・種類がない」（35.6%）、「興味がない」（28.5%）、「仲間がいない」（18.0%）、「施設が近くにない」（14.4%）となっています。
障害別にみると、身体障害のある人、精神障害のある人（在宅者）、精神障害のある人（入院患者）、発達障害のある人は「きっかけがない」が最も高く、知的障害のある人は「できる種目・種類がない」が最も高くなっています。

● 日本は平成26年1月20日に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准しました。この条約は、障害のある人の人権や基本的自由の享有を確保し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害のある人の権利を実現するための措置等を規定しています。このことにより、日本において、障害のある人の権利の実現に向けた取組が一層強化され、人権尊重についての国際交流が促進されることとなります。

こうした状況と併せて、近年、グローバル化が進む中で、障害をはじめとした福祉分野でも、国際的な視野を持って、様々な施策や取組が進められることが必要となっています。

＜重点施策と主要事業＞

1 特別支援教育推進のための取組

（1）インクルーシブ教育システムの理念に基づく就学先決定への取組

（教育庁特別支援教育課）

市町村教育委員会は、障害のある児童生徒の就学先決定に当たり、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先の判断を行うこととなります。

なお、この場合において、市町村教育委員会が本人・保護者に対し十分な情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として、最終的には市町村教育委員会が行政上の役割として就学先を決定することとなります。

【※第3章 事業一覧 P. 177 参照】

●インクルーシブ教育システムの理念に基づく就学先決定への取組

（2）障害のある児童生徒に対する適切な合理的配慮の提供

（教育庁特別支援教育課）

障害のある児童生徒に対する合理的配慮については、児童生徒一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて設置者・学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましいことを周知します。

【※第3章 事業一覧 P. 177 参照】

●障害のある児童生徒に対する適切な合理的配慮の提供（教育庁特別支援教育課）

(3) 多様な学びの場の充実

(教育庁特別支援教育課)

合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、障害のある人とない人が同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるようにするために、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図ります。

【※第3章 事業一覧 P. 177 参照】

- 多様な学びの場の充実 (教育庁特別支援教育課)

(4) 特別支援学校の教育の充実と教育体制の整備

(教育庁特別支援教育課)

一人一人の教育的ニーズに応じて、知的障害・肢体不自由の専門的教育ができる限り身近な地域で受けられる体制の整備を図ります。また、就労による社会自立を目指した専門的教育を実施する高等支援学校の募集定員の拡大を検討します。

医療的ケアの必要な児童生徒に対して、適切に医療的ケアを実施できる体制の整備を図ります。

① 一人一人の教育的ニーズに対応した学校づくり

【専門的な教育ができる限り身近な地域で受けられる体制整備】

近隣に肢体不自由特別支援学校のない地域については、既存の知的障害特別支援学校が肢体不自由を伴う重複障害のある児童生徒を積極的に受け入れるよう、体制の整備に努めます。

【一人一人の教育的ニーズに対応した教育の充実】

特別支援学校においては、それぞれの障害種における教育の専門性を確保するとともに、重複障害のある児童生徒の指導の充実に努めます。

また、発達障害を併せ有する児童生徒について、その特性等に対応した指導・支援の充実に努めます。

【知的障害特別支援学校の児童生徒増加に対応した学校設置等】

児童生徒の急増対策として、これまでプレハブ校舎等の設置により対応してきましたが、老朽化したプレハブ校舎について、教室整備を検討していきます。

【就労による社会自立を目指した専門的な教育を実施する特別支援学校の設置等】

知的障害の程度が比較的軽い生徒が増加していることから、施設の状況等も勘案しながら、高等支援学校等の募集定員の拡大について検討します。

また、県立高等学校の余裕教室を活用し、高等学校生徒と特別支援学校高等部生徒との日常的な交流及び共同学習を行うことのできる分校・分教室の設置について研究します。

【医療的ケア実施体制等の整備】

医療的ケア実施に際しては、安全・安心な環境で行う必要があることから、医療的ケアに対応した教室等の整備について検討するとともに、医療的ケアの実施内容や対象児童生徒数の推移等を見ながら、医療的ケアが適切に実施できる看護師の時間数を確保します。

また、看護師が必要な研修を受けた教員と連携して医療的ケアにあたる体制などについて整備します。

【第3章 事業一覧 P. 177 参照】

- 専門的な教育をできる限り身近な地域で受けられる体制整備
(教育庁特別支援教育課)
- 一人一人の教育的ニーズに対応した教育の充実(教育庁特別支援教育課)
- 知的障害特別支援学校の児童生徒増加に対応した学校設置等
(教育庁特別支援教育課)
- 就労による社会自立を目指した専門的な教育を実施する特別支援学校の設置等
(教育庁特別支援教育課)
- 医療的ケア実施体制等の整備(教育庁特別支援教育課)

②教員の専門性の向上

【特別支援学校教諭免許状保有率の向上】

特別支援学校の特別支援学校教諭免許状の保有率の向上を図るために、特別支援学校を希望する同免許状保有者の採用枠の拡大や、免許法認定講習の拡充に努めます。

また、現在、特別支援学校に勤務している教員について、免許状の取得をさらに推進します。

【自立活動の指導等に関する専門性の向上】

各学校においては、自立活動の指導に関する教員の専門性を一層高めるため、学校の現在のニーズに沿った研修を実施して、実態把握、自立活動の指導計画作成、評価等に関する教員の力量の向上に努めます。また、外部専門家を活用し、自立活動の指導が改善・充実するようにします。

【発達障害を含む様々な障害種に対応できる指導力の向上】

各障害種に対応した専門性とともに、発達障害や障害の重複化に対応できる指導力の向上を図るための研修を充実します。

【第3章 事業一覧 P. 178 参照】

- 特別支援学校教諭免許状保有率の向上(教育庁特別支援教育課)
- 自立活動の指導等に関する専門性の向上(教育庁特別支援教育課)
- 発達障害を含む様々な障害種に対応できる指導力の向上(教育庁特別支援教育課)

③センター的機能の充実

【地域における教育と福祉の連携】

就学前から卒業後の福祉サービス利用まで、一貫した支援を継続するために、特別支援学校は、地域の自立支援協議会等関係機関と積極的に連携し、小・中学校等の支援に活かします。また、各地域の相談窓口について保護者や地域の人々への周知に努めます。

【県総合教育センターと特別支援学校との連携・協力体制の整備】

県総合教育センターと特別支援学校の関係者で構成する連絡協議会を開催し、連携・協力体制を整備し、情報の共有化等に努めます。

【センター的機能の充実】

特別支援学校のセンター的機能として発達障害を含む障害のある幼児児童生徒一人一人に応じた適切な指導・支援の方法（アセスメントを含む）、「個別の教育支援計画」等の作成、関係機関との連絡等に関する助言又は援助等を行います。各学校で構成する連絡協議会を設置し、センター的機能の充実を努めます。

【センター的機能発揮のための校内支援体制の整備】

特別支援学校がセンター的機能を十分に発揮するため、障害の特性等について専門的な知識を有する専門指導員を任命し、地域の小・中学校等からの要請に応じて迅速・適切な対応ができるよう校内体制の整備に努めます。

【第3章 事業一覧 P. 178 参照】

- 地域における教育と福祉の連携(教育庁特別支援教育課)
- 県総合教育センターと特別支援学校との連携・協力体制の整備
(教育庁特別支援教育課)
- センター的機能の充実（教育庁特別支援教育課）
- センター的機能発揮のための校内支援体制の整備(教育庁特別支援教育課)

④高等部教育の充実

【中学校等からの生徒の情報の引継ぎの充実】

高等部入学後に、中学校等の必要な指導・支援を適切に引き継ぐことができるよう、中学校等が作成する「個別の教育支援計画」等による引継ぎを推進します。

【キャリア教育の視点を踏まえた教育内容等の充実】

各学校において、生徒一人一人が卒業後の生活を見据え、自立への意欲を高めることができるよう、キャリア教育の視点を踏まえ、卒業後のQOL（生活の質）の向上につながる教育課程の見直しや教育実践に取り組みます。

また、複数の種類の障害を併せ有する生徒については、専門的な知識や技能を有する教員の下に指導を行うことや、必要に応じて医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、指導・支援の充実に努めます。

【就労による社会自立に向けた教育課程の改善と企業等との連携・協力】

全ての特別支援学校において、実社会からの学びができる地域型の実習の研究・校内検定の実施や各種の資格取得等を通して、職業教育に関する教育課程の改善・充実に努めるとともに、引き続き、早期からの職場体験の拡充とキャリア教育の充実に努めます。また、教員の指導力を育成するために、企業等への内地留学や、県総合教育センターにおける就労支援に対応した研修講座を実施します。

また、高等部に配置している就労支援コーディネーター等が開拓した就労先や実習先の情報については、学校間での情報を共有します。

【重度の障害のある生徒の移行支援と進路先の保障】

重度の肢体不自由のある生徒について、保健、福祉等関係機関との連携を促進します。進路先における支援の継続を図るため、保護者と共に理解をした上で、「個別の教育支援計画」等が、福祉施設等の進路先へ円滑に引き継がれるように働きかけます。

また、地域の自立支援協議会等の協力を得て、肢体不自由連絡協議会を開催するとともに、特別支援学校を中心とした地域ごとの生活介護事業所説明会等を実施することにより、卒業後の進路を充実させ、卒業後のQOL（生活の質）の向上を図る取組を進めます。

【第3章 事業一覧 P. 179 参照】

- 中学校等からの生徒の情報の引継ぎの充実(教育庁特別支援教育課)
- キャリア教育の視点を踏まえた教育内容等の充実 (教育庁特別支援教育課)
- 就労による社会自立に向けた教育課程の改善と企業等との連携・協力
(教育庁特別支援教育課)
- 重度の障害のある生徒の移行支援と進路先の保障(教育庁特別支援教育課)

(5) 就学前、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育の充実

(教育庁特別支援教育課)

①就学前における支援の充実

【早期支援のための関係機関との連携】

幼稚園等は保護者の気持ちを受け止めながら教育相談を実施し、地域の相談支援の情報提供を行うとともに、指導・支援の充実に努めます。そのためには、教育、保健、福祉等の地域の関係機関との連携のもとに、幼稚園等において、保護者と共に「個別の教育支援計画」等を作成し活用することが必要であるため、作成・活用に向けて市町村教育委員会への助言・援助を行います。

【幼稚園等の教職員の特別支援教育に関する専門性の向上】

幼稚園等においては、特別な支援を必要とする乳幼児への適切な支援を行うことが必要です。県教育委員会は、市町村教育委員会と連携し、教職員が早い段階に気づき、特別支援教育の視点をもって指導・支援にあたることができるようにするため、研修等を実施し、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図るとともに、就学前についての指導資料を作成し周知します。

【適切な就学に向けた支援の充実】

地域の保健・福祉等関係機関の協力を得ながら、相談機関の一覧や就学手続き等を示したパンフレットを作成し、就学に関する情報を保護者にわかりやすく提供します。

また、市町村教育委員会による保護者への情報提供、学校への指導・助言等により、適切な就学指導ができるよう、連絡協議会を開催します。併せて、保護者が早期から身近な相談ができるよう、市町村教育委員会に対して、地域の保健・福祉等の相談機関と連携した就学相談会の実施を働きかけます。

特別支援学校への就学については、就学前の在籍校・園等での支援の状況や、将来に向けた教育的ニーズがより明確になるよう、「個別の教育支援計画」等による引継ぎが行われるよう指導していきます。

知的障害児施設に入所する児童生徒については、障害の状態によって、特別支援学校に就学している現状がありますが、入所する知的障害児施設の住所地を学区とする公立小・中学校等への就学の可能性や必要性について、市町村教育委員会に働きかけます。

【就学前からの支援の継続、学校園間の連携】

地域の保健、福祉等関係機関と連携し、幼稚園等における「個別の教育支援計画」等の作成と活用を促進します。また、就学前の支援の継続を図るため、保護者と共通理解をした上で、「個別の教育支援計画」等が小学校等へ円滑に引き継がれるよう働きかけます。

【※第3章 事業一覧 P. 180 参照】

- 早期支援のための関係機関との連携（教育庁特別支援教育課）
- 幼稚園等の教職員の特別支援教育に関する専門性の向上（教育庁特別支援教育課）
- 適切な就学に向けた支援の充実（教育庁特別支援教育課）
- 就学前からの支援の継続、学校園間の連携（教育庁特別支援教育課）

②小・中学校における特別支援教育の充実

【校内支援体制の機能化】

校長のリーダーシップのもと、全教職員が、特別支援教育に関する専門性を高めていきます。また、特別支援教育コーディネーターの役割を明確にし、校内委員会を適切に開催し、校内支援体制の機能化を図ります。

「個別の教育支援計画」等の作成と活用を促進し、一人一人に対応できる校内支援体制づくりについて指導をしていきます。また、特別支援学校の教員からなる専門指導員等を要請のあった学校等に派遣し、特別な支援を必要とする児童生徒への適切な対応に関する指導・助言等を引き続き行います。

【特別支援教育の観点を取り入れた授業づくりと学級づくり】

通常学級において特別な支援の必要な児童生徒の学習指導の充実を図るため、障害特性に配慮した授業づくりと学級づくりを推進します。

また、発達障害のある児童生徒の多くが通常学級に在籍していることから、発達障害に関する研修の拡充等により、指導・支援の充実を図ります。また、特別な支援を必要とする全ての児童生徒について、「個別の教育支援計画」等を作成し、職員間での共有に努めます。

【特別支援学級の自立活動の計画的な取組と指導内容の充実】

特別支援学級に在籍する全ての児童生徒について、保護者との共通理解を図りながら、「個別の教育支援計画」等に基づいた指導が行われるよう努めます。

自立活動については、児童生徒の実態を的確に把握し、教育課程に明確に位置づけた上で指導を行うことが重要であり、研究協議会等を通して取組が進むよう努めます。

特に、自閉症・情緒障害特別支援学級においては、個別指導の充実とともに、大きな集団の中でも充実した学習や生活ができるよう、ソーシャルスキルトレーニング等により、人間関係の育成やコミュニケーション能力等、将来の社会生活において必要な力の育成に努めます。また、教員の特別支援教育の専門性の維持と向上に努めます。

【交流及び共同学習の充実】

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の相互理解を進めるため、交流及び共同学習を実施し、共生社会の実現に向けた取組を推進します。

【通級指導教育の充実】

通級による指導を希望する児童生徒の増加に対応するよう、通級指導教室の充実に努めます。また、発達障害等多様な教育的ニーズに対応した効果的な指導の充実を図るために研究協議会を実施し、特別支援教育に関する専門性の確保と指導力の向上に努めるとともに、通級指導教室担当教員間の連携強化を図ります。

また、児童生徒の在籍校と協力し、保護者との共通理解を図りながら、通級による指導を受けている全ての児童生徒について「個別の教育支援計画」等の作成活用を行うように努めます。

【中学校区等における学校間連携の促進・強化】

特別な支援を必要とする幼児児童生徒への適切な指導・支援には、地域内での研修の充実や情報の共有化等の促進が大切です。中学校区等を単位とした幼稚園（保育所）・小学校・中学校等の学校間連携の促進が図られるよう、市町村教育委員会への助言、援助を行います。

【特別支援教育支援員等の効果的な活用】

特別支援教育支援員活用の手引きの作成や、支援員を対象とした研修会の開催などにより、支援員の効果的な活用を図ります。

【地域人材等の活用】

教員OB等の地域人材や大学生を小・中学校の特別支援学級等で活用できるよう、市町村教育委員会等と連携し、人材活用のための仕組みづくりに努めます。

【第3章 事業一覧 P. 181参照】

- 校内支援体制の機能化(教育庁特別支援教育課)
- 特別支援教育の観点を取り入れた授業づくりと学級づくり
(教育庁特別支援教育課)
- 特別支援学級の自立活動の計画的な取組と指導内容の充実(教育庁特別支援教育課)
- 交流及び共同学習の充実(教育庁特別支援教育課)
- 通級指導教育の充実(教育庁特別支援教育課)
- 中学校区等における学校間連携の促進・強化(教育庁特別支援教育課)
- 特別支援教育支援員等の効果的な活用(教育庁特別支援教育課)
- 地域人材等の活用(教育庁特別支援教育課)

③高等学校における特別支援教育の充実

【特別な支援を必要とする生徒に対する理解の促進】

県総合教育センター等での研修を充実させ、特別支援教育や発達障害に関する教職員の理解を深めるとともに、特別支援教育コーディネーターやミドルリーダーの養成に努めます。各学校においては、校長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーターを中心として、全教職員の理解促進に努めます。また、特別支援学校の教員からなる専門指導員等を要請のあった学校に派遣し、特別な支援を必要とする生徒への適切な対応に関する指導・助言等を行います。

特に、定時制高等学校については、適切な指導・支援の充実が急務であり、教員を対象とした研修の充実や、専門指導員の派遣等により支援します。

【各学校の実情に応じた機能しやすい支援体制づくり】

県総合教育センターでは、特別支援教育コーディネーターの養成及びスキルアップのための研修を実施します。また、特別支援教育推進の中心となる教員について、高等学校と特別支援学校との兼務や人事交流、特別支援教育総合研究所等での研修の機会の設定を通して、教職員の専門性の向上に努め、高等学校の特別支援教育の充実を図ります。

また、生徒の卒業後の社会自立に向けて、インターンシップなど校内外の教育活動の充実とともに、教育相談や生徒指導、進路指導等に特別支援教育の観点を取り入れ、発達障害者支援センター等の関係機関と連携を図りながら相談支援体制が整備されるよう、助言等を行います。

【中学校からの情報を引き継ぐ仕組みづくり】

特別な支援を必要とする生徒に対して、入学後の指導・支援の方針を早期に立てられるよう、中学校からの情報の引継ぎについて、市町村教育委員会や校長会等の協力を得ながら進めます。特に、特別支援学級に在籍していた生徒や通級による指導を受けていた生徒については、中学校で作成している「個別の教育支援計画」等を高等学校へ引き継ぐことにより、全教職員の共通理解のもとで、必要な指導・支援が行われるよう指導します。また、特別な支援を必要とする生徒の入学者選抜については、その手続きに関し、中学校の進路指導担当者等への周知に努めます。

【特別な支援を必要とする生徒に対する指導等の充実】

中学校から引き継いだ情報をもとに、個々の教育的ニーズを踏まえた「個別の教育支援計画」が作成されるよう、県総合教育センターにおける研修を充実させるとともに、各学校に指導主事や専門指導員等を派遣し、具体的な作成の仕方等の指導・助言を行うことにより、特別な支援を必要とする全ての生徒について、「個別の教育支援計画」の作成と活用が推進されるよう努めます。

また、生徒の介助等のため、必要に応じて特別支援教育支援員を配置するなどして、支

援の充実を図ります。発達障害のある生徒に対しては、中学校との連携や、特別支援教育の観点を取り入れた授業づくりや評価方法の工夫等について研究を行い、先進的な取組を進め、その成果を提供することで各学校における指導・支援の改善を図ります。

また、こうした研究成果等を踏まえ、少人数指導や効果的なチームティーチング等による一人一人の教育的ニーズに対応した指導・支援について研究します。

【第3章 事業一覧 P. 182 参照】

- 特別な支援を必要とする生徒に対する理解の促進（教育庁特別支援教育課）
- 各学校の実情に応じた機能しやすい支援体制づくり（教育庁特別支援教育課）
- 中学校からの情報を引き継ぐ仕組みづくり（教育庁特別支援教育課・高校教育課）
- 特別な支援を必要とする生徒に対する指導等の充実

（教育庁特別支援教育課・高校教育課）

（6）発達障害のある子どもの支援

（障害福祉課、健康推進課、子ども未来課、教育庁特別支援教育課）

発達障害のある子どもの支援のため、市町村、保健所、児童相談所、発達障害者支援センター等が連携して、総合的な相談や障害の早期発見、早期療育に努めるとともに、学校においては、教員の専門性や校内の体制整備を行い、特別支援教育を推進します。

また、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図るとともに、発達障害のある子どもやその家族に対する相談支援やペアレンツメントの養成等を行います。

【第3章 事業一覧 P. 183 参照】

- 発達障害者支援体制整備事業（障害福祉課）【再掲】
- 発達障害者支援センター運営事業（障害福祉課）【再掲】
- 発達障害児（者）支援医師研修事業（障害福祉課）【再掲】
- 発達障害者支援キーパーソン登録・活用促進事業（障害福祉課）【再掲】
- 発達障害児支援保育士研修事業（子ども未来課）【再掲】
- 子どもの健やか発達支援事業（健康推進課）【再掲】
- 児童養護施設等対応機能強化事業（子ども未来課）【再掲】
- 専門指導員派遣事業（教育庁特別支援教育課）【再掲】
- 多様な学びの場「特別支援教室」事業（教育庁特別支援教育課）【再掲】

(7) 先進的な事例の収集・関係者への情報提供

(教育庁特別支援教育課)

障害のある児童生徒への支援に関する先進的な事例の収集を行うとともに、関係者に対して情報提供を行います。

【第3章 事業一覧 P. 184 参照】

- 指導資料「通常学級の特別支援教育ガイド」(教育庁特別支援教育課)

(8) 障害のある児童生徒の就労支援の充実

(教育庁特別支援教育課)

特別支援学校卒業生の円滑な就労移行等を支援するため、企業団体等と連携し障害のある生徒の就労意欲を高め、将来の社会自立に資する「岡山県就労・生活支援研究協議会」を継続的に実施することにより、企業団体との協力関係を構築するとともに、就労支援コーディネーターを活用した職場開拓、高等部の産業現場等における実習の充実を図ります。

また、生徒の進路意識の高揚を図るため、ジョブ支援員を活用して中学部からの職場体験を実施していきます。

さらに、卒業後、企業等での就労による社会自立を目指す特別支援学校生徒の「働く力」をより一層育成し、職業教育・就労支援の充実を図るため、「岡山の就労応援団」を構築し、特別支援学校高等部におけるこれまでの産業現場実習に加え、中学部における実習や地域と連携した「地域型実習」を県内全域で推進できるよう取り組んでいきます。

【第3章 事業一覧 P. 184 参照】

- 岡山県就労・生活支援研究協議会 (教育庁特別支援教育課)
- ジョブ支援員の活用 (教育庁特別支援教育課)
- 「岡山の就労応援団」の構築や「地域型実習」の推進
(教育庁特別支援教育課) 【再掲】
- 「可能性にチャレンジ～特別支援学校技能検定～」の実施
(教育庁特別支援教育課) 【再掲】
- 「ジョブマッチング～特別支援学校生徒のためのジョブフェア」の実施
(教育庁特別支援教育課) 【再掲】

(9) I C T 等を活用した教育支援機器の充実

(教育庁特別支援教育課)

障害のある児童生徒の一人一人の教育的ニーズに応じた教科書を始めとする教材の提供を推進するとともに、情報通信技術(ICT)を活用した分かりやすい授業等の実施により、障害のある児童生徒の一人一人の障害の状態や特性等に応じた教育の充実に努めます。

【第3章 事業一覧 P. 184 参照】

- 県総合教育センターにおけるICT活用研修(教育庁特別支援教育課)

(10) 指導方法の調査・研究・普及

(教育庁特別支援教育課)

障害のある児童生徒に対する指導方法に関する調査・研究を推進するとともに、研究成果の普及を図ります。

【第3章 事業一覧 P. 184 参照】

- 県総合教育センターにおける調査・研究(教育庁特別支援教育課)

2 教育環境の整備等

(1) 生涯学習の推進

(教育庁生涯学習課)

障害の有無に関わらず、生涯にわたって学習する機会をもち、自己の可能性を追求し、生活のゆとりや豊かさを実感し、社会参加を果たすことは極めて重要であるため、生涯学習活動を促進します。また、地域の障害のある子どももいない子どもも、同じように地域ぐるみで居場所をつくり育む仕組みづくりを推進します。

【第3章 事業一覧 P. 184 参照】

- おかやま子ども応援事業（教育庁生涯学習課）
- 土曜日教育支援事業（教育庁生涯学習課）
- 親のグッドスタート事業（教育庁生涯学習課）
- 親育ち応援隊！家庭教育支援チーム推進事業（教育庁生涯学習課）
- おかやま子ども応援センター（子ども応援人材バンク）（教育庁生涯学習課）
- 防災キャンプ推進事業（教育庁生涯学習課）
- 「ぱっちり！モグモグ」生活リズム向上キャンペーン（教育庁生涯学習課）
- 「地域デビュー」支援事業（教育庁生涯学習課）
- 地域づくり人材養成セミナー（教育庁生涯学習課）
- 教育支援活動コーディネーター等研修会（教育庁生涯学習課）
- 親育ち応援学習リーダー養成講座（教育庁生涯学習課）
- 生涯学習・社会教育関係職員研修講座（教育庁生涯学習課）
- 生きる力応援事業「夢さがしの旅」（教育庁生涯学習課）
- 学校における文化活動の促進（教育庁生涯学習課）
- 親育ち応援学習リーダー養成講座（教育庁生涯学習課）
- デジタル岡山大百科（教育庁生涯学習課）
- 岡山県生涯学習大学（教育庁生涯学習課）

(2) 高等学校入学者選抜試験における配慮

(教育庁高校教育課)

障害のある生徒の高等学校への進学に対応するため、個別の状況に応じた入学者選抜における配慮を行います。

【第3章 事業一覧 P. 185 参照】

- 高等学校入学者選抜試験における配慮（教育庁高校教育課）

(3) 災害発生時にも配慮した学校施設等のバリアフリー化

(建築指導課、教育庁財務課)

災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ、ユニバーサルデザインの整備を計画的に進めていくとともに、必要なバリアフリー化の整備を推進していきます。

【第3章 事業一覧 P. 185 参照】

- 災害発生時にも配慮した学校施設等のバリアフリー化（建築指導課、教育庁財務課）

3 大学等における障害のある学生への支援

(障害福祉課)

● コミュニケーション等の合理的配慮・施設のバリアフリー化等

大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮、教科書・教材に関する配慮等を促進するとともに、施設のバリアフリー化を推進するよう、障害のある学生への国の支援指針等を参考に、県内大学等に要請していきます。

● 大学入試センター試験での配慮

大学入試センター試験において実施されている障害のある受験者の配慮については、障害のある学生一人一人のニーズに応じて、より柔軟な対応に努めるとともに、高等学校及び大学関係者に対し、配慮の取組について、一層の周知を図るよう、障害のある学生への国の支援指針等を参考に、県内大学等に要請していきます。

● 大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施

障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施を促進するよう、障害のある学生への国の支援指針等を参考に、県内大学等に要請していきます。

● 配慮内容・バリアフリー化等の情報公開の促進

入試における配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する各大学等の情報公開を促進するよう、障害のある学生への国の支援指針等を参考に、県内大学等に要請していきます。

● 支援体制の整備等

各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置など、支援体制の整備を促進するよう、障害のある学生への国の支援指針等を参考に、県内大学等に要請するとともに、障害のある学生への修学支援に関する先進的な取組を行う大学等の事例収集等を実施するとともに、大学等間や地域の地方公共団体、高校及び特別支援学校等とのネットワーク形成を促進するよう努めます。

【第3章 事業一覧 P. 186 参照】

- コミュニケーション等の合理的配慮・施設のバリアフリー化等の要請（障害福祉課）
- 大学入試センター試験での配慮の周知等の要請（障害福祉課）
- 大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施の要請（障害福祉課）
- 配慮内容・バリアフリー化等の情報公開の促進の要請（障害福祉課）
- 支援体制整備等の要請（障害福祉課）

4 障害のある人の文化芸術活動の推進

障害のある人が、絵画、音楽、工芸、文芸など多彩な趣味を持つことは、豊かな感性を引き出し、交流の拡大・生きがい・生活の充実等につながることから、障害のある人が、文化芸術活動を行うことのできる環境づくりに取り組みます。また、今まで文化芸術に参加・活動するきっかけがなかった障害のある人も、文化芸術活動に触れる機会の提供を推進します。

(1) 障害者アート等文化芸術活動の推進

（障害福祉課、文化振興課）

障害のある人の作品展など文化芸術に関する体験や発表の場、芸術作品の観賞の場の充実を図るとともに、障害のある人とない人が、障害者アート等文化芸術活動を通して一緒に楽しめる環境づくりの推進にも努めていきます。

① 障害のある人の県庁アートギャラリー

障害のある人が、創作活動を頑張る契機となるよう、個性輝く作品を県庁1階県民室で定期的に作品を展示し、県民に鑑賞していただきます。

② こころをつなぐ作品展

県内の特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級の児童生徒が授業等で作成した作品を展示します。

③ 障害者アート等文化芸術活動の普及・推進

障害のある人々による芸術作品は、「エイブル・アート」や「アール・ブリュット（生の芸術）」などと呼ばれ、近年アートの世界でも注目を集めています。こうした状況を踏まえ、文化芸術活動の発表・発信機会の更なる確保や、障害者アートを通しての障害のある人とない人の交流の創出など、県民に広く普及・周知するための取組の研究等を行い、障害のある人が発信する障害者アート等の文化芸術活動を推進します。また、障害のある人とない人の交流を通じて、「障害」と「障害のある人」に対する理解を深めていきます。

④ 県民文化祭との連携

障害の有無に関わらず、文化芸術活動への参加の機会を増やすため、県民文化祭の岡山県美術展覧会「県展」や「岡山県文学選奨」への参加を呼びかけ、障害のある人の作品発表の機会を増やすとともに、障害のある人とない人の交流に努めます。

⑤ 文化芸術活動に携わる人材の派遣

文化芸術活動に携わる人材の派遣等の取り組みを行い、障害の有無にかかわらず、文化芸術活動を行うことのできる環境づくりに取り組みます。

【第3章 事業一覧 P. 186 参照】

- 障害のある人の県庁アートギャラリー（障害福祉課）【再掲】
- こころをつなぐ作品展（教育庁特別支援教育課）【再掲】
- 障害者アート等文化芸術活動の普及・推進（障害福祉課）
- 県民文化祭と障害者アートの連携（障害福祉課、文化振興課）
- 文化芸術活動に携わる人材の派遣（文化振興課）
- インクルーシブな交流・分野横断的な啓発の推進（障害福祉課）【再掲】

(2) 文化施設での字幕・音声案内サービスの提供等

（文化振興課、都市計画課、教育庁文化財課）

博物館、美術館等における文化芸術活動の公演・展示等において、字幕や音声案内サービスの提供等、障害のある人のニーズに応じた工夫・配慮が提供されるように努めます。

【第3章 事業一覧 P. 187 参照】

- 文化施設での字幕・音声案内サービスの提供等（文化振興課、教育庁文化財課）
- 県立美術館観覧料の免除（文化振興課）【再掲】
- 県立博物館入館料の免除（教育庁文化財課）【再掲】
- 後楽園入園料の免除（都市計画課）【再掲】

5 障害者スポーツの振興

(1) 障害者スポーツの普及等

（障害福祉課、福祉相談センター）

岡山県障害者スポーツ大会の開催や全国障害者スポーツ大会への派遣を通じて、障害のある人のスポーツの普及を図るとともに、民間団体等が行うスポーツ等に関する取組を支援します。

これまで、スポーツに参加する機会が少なかった障害のある人もスポーツ活動を行うことのできる環境づくりに取り組みます。また、身体障害のある人や知的障害のある人に比べて普及が遅れている精神障害のある人のスポーツの振興に取り組みます。

【第3章 事業一覧 P. 187 参照】

- 岡山県障害者スポーツ大会の開催（障害福祉課、福祉相談センター）
- 全国障害者スポーツ大会への派遣（障害福祉課、福祉相談センター）
- 障害者スポーツ教室の開催（障害福祉課、福祉相談センター）

(2) パラリンピック等におけるアスリートの育成強化

（障害福祉課）

パラリンピック、デフリンピック、スペシャルオリンピックス等への参加の支援等、スポーツ等における障害のある人の国内外の交流を支援するとともに、パラリンピック等の競技性の高い障害者スポーツにおけるアスリートの育成を支援します。

【第3章 事業一覧 P. 187 参照】

- パラリンピック等への参加支援（障害福祉課）

(3) 障害のある人とない人のスポーツによるふれあい・交流の促進

（障害福祉課、福祉相談センター、スポーツ振興課、税務課、都市計画課）

地域住民の誰もが気軽に参加できるスポーツ活動の場を提供し、子どもから高齢者、障

害のある人を含めて、それぞれの特性に応じて主体的にスポーツ活動に参加できる環境づくりを推進します。

【第3章 事業一覧 P. 187 参照】

- 障害者スポーツに係る情報提供（障害福祉課、福祉相談センター）
- 岡山吉備高原車いすふれあいロードレースの開催（障害福祉課、福祉相談センター）
- スポーツの場の提供（スポーツ振興課）
- インクルーシブな交流・分野横断的な啓発の推進（障害福祉課）【再掲】
- バリアフリー情報の提供（障害福祉課）【再掲】
- ゴルフ場利用税の非課税（税務課）
- 岡山県総合グラウンドの有料公園施設利用料金、駐車場料金の減免等
（都市計画課）【再掲】
- 倉敷スポーツ公園の有料公園施設の利用料金の減免（都市計画課）【再掲】

(4) 障害者スポーツの指導者の養成・ボランティア活動の推進等

（障害福祉課、福祉相談センター）

① 障害者スポーツの指導者の養成・ボランティア活動の推進

専門的な知識や指導技術を有し、地域での活動の中心的な役割を担うスポーツ指導者を養成します。また、障害者スポーツに関する関心を高め、ボランティア活動への参加を推進します。

② スポーツやレクリエーションを楽しむための環境整備

- 必要な時にガイドヘルパー（外出介護従業者）の派遣ができるよう人材の確保を図るとともに、都道府県間の利用が可能となるよう体制の充実に努めます。
- 障害のある人が、旅行、観光、娯楽などにより充実したレクリエーション活動を楽しむことができるよう、県内の情報を集約して、県のホームページで公表するなど、情報提供の充実を図ります。

【第3章 事業一覧 P. 188 参照】

- 障害者スポーツ指導員の養成（障害福祉課、福祉相談センター）
- 障害者スポーツボランティア活動の推進（障害福祉課、福祉相談センター）
- 移動支援事業者情報提供事業（障害福祉課）【再掲】
- 観光等のホームページの充実（観光課、障害福祉課）

6 障害のある人等の国際交流の推進

(障害福祉課)

近年、グローバル化が進む中で、障害をはじめとした福祉分野でも、国際的な視野を持つて、様々な施策や取組が進められることが必要となっています。

国際交流団体が行う各種活動や在住外国人との交流等、又は諸外国における障害のある人を取り巻く状況や諸福祉施策等の情報交換等を通してネットワークの構築等に努めます。また、スペシャルオリンピックスへの参加等、民間団体等が行う障害者スポーツを通じた国際交流の取組を支援します。

【第3章 事業一覧 P. 188 参照】

- 福祉分野を中心とした国際交流（障害福祉課）
- 障害者スポーツによる国際交流（障害福祉課）
- インクルーシブな交流・分野横断的な啓発の推進（障害福祉課）【再掲】

V 雇用・就業、経済的自立の支援

<基本的な考え方>

障害のある人が社会を構成する一員として地域のあらゆる活動に参加できる共生社会を実現するためには、障害のある人が自らの能力を最大限発揮できるよう支援することが必要であり、働く意欲のある人が能力や適性に応じた就労の場に円滑に移行できるよう支援することが重要です。

このため、一般就労を希望する人には、関係機関等と連携しながら就労移行支援事業所等において、できる限り一般就労できるよう支援を行います。一方、一般就労が困難な人には就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するよう支援を行います。また、障害特性に応じた就労支援や、多様な就業の機会の確保等にも努めています。

<現状と課題>

【障害のある人の雇用の推進】

- 障害のある人の就業については、平成25年度に「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率が1.8%から2.0%に引き上げられ、障害のある人の就労意欲の高まりもあり、雇用者数は年々増加しています。引き続き障害のある人がその適性や能力に応じて働くことができるよう、就業支援や雇用の促進に取り組む必要があります。
- 法定雇用率 民間企業 2.0%、自治体 2.3%
岡山県の民間企業実雇用率 2.16%
平成26年6月時点 全国1.82% 対 前年比0.23%増
- 同法に基づき、精神障害のある人の雇用が義務化された（平成30年4月施行）ことも踏まえ、精神障害のある人の雇用の促進のための取組を充実させる必要があります。
- 障害のある人を対象にしたアンケート（平成26年度実施）では、「平日の日中の主な過ごし方」として、全体では「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が15.4%でした。また、仕事をしていない人では、今後の就労意向は、「仕事をしたい」(43.8%)、「仕事をしたくない」(42.9%)となっていて、就労意向があるにも関わらず就労できていない場合もあり、一層の就労に向けた支援が必要となっています。
- 同じアンケートでは、「障害者の就労支援として必要なこと」は、「職場の障害者理解」が43.0%と最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が41.7%となっており、より多く就業できるよう事業所において障害者雇用に対する理解を深めていくことが必要となっています。

- 平成27年度に実施した一般県民を対象にした県民アンケート調査では、「障害のある人のために企業などの民間団体が行う活動について、どのようなことを希望しますか」という問い合わせに対して、「障害者になっても継続して働くことができる体制の整備」が64.5%と最も高く、続いて、「障害のある人の雇用の促進」(58.2%)、「障害のある人に配慮した事業所等の改善・整備」(49.0%)と、障害のある人の雇用推進や、就労環境の改善に関する要望が上位となりました。

【総合的な就労支援】

- 障害のある人の一般就労への移行及び定着のためには、身近な地域において就業及び日常生活に関する指導や助言その他の支援を行う必要があります。
- 障害のある人を対象にしたアンケートでは、勤務形態は、全体では「自営業、農林水産業など」が38.8%と最も高く、次いで「正職員と勤務条件等に違いはない」(18.9%)、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」(16.5%)となっています。
障害別にみると、身体障害のある人は「自営業、農林水産業など」が49.1%と最も高くなっています。

● 職業能力の開発

福祉から雇用・就業への移行を促進するため、就職を希望する障害のある人が、個々の就職ニーズに即した職業能力を身につけることができるよう、その障害の状態に応じた職業訓練を推進する必要があります。

【一般就労への移行推進】

- 障害のある人の就労について、本県では福祉的就労から一般就労へ移行する人の割合が、全国の半分にとどまっています。
※全国：4.5% 岡山県：2.2%
(平成24年度一般就労移行者数÷就労系サービス利用者数)
- 障害のある人の一般就労及び定着には、就業面及び生活面の一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターが大きな役割を果たしていますが、本県においては、同センターは障害保健福祉圏域の数に応じて3か所（岡山・倉敷・津山）しかなく、センターの遠隔地における就労支援が不十分な実態があり、圏域の見直しに対応して設置体制の充実を図る必要があります。

【障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保】

- 障害のある人がその能力を発揮して働くためには、障害種別や障害特性などによって、多様な働き方を選択できる環境を整備する必要があり、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな就労支援を行うため、関係機関との連携体制を充実していく必要があります。
- 障害者総合支援法においては、障害のある人に就労の機会を確保するとともに、一般就

労に向けた能力の向上を図るため、福祉的就労の場として就労支援サービス（就労移行支援、就労継続支援A型・B型）が設けられています。

- 障害者総合支援法に基づく「岡山県障害福祉計画」とも相まって、こうした就労支援サービスの充実や一般就労への移行の促進を図るとともに、障害のある人が能力と適性に応じて、職業を通じ社会活動に参加して活躍できるよう、雇用の場の確保と就労の促進を図る必要があります。
- 就労継続支援事業（A型・B型）のうち、農業分野で活動している事業所が61事業所※と、3年前の約2倍となっており、福祉事業所の農業への参入意欲は高まっていると考えられます。（※平成26年12月現在）
- 障害のある人にとっては、農業は、障害の特性や程度に応じて柔軟に作業に従事できると考えられ、就業機会の拡大が期待できるものと考えられます。

【福祉的就労の底上げ】

- 障害のある人の生活基盤の安定を図るため、働く意欲と能力を有する人の一般就労を支援するとともに、一般就労が困難な人の福祉的就労による所得の向上を支援する必要があります。
- 県では、平成24年度から平成26年度までを対象期間とする「第1期岡山県障害のある人の自立に向けた所得向上計画」を策定し、障害のある人の所得向上に取り組んできましたが、所得向上に当たっては、計画に基づく継続的な取組が必要です。
- 障害者総合支援法においては、障害のある人の自立を促進するため、就労支援サービスの充実が図られており、障害のある人が地域において自立した生活を営み、社会参加を進める上でも、自営を含めてその職業的自立を図る必要があります。

【経済的自立の支援】

- 障害のある人の所得保障には障害者年金や各種手当・減免制度等がありますが、制度をよく理解していないことが原因で受給できるはずの手当等を受給できないことがないよう、今後も継続して各種制度の周知・利用促進に努めていくことが重要です。

<重点施策と主要事業>

1 障害のある人の雇用の推進

(労働雇用政策課)

- 平成25年度に障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率が1.8%から2.0%に引き上げられており、障害のある人がその適性や能力に応じて働くことができるよう、引き続き、一層の雇用の促進を図ります。
- 平成25年の障害者の雇用の促進等に関する法律の改正により、精神障害のある人の雇用が義務化（平成30年4月施行）されたことも踏まえ、精神障害のある人の雇用の促進のため、岡山労働局等関係機関と連携して啓発・周知の取組を充実させます。
- 法定雇用率を達成していない民間企業については、公共職業安定所（ハローワーク）による指導などを通じ、障害のある人の雇用に関する専門相談や助成金制度の説明を行うとともに、岡山労働局等関係機関と連携した各種啓発・周知を行い、法定雇用率の達成を促進します。
- 企業が障害のある人を雇用するための環境整備等に関する各種助成金制度を活用し、障害のある人を雇用するよう、岡山労働局等関係機関と連携して啓発・周知を行うとともに、障害のある人の雇用を検討している中小企業等に、障害者雇用促進アドバイザーを派遣して適切な相談・助言を行い、中小企業等における障害者雇用の促進を図ります。
- 雇用分野における障害のある人に対する差別の禁止、及び障害のある人が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が新たに規定された改正障害者雇用促進法（平成28年4月施行）に基づき、岡山労働局等関係機関と連携して事業者に対する啓発・周知を行い、障害のある人もともに働く機会の実現と均等な待遇確保の実現を目指します。

【第3章 事業一覧 P. 189参照】

- 経済団体等への要請行動の実施等（労働雇用政策課）
- 「障害者ワークフェア・インおかやま」の開催（労働雇用政策課）
- 法定雇用率制度の周知による障害のある人の雇用促進（労働雇用政策課）
- 精神障害のある人の雇用に対する理解促進（労働雇用政策課）
- 中小企業等障害者雇用促進事業（障害者雇用促進アドバイザー）（労働雇用政策課）

2 総合的な就労支援

(1) 障害者就業・生活支援センターによる就労支援

(障害福祉課、労働雇用政策課)

障害のある人が身近な地域で、就業及びこれに伴う日常生活等の相談・支援が受けられるよう障害者就業・生活支援センターを広く周知し、就業を希望する障害のある人の要望にきめ細かに対応できるよう相談支援体制の充実を図ります。また、地域の就労支援機関と連携をしながら、継続的な職場定着支援を実施します。

また、同センターによる支援体制を強化するため、障害保健福祉圏域の3圏域から5圏域への見直しに対応し、現在の3センター（岡山・倉敷・津山）に加えて、高梁・新見地域及び真庭地域への設置を検討します。

【第3章 事業一覧 P. 189 参照】

- 障害者就業・生活支援センター事業（障害福祉課、労働雇用政策課）【再掲】

(2) 雇用・保健福祉・教育等の関係機関の連携

(障害福祉課、労働雇用政策課)

障害者就業・生活支援センターや地域自立支援協議会が中心となって、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携を推進し、障害のある人の就業面及び生活面からの一体的な相談支援を実施するためのネットワークを構築します。

雇用面では、障害者就業・生活支援センターと、岡山労働局、地域障害者職業センター等をはじめとする地域の関係機関が密接に連携して、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を実施します。

【第3章 事業一覧 P. 189 参照】

- 障害者就業・生活支援センター等による連携の推進（障害福祉課）
- 障害者就労支援サポート事業（障害福祉課）

(3) 障害のある人の在宅就労・ＩＴ利用等の促進

(障害福祉課)

短時間労働や在宅就業、自営業など障害のある人が多様な働き方を選択できる環境を整備するとともに、情報通信技術（ICT）を活用したテレワークの一層の普及・拡大を図り、時間や場所にとらわれない働き方を推進します。

【第3章 事業一覧 P. 189 参照】

- 障害者ＩＴサポートセンターおかやまの運営（障害福祉課）
- バーチャル工房おかやまの運営（障害福祉課）

(4) 就業機会の拡大と雇用の促進

(労働雇用政策課、障害福祉課)

障害のある人の就業機会の拡大と雇用の促進を図るため、岡山労働局と連携して就職面接会等の開催を行うとともに、障害者雇用を検討している中小事業者に対する助言・相談等を行います。

障害のある人を雇用するための環境整備等の相談、関連する各種助成金制度等、障害者雇用に関するノウハウの提供等を岡山労働局、地域障害者職業センター等関係機関と連携して行います。

【第3章 事業一覧 P. 189 参照】

- 障害者就職準備講習会・就職面接会の開催（労働雇用政策課）
- 職場適応訓練の実施（労働雇用政策課）
- 手話協力員の配置（労働雇用政策課）
- 障害のある人自身の一般就労等に関する理解の促進（障害福祉課）
- 障害のある人を雇用するための各種制度等の利用促進のための周知
（労働雇用政策課）
- 障害のある人を雇用するための相談・助言（労働雇用政策課）

(5) 職業訓練・職業能力の開発

(労働雇用政策課)

公共職業能力開発施設において障害のある人向けの職業訓練を実施するほか、民間教育訓練機関等の訓練委託先を活用し、障害のある人の身近な地域において障害のある人の状況に応じた多様な委託訓練を実施します。

また、障害のある人の職業能力開発を効果的に行うため、地域における雇用、福祉、教育等の関係機関が連携の強化を図りながら職業訓練を推進するとともに、障害のある人の職業能力の開発・向上の重要性に対する事業主や県民の理解を高めるための啓発に努めます

① 県立高等技術専門校では、公共職業安定所等との連携のもとに、施設内において、身体障害のある人や知的障害のある人等を対象とした訓練を実施します。また、特別委託訓練では、身体障害のある人を対象とした機械系分野（2年課程）の訓練を、委託訓練では、特別支援学校の生徒や様々な障害種別の人を対象として、企業、社会福祉法人、民間教育機関等、職業能力開発資源を活用した訓練を実施し、多様化する訓練ニーズに応じた職業訓練を推進します。

なお、国の「吉備高原障害者職業能力開発校」においては、一般校において受講することが困難な重度障害のある人等、職業訓練上特別な支援を要する障害のある人を積極的に受け入れ、障害の程度、特性に応じた職業訓練を実施していきます。

- ② 障害のある人の職業能力開発に関する技能大会の障害者技能競技大会（アビリンピック）を通じて、障害のある人の技能に対する社会の認識を高め、技能が尊重される社会の形成を目指します。

【第3章 事業一覧 P. 190 参照】

- 職業訓練の推進（労働雇用政策課）
- 技能競技大会を通じての啓発（労働雇用政策課）

（6）学校現場等での職業指導等の充実

（教育庁特別支援教育課）

障害のある人の円滑な就労移行等を支援するため、教育・福祉・労働等の連携により、障害のある生徒の就労意欲や自立への意欲を高めるための進路指導、職場開拓、産業現場等における実習の充実等を図ります。

併せて、生徒一人一人の卒業後の生活を見据え、自立への意欲を高めるため、QOL（生活の質）の向上につながる教育課程の見直しや教育実践に取り組みます。

【第3章 事業一覧 P. 190 参照】

- 岡山県就労・生活支援研究協議会（教育庁特別支援教育課）【再掲】
- ジョブ支援員の活用（教育庁特別支援教育課）【再掲】
- 「岡山の就労応援団」の構築や「地域型実習」の推進
（教育庁特別支援教育課）【再掲】
- 「可能性にチャレンジ～特別支援学校技能検定～」の実施
（教育庁特別支援教育課）【再掲】
- 「ジョブマッチング～特別支援学校生徒のためのジョブフェア」
（教育庁特別支援教育課）【再掲】

3 一般就労への移行推進

（1）障害福祉サービスによる一般就労への移行推進

（障害福祉課、労働雇用政策課）

就労移行支援事業所において、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。また、就労継続支援（A型・B型）事業所において、一般企業等で働くことが困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

こうした就労系サービスからの一般就労が促進されるよう、障害者就業・生活支援センターと連携した就労アセスメントの実施等による支援を進めます。

【第3章 事業一覧 P. 191 参照】

- 就労移行支援（障害福祉課）【再掲】
- 就労継続支援（A型・B型）（障害福祉課）【再掲】
- 障害者就労支援サポート事業（障害福祉課）【再掲】

（2）その他関係機関等と連携した取組

（障害福祉課、健康推進課、労働雇用政策課、人事課）

就労移行支援事業所等からの一般就労を促進するため、積極的な企業での実習（施設外支援）や求職活動の支援等の推進を岡山労働局等関係機関と連携して行います。

【第3章 事業一覧 P. 191 参照】

- 障害のある人の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講（労働雇用政策課）
- 岡山県精神障害者職場研修事業（健康推進課）
- おかやま心のバリアフリー普及・促進事業（障害福祉課）【再掲】
- 知的障害のある人の岡山県非常勤職員への採用（人事課）

4 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

（1）精神障害（発達障害含む）のある人の就労支援

（障害福祉課、健康推進課）

発達障害等の特性に応じた就労支援の充実・強化を図ります。また、精神障害に関する事業主等の理解を一層促進し、精神障害のある人の雇用拡大を図ります。精神障害のある人に対する就労支援に当たっては、就労支援機関が医療機関と連携を図りつつ、就労の定着を促進します。また、ハローワーク等において発達障害のある人、精神障害のある人等に対する専門的な支援の強化を図ります。

【第3章 事業一覧 P. 191 参照】

- 精神障害（発達障害含む）のある人の就労支援（障害福祉課、健康推進課）

（2）難病患者の就労支援

（医薬安全課）

難病患者の就労支援を促進するため、岡山県難病相談・支援センターに就労支援専門員を配置し、公共職業安定所等関係機関やハローワーク岡山に配置の難病患者就職センターとも連携を図りながら、きめ細やかな相談・援助、情報の提供を行います。

【第3章 事業一覧 P. 191参照】

- 岡山県難病相談・支援センター事業（医薬安全課）

(3) 農業分野における障害者就労、就労訓練の推進

（障害福祉課、農産課）

農業分野における障害者就労又は就労訓練を推進するため、「農福連携」により、農業法人等の農業関係者や福祉関係者等に対する情報の提供とニーズの把握、労働に係る身体的な負荷の低減に向けた技術開発等を通じて、農業分野での障害者就労を推進します。

また、中国四国農政局を中心とした関係者のネットワークを活用して農業と福祉の連携を深めるとともに、就労継続支援事業所における農産物の生産拡大や農作業の受託促進、地域団体との連携による6次産業化などにより、農業分野における取組の拡大を図ります。

【第3章 事業一覧 P. 191参照】

- 農業分野における障害者就労、就労訓練の推進（障害福祉課、農産課）

- インクルーシブな交流・分野横断的な啓発の推進（障害福祉課）【再掲】

5 福祉的就労の底上げ

(1) 工賃向上等による福祉的就労の底上げ

（障害福祉課）

国が定める「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」及び事業所の意向を踏まえた上で、「岡山県障害のある人の自立に向けた所得向上計画」を策定し、一般就労が困難な人が利用する就労継続支援B型事業所等における工賃水準の向上支援及び障害者優先調達の継続的な推進に加え、福祉的就労から一般就労への移行促進を含めて、障害のある人の就労を通じた所得向上に総合的に取り組みます。

また、障害のある人が一人ひとりの個性と可能性を活かして働くことができるよう、就労支援サービスの基盤整備を図るとともに、適切な就労支援サービスが提供されるよう必要な支援を行います。

県は、各事業所が工賃向上への取組を円滑に進めることができるよう、関係施策の充実に努めるとともに、調達方針に基づき障害者就労施設等からの調達の拡大に取り組み、この計画に掲げる目標達成を目指すものとします。

【第3章 事業一覧 P. 192参照】

- 所得向上計画の策定と推進（障害福祉課）

- 所得向上支援組織による取組の促進（障害福祉課）

(2) 障害者優先調達等の推進

(障害福祉課、監理課、用度課)

障害のある人の工賃向上を進める上で、官公需の拡大が効果的であることから、障害者優先調達推進法に基づき、毎年度調達方針を策定した上で、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入を引き続き推進していきます。

また、県の工事や物品購入等の入札に際しては、障害のある人の雇用状況を評価する制度の活用を図ります。

【第3章 事業一覧 P. 192 参照】

- 障害者優先調達の推進（障害福祉課）
- 県建設工事における入札参加資格（監理課）
- 県の物品購入等における入札参加資格（用度課）

6 経済的自立の支援

(1) 生活安定のための各種施策の周知・推進等

(保健福祉課、障害福祉課、健康推進課、医薬安全課、税務課、住宅課)

障害のある人が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、雇用・就業（自営業を含む。）の促進に関する施策との適切な組み合わせのもと、諸手当等を支給するとともに、各種の税制上の優遇措置を運用し、経済的自立を支援します。また、受給資格を有する障害のある人が、制度の不知・無理解により、年金や諸手当、減免措置等を受ける機会を逃すことのないよう、各種制度の周知に取り組みます。

(2) 県施設利用に係る各種減免等

(財産活用課、文化振興課、都市計画課、航空企画推進課、教育庁生涯学習課・文化財課)

障害のある人による県が所有・管理する施設の利用等に当たり、その必要性や利用実態を踏まえながら、利用料等に対する割引・減免等の措置を講じます。

※具体的な取組については、「第3章 II 生活支援 生活安定のための各種施策」(p. 156)に記載しています。

VI 保健・医療

<基本的な考え方>

障害のある人が身近な地域において、保健・医療サービス等を受けることができるよう、提供体制の充実を図ります。特に、入院中の精神障害のある人の退院や地域移行を推進するため、精神障害のある人が地域で暮らせる環境の整備に取り組みます。あわせて、難病に関する施策を推進します。

また、障害の原因となる疾病等の予防・早期発見・治療等を推進するとともに、母子保健や心のケア・健康づくり等の各種取組を推進していきます。

<現状と課題>

1 保健・医療の充実等

● 医療体制の充実

本県の医療体制は、「岡山県保健医療計画」に基づき次のように保健医療圏を設定して、医療資源の効率的かつ適正な配置を図るとともに、医療機関相互の機能分担と連携を推進しています。

○一次保健医療圏（市町村域）

地域住民の日常的な健康相談、健康管理や頻度の高い一般的な傷病の治療などに對応する基礎的な圏域。

○二次保健医療圏（5圏域）

原則として、入院医療の需要に対応し、比較的専門性の高い領域も含めて、一般的な保健医療がおおむね完結できる体制づくりを目指す圏域。

○三次保健医療圏（県全域）

高度又は特殊な保健医療サービスを提供する圏域。

● リハビリテーション医療は、障害のある人の自立を支援するために重要です。また、高齢化が急速に進展している中、脳卒中や転倒・骨折等の傷病を契機として日常生活が不活発になり、障害が重度化するおそれがあることから、その予防の観点も持って、医療や介護サービスが十分に連携して提供される必要があります。

● 障害のある人の歯科診療は、多くの医療スタッフを必要としたり、長時間の診療を要することもあり、歯科医師の協力が得にくい場合があるので、歯科診療体制の整備を推進することが必要です。

2 精神保健・医療の提供等

- 精神障害のある人が、地域で安心して生活するためには、必要なときに、身近な地域で、適切な医療を受けられる体制を整備する必要があります。また、保健所や精神保健福祉センター等において精神保健相談や訪問指導など、地域における精神保健対策の充実を図っていくことが重要です。
- 近年、社会や人間関係が複雑化する中で、うつ病などのストレス性疾患が年々増加しており、心の健康の重要性が高まっています。

3 保健・医療人材の育成・確保

- 障害のある人のニーズが多様化する中で、必要な保健医療サービスを受けられるよう、専門的技術を有する保健・医療従事者の養成・確保及び資質の向上を図ることが重要となっています。

4 難病に関する施策の推進

- 疾患の原因が不明であり、効果的な治療方法が未確立の難病については、今後とも医療体制の確保を図るとともに、患者の療養生活の質（QOL）の向上に向けた施策を進める必要があります。
- 平成25年4月から、障害者総合支援法に定める障害者等の対象に、難病患者が加わり、障害福祉サービス等の対象となりました。難病患者についても、医療体制の確保とあわせて、障害福祉サービスや相談支援を継続することが必要です。

5 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見・治療

【障害の原因となる疾病的予防】

- 妊娠・出産から新生児、幼児に至る過程の中で、疾病等の予防・早期発見が障害の予防や軽減につながることから、保健、医療、福祉等の連携を図りながら、より一層の保健施策を充実していくことが必要です。
- 安心して妊娠・出産することができる周産期医療体制の整備が必要です。
- 育児不安・負担感を抱える家庭の増加、児童虐待の増加等の現状を踏まえ、発達障害児の支援、乳幼児の事故防止、思春期保健対策等について、それぞれの地域の特性に応じた母子保健対策の推進が必要となっています。
- 高齢化の進展や食生活の乱れ、運動不足などを原因のひとつとして、生活習慣病になる人々の増加や寝たきり等の要介護状態になってしまう人々の増加が深刻な社会問題となっています。
- 社会経済環境の変化に伴い、物質的には豊かで生活は便利になる反面、人々の受けるストレスは高まり、心の健康を損ねて、神経症やうつ病などにかかる人が増えています。

【障害の早期発見・治療の推進】

- 乳幼児の障害を早期に発見し、早期に治療や適切な療育につなぐ必要があります。
- ひきこもりの長期化は、本人の社会参加の遅れ、家族の悩みの増大をまねくことから、大きな社会問題となっており、また、これらの問題の要因として精神障害が関与している場合もあります。
- 精神障害を早期に発見し治療に繋げていくことは、障害の状態の軽減、重症化の防止に有効であり、また、早期の受診を進めるためには、心の病気に対する誤解や偏見を取り除いていくことが必要です。

<重点施策と主要事業>

1 保健・医療の充実等

(1) 地域医療体制の充実等

(医療推進課、医薬安全課、長寿社会課)

- ① 障害のある人が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の整備を図ります。その際、特に、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意します。
- ② 障害のある人に対し、機能回復訓練から、ADLの向上、社会参加の実現に至る一貫したサービスの提供ができるリハビリテーション体制等の整備に努めます。
(医療推進課、長寿社会課)
- ③ 中核病院と地域の診療所などとの適切な役割分担によって、脳卒中、糖尿病、5大がん、心筋梗塞の発病時の急性期治療から在宅での療養まで、地域連携クリティカルパスの活用等により切れ目のない医療を提供する体制の構築を進めます。(医療推進課)
- ④ 難病患者の身近な入院施設及び相談体制の確保のため、二次保健医療圏（5圏域）に指定している拠点病院・協力病院とともに、レスパイト事業において準協力病院の指定を増やすなど、難病医療ネットワークの充実を図ります。(医薬安全課)
- ⑤ 在宅医療と介護の連携推進（医療推進課、長寿社会課）
例え障害があっても可能な限り、高齢者が住み慣れた地域で日常生活を継続しながら、必要な医療と介護が受けられるようにするために、在宅医療と介護の連携を推進する体制整備を図っていきます。県は、医療・介護関係団体の協働のための合意形成や市町村の取組の支援に努めます。

【第3章 事業一覧 P. 193 参照】

- 岡山県保健医療計画の推進（医療推進課）
- 医療連携体制の構築（医療推進課）
- 在宅医療推進事業（在宅医療提供体制推進事業）（医療推進課）
- 在宅医療推進事業（人材育成・確保事業）（医療推進課、長寿社会課）
- 難病医療提供体制整備事業（難病医療ネットワークの構築）（医薬安全課）
- 地域包括ケアシステムの構築（長寿社会課）【再掲】
- 地域包括ケア体制推進事業（長寿社会課）
- 地域包括ケア体制づくり市町村支援事業（長寿社会課）
- 高齢者在宅生活支援事業（長寿社会課）

（2）重症心身障害児者とその家族の支援【再掲】

（障害福祉課）

医療的ニーズの高い重症心身障害児者が県内どこでも安心して生活できるよう、在宅で介護を行う家族の負担軽減を図るため、地域バランスのとれた医療型短期入所の整備・充実を進めます。併せて、相談支援事業所や重症心身障害児が利用可能な障害児通所支援事業所等の情報を提供していきます。

【第3章 事業一覧 P. 194 参照】

- レスパイトサービス拡大促進事業（障害福祉課）【再掲】
- レスパイトサービス施設開設等支援事業（障害福祉課）【再掲】
- レスパイトサービス職員研修等事業（障害福祉課）【再掲】

(3) 医療費等の助成

(障害福祉課、医薬安全課、健康推進課)

自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）、心身障害者医療費公費負担制度、指定難病に係る特定医療、特定疾患治療研究事業などの公費負担制度の普及を推進します。

【第3章 事業一覧 P. 194 参照】

- 自立支援医療（更生医療）（障害福祉課）【再掲】
- 自立支援医療（育成医療）（障害福祉課）【再掲】
- 自立支援医療（精神通院医療）（健康推進課）【再掲】
- 心身障害者医療費公費負担制度（障害福祉課）【再掲】
- 特定疾患治療研究事業（医薬安全課）【再掲】
- 指定難病への医療費助成（医薬安全課）【再掲】
- 小児慢性特定疾病への医療費助成（医薬安全課）【再掲】

(4) 福祉サービスと保健サービスの提供体制の充実

(障害福祉課、保健福祉課、健康推進課)

障害のある人の健康の保持・増進を図るため、福祉サービスと連携した保健サービスの提供体制の充実を図ります。また、障害に起因して合併しやすい疾患、外傷、感染症等の予防と、これらを合併した際の障害及び合併症に対して適切な医療の確保を図ります。

【第3章 事業一覧 P. 194 参照】

- 保健所保健福祉サービス調整推進会議（保健福祉課）

(5) 障害のある人の歯科疾患の予防等・歯科専門職の育成等

(健康推進課)

定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難な障害のある人に対する歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図る取組を進めるとともに、障害の状況に応じた知識や技術を有する歯科専門職を育成するための取組を促進します。

【第3章 事業一覧 P. 194 参照】

- 子どもの歯の健康づくり支援事業（健康推進課）
- 8020健康長寿社会づくり推進事業（健康推進課）
- 母子歯科保健の充実（健康推進課）
- 在宅歯科医療体制の充実（健康推進課）
- 障がいのある子ども(人)の歯科保健医療対策「こんにちは歯医者さん事業」
(健康推進課)
- 在宅療養者（児）の歯科保健医療対策（健康推進課）

2 精神保健・医療の提供等（健康推進課）

（1）精神障害のある人の地域移行の推進・社会資源の整備

精神障害のある人への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障害のある人の早期退院（入院期間の短縮）及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院を解消するため、以下の取組を通じて、精神障害のある人が地域で生活できる社会資源を整備します。

- ア 専門診療科以外の診療科、保健所等、健診の実施機関等と専門診療科との連携を促進するとともに、様々な救急ニーズに対応できる精神科救急医療システムを確立するなど地域における適切な精神医療提供体制の確立や相談機能の向上を推進します。
- イ 精神科デイケアの充実や、外来医療、多職種による訪問支援活動の充実を図ります。
- ウ 居宅介護など訪問系サービスの充実や地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の提供体制の整備を図ります。
- エ 精神障害のある人の地域移行の取組を担う精神科医、看護職員、精神保健福祉士、心理職等について、人材育成や連携体制の構築等を図ります。

（2）精神障害のある人等に対する相談体制の構築

精神障害のある人及び家族のニーズに対応した多様な相談体制の構築を図ります。学校、職域及び地域における心の健康に関する相談、カウンセリング等の機会の充実により、県民の心の健康づくり対策を推進するとともに、精神疾患の早期発見の機会の確保・充実を図ります。

（3）精神医療における人権の確保等

精神医療審査会や、実地指導・実地審査等により、人権に配慮した適切な医療の提供と入院環境の確保を推進します。

【第3章 事業一覧 P. 195 参照】

- 精神保健知識の普及啓発（健康推進課）
- 精神保健相談（健康推進課）
- 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援事業（健康推進課）
- 精神障害者地域移行・地域定着支援事業（健康推進課）【再掲】
- 精神障害者アウトリーチ（訪問支援）事業（健康推進課）【再掲】
- 入院患者社会復帰促進事業（健康推進課）【再掲】
- ひきこもり予防支援事業（健康推進課）
- 地域移行促進センター事業（健康推進課）【再掲】
- 精神科救急医療システム（健康推進課）
- 岡山県精神保健福祉センター（健康推進課）
- 岡山県精神科医療センター（健康推進課）

3 保健・医療人材の育成・確保

(1) 医師・看護職員等の確保・養成

- 地域に必要な医師・看護職員等の育成と確保を図ります。岡山大学での地域枠医師の養成や、寄付講座による地域医療実習など教育の充実により、県北部を中心に地域で診療に従事する医師の確保を推進します。また、職場定着や普及啓発等の取組により、看護職員確保に取り組みます。(医療推進課)
- 地域医療の中核を担う医師等医療従事者を対象に、難病に関する最新知識の普及を図るための研修会を行います。(医薬安全課)

【第3章 事業一覧 P. 196 参照】

- 医師確保対策事業（医療推進課）
- 看護職員確保対策事業（医療推進課）
- かかりつけ医研修会（医薬安全課）

(2) 保健所、保健センター等の職員の資質の向上等

(保健福祉課)

地域において健康相談等を行う保健所、保健センター等の職員の資質の向上を図るとともに、地域の保健・医療・福祉事業従事者間の連携を図ります。

【第3章 事業一覧 P. 196 参照】

- 保健師活動（保健福祉課）
- 保健所保健福祉サービス調整推進会議（保健福祉課）【再掲】
- 保健所、保健センター等の職員の資質の向上（保健福祉課）

(3) 在宅医療と介護を支える人材の育成

(医療推進課、長寿社会課)

今後、増えていく在宅医療や介護などのニーズに対応するためには、在宅医療と介護に従事する様々な職種（医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員等）の役割や専門性について十分に理解した上で、関係職種と協働する人材の育成が不可欠です。このため、多職種に対する研修会を開催します。

【第3章 事業一覧 P. 196 参照】

- 在宅医療推進事業（人材育成・確保事業）（医療推進課、長寿社会課）【再掲】

4 難病に関する施策の推進 (医薬安全課)

(1) 難病患者等の安定した療養生活の確保と生活の質の向上

難病患者に対し、総合的な相談・支援や地域における受入病院の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図ります。

(2) 難病医療ネットワークの充実【再掲】

難病患者の身近な入院施設及び相談体制の確保のため、二次保健医療圏（5圏域）に指定している拠点病院・協力病院とともに、レスパイト事業において準協力病院の指定を増やすなど、難病医療ネットワークの充実を図ります。

(3) 難病に関する医療の確立・普及、難病患者の医療費助成

難病に関する医療の確立、普及を図るとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。

(4) 難病相談・支援センター等による相談支援や地域交流活動の促進

難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、難病相談・支援センター等により、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援や地域交流活動の促進などを行います。

(5) 在宅人工呼吸器使用患者の支援

筋萎縮性側索硬化症患者等のうち、特に人工呼吸器を使用している患者の在宅療養については、人工呼吸器の点検、体位変換などの看護や介護業務を24時間にわたり行わなければならぬため、医療保険の枠を超える訪問看護費について公費で負担し、在宅療養を支援します。

(6) 難病等の特性に配慮した理解と協力の促進

(医薬安全課、障害福祉課)

難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した円滑な事務が実施されるよう、理解と協力の促進を図ります。

【第3章 事業一覧 P. 196 参照】

- 難病特別対策推進事業（医薬安全課）
- 難病医療提供体制整備事業（難病医療ネットワークの構築）（医薬安全課）【再掲】
- 在宅難病患者一時入院事業（医薬安全課）
- 特定疾患治療研究事業（医薬安全課）【再掲】
- 指定難病への医療費助成（医薬安全課）【再掲】
- 小児慢性特定疾病への医療費助成（医薬安全課）【再掲】
- 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業（医薬安全課）
- スモン患者に対するはり・きゅう及びマッサージ治療研究事業（医薬安全課）
- 岡山県難病相談・支援センター事業（医薬安全課）【再掲】
- 在宅人工呼吸器使用患者支援事業（医薬安全課）
- 障害福祉サービスの提供（医薬安全課、障害福祉課）

5 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見・治療

（1）疾病・障害等の早期発見・治療・早期療養の推進等

（医療推進課、健康推進課）

妊産婦健診、乳幼児及び児童に対する健康診査、保健指導の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の確保を図るとともに、これらの機会の活用により、疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図ります。また、障害の早期発見と早期療育を図るため、療育に知見と経験を有する医療・福祉の専門職の確保を図ります。

【乳幼児の障害の早期発見・治療の推進】

- ① 乳幼児の障害を早期に発見し、早期に治療や適切な療育につなぐため、市町村が行う健康診査など母子保健活動の充実に向けた支援を行います。
- ② 聴覚障害の早期発見・早期治療（療育）のために、市町村が実施している新生児を対象にした新生児聴覚検査事業の精度管理を行うなどの支援を行います。
- ③ 各種乳幼児健診などで、言葉の遅れや情緒面において支援の必要な子どもとその保護者を対象に、乳幼児の健やかな発達・発育の促進を目的として子どもの健やか発達支援事業を行います。

【第3章 事業一覧 P. 198 参照】

- 周産期医療体制の確保（医療推進課）
- 先天性代謝異常検査（健康推進課）
- 新生児聴覚検査（健康推進課）
- 発達障害児支援強化事業（健康推進課）

(2) 母子保健の推進

(健康推進課)

国の「健やか親子21（第2次）」に基づき策定した岡山県母子保健計画（平成27年度を始期とする「岡山いきいき子どもプラン2015」内に含まれる。）を推進し、より質の高い母子保健サービス提供体制を構築します。

【第3章 事業一覧 P. 198 参照】

- 母子保健の推進（健康推進課）
- 不妊治療対策（健康推進課）
- 相談体制の整備（健康推進課）
- 産後ケアの充実（健康推進課）
- 市町村母子保健活動の支援（健康推進課）
- 乳幼児の先天性疾病予防対策（健康推進課）
- 子どもの健やか発達支援（健康推進課）
- 小児医療対策（健康推進課）
- 妊娠・出産に関する正しい知識の普及（健康推進課）

(3) 精神障害の早期発見・早期治療・心の健康づくり

(健康推進課)

保健所、医療機関等関係機関の連携による心の健康に関する相談・カウンセリング等の機会の充実、ひきこもりの予防やひきこもりの本人及び家族への支援により、心の健康づくり対策を推進します。また、心の健康づくりに関する知識の普及、啓発を図るとともに、精神疾患の早期発見の機会の確保・充実を図ります。

【第3章 事業一覧 P. 198 参照】

- 精神保健相談（健康推進課）
- 普及啓発事業（健康推進課）【再掲】
- 心の健康づくり（健康推進課）
- ひきこもり予防支援事業（健康推進課）【再掲】

(4) 子どもの心のケア・健康づくりの推進

(健康推進課、教育庁教職員課・生徒指導推進室・人権教育課・保健体育課)

発達障害等様々な子どもの心の問題や被虐待児の心のケア等に対応するため、診療拠点病院を整備し、拠点病院を中心とした保健・医療・福祉・教育・司法等の各機関が連携した支援体制ネットワークの構築を図ります。

また、学校教育を通して、不登校対策やいじめ問題など、思春期にある子どもの心のケアや、健康・体力づくりを推進します。

【第3章 事業一覧 P. 199 参照】

- 子どもの心の問題への対応（健康推進課）
- 不登校対策のための教員派遣事業（教育庁教職員課）
- スクールカウンセラー配置事業（教育庁生徒指導推進室）
- スクールソーシャルワーカーを活用した行動連携推進事業
(教育庁生徒指導推進室)
- 思春期サポート事業（教育庁生徒指導推進室）
- 教育相談体制の整備（教育庁生徒指導推進室）
- 学級サポートチーム派遣事業（教育庁教育庁生徒指導推進室）
- 小学校における不登校対策実践研究事業（教育庁生徒指導推進室）
- いじめ防止対策等総合推進事業（教育庁生徒指導推進室）
- 子どもの運動の習慣化事業（チャレンジランキング）（教育庁保健体育課）

(5) 健康づくりの推進

（健康推進課）

糖尿病等の生活習慣病の発症予防と重症化予防のため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康、飲酒、喫煙及び歯・口の健康に関する生活習慣の改善による健康づくり施策を推進します。

そのため、子どもから高齢者まで、全ての県民が健康で生きる喜びを感じられる長寿社会の実現を基本理念とした県民の健康づくり計画「第2次健康おかやま21」に基づき、各種事業に取り組みます。

【第3章 事業一覧 P. 199 参照】

- 第2次健康おかやま21推進体制整備事業（健康推進課）
- 健康生活環境整備事業（健康推進課）
- 健康寿命長期化モデル事業（健康推進課）
- 禁煙推進事業（健康推進課）
- 岡山禁煙サポート事業（健康推進課）
- アルコール健康障害対策事業（健康推進課）
- データヘルス推進モデル事業（健康推進課）
- 晴れの国33プログラム活用事業（健康推進課）
- 働くあなたの健康づくり応援事業（健康推進課）
- 糖尿病予防戦略事業（健康推進課）
- 生活習慣病等対策推進事業（健康推進課）

- 岡山県南部健康づくりセンター（健康推進課）
- 「健康の森」の管理（健康推進課）
- 地域・職域保健連携の推進（健康推進課）
- 特定健診・特定保健指導への支援（健康推進課）
- 岡山県愛育委員連合会（愛育委員）（健康推進課）
- 岡山県栄養改善協議会（栄養委員）（健康推進課）

(6) 専門医療機関、身近な医療機関及び在宅医療、保健サービス等の提供体制の充実

（医療推進課、保健福祉課、健康推進課、子ども未来課）

疾患、外傷等に対して適切な治療を行うため、専門医療機関、身近な地域における医療機関及び在宅における医療の提供体制の確保、保健所、精神保健福祉センター、児童相談所、市町村等による保健サービス等の提供体制の充実及びこれらの連携を促進します。

【第3章 事業一覧 P. 200 参照】

- 在宅医療推進事業（人材育成・確保事業）（医療推進課、長寿社会課）【再掲】
- 小児等在宅医療連携拠点事業（医療推進課）
- 保健師活動（保健福祉課）【再掲】
- 保健所保健福祉サービス調整推進会議（保健福祉課）【再掲】
- 精神保健福祉センターの保健サービス等の充実（健康推進課）
- 児童相談所の保健サービス等の充実（子ども未来課）

(7) 救急、急性期医療等の提供体制の確保等

（医療推進課）

外傷等に対する適切な治療を行うため、救急医療、急性期医療等の提供体制の確保及び関係機関の連携を促進します。

【第3章 事業一覧 P. 201 参照】

- 救急、急性期医療等の提供体制の確保（医療推進課）

VII 情報アクセシビリティ

<基本的な考え方>

障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上を推進します。

<現状と課題>

- 行動の制約を伴う障害のある人にとって、ホームページや電子メールは、非常に有効な情報収集・コミュニケーションの手段となっており、福祉・医療・教育の分野など、日常生活の様々な場面において、必要な情報を身近で容易に取得できるように、ITの恩恵、利便性を実感できる生活を実現する必要があります。
- 障害のある人にとって、パソコン等ITを活用した情報収集や情報交換は、社会参加やコミュニケーションの幅を広げる有効な手段となっています。
県では障害のある人がITを活用することにより自立と社会参加が促進されるよう、県ホームページでの情報アクセシビリティの向上、障害者ITサポートセンターおかやまの運営や、各種機材の貸出などに取り組んできました。今後も、引き続き、情報通信におけるアクセシビリティの向上等を更に進め、コミュニケーションの円滑化に努める必要があります。
- 県視覚障害者センター及び県聴覚障害者センターにおいて、点字図書の貸し出しや、字幕付きビデオテープの制作・貸出等、視覚障害のある人及び聴覚障害のある人に対して情報支援の充実を図ってきました。
今後も、全ての人が等しく情報を得ることができるよう、障害のある人に配慮した情報提供の充実を図っていくことが必要です。
- 広報誌については、点字広報「おかやま」を発行するなど、障害のある人が利用しやすい情報提供に努めています。
障害のある人を対象としたアンケートでは、「障害のことや福祉サービスなどに関する情報の入手先」について「行政機関の広報誌」が33.7%と、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」(36.7%)に次いで高くなっています。引き続き、広報誌等による行政情報の提供について充実を図る必要があります。
- 障害のある人を対象としたアンケートでは、「外出目的」について、「買い物に行く」が、

身体障害のある人 71.2%、精神障害のある人（入院患者）72.1%と最も高くなっています。外出先での障害のある人のためのトイレの整備状況、視覚障害のある人のための誘導ブロックの敷設状況等、各地域のバリアフリー情報を適切に提供していく必要があります。

- 障害のある人が自立し、社会参画するためには、意思疎通手段が確保されている必要があります。これまででも障害のある人の種別・特性に応じ、意思疎通の支援人材の充実を図ってきました。今後も、多様な障害特性に対応した意思疎通支援の充実が必要です。

＜重点事業と主要事業＞

1 情報通信における情報アクセシビリティの向上

（1）通信環境整備等による情報バリアフリー化の推進

（情報政策課）

県内各地域の市役所等の公共施設と連携した岡山情報ハイウェイ等の高速ネットワーク網や、公衆無線 LAN サービス「おかやまモバイル SPOT」の整備を活用するとともに、障害のある人や高齢者を含む誰もが、ウェブで提供されている情報を利用しやすくする、いわゆるウェブアクセシビリティに配慮しながら、時間・距離に制約されない幅広い交流を促進します。

（2）情報通信機器及びサービス等の情報アクセシビリティの向上

（情報政策課）

県における情報通信機器及びサービス等（県ホームページに関するサービスやシステム等）の調達・開発は、障害のある人に配慮した情報アクセシビリティの向上を推進し、国際規格、日本工業規格への準拠・配慮に関する関係法令に基づいて、引き続き実施します。

【ウェブアクセシビリティの向上】

県のホームページが、高齢者や障害のある人を含め、誰にも支障なく利用できるよう、ホームページ管理システム（CMS : Content(s) Management System）を使用して、アクセシビリティに配慮したホームページを作成します。

（3）障害のある人の情報通信技術の利用及び活用の機会の拡大

（障害福祉課）

障害のある人に対する I T （情報通信技術）相談等を実施する「障害者 I T サポートセンターおかやま」の運営の充実等により、障害のある人の情報通信技術の利用及び活用の機会の拡大を図ります。

【第3章 事業一覧 P. 201参照】

- 通信環境整備等による情報バリアフリー化の推進（情報政策課）
- 情報通信機器及びサービス等の情報アクセシビリティの向上（情報政策課）
- 岡山県ウェブアクセシビリティ方針（情報政策課）
- 障害者ＩＴサポートセンターおかやまの運営（障害福祉課）【再掲】
- パソコン利用促進事業（障害福祉課）
- 重度障害者在宅就労促進事業（障害福祉課）【再掲】

2 情報提供の充実等

(1) 岡山県視覚障害者センターの運営等

（障害福祉課）

岡山県視覚障害者センターにおいて、視覚障害のある人の支援を図るため、新聞等を即時点訳するネットワーク事業や点字図書の貸し出し等を行っており、情報提供やボランティア活動の拠点としての機能充実を図ります。

(2) 岡山県聴覚障害者センターの運営等

（障害福祉課）

岡山県聴覚障害者センターにおいて、聴覚障害のある人への情報提供の充実を図り、文化・学習・レクリエーション活動等を支援するため、字幕（手話）付き映像ライブラリー等の制作・貸出、情報機器の貸出等コミュニケーション支援、相談事業、手話通訳者及び要約筆記者の養成及び派遣のためのコーディネート等を行っていきます。

また、情報通信技術（ICT）の発展に伴うニーズの変化も踏まえながら、情報提供やボランティア活動の拠点としての一層の機能充実を図ります。

(3) 県内施設のバリアフリー情報の提供等

（障害福祉課）

県内の施設のバリアフリー情報を集約し、県のホームページ等を通じて継続的に情報提供します。

【第3章 事業一覧 P. 202参照】

- 岡山県視覚障害者センターの運営（障害福祉課）【再掲】
- 点字による即時情報ネットワーク事業（障害福祉課）【再掲】
- 岡山県聴覚障害者センターの運営（障害福祉課）【再掲】
- 手話通訳者設置事業（障害福祉課）【再掲】
- 字幕入り映像ビデオライブラリー事業（障害福祉課）【再掲】
- 情報機器の貸出（障害福祉課）
- バリアフリー情報の提供（障害福祉課）【再掲】

3 意思疎通支援の充実

(1) コミュニケーション支援の人材育成・確保

(障害福祉課)

障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害のある人に対して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等の派遣、設置等による支援を行うとともに、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、点訳奉仕員等の養成研修等の実施により人材の育成・確保を図り、コミュニケーション支援を充実させます。

また、市町村が実施する手話奉仕員養成事業の実施率の向上を図り、意思疎通支援者の拡大を図ります。

(2) 情報やコミュニケーションに関する支援機器の普及・周知

(障害福祉課)

障害のある人の情報取得やコミュニケーションを支援する機器等の普及を図り、情報のバリアフリー化を推進します。

(3) 絵記号（ピクトグラム）等の普及

(障害福祉課)

意思疎通に困難を抱える人が自分の意志や要求を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号等の普及を図ります。

【第3章 事業一覧 P. 202 参照】

- 手話奉仕員養成研修事業（市町村事業）（障害福祉課）【再掲】
- 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（障害福祉課）【再掲】
- 手話通訳者・要約筆記者の派遣（市町村事業）（障害福祉課）【再掲】
- 手話通訳者等の養成（障害福祉課）【再掲】
- パソコンボランティアの派遣等（障害福祉課）【再掲】
- 点字による即時情報ネットワーク事業（障害福祉課）【再掲】
- 意思疎通支援事業（市町村事業）（障害福祉課）【再掲】
- 日常生活用具給付等事業（市町村事業）（障害福祉課）【再掲】
- 絵記号（ピクトグラム）等の普及（障害福祉課）

4 行政情報のバリアフリー化

(1) 行政情報の電子的提供におけるウェブアクセシビリティの向上

(情報政策課)

障害のある人を含む全ての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、県ホームページづくり等にあたってウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進します。

(2) 知的障害のある人等にも分かりやすい情報の提供の検討

(障害福祉課)

障害のある人や障害者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、知的障害のある人等にも分かりやすい情報の提供に努めます。

(3) 県関係施設や情報のバリアフリー化

(下記各課)

障害のある人の情報の取得や、意思疎通の支援の充実・普及を図り、情報のバリアフリー化を推進します。また、視覚障害のある人へ行政情報を提供するため、「点字広報おかやま」を、引き続き、発行します。

【第3章 事業一覧 P. 203参照】

- 障害のある人に配慮したホームページ等の運営（情報政策課）
- 知的障害のある人等にも分かりやすい情報の提供（障害福祉課）
- 岡山県視覚障害者センターの点字図書、録音図書の貸出、対面朗読（障害福祉課）
- 点字広報「おかやま」の発行（公聴広報課）
- 図書の郵送貸出・録音図書・対面朗読室（岡山県立図書館）
- 研修講座で配付する資料や聴覚障害のある人への配慮（総合教育センター）
- 講演会等における配慮（教育庁）
- 「ファックス110番」・「メール110番」の運用（警察本部通信指令課）
- 岡山国際交流センターのバリアフリー化（国際課）

VIII 安全・安心

<基本的な考え方>

障害のある人が地域社会において、安全・安心に生活することができるよう、防災・防犯対策を推進します。

災害に強い地域づくりに向け、障害のある人など要配慮者等の災害時の安全の確保に向けた取組を、市町村や関係機関等と連携して推進します。

<現状と課題>

【防災対策の推進】

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、多くの尊い命が失われましたが、障害のある人の死亡率は被災地住民全体の死亡率の約2倍との調査もあります。また、障害のある人、高齢者等の※要配慮者について、情報伝達、避難支援、避難生活等、様々な場面で対応が不十分であったと指摘されています。大規模災害における障害者支援への対応が課題となっています。

※(参考)東日本大震災で多くの障害のある人が死亡しました。

・被災3県全体の死亡率 0.78%

・被災3県の障害のある人の死亡率 1.43%

(平成24年9月5日現在NHK調べ 被災3県：岩手県、宮城県、福島県)

- このため、東日本大震災から得られた教訓をもとに、平成25年6月、災害対策基本法が改正され、市町村長に「※避難行動要支援者名簿」の作成等が義務付けられるなど、障害のある人を含む災害時に自力で迅速な避難行動をとることが困難な人に対する避難支援等の対策が強化されました。

市町村においては、個別計画の作成や社会福祉施設等を活用した「福祉避難所」の指定をはじめ、日頃の備え、発災後の応急対策、生活の再建といった各段階に応じた対策を準備し、要配慮者支援体制を強化することが求められています。

※「要配慮者」

高齢者や障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を要する人。「避難行動要支援者」を含む。

※「避難行動要支援者」

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する人。

- 障害のある人を対象としたアンケートでは、災害時の対応について「あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。」という問い合わせに対し、全体では「できない」が4

2. 1%と最も高く、「できる」(37.1%)、「わからない」(18.6%)となっています。障害別にみると、知的障害のある人は「できない」(66.4%)が「できる」(14.0%)を大きく上回っており、知的障害のある人の多くが、災害時の不安を抱えていることが明らかになりました。

- このため、地震や風水害などの災害発生時において、障害のある人等の要配慮者が安全に避難し、避難先で安心して生活できるように、市町村、自主防災組織、地域住民、保健福祉施設、関係団体等の連携による支援体制を整備することが重要です。
- 障害のある人や高齢の人等の要配慮者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、防災対策が適切に講じられていること、また、地震、火災等災害情報の伝達や災害発生時における避難誘導等が適切に行われる必要があります。
今後とも、関係機関、地域等と密接な連携を図りながら、災害に強い地域づくりを推進していく必要があります。
- 平成26年8月に広島市で発生した土砂災害等を踏まえ、土砂災害防止法が改正され、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設など、防災上の配慮を要する者が利用する施設への避難体制の強化・充実を図っていくことが今まで以上に重要となっています。

【要配慮者等の安全確保計画】

- 近年の都市化、高齢化、人口減少が進む中山間地域等での集落の衰退、国際化など社会構造の変化により、障害のある人、難病のある人、高齢者、妊産婦等に対する災害時の情報提供や避難誘導など配慮の必要性が高まっています。
- 在宅生活者でも、一人暮らしの障害のある人や高齢夫婦のみの世帯など、家族による援助を受けにくい人が増えており、中には、災害発生時の情報把握や安全な場所への避難等について、自らの力のみで迅速かつ適切な行動をとることが難しい「避難行動要支援者」もいます。
- また、自立した生活のために介護機器、補装具、特定の医療用品などを必要とする人もいますが、災害時にはその確保が困難です。そのため、要配慮者の置かれている状況や特性に応じた対策が適切に講じられる必要があります。

【災害時における要配慮者の支援に向けて】

- 障害のある人等、要配慮者については、それぞれの障害の特性に応じた対策が立てられる必要があります。
- 基本的に、避難は家族とともに行われますが、家族による援助を受けにくい人も多くいます。障害のある人を対象としたアンケートでは、「家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近くにあなたを助けてくれる人はいますか。」という質問に対しては、全体では「わからな

い」が34.0%と最も高く、次いで「いる」(32.0%)、「いない」(26.8%)となっています。

障害別にみると、発達障害のある人は「いない」が50.8%とすべての障害の中で最も高くなっています。次いで、精神障害のある人（在宅者）が36.8%となっています。単独行動は、被災家屋に取り残されるおそれがあり、安否確認が困難となるので、極力避け、地域住民の協力応援を得て、避難することが必要です。

- 災害発生時は、常時医療の対象となる人、避難生活により慢性的疾患が顕著になる人等、特に介護を要する人について、適切な医療介護環境の整った施設への入所や福祉避難所等へ避難を誘導する必要があります。
- 要配慮者に対しては、発災後の避難誘導、避難所等における情報提供や応急生活の支援など、様々な場面を想定した平時からの備えが重要であることから、避難所等におけるバリアフリー化や障害特性等に応じた情報提供手段の整備など、福祉のまちづくりの観点も踏まえて計画的に推進していくことが必要です。
- 災害時には、特別な技能知識を要する専門ボランティアの需要が高まること、また一般的ボランティア活動を効率的に進めるうえで、現場において的確な判断と活動ができるボランティアリーダーが求められることなどから、これらボランティアの養成と登録を平常時から実施しておく必要があります。

【東日本大震災からの復興支援】

東日本大震災・東京電力福島第一原発の事故から、平成27年9月で、約4年半が経過しました。時の経過とともに、明るい兆しもありますが、東北の被災3県では、地震・津波被害からの復旧工事は進まず、未だに約20万人（平成27年9月時点）もの多くの人々が故郷を離れ、避難生活を余儀なくされています。

とりわけ、福島県では、地震、津波の被害に加え、原発事故の影響によって、多くの人々が県内外に避難を余儀なくされています。一方で、懸命な放射線の除線作業や、徹底した安全検査等がなされ、また各種インフラの再整備など、復興に向けた前向きな動きもあります。しかし、日本全国に目を移せば、正しい情報が行き渡らないことによる風評被害が根強く残り、また、震災の記憶の風化といった課題もあります。

●急速な高齢化の加速等

福島県では、以前から高齢化が進んでいましたが、原発事故直後の放射線に対する懸念等から、若年家族層を中心に人口が流出し、更に高齢化が加速化しました。現在、同県沿岸部に長期間に渡って出されていた避難指示が徐々に解除されつつありますが、引き続き、若年層を中心に故郷に帰らない人も多くいます。また、避難生活に起因した心身の不調を訴える高齢者や要介護となる人も増えてきています。

●避難生活の長期化等による心身の不調

長引く避難生活による環境の変化、放射線の影響で故郷への帰還の見通しが立たない現状、また、仮に故郷に帰還したとしても、その後の生活へ不安を感じるなど様々なストレスを抱えている人も多くなっています。また、仮設住宅で生活する人々は、平成27年9月時点でも、高齢者を中心に東北で約7万人います。狭い空間で長期間生活することによって、足腰など身体の不調を訴える人もいます。一方、避難による家族・友人との別れやコミュニティの分断によって、孤独を感じる人も多くなっています。

(参考)

宮城県や岩手県は震災による直接死が大半ですが、福島県は、震災後の心身の不調やストレスに起因する「震災関連死」で亡くなっている人の方が多くなっています。

※「震災関連死」とは、地震などの直接的な被害によるものではなく、その後の避難生活での心身の体調悪化やストレス過労など間接的な原因で死亡することです。一方、津波や地震による直接的な原因に起因する死亡を「直接死」と呼びます。

※東日本大震災における「震災関連死」の死者数

(復興庁公表 被災3県・平成27年3月31日現在)

死者等内訳	福島	宮城	岩手
震災関連死	1,914	910	452
(前回 H26.9.30 比)	(+121)	(+10)	(+6)

●子どもの肥満の増加等

震災・原発事故直後を中心に、福島県内の広いエリアで、子どもたちが外で遊ぶことが禁止・自粛されたため、福島県の子どもの肥満割合が増加しています。平成26年度の文部科学省の「学校保健統計調査」によると、肥満度が一定の水準を超えた「肥満傾向児」の割合は5～17歳の全年齢層のうち6つの年齢層で福島県が全国最多を占めています。この傾向は震災後から続いている。

また、幼くして避難生活を強いられたり、友達と離ればなれになるなど人間関係に悩んだり、精神的なストレスを抱えている子どももいます。

●医療・福祉サービスの専門職やボランティアの人手不足

要介護者の人が増えるなど、障害の予防が必要な中で、若い人が県内外に流出し、医療・福祉サービスの人手不足が深刻となっています。また、高齢者、子どもなどが抱える気持ちに寄り添うボランティアのニーズは、震災後、月日が経った現在、より一層その必要性が増していると言えます。一方で、実際にボランティアで東北に足を運ぶ人は、震災直後は多かったですが、現在は減少しています。

【安全・安心な生活・社会環境の整備】

- 県民の安全・安心を確保するため、「岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例（平成18年岡山県条例第64号）」に基づき、関係機関と連携し、犯罪に強い、まちづくりを推進していく必要があります。
- 地域での日常生活において、障害のある人の安全・安心を確保するためには、警察や消防等にアクセスする際の困難を軽減するなど、障害のある人の特性に配慮した取組が必要です。

<重点施策と主要事業>

1 防災対策の推進

(1) 災害に強い地域づくりの推進

(危機管理課、保健福祉課、障害福祉課等)

災害に強い地域づくりに向け、国、県、市町村、指定公共機関等が、岡山県地域防災計画で定めたそれぞれの果たすべき役割を的確に実施するとともに、相互に密接な連携を図ります。併せて、県及び市町村が連携し、住民への防災知識の普及や地域住民や事業者等が相互に連携、協力して行う自主防災組織活動を促進し、国、公共機関、県、市町村、事業者、住民等が一体となって地域防災力の向上を図ります。

【要配慮者等の安全確保計画】

乳幼児、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、難病のある人、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者について、その状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、要配慮者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法等の整備・把握に努めます。

また、医療・福祉対策との連携の下で要配慮者に速やかな支援を行うための協力体制の確立等を図り、防災施設等を整備するとともに、防災拠点スペース（避難スペース）を設置するなど、要配慮者向けの避難先である福祉避難所を確保します。

社会福祉施設等においては、要配慮者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう、平素から、施設・設備の点検・整備、防災組織の整備、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努めます。

地域においては、自主的な防災組織の設置・育成により、要配慮者に対する体制を整備するとともに、要配慮者を助け合える地域社会づくりを進めます。その際、女性の参画の促進に努めます。

●要配慮者等の安全確保計画

- ・要配慮者等の把握、避難行動要支援者名簿等
- ・福祉避難所の確保
- ・避難行動要支援者の避難誘導体制の整備
- ・防災知識の普及
- ・災害広報及び情報提供
- ・生活の支援等
- ・連絡体制等の整備
- ・施設間相互の連携

① 地域防災計画等の作成（危機管理課、保健福祉課、障害福祉課等）

防災関係部局と福祉関係部局の連携の下で、地域防災計画を必要に応じて適宜見直し、障害のある人等にも配慮した計画づくりに努めます。

② 防災訓練の実施（危機管理課、保健福祉課、障害福祉課等）

県が実施する防災訓練において障害特性に応じた災害時要配慮者対象の訓練を積極的に取り入れるとともに、市町村や保健福祉施設等における適切な防災訓練の実施を促進し、被災時の安全の確保を図ります。

障害のある人等に配慮した自主防災組織の防災訓練計画の指導、助言に努めます。

③ 災害への対応（保健福祉課）

災害発生時において、人的被害、住家被害など被害状況の確認・把握に努め、災害救助法の適用の決定や救助方法の検討などを行うとともに、必要に応じて市町村への救助の委任を行うなど、災害救助法の適切な運用を行います。

④ 福祉避難所の指定促進（保健福祉課）

今後発生が想定される大規模地震や、台風などの風水害による被災に対して、市町村において、あらかじめ十分な福祉避難所を確保しておくよう、指定箇所数の増加や施設・設備の拡充、住民への周知等の市町村の働きかけに努めます。

⑤ 難病患者等の支援、防災意識の高揚（医薬安全課）

緊急時（災害時）には、平成22年度に策定した「難病患者等の行動・支援マニュアル」に基づき、関係機関・団体等とも連携し、迅速かつ安全で適切な支援活動を行うとともに、緊急時の援護に有益な情報を記載した緊急医療支援手帳を難病患者に配布することで、防災意識の高揚を図ります。

⑥ 災害に強いＩＴ基盤の構築（情報政策課）

東日本大震災等を踏まえ、災害時の「ライフライン」となる情報通信ネットワーク、システムなどＩＴ基盤の災害対策を進めます。

【第3章 事業一覧 P. 204 参照】

- 地域防災計画等の作成（危機管理課、保健福祉課、障害福祉課等）
- 防災訓練の実施（危機管理課、保健福祉課、障害福祉課等）
- 災害への対応（保健福祉課）
- 福祉避難所の指定促進（保健福祉課）
- 福祉避難所の物資・器財等の確保や施設・設備の整備等（保健福祉課）
- 難病患者等の支援、防災意識の高揚（医薬安全課）
- 岡山情報ハイウェイの災害対策強化（情報政策課）
- 災害発生時等におけるホームページへのアクセス集中等を軽減するための他県及び民間事業者との連携（情報政策課）
- 避難所となる公共施設等における無線 LAN 利用環境の整備促進（情報政策課）
- 情報システムの分散管理等による住民データの安全な保管の推進（情報政策課）

(2) ハード・ソフト一体となった土砂災害防止対策

(防災砂防課、危機管理課、保健福祉課、障害福祉課)

要配慮者関連施設（避難に手助けが必要な障害のある人等が利用される施設）が土砂災害のおそれのある箇所に立地している場合において、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を重点的に推進します。

① 【ハード対策の推進】(防災砂防課)

土砂災害のおそれのある個所のうち、緊急性の高い箇所から、砂防、地すべり、急傾斜崩壊対策事業等のハード対策を順次推進します。

② 【ソフト対策の推進】

●ハザードマップ等の公表（危機管理課、防災砂防課）

県はホームページで土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等を公表し、市町村に対し、土砂災害警戒区域等を地域防災計画に掲載するとともに、ハザードマップを作成し、住民へ周知するよう働きかけます。

●警戒避難体制の充実・強化（危機管理課、防災砂防課、保健福祉課、障害福祉課）

土砂災害のおそれのある箇所に立地する要配慮者利用施設に対して、市町村や地域の防災関連機関、自主防災組織と連携し、土砂災害を対象とした避難訓練や避難場所の確保など避難体制の強化を促進します。

●総合防災情報システム等と連動した土砂災害警戒情報等の提供

(危機管理課、防災砂防課)

県は気象台と共同で土砂災害警戒情報を発令し、岡山県総合防災情報システム、防災情報ネットワーク等を活用して情報提供を行うとともに、地域の詳細な土砂災害発生の危険

度を、メッシュで区割りした地図上に着色表示でお知らせし、県民の早期避難や防災関係機関の危機管理体制強化を支援します。

● 「土砂災害防止月間」における各種啓発活動（防災砂防課）

土砂災害防止月間（6月1日～30日）に合わせて、土砂災害を防止するための各種啓発活動を実施します。

【第3章 事業一覧 P. 205 参照】

- 土砂災害防止対策（ハード対策の推進）（防災砂防課）
- ハザードマップ等の公表（防災砂防課）
- 警戒避難体制の充実・強化（危機管理課、防災砂防課、保健福祉課、障害福祉課）
- 総合防災情報システム・防災情報ネットワーク等と連動した土砂災害警戒情報等の提供（危機管理課、防災砂防課）
- 「土砂災害防止月間」における各種啓発活動（防災砂防課）

（3）障害特性に配慮した情報伝達の体制整備

① 障害特性に配慮した情報伝達（危機管理課、保健福祉課、障害福祉課）

災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障害のある人に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者等の協力を得つつ、障害特性に配慮した情報伝達や、情報伝達の多重化等の体制整備を促進します。

【第3章 事業一覧 P. 205 参照】

- 情報伝達の際の役割等の明確化（危機管理課）
- 情報伝達の確保 伝達手段の多重化・多様化（危機管理課）
- 避難所・避難者への情報伝達等（保健福祉課、障害福祉課）

② IT等を活用した防災・減災対策（危機管理課、保健福祉課）

行動の制約を伴う障害のある人等要配慮者に対して、IT技術等を活用して、迅速かつ正確に情報伝達が行われるよう、効率性や視認性を確保した各種取組を行います。

● 総合防災情報システム・防災情報ネットワーク等の効果的な運用

県民への情報伝達や市町村との情報共有を行う総合防災情報システムによって、インターネットや防災情報メール、地上デジタル放送のデータ放送等により効果的な情報提供を行うとともに、防災メール配信の設定方法をわかりやすくするなど、障害のある人にも配慮して視認性や操作性の向上等を図り、また、防災行政無線と岡山情報ハイウェイを併用した防災情報ネットワークを安定的に運用します。

●放送事業者との連携や県内自治体と連携した災害関連情報システムの導入検討

災害情報を集約し住民に届けるため、放送事業者等に一括して提供する情報連携システムである「Jアラート」について、放送事業者等と調整しながら適切な運用を図ります。

また、災害発生時、住民基本台帳のデータをもとに被災者台帳を作成し、被災状況を入力することで、罹災証明書の発行、支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退居などを一元的に管理できる被災者支援システムの県内市町村への導入を働きかけます。

【第3章 事業一覧 P. 205 参照】

- 総合防災情報システム・防災情報ネットワーク等の効果的な運用（危機管理課）
- 放送事業者との連携や県内自治体と連携した災害関連情報システムの導入検討
(危機管理課、保健福祉課)
- 岡山県防災マップ（危機管理課）
- おかやま防災情報メール（危機管理課）

③ ファックスやEメール等による通報体制整備や利用促進等（消防保安課）

火事や救急時におけるファックスやEメール等による通報を可能とする体制の充実に取り組むとともにその利用の促進を図ります。

【第3章 事業一覧 P. 205 参照】

- 聴覚障害のある人の通報手段の拡大（消防保安課）

（4）災害時における要配慮者等の安全確保

（危機管理課、消防保安課、医薬安全課、保健福祉課、障害福祉課、県民生活交通課）

県は、市町村が、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握して避難行動要支援者名簿を作成し、災害発生時に効果的な利用により、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう働きかけるとともに、自治会組織、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等福祉関係者が情報を共有し、災害時に要支援者名簿を活用できる体制を整えるよう市町村に働きかけます。

① 要配慮者に対する支援

- 県は、乳幼児、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、難病のある人、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者について、その状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、要配慮者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法等の整備・把握に努めます。

- 県は、市町村に対し、災害の発生に備え、要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、要配慮者の居住地、自宅の電話番号、家族構成、保健福祉サービスの提供状況などの詳細情報を地域包括支援センターの活用等により、日頃から把握しておくよう助言します。

② 避難行動要支援者名簿の作成・活用の推進等

- 県は、市町村に対し、市町村が避難行動要支援者名簿を作成することに関し、避難支援等関係者となる人、名簿に搭載する人の範囲、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項などを地域防災計画に定めるよう助言します。
- 県は、市町村に対し、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得て、個人情報の漏えい防止に十分留意した上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を働きかけます。
- 県は、市町村に対し、避難行動要支援者名簿について、定期的に更新し、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう働きかけます。
- 県は、市町村に対し、安全が確認された後に、避難行動要支援者を避難場所から避難所、あるいは一般の避難所から福祉避難所へ円滑に移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう働きかけます。
- 県は、市町村に対し、市町村が避難行動要支援者名簿を作成することに関し、避難支援等関係者となる者、名簿に搭載する者の範囲、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項などを地域防災計画に定めるよう助言します。

③ 福祉避難所の確保

- 県は、市町村が行う福祉避難所の確保に協力するものとし、必要な場合は、社会福祉施設等の関係団体と協力協定の締結等を行います。
- 県は、市町村に対し、平時から福祉避難所の対象となる要配慮者の現況把握に努め、全ての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行うよう働きかけます。
- 県は、市町村に対し、福祉避難所指定の際、小・中学校や公民館等の避難所に介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した地域における身近な福祉避難所や、老人福祉施設や障害者支援施設などと連携し、障害のある人などに、より専門性の高い

サービスを提供できる地域における拠点的な福祉避難所の指定を行うとともに、難病のある人に対しては、県、周辺市町村と連携し、避難所の確保に努めるよう働きかけます。

- 県は、市町村に対し、福祉避難所の指定に当たって、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設整備や物資・器材の備蓄や業務継続計画の策定を行うとともに、その所在や利用対象者の範囲等を、要配慮者を含む地域住民に周知するよう努めることを働きかけます。

④ 避難支援計画の整備等

- 県は、市町村に対し、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携の下、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援計画の整備に努めるよう働きかけます。
- 県は、市町村に対し、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るよう働きかけます。
- 県は、市町村に対し、災害時において、要配慮者に対する福祉避難所等にかかる情報提供や支援等が迅速かつ的確に行われるよう、要配慮者に係る情報伝達、安否確認、避難誘導並びに必要な支援の内容に関する事項、ボランティア等生活支援のための人材確保に関する事項、要配慮者の特性等に応じた情報提供に関する事項などを含む避難計画及び避難支援プランを作成することを助言します。
- 県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請します。
- 県は、あらかじめ、介護保険施設、障害者支援施設等に対して、災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めます。

⑤ 防災知識の普及啓発等

- 県は、市町村と協力して、要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行うとともに、社会福祉施設等において適切な防災教育が行われるよう指導します。また、要配慮者に対して、市町村においては避難支援プランなどによる支援制度があることなどを周知するよう努めます。

- 県は、市町村に対し、社会福祉協議会等と連携をとりながら、災害時における要配慮者の在宅生活の安全を確保するため、本人をはじめ家族、障害者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発や研修等を行うよう働きかけるとともに、地域で生活する外国人に外国語の防災パンフレットの配布を行うなど、防災意識の普及に当たって、外国人にも配慮するよう助言します。防災訓練に当たっては、地域住民が要配慮者とともに助け合って避難できることに配慮するよう働きかけます。
- 県は、社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は施設職員や入所者等に対し防災教育を実施します。
- 県は、災害に関する情報を、必要に応じて、外国語に翻訳し、県のホームページ等を通じて広報するとともに、市町村へ電子ファイル等で速やかに情報提供します。
- 県は、県社会福祉協議会等関係団体と連携し、市町村等による要配慮者に関する生活支援策の確立について助言等を行います。

【第3章 事業一覧 P. 206 参照】

- 避難行動要支援者名簿の作成・活用の推進（危機管理課）
- 要配慮者に対する支援（危機管理課、障害福祉課）
- 地域の自主防災組織の育成及び消防団の活性化（危機管理課、消防保安課）
- 出前講座や自主防災組織支援講師団講師の派遣（危機管理課）
- 地域防災力強化総合支援事業（危機管理課）
- 県民に向けた普及啓発（危機管理課）
- 避難支援・生活支援策に係る計画作成等（保健福祉課）
- 災害時の障害のある人の相談体制（障害福祉課）
- 難病患者等に対する災害時の支援（医薬安全課）
- 災害救援専門ボランティアの登録推進・技術向上等
(県民生活交通課、保健福祉課、障害福祉課)

(5) 福祉避難所の確保・バリアフリー化の推進・必要な物資の確保等

(保健福祉課、障害福祉課)

避難所、応急仮設住宅のバリアフリー化を推進するとともに、避難所において障害のある人が、必要な物資を含め、障害特性に応じた支援を得ることができるよう、市町村における必要な体制整備を支援します。

また、福祉避難所の確保を推進するに当たり、施設のバリアフリー化や設置の際に必要な物資・器財の確保のための支援を行い、体制整備の充実を図ります。

【第3章 事業一覧 P. 206 参照】

- 福祉避難所の確保への協力・バリアフリー化の推進（保健福祉課）
- 専門的人材の確保・備蓄の充実等（保健福祉課）
- バリアフリー化に向けて施設管理者等への要請（保健福祉課、障害福祉課）

(6) 障害者支援施設・医療機関等における災害対策の推進、ネットワークの形成

（医療推進課、障害福祉課、医薬安全課、健康推進課、危機管理課）

災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワークの形成に取り組みます。

●医療機関等における災害対策の推進・ネットワークの形成

岡山県地域防災計画等に基づき、災害拠点病院、県医師会、消防等の関係機関と連携して災害時における被災者の救命を図ることとしており、災害拠点病院やDMA-T等の体制の充実に取り組んでいきます。また、大規模地震等の災害時において、被災者等に対する医療を安定して提供できるよう、医療施設の耐震化を促進します。

●障害者支援施設等における災害対策の推進・ネットワークの形成

災害発生後にも障害福祉サービスを継続して提供することができるよう、障害者支援施設等における災害対策を推進するとともに、他の社会福祉施設等とのネットワーク形成を促進します。

●災害時協力協定の締結の推進

災害や事故発生に際して、組織力や専門性を生かした人的、物的、技術的な応援を受けることができるよう、民間団体等との災害時応援協定の締結を推進します。

【第3章 事業一覧 P. 207 参照】

- 医療機関等における災害対策の推進・ネットワークの形成（医療推進課）
- 災害時精神科医療体制の整備（健康推進課）
- 障害者支援施設等における災害対策の推進、ネットワークの形成（障害福祉課）
- 障害者支援施設等に対する災害協定の締結の推進等（保健福祉課、障害福祉課）
- 障害者支援施設・介護職員等の派遣体制の整備（保健福祉課、障害福祉課）
- 在宅重症難病患者の療養継続確保（医薬安全課）
- 災害時協力協定の締結の推進（危機管理課）

(7) ボランティアの確保・養成等

(県民生活交通課、危機管理課、保健福祉課、障害福祉課、男女共同参画青少年課、教育庁保健体育課・生涯学習課)

ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平時から、社会福祉協議会、日本赤十字社等との連携を図ります。また、災害時における専門ボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、県災害救援専門ボランティアの研修や登録を行います。また、市町村と協力して、障害のある人等に対して防災知識の普及啓発を行います。

- ①ボランティアの確保・養成
- ②ネットワーク化の推進
- ③防災知識の普及啓発

【第3章 事業一覧 P. 207 参照】

- 災害救援専門ボランティアの登録推進・技術向上等
(県民生活交通課、保健福祉課、障害福祉課)【再掲】
- 防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業(教育庁保健体育課)
- 高校生地域防災ボランティアリーダー養成事業(教育庁保健体育課)【再掲】
- 防災キャンプ推進事業(教育庁生涯学習課)【再掲】
- ボランティア・NPO活動の拠点施設の運営(県民生活交通課)【再掲】
- 大学生災害ボランティア研修会の開催(県民生活交通課)【再掲】
- ボランティア関係機関の連絡応援体制の整備(保健福祉課、障害福祉課)
- 防災知識等の普及啓発(危機管理課)
- 「おかやま防災知識情報」(危機管理課)

(8) 東日本大震災からの復興支援等

(障害福祉課)

●「心の復興」に向けた取組

東日本大震災から多くの年月が経ち、その影響が長期化する中で、今後は、建物や堤防といった目に見えるものの復興だけではなく、現地に住む人々、避難する人々の気持ちに寄り添う息の長い取組が大切となってきています。

こうした中で、東北のボランティア団体等とも連携しながら、現地で頑張っている人々や東北の復興の様子、又は現地の人々の心や健康のケア等の復興支援をはじめとした様々なボランティア情報や必要性を、ホームページ等を通して県民に対して情報提供する等、震災の記憶を風化させず、東北の人々の気持ちに寄り添う「心の復興」支援に努めます。

●東北との社会課題の共有

東日本大震災以後、現在、東北で進んでいる高齢化、少子化、心の問題、若者の流出、災害への備えといった社会課題は、東北だけの地域課題ではなく、岡山をはじめとして全国的にも将来共通して起こりうる課題で、震災・原発事故の発生によって、先行的に進んでいるものだと言えます。従って、社会共通の課題として、人ごとではなく東北の課題を共有していくことが必要となっています。

こうした東北の課題を、社会共通の先進的課題としてとらえ、本県の福祉施策等に役立てていきます。また、学生を中心に東北に学ぶことで、社会・地域課題への関心、防災意識、社会貢献意識を高め、本県の将来の福祉人材等の育成に努めます。

【第3章 事業一覧 P. 208 参照】

- 「心の復興」に向けた取組（障害福祉課）
- 東北との社会課題の共有（障害福祉課）
- インクルーシブな交流・分野横断的な啓発の推進（障害福祉課）【再掲】

2 防犯・交通安全対策の推進

（安全・安心な生活・社会環境の整備）

（1）犯罪被害防止に向けた取組

（警察本部子ども女性安全対策課・総務課・情報管理課・地域課・通信指令課）

- ① くらしの安全 Web Map やスマートフォン・アプリ「くらしの安全音声 Navi」、岡山県警察ももくん安心メール、交番・駐在所が発行するミニ広報紙等のあらゆる媒体を通じて、不審者情報・防犯情報等を発信し、犯罪被害防止啓発を行うなど支援体制を強化します。

② 視覚・言語障害のある人等の支援

聴覚・言語障害のある人等の事件・事故発生時の110番通報を目的に、警察本部通信指令室に設置されている「ファックス110番」及び「メール110番」の一層の普及促進を図ります。

【第3章 事業一覧 P. 208 参照】

- くらしの安全 Web Map（警察本部総務課）
- スマートフォン・アプリ「くらしの安全音声 Navi」（警察本部情報管理課）
- ももくん安心メール（警察本部子ども女性安全対策課）
- 「ファックス110番」・「メール110番」の運用（警察本部通信指令課）【再掲】

(2) 安全・安心のまちづくり

(くらし安全安心課)

「岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例」に基づき、市町村、自治会等、ボランティア・NPO、事業者及び障害のある人も含めたすべての県民との連携協働により、安全・安心なまちづくりを推進します。

【第3章 事業一覧 P. 209 参照】

- 県民運動の推進（くらし安全安心課）
- 防犯ボランティアの活動促進等（くらし安全安心課）
- 自主防犯活動を支援（くらし安全安心課）
- 障害のある人・高齢者等の犯罪被害防止（くらし安全安心課）
- 特殊詐欺被害の防止（くらし安全安心課）
- 情報紙「安全・安心通信」の発行（くらし安全安心課）
- 岡山県防犯カメラ設置支援事業（くらし安全安心課）

(3) 交通安全対策

(くらし安全安心課、道路整備課、警察本部交通規制課)

高齢社会の進展に伴い、障害のある人や高齢者も含めた県民の交通事故を防止するため、周囲環境の安全対策を図り、交通安全意識の高揚と保護・誘導啓発活動の推進を図ります。

【第3章 事業一覧 P. 209 参照】

- 県交通安全教育講師団講師の派遣（くらし安全安心課）
- 高齢者交通安全県民運動等による交通安全意識の啓発（くらし安全安心課）
- ITS（高度道路交通情報システム）の推進と活用による
バリアフリールートマップの提供等（道路整備課）
- 道路等のバリアフリー化の推進（道路整備課）【再掲】
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく道路の構造の基準
を定める条例（道路整備課）【再掲】
- 視覚障害者用付加装置の整備（警察本部交通規制課）【再掲】
- 高齢者等感応化装置の整備（警察本部交通規制課）【再掲】
- 視覚障害者用道路横断帯（エスコートゾーン）の設置（警察本部交通規制課）【再掲】
- 信号灯器のLED化（警察本部交通規制課【再掲】、道路整備課）
- ゾーン30事業（警察本部交通規制課）【再掲】

3 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

(くらし安全安心課)

● 消費者トラブルの防止・被害からの救済・消費者トラブルの関連情報の収集・発信・被害からの救済に関する必要な情報提供

- ① 消費者トラブルに関する情報を収集し、積極的な発信を行うとともに、その被害からの救済に関する必要な情報提供を行い、消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。
- ② 障害者団体、消費者団体、福祉関係者、行政等、地域の多様な主体の連携を促進し、消費者被害に遭うリスクの高い障害のある人や高齢者等を地域で見守る安全安心ネットワークの構築に取り組みます。
- ③ 岡山県消費生活センター等におけるファックスやEメール等での消費者相談の受付や、相談員等の障害のある人の理解のための研修の実施等の取組を促進することにより、障害のある人の特性に配慮した消費生活相談体制の整備を図ります。
- ④ 消費者トラブルの防止及び障害のある人の消費者としての利益の擁護・増進に資するよう、障害のある人及び障害のある人に対する支援を行う者の各種消費者教育関係講座への参加の促進等により、障害のある人等に対する消費者教育を推進します。

【第3章 事業一覧 P. 210 参照】

- 消費生活センター等での消費生活相談等（くらし安全安心課）
- 消費者意識の啓発（くらし安全安心課）
- 消費者教育を推進するコーディネーターの配置（くらし安全安心課）
- 消費生活サポーターの養成（くらし安全安心課）
- 消費者被害防止啓発活動の推進（くらし安全安心課）
- 消費者被害撲滅事業（くらし安全安心課）

Ⅸ 差別の解消及び権利擁護の推進

<基本的な考え方>

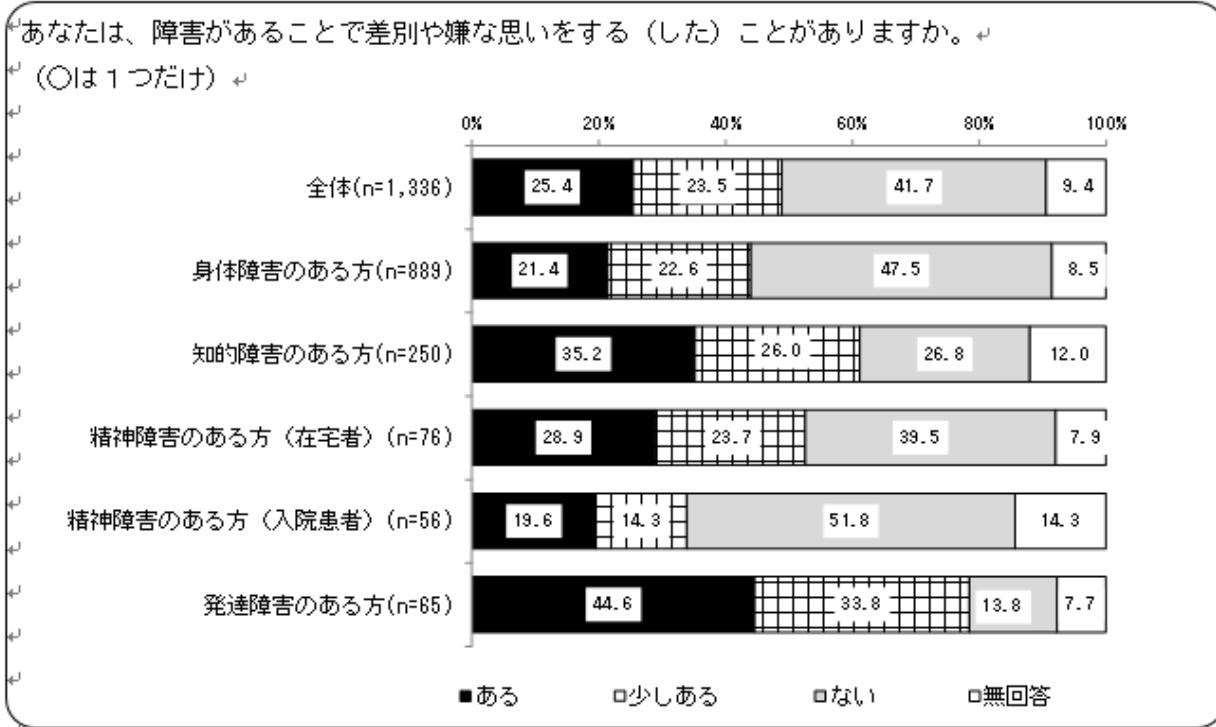
障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別解消法等に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組みます。あわせて、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止等、障害者の権利擁護のための取組を進めます。

<1 現状と課題>

1 障害を理由とする差別の解消の推進

- 障害者差別解消法及び改正障害者雇用促進法が平成28年4月から施行されることから、障害を理由とする差別を解消する施策及び合理的配慮の推進が必要です。
- 障害のある人を対象にしたアンケートでは、障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことの有無は、全体では「ない」が41.7%と最も高く、次いで「ある」（25.4%）、「少しある」（23.5%）となっています。障害別にみると、知的障害のある人、精神障害のある人（在宅者）、発達障害のある人は「ある（「ある」と「少しある」の合計）」が「ない」を上回っています。

障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことの有無



2 権利擁護の推進

- 障害者虐待防止法が平成23年に制定され、障害のある人やその家族が相談できる窓口を設置し、各種専門相談を実施するとともに、権利擁護センターを設置するなど障害のある人の虐待防止に努めてきました。今後も障害のある人の権利擁護の推進のため、更なる取組が必要です。
- 障害のある人を対象にしたアンケートでは、差別や嫌な思いをした場所は、全体では「外出先」が46.8%と最も高く、次いで「住んでいる地域」(31.7%)、「学校・仕事場」(30.9%)、「余暇を楽しむとき」(17.7%)、「病院などの医療機関」(14.8%)、「仕事を探すとき」(13.9%)となっています。
障害別にみると、身体障害のある人、知的障害のある人は「外出先」が最も高く、精神障害のある人（在宅者）、精神障害のある人（入院患者）、発達障害のある人は「学校・仕事場」が最も高くなっています。
- 障害のある人を対象にしたアンケートでは、成年後見制度の認知度は、全体では「名前も内容も知っている」が36.8%と最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」(28.1%)、「名前も知らない」(25.4%)となっています。
障害別にみると、知的障害のある人は「名前も内容も知っている」が52.8%と最も高く、精神障害のある人（入院患者）は「名前も内容も知らない」が48.2%と最も高くなっています。

3 行政機関等における配慮及び障害のある人の理解促進等

障害者差別解消法においては、「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」と定められています。

障害のある人の権利利益を侵害する事がないよう、必要かつ合理的な配慮を実施する必要があります。

<重点施策と主要事業>

1 障害を理由とする差別の解消の推進

(1) 障害者差別解消法に基づく差別の解消の推進

(障害福祉課、教育庁、警察本部)

障害者差別解消法及び同法に規定される基本方針に基づき、県職員を対象とした対応要領を策定するとともに、法の趣旨・目的等に関する効果的な広報・啓発活動、相談・紛争解決体制の整備、障害者差別解消支援地域協議会の組織の促進等に取り組み、同法の適切な運用及び障害を理由とする差別の解消の推進を図ります。

【第3章 事業一覧 P. 211 参照】

- 県職員を対象とした対応要領の策定（障害福祉課、教育庁、警察本部）
- 職員研修による県職員の意識啓発（障害福祉課）
- 事業者に対する意識啓発（障害福祉課）
- 県民に対する意識啓発（障害福祉課）
- 「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度の推進（障害福祉課）【再掲】
- 障害者差別解消支援地域協議会の組織の活用等（障害福祉課）
- あいサポート運動の紹介（障害福祉課）【再掲】

(2) 雇用分野における差別の禁止等

(労働雇用政策課)

雇用分野における障害のある人に対する差別の禁止及び障害のある人が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が新たに規定された改正障害者雇用促進法（平成28年4月施行）に基づき、障害のある人とない者との均等な機会及び待遇の確保について、岡山労働局等関係機関と連携して啓発・周知を行ないます。

【第3章 事業一覧 P. 211 参照】

- 雇用分野における差別の禁止等（労働雇用政策課）

(3) 差別防止のための相談支援体制の整備等

(障害福祉課)

障害のある人に対する差別を防止し、その被害からの救済を図るため、相談・紛争解決等を実施する体制の整備等に取り組むとともに、その利用の促進を図ります。

【第3章 事業一覧 P. 211 参照】

- 相談・紛争解決体制の整備（障害福祉課）

2 権利擁護の推進

(1) 障害者虐待防止法に基づく虐待の防止・啓発

(障害福祉課)

障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動や、市町村や障害者福祉施設等の職員を対象とした研修を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。

【第3章 事業一覧 P. 212 参照】

- 障害者虐待防止体制の整備（障害福祉課）
- 市町村担当者、障害者福祉施設の職員等向けの研修（障害福祉課）
- 法律相談窓口（市町村向け）の設置（障害福祉課）
- 普及啓発事業（障害福祉課）

(2) 成年後見制度の利用促進等

(障害福祉課)

障害のある人本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、意思決定支援の在り方を検討するとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めます。

【第3章 事業一覧 P. 212 参照】

- 成年後見制度の利用促進（障害福祉課）【再掲】

(3) 相談窓口の設置や相談員の資質向上等

(障害福祉課)

障害のある人の虐待を防止し、その被害からの救済を図るため、相談・紛争解決等を実施する体制の充実に取り組むとともに、その利用の促進を図ります。

また、障害者相談員の資質向上を図るために研修会を開催し、障害のある人の権利擁護のための取組を支援します。

【第3章 事業一覧 P. 212 参照】

- 岡山県障害者権利擁護センターによる相談等（障害福祉課）
- 相談員の資質向上（研修会等）（障害福祉課）【再掲】

(4) 障害児虐待防止対策の充実

(障害福祉課、子ども未来課、健康推進課)

障害児の虐待については、児童虐待防止法、障害者虐待防止法等に基づき、市町村等の関係機関と連携しながら、障害のある人に対する虐待防止等を促進します。「岡山県障害者権利擁護センター」、「障害者虐待防止センター」による虐待防止と併せて、子ども・子育て支援制度による子育て支援を通じた防止対策の充実を図っていきます。

【第3章 事業一覧 P. 212 参照】

- 岡山県障害者権利擁護センターの適正な運営（障害福祉課）【再掲】
- 法律相談窓口（市町村向け）の設置（障害福祉課）【再掲】
- 研修事業や普及啓発事業等の実施（障害福祉課）【再掲】
- 児童相談所カウンセリング事業（子ども未来課）【再掲】
- 児童相談所法的対応強化事業（子ども未来課）【再掲】
- 児童相談所24時間・365日相談体制強化事業（子ども未来課）【再掲】
- 一時保護機能強化事業（子ども未来課）【再掲】
- 一時保護所体制強化事業（子ども未来課）【再掲】
- 児童相談所スーパーバイズ機能強化事業（子ども未来課）【再掲】
- 児童虐待対応力向上事業（子ども未来課）【再掲】
- 児童虐待対応強化事業（子ども未来課）【再掲】
- 児童虐待防止等ネットワーク事業（子ども未来課）【再掲】
- 乳児家庭全戸訪問事業（地域子ども・子育て支援事業）
（子ども未来課・健康推進課）【再掲】
- 養育支援訪問事業（地域子ども・子育て支援事業）
（子ども未来課・健康推進課）【再掲】
- 子ども家庭電話相談事業（子ども未来課）【再掲】
- 家庭相談所の運営（子ども未来課）【再掲】
- 児童環境づくり基盤整備事業（子ども未来課）【再掲】
- おかやま妊娠・出産サポーター事業（健康推進課）【再掲】
- ハイリスク妊娠保健指導。妊娠中からの切れ目のない支援システム
（健康推進課）【再掲】
- ハイリスク児家庭訪問指導（健康推進課）【再掲】
- 死亡事例等の検証（子ども未来課）【再掲】

3 行政機関等における配慮及び障害のある人の理解促進等

(1) 社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮

(障害福祉課)

県における事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障害のある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。

【第3章 事業一覧 P. 213 参照】

- 県職員を対象とした対応要領の策定（障害福祉課）【再掲】

(2) 県における必要な研修等の実施

(障害福祉課)

障害及び障害のある人に関する理解を促進するため必要な研修を実施し、窓口等における障害のある人への配慮の徹底を図ります。

【第3章 事業一覧 P. 213 参照】

- 職員研修による県職員の意識啓発（障害福祉課）【再掲】

(3) アクセシビリティに配慮した情報提供

(各課)

県における行政情報の提供等に当たっては、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。

【第3章 事業一覧 P. 213 参照】

- 障害のある人に配慮したホームページ等の運営（情報政策課）【再掲】
- 点字広報「おかやま」の発行（公聴広報課）【再掲】
- 図書の郵送貸出・録音図書・対面朗読室（岡山県立図書館）【再掲】
- 研修講座で配付する資料や聴覚障害のある人への配慮（総合教育センター）【再掲】
- 講演会等における配慮（教育庁）【再掲】
- 岡山国際交流センターのバリアフリー化（国際課）【再掲】

第3章 事業一覧

I 啓発・広報・社会参加

1 啓発・広報活動の推進

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(1)「心のバリアフリー」・「福祉のまちづくり」の推進	福祉のまちづくりの推進	全ての人が個性と人権を尊重され、あらゆる活動へ主体的に参加し、快適にいきいきと生活できるバリアフリー社会の実現をめざして、「岡山県福祉のまちづくり条例」に基づき、県民総参加で「心」、「情報」、「物」の3つのバリアフリーによる福祉のまちづくりを推進します。	障害福祉課
	おかやま心のバリアフリー普及・促進事業	企業・団体等を対象に、障害のある人の特性や障害者差別解消法等についての啓発や、啓発を行うことで心のバリアフリーを推進し、また、障害のある人の就労に対する意識向上を図るとともに、働きやすい環境の整備と新たな職場開拓を図ります。また、啓発冊子等を活用した県民への普及啓発を推進します。	障害福祉課
	心のバリアフリー支援事業	高齢者や障害のある人等への理解を深めるため、市町村や地域住民が取り組む車いす・アイマスク体験会や高齢者疑似体験等の開催に対して、助言や資機材の提供等の支援を行い、県内全域での体験事業の実施を推進します。	障害福祉課
(2)様々な啓発・広報活動の推進	障害者週間の普及啓発	「障害者週間（12月3日～9日）」に当たり、関係団体等と協働で各種啓発事業を行い、障害のある人の福祉についての关心と理解を深め、障害のある人の社会参加を促進します。	障害福祉課
	心の輪を広げる障害者理解促進事業	障害の有無にかかわらず、誰もが地域や職場・学校などで共に支え合って暮らす「共生社会」の実現を目指した内閣府主催の「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間ポスター」を募集し、応募があった作品については、県が審査を行い、内閣府に推薦します。	障害福祉課
	障害のある幼児児童生徒への理解の促進	発達障害を含む特別支援教育に関する教職員の理解を深めるため、校内研修や県総合教育センター等での研修を充実させます。	教育庁特別支援教育課
	障害のある人の県庁アートギャラリー	「障害」と「障害のある人」に対する理解を深めていただき、障害のある人が創作活動を元張る契機となるよう、県庁県民室に障害のある人のアートギャラリーを開設し、個性輝く作品を展示します。	障害福祉課
	こころをつなぐ作品展・発達障害児支援フォーラム	県内の特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級の幼児児童生徒が授業等で作成した作品の展示（こころをつなぐ作品展）や発達障害児に関する講演等の実施（発達障害児支援フォーラム）により、社会の人々の障害のある子どもに対する理解を深めます。	教育庁特別支援教育課
	発達障害のある人への理解を促進するための啓発・広報	世界自閉症啓発デー（発達障害者週間）で街頭啓発等を実施します。	障害福祉課
	難病のある人への理解を促進するための啓発・広報	難病のある人の就労支援として、雇用主側へ難病のある人への理解を促進するための啓発等を実施します。患者交流会等において、難病についての普及啓発を行います。	医薬安全課
	精神障害のある人への理解を促進するための啓発・広報	精神保健福祉普及運動期間を中心に、正しい精神保健知識の普及を図るとともに、広く県民の心の健康づくりの重要性の認識と精神障害に対する正しい理解を向上させ、さらには、身近な相談者となりうるよう心の健康づくりの県民講座を開催しています。	健康推進課
	広報・啓発活動	広報紙やテレビ・ラジオ・新聞など様々な広報媒体を活用し、積極的に県民の理解を促進します。	公聴広報課
	インクルーシブな交流・分野横断的な啓発の推進	「障害のある人もない人も一緒に社会をデザインする」をコンセプトに、障害のある人もない人も一緒に参加できる交流型・分野横断型の啓発活動に取り組みます。 本障害者計画の分野別施策（ボランティア、文化芸術活動（障害者アート等）、農福連携による就労支援、観光・まちづくり、国際交流等）と、啓発活動とを掛け合わせ、横断的に実施することで、多くの一般県民に参加・交流できる機会を提供し、相乗効果等も創出しています。学生等若者を中心とした、ワークショップやフィールドワーク等も取り入れながら、興味や関心を持つ分野への参加を募集・推進し、障害のある人と交流することで、相互理解を深めています。	障害福祉課
	あいサポート運動の紹介	様々な啓発活動等の一環で、あいサポート運動を紹介していきます。 【参考】あいサポート運動 鳥取県が平成21年に創設した「県民が、多様な障がいの特性の理解に努め、障がいのある人に温かく接するとともに、障がいのある人が困っているときに、ちょっとした手助けを行う運動」のこと。	障害福祉課

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(3) 障害のある人の雇用に向けた啓発の推進	おかげやま心のバリアフリー普及・促進事業【再掲】	企業・団体等を対象に、障害のある人の特性や障害者差別解消法等についての啓発や、啓発を行うことで心のバリアフリーを推進し、また、障害のある人の就労に対する意識向上を図るとともに、働きやすい環境の整備と新たな職場開拓を図ります。また、啓発冊子等を活用した県民への普及啓発を推進します。	障害福祉課
	障害のある人の雇用に向けた啓発の推進	障害のある人が働くこと等を通して社会参加し、活躍できるよう、「障害者就業・生活支援センター」等において、岡山労働局等と連携しながら、事業主に対して、障害のある人の雇用の周知・啓発を図ります。	労働雇用政策課
	障害者雇用支援月間	高齢・障害・求職者雇用支援機構の主催で行われる障害者雇用支援月間の取組みを、同機構岡山支部と連携して周知を行ない、事業主及び県民に対し広く障害者雇用に対する理解を深め、障害者雇用の啓発を図ります。 ・月間ポスター原画募集 ・障害者雇用職場改善好事例募集 ・障害者雇用に関する全国表彰式	労働雇用政策課
	「岡山の就労応援団」の構築や「地域型実習」の推進	卒業後、企業等での就労による社会自立を目指す特別支援学校生徒の「働く力」をより一層育成し、職業教育・就労支援の充実を図るため、「岡山の就労応援団」を構築し、特別支援学校高等部におけるこれまでの産業現場実習に加え、中学部における実習や地域と連携した「地域型実習」を県内全域で推進できるよう取り組んでいきます。	教育庁特別支援教育課
	可能性にチャレンジ～特別支援学校技能検定～	特別支援学校生徒の就職意識を高め、企業等に雇用を促すため、企業団体と連携して開発した認定資格を付与するための技能検定を実施します。	教育庁特別支援教育課
	ジョブマッチング～特別支援学校生徒のためのジョブフェア～	特別支援学校生徒の就労による社会自立を促進するため、生徒が企業担当者と面談を行います。	教育庁特別支援教育課

2 学校教育及び社会教育の充実等

重点施策(項目)	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(1) 障害のある人への理解の促進	「ほっとパーキングおかげやま」駐車場利用証制度の推進	車いすマークの駐車場を利用できる方を明らかにした上で、その対象者(障害のある方や高齢の方、妊産婦などで歩行が困難な方)に専用の利用証を交付する一方、県と協定を結んだ施設に駐車スペースを確保し、利用証を交付された方がそのスペースを優先して利用できるよう、車いすマークの駐車場の適正利用を図ります。	障害福祉課
	身体障害者補助犬	障害のある人の行動範囲の拡大等、社会参加の促進を図るため、身体障害者補助犬を育成します。今後とも、制度の周知や理解に努めます。	障害福祉課
	視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者を安全に誘導するために地面や床面に敷設されているブロックの適正な使用に向けた周知啓発に努めます。	障害福祉課
(2) 学校教育及び社会教育の充実 (①学校における取組の推進)	交流及び共同学習の推進	地域の幼稚園、小・中学校、高等学校等の児童生徒や地域の人々との活動、特別支援学級と通常学級の児童生徒との学習活動などを通じて、障害のある子どもの自立と社会参加を促進するとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが互いに理解し合い、共に支え合って生きていくことができるよう、居住地校交流や、学校間交流等の交流及び共同学習を推進します。	教育庁特別支援教育課
	地域との交流活動の推進	保健福祉施設等において、障害のある人と地域との交流を推進し、障害のある人の生きがいの高揚や社会復帰に向けた自立意欲の助長を図るとともに、障害及び障害のある人にに対する理解を促進します。	障害福祉課
	健康の森学園交流促進事業	岡山県健康の森学園において、知的障害のある人と県民との交流を促進し、理解と意識啓発を進めるため、収穫祭と作品展を実施します。	障害福祉課
	社会貢献活動の推進	学校における「総合的な学習の時間」・「特別活動」の活用や、高等学校福祉科等での介護等体験特別授業、児童生徒のボランティア活動の推進により、児童生徒の社会福祉への理解と関心を深める機会を提供します。 県立高等学校等での社会貢献活動の一環で、障害のある人へのボランティア活動等の機会の提供に努めます。	障害福祉課 教育庁特別支援教育課・義務教育課・高校教育課

重点施策(項目)	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(2) 学校教育及び社会教育の充実 (①学校における取組の推進)	県立高等学校福祉科等での福祉教育の推進	県立高校福祉科（1校）及び県立高等支援学校（1校）に介護福祉士国家試験受験資格が得られるカリキュラムを導入し、介護福祉に携わる福祉専門職の育成をめざしています。	教育庁特別支援教育課・高校教育課
	バリアフリー体験や福祉施設訪問等による体験的な学習の実施	総合的な学習の時間や特別活動等において、車いすやアイマスクなどを用いたバリアフリー体験や福祉施設訪問等による体験的な学習を推進します。	障害福祉課 教育庁義務教育課・高校教育課・特別支援教育課
	障害のある人等による訪問・課外授業	障害のある人や支援者などが学校を訪問し、課外授業を実施します。今後、社会との関わりの中で障害のある人と接する機会が増える高校生及び中学生に対して、障害（者）について考える機会をつくり、障害や障害のある人に対する理解を促進します。	障害福祉課 教育庁高校教育課・特別支援教育課
	インクルーシブな交流・分野横断的な啓発の推進【再掲】	「障害のある人もない人も一緒に社会をデザインする」をコンセプトに、障害のある人もない人も一緒に参加できる交流型・分野横断型の啓発活動に取り組みます。 本障害者計画の分野別施策（ボランティア、文化芸術活動（障害者アート等）、農福連携による就労支援、観光・まちづくり、国際交流等）と、啓発活動とを掛け合わせ、横断的に実施することで、多くの一般県民に参加・交流できる機会を提供し、相乗効果等も創出していきます。学生等若者を中心に、ワークショップやフィールドワーク等も取り入れながら、興味や関心を持つて分野への参加を募集・推進し、障害のある人と交流することで、相互理解を深めていきます。	障害福祉課
(2) 学校教育及び社会教育の充実 (②地域における社会教育や生涯学習の推進)	地域における交流	地域住民の障害や障害のある人への理解を深めるため、障害者差別解消や障害に関する理解を深める講演会等を開催し、障害のある人との交流等を啓発します。	障害福祉課
	地域住民の福祉意識の向上	市町村や社会福祉協議会等が、地域で開催する障害福祉に関する各種大会、講座や各種事業等を通して地域住民の福祉意識の向上を図ります。また、各所において、介護・福祉に関する生涯学習講座を開催します。	障害福祉課 教育庁生涯学習課
	各種レクリエーション活動等を通じての交流	県、市町村、各種団体、福祉施設等が行う文化活動、スポーツ大会、レクリエーション等の各種行事等を通じて、障害のある人との交流、ふれあいを促進します。	障害福祉課
	インクルーシブな交流・分野横断的な啓発の推進【再掲】	「障害のある人もない人も一緒に社会をデザインする」をコンセプトに、障害のある人もない人も一緒に参加できる交流型・分野横断型の啓発活動に取り組みます。 本障害者計画の分野別施策（ボランティア、文化芸術活動（障害者アート等）、農福連携による就労支援、観光・まちづくり、国際交流等）と、啓発活動とを掛け合わせ、横断的に実施することで、多くの一般県民に参加・交流できる機会を提供し、相乗効果等も創出していきます。学生等若者を中心に、ワークショップやフィールドワーク等も取り入れながら、興味や関心を持つて分野への参加を募集・推進し、障害のある人と交流することで、相互理解を深めていきます。	障害福祉課

3 ボランティア活動等の推進

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(1) 学生等のボランティア活動の推進	小中学校でのボランティア活動推進	小中学校においては、主に学校においてボランティア活動の充実を図ることにより、豊かな人間性や思いやりの心、規範意識等を育みます。 一方で、地域の方々と連携したボランティア活動に参加し、地域に根ざした取組を進めることで、地域や社会に積極的に貢献しようとする態度の育成を図ります。	障害福祉課 教育庁義務教育課・特別支援教育課
	高等学校でのボランティア活動推進	高等学校においては、教育活動や課外活動等を通して、学校内外におけるボランティア活動を進め、ボランティア活動に臨む精神の涵養や態度の育成を図り、地域社会に積極的に貢献しようとする心と豊かな人間性を育みます。併せて、障害や障害のある人に関わることで、理解や共感とともに思いやり・助け合いの心の輪を広げ、福祉や地域社会貢献に関心を持つきっかけとします。 また、県立高等学校等での社会貢献活動の一環で、障害のある人へのボランティア活動に参加しやすい環境整備や、機会の提供や啓発推進に努めます。	障害福祉課 教育庁高校教育課・特別支援教育課・保健体育課・生涯学習課
	大学生によるボランティア活動推進	大学生の中にはサークルやゼミを通して、自主的に様々な社会貢献活動やボランティア活動をしている学生がいます。若者に情報を伝えやすいホームページやフェイスブック等を活用して、ボランティアや福祉に関する情報を提供し、障害や障害のある人の理解や関心への啓発活動によって、ボランティア活動への参加の促進に努めます。また、今まで、ボランティア等に関心が無かった学生の参加の推進にも努めます。	障害福祉課

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(1) 学生等のボランティア活動の推進	青少年ボランティア活動の推進	高校生や大学生を中心に、学校の枠を越えて組織された地域単位のボランティア団体やサークルがあり、まちづくりや社会貢献など様々な活動を行っています。 こうした学生へも障害や障害のある人に対する興味・関心を呼びかけるとともに、学校を越え、地域と一緒にしたボランティア活動参加への一層の推進を図ります。	障害福祉課 男女共同参画青少年課 教育庁生涯学習課
	インクルーシブな交流・分野横断的な啓発の推進【再掲】	「障害のある人もない人も一緒に社会をデザインする」をコンセプトに、障害のある人もない人も一緒に参加できる交流型・分野横断型の啓発活動を取り組みます。 本障害者計画の分野別施策（ボランティア、文化芸術活動（障害者アート等）、農福連携による就労支援、観光・まちづくり、国際交流等）と、啓発活動とを掛け合わせ、横断的に実施することで、多くの一般県民に参加・交流できる機会を提供し、相乗効果等も創出していきます。学生等若者を中心に、ワークショップやフィールドワーク等も取り入れながら、興味や関心を持つ分野への参加を募集・推進し、障害のある人と交流することで、相互理解を深めていきます。	障害福祉課
(2) ボランティア活動の推進・人材育成等	ボランティア活動の推進	県民総参加のもと、ボランティア団体、NPO法人、各種地域団体などが、障害のある人等を支え理解するための各種ボランティア活動を実施し、いきいきと活動しながら共生の社会づくりを進める多参画社会の形成を目指します。	障害福祉課
	ボランティア・NPO活動の拠点施設の運営	ボランティア・NPOの活動の健全な発展を支援するとともに、ボランティア・NPOをはじめ、広く県民、事業者、行政機関の職員が気軽に集い、情報交換、交流及び連携を進める場を提供するため、岡山県ボランティア・NPO活動支援センターを運営し、県民総参加のもと、ボランティア団体、NPO法人、各種団体などが、手を携えて、いきいきと活動しながら社会・地域づくりを進める多参画社会の形成を目指します。	県民生活交通課
	フェイスブック等による新たな情報発信	ホームページやフェイスブック等のSNSの利用等、若者が興味を抱き、情報を入手しやすい広報手段を検討し、NPO団体や地域団体等との連携も含めて、ボランティア情報や交流体験等の情報発信や共有の強化に努めます。	障害福祉課
	「晴れの国づくりNET」の活用	障害のある人に対する活動や福祉も含め、地域づくりに関わっている団体相互の情報交換や交流の場として気軽に利用できるポータルサイト「晴れの国づくりNET」を運営し、団体の紹介、実施するイベント情報、活動報告、支援制度の紹介等を行うことにより、地域や活動の範囲等の枠を越えた全県的なネットワークの構築や団体相互の新たな連携を推進します。	県民生活交通課
	岡山県視覚障害者センターの運営	視覚障害のある人への各種事業及びボランティア活動の拠点として、岡山県視覚障害者センターを運営します。	障害福祉課
	岡山県聴覚障害者センターの運営	聴覚障害のある人への各種事業及びボランティア活動の拠点として、岡山県聴覚障害者センターを運営します。	障害福祉課
	高校生地域防災ボランティアリーダー養成事業	東日本大震災を契機として、災害発生時には、高校生らが地域の力として貢献できるよう、防災に関する基本的な理解を深め、搬送法や救急法、炊き出し、消火器使用法等の実践力を身につけるためのリーダー養成研修会を実施していきます。	教育庁保健体育課
	大学生災害ボランティア研修会の開催	県、岡山県社会福祉協議会及び県内16大学では、「災害時における被災者支援ボランティアに関する協定」を締結しており、このうち希望する大学に対しては、学生を対象として災害ボランティア研修を実施しています。	県民生活交通課
	ボランティア人材の育成・活動のネットワーク化	様々なボランティア活動を相互に結びつけ、調整やコーディネートを行い、さらには多くの人々・団体等を巻き込むリーダーシップを持ったボランティア・リーダーやコーディネーターを養成します。各校や各地域で行われているボランティア活動内容の周知に努め、ボランティア活動への参加の輪の拡大を図ります。 また、青少年に対してボランティア活動の体験や研修、交流の機会を参加しやすい形で提供するよう努めます。	障害福祉課
	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	盲ろう者の通訳・介助に関する専門の知識と技術を持った盲ろう者通訳・介助員を養成します。	障害福祉課
	手話通訳者養成事業	市町村で養成された手話奉仕員等を対象により高い手話技術、通訳技術等の指導を行い、手話通訳者として養成します。	障害福祉課

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(2) ボランティア活動の推進・人材育成等	点訳・朗読奉仕員養成事業	視覚障害のある人の福祉に理解と熱意を有する方に対し、点訳・朗読の指導を行い、奉仕員を養成します。	障害福祉課
	要約筆記者養成事業	手話通訳によるコミュニケーションが困難な難聴者・中途失聴者等のコミュニケーション手段としての文字によるコミュニケーションを支援する要約筆記者を養成します。	障害福祉課
	音声機能障害者発声指導者養成事業	疾病等により喉頭を摘出し、音声機能を喪失した人に対し、発声訓練を行い、これにより、発声訓練を行う指導者を養成します。	障害福祉課
	ボランティア受入体制の整備	県民が積極的にボランティア活動に参加できるように、障害者施設をはじめとした社会福祉施設の受入体制を整備します。	障害福祉課
	企業等におけるCSRの推進	近年、企業等で実施しているCSR活動の一環で、「岡山の就労応援団」等障害のある人を支えるボランティア等を紹介し、企業や地域の人々が積極的に社会貢献活動へ参加することができる気運づくりや環境づくりを進めるとともに、企業と障害福祉サービス事業者等とが様々な形で協働できるように取り組むなど、県民の社会参加活動を推進します。また、こうしたCSR活動を通して、障害や障害のある人への理解を推進し、障害のある人の雇用推進等につなげていきます。	障害福祉課 教育庁特別支援教育課

4 障害のある人の社会参加の促進

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
障害のある人の社会参加の促進	「岡山県障害者社会参加推進センター」による社会参加の推進等	障害のある人の社会参加の拠点として「岡山県障害者社会参加推進センター」を運営し、障害のある人の暮らしと権利の相談事業、障害のある人の広報活動事業や福祉活動推進事業等により、障害のある人の社会参加の促進に努めます。 また、障害者団体等と協力しながら各種事業を実施するとともに、市町村が地域の実状に応じて実施する地域生活支援事業の取組を支援します。	障害福祉課
	様々な場面での社会参加の推進	・障害のある人の社会参加の促進と、障害のある人に対する理解の促進を図るため、地域での文化祭、スポーツ大会や各種イベント・レクリエーションなど、障害のある人とない人が交流する機会の拡大を図ります。 ・障害や障害のある人に対する理解の促進を図るため、障害者施設等において、バザーの開催や地域で企画される各種行事への参加など、地域との交流を促進します。	障害福祉課
	特別支援学校における社会参加	特別支援学校において、点字学習や手話講座等の開放講座、文化祭や夏祭りの催しなど、それぞれの学校の特色を生かした地域住民との交流活動を推進し、学校への理解と障害のある人に対する理解を促進します。	教育庁特別支援教育課
	生産創作活動の製作品の普及による社会参加	障害のある人が創造的活動を通して作った様々な作品や、福祉施設等での生産活動を通して障害のある人が作った製品等を、周知・販売することで、障害のある人の社会参画への理解促進に努めます。	障害福祉課
	特別支援学校の製作品の普及による社会参加促進	特別支援学校高等部等の生徒自らが製作した製品を直接販売し、職業教育等の学習成果の発表を通じて、高等部生徒の自立と社会参加の意欲を高め、人と接する態度を育てるとともに、特別支援学校で学ぶ生徒に対する県民や企業の理解の促進を目指します。	教育庁特別支援教育課
	岡山県視覚障害者センターの運営【再掲】	視覚障害のある人への各種事業及びボランティア活動の拠点として、岡山県視覚障害者センターを運営します。	障害福祉課
	岡山県聴覚障害者センターの運営【再掲】	聴覚障害のある人への各種事業及びボランティア活動の拠点として、岡山県聴覚障害者センターを運営します。	障害福祉課
	インクルーシブな交流・分野横断的な啓発の推進【再掲】	「障害のある人もない人も一緒に社会をデザインする」をコンセプトに、障害のある人もない人も一緒に参加できる交流型・分野横断型の啓発活動に取り組みます。 本障害者計画の分野別施策（ボランティア、文化芸術活動（障害者アート等）、農福連携による就労支援、観光・まちづくり、国際交流等）と、啓発活動とを掛け合わせ、横断的に実施することで、多くの一般県民に参加・交流できる機会を提供し、相乗効果等も創出していきます。学生等若者を中心に、ワークショップやフィールドワーク等を取り入れながら、興味や関心を持つ分野への参加を募集・推進し、障害のある人と交流することで、相互理解を深めていきます。	障害福祉課

II 生活支援

1 相談支援体制の構築

重点施策(項目)	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(1)相談支援体制の充実	相談支援専門員の養成及び研修	サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成を担う相談支援専門員の養成と資質向上を図るための研修を行い、市町村における障害福祉サービス等の適切な支給決定を支援します。	障害福祉課
	相談支援アドバイザー事業	相談支援体制の強化を図るため、相談支援アドバイザー等を市町村や地域自立支援協議会に派遣し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行います。	障害福祉課
	岡山県障害者社会参加推進センターの運営	障害のある人の社会参加の拠点として岡山県障害者社会参加推進センターを運営し、障害のある人の暮らしと権利の相談事業、身体障害者福祉広報活動事業や障害者福祉活動推進事業等により、障害のある人の社会参加の促進に努めます。	障害福祉課
	総合的・専門的な相談支援体制(福祉相談センターの充実)	福祉相談センターは、中央児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、女性相談所の4つの機能を兼ね備えています。児童、身体障害のある人、知的障害のある人、女性を取り巻く社会環境の変化と、これに伴う福祉サービスへの需要の多様化に的確に対応して、総合的な相談・支援の更なる充実を図っていきます。	障害福祉課 子ども未来課
	民生委員・児童委員活動の推進	障害のある人及びその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、ニーズに合った福祉サービスについての助言や専門の相談機関の紹介など、支援活動を推進します。	保健福祉課
(1)相談支援体制の充実 (地域における自立支援)	市町村地域自立支援協議会	相談支援事業所の拡充、質の向上及び医療機関、福祉団体、行政機関の連携強化を図る取組を進め、地域の連携・協力体制を強化するため、市町村が設置する地域自立支援協議会の適切な運営を支援します。	障害福祉課
	岡山県自立支援協議会	障害のある人への支援体制の整備及び障害福祉サービス等の推進に必要な関係機関の連携強化を図るため、岡山県自立支援協議会の運営を行うとともに、市町村地域自立支援協議会と連携し地域における課題の把握及び解決に向けた取組を進めます。	障害福祉課
	基幹相談支援センターの設置促進	障害のある人の相談等を総合的にを行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置が促進されるよう市町村を支援します。	障害福祉課
	日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち判断能力が十分でない方が地域において自立した生活を送れるよう、適切な福祉サービスの利用援助など日常生活に必要な支援を行います。	保健福祉課
	矯正施設退所者への福祉サービスの利用支援(地域生活定着促進事業)	平成22年度に設置した「地域生活定着支援センター」において、高齢や障害のあることにより矯正施設から退所した後に自立した生活を営むことが困難と認められる人に対して、保護観察所と協働して、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるよう支援を行います。	保健福祉課
	成年後見制度の利用促進	判断能力が不十分な障害のある人の財産管理や各種契約などの法律行為を支援し、権利を擁護することを目的とした成年後見制度の適正な利用を周知、促進します。	障害福祉課
(2)発達障害のある人への相談支援(発達障害者支援体制整備事業)	発達障害者支援体制整備事業	乳幼児期から成人期までの一貫した発達障害のある人への支援体制の整備を図るため、発達障害のある人への支援を推進します。発達障害者支援センター等において、発達障害のある人及びその家族に対し、相談支援や就労支援等を行うとともに、早期発見とライフステージを通じた支援が行えるよう各種研修等による人材育成や関係機関の連携強化を図ります。また、身近な地域で発達障害のある人を支援する市町村の取組を促進するとともに、発達障害のある人及びその家族に対し適切な個別支援を行うため、ペアレンツメントの養成・派遣の実施を通じ、家族の支援及び家族同士で支援できる体制を構築し、発達障害のある人に対する総合的な支援体制の整備を図ります。	障害福祉課
	発達障害者支援センターの運営	専門的な相談支援等を行う拠点として県発達障害者支援センターを県南・県北に各1ヶ所設置・運営します。発達障害のある人及びその家族からの相談に対する助言指導、就労相談の実施、関係機関との連携強化等の総合的支援の充実を図ります。 また、「発達障害者地域支援マネージャー」の配置により同センターの体制を強化し、就労支援、障害福祉サービス事業所等との連携等、機能の充実を図ります。	障害福祉課

重点施策(項目)	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(2)発達障害のある人への相談支援 (①発達障害者支援体制整備事業)	発達障害者支援体制検討委員会の開催	医療、保健、福祉、教育及び労働等の関係部局、学識経験者、親の会等で検討委員会を設置し、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の構築を図ります。(年3回程度開催)	障害福祉課
	市町村支援体制整備事業の推進	発達障害のある人が身近な地域で支援を受けることができるよう、市町村へ「発達障害者支援コーディネーター」を配置し、関係機関と連携した支援ネットワークを構築する等の事業に取り組む市町村を支援します。	障害福祉課
	ペアレンツメント一養成・派遣事業	ペアレンツメントナー(信頼できる相談相手)が、同じ発達障害のある子どもをもつ親の立場で相談を受け、家族の支援及び家族同士で支援できる体制を構築します。	障害福祉課
	発達障害児(者)支援医師研修事業	発達障害の早期発見及び早期支援については、医師の役割が重要であることから、小児科医や乳幼児検診に携わる医師に対する研修を通じて発達支援に関する専門性の確保等、体制の充実を図ります。	障害福祉課
	発達障害者支援セミナーの開催	発達障害に関する理解の促進や、発達障害のある人に対する支援体制の確立を図るために普及啓発を中心としたセミナーを開催します。	障害福祉課
(2)発達障害のある人への相談支援 (②発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクト)	子どもの健やか発達支援事業	各保健所・支所において、児童精神科医などの専門医による発達障害の疑いのある子どもの相談を実施するなど、早期発見、早期療育による子育ての環境整備を図ります。	健康推進課
	就学前後における関係機関連携強化事業	発達障害のある子どもの就学期において、支援に必要な情報を幼稚園・保育所から小学校に確実に引き継ぐことを目的としたモデル事業を市町村で実施し、県全域での普及を図ります。	障害福祉課 教育庁特別支援教育課
	発達障害児支援保育士研修事業	人間形成の基礎となる乳幼児期を過ごす保育所において、子どもの発達の課題や特徴を理解した正しい支援が行えるよう、保育士等を対象とした実務研修を実施し、保育の実践力の向上を図ります。	子ども未来課
	児童養護施設等対応機能強化事業	児童養護施設等に入所している発達障害児等への適切な支援が行えるよう、施設職員を対象とした研修を実施し、支援技術の向上を図ります。	子ども未来課
	発達障害者支援キーパーソン登録・活用促進事業	各職種や職域ごとの研修会等を修了し、発達障害のある人への支援に携わっている専門職を発達障害者支援キーパーソンとして登録し、多職種連携の支援、個々のスキルアップ機会の提供など、発達障害のある人のトータルライフを支える人材をサポートするとともに、地域における支援体制の充実など幅広い活用を図ります。	障害福祉課
	専門指導員派遣事業	発達障害等の児童生徒に対する適切な支援のため、特別支援学校の教員等からなる専門指導員が学校の要請に応じて指導・支援を行います。	教育庁特別支援教育課
	多様な学びの場「特別支援教室」事業	通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に、自立活動の視点での教科の取り出し指導を行うモデル事業を小学校において実施します。	教育庁特別支援教育課
(2)発達障害のある人への相談支援 (③発達障害のある青少年の相談支援)	発達障害のある青少年の相談支援	青少年に関する相談を総合的に行う窓口、「岡山県青少年総合相談センター」において、青少年の発達障害等に関する相談支援を行います。また、必要に応じて、適切な相談窓口や機関の紹介などに取り組みます。	男女共同参画青少年課
(3)高次脳機能障害及びその関連障害に対する相談支援事業	高次脳機能障害のある人への相談支援	高次脳機能障害のある人への支援を行うために支援拠点機関を指定し、相談支援コーディネーターを配置して、専門的な相談支援、関係機関の地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の支援手法に関する研修等を通じ、高次脳機能障害のある人に対する支援体制の整備及び支援の普及を行います。	健康推進課
(4)難病患者への相談支援	難病患者への相談支援(概要)	岡山県難病相談・支援センターにおいて、難病のある人の療養相談や就労相談などの各種相談を行います。各疾患ごとの患者交流会を実施し、同じ病気の人と話すことにより、患者各自が日常生活で気をつけることなどへの理解を深める機会を設けます。 障害者総合支援法において、サービスの対象疾病が拡大したことについて、難病の医療を行う指定医療機関について、通知を行うなど、周知を図ります。	医薬安全課
	特定疾患治療研究事業	原因が不明で治療方法が確立していないいわゆる難病のうち、特定の疾患に罹患している人で、病態など一定の基準を満たす人に対して、原因の究明と治療法開発のため、医療受給者証を交付し、医療費の自己負担分について、公費負担を行います。	医薬安全課

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(4) 難病患者への相談支援	指定難病への医療費助成	難病の患者に対する医療等に関する法律による指定難病にり患している人で、病態など一定の基準を満たす人に対して、原因の究明と治療法の開発のため、医療受給者証を交付し、医療費の自己負担分について、保険が同一の世帯の所得に応じて公費負担を行います。	医薬安全課
	小児慢性特定疾病への医療費助成	小児慢性特定疾病のうち、特定の疾患にり患している18歳未満の児童（引き続き治療が必要であると認められる場合は、20歳未満）に対して、治療の確立と普及を図るため、小児慢性特定疾病医療受給者証を交付し、医療費の自己負担分について、保険が同一の世帯の所得に応じて公費負担を行います。	医薬安全課
	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病児童等の患者が在宅療養を行う際に、日常生活において必要な用具の給付を行います。	医薬安全課
	訪問相談事業	保健所・支所の保健師等が訪問し、難病患者や家族が抱える日常生活や療養上の悩み等についての相談に応じます。	医薬安全課
	医療福祉相談事業	専門の医師が、病気や療養生活の相談に応じます。また、ケースワーカー等が各種福祉制度の活用に関する相談に応じます。	医薬安全課
	訪問指導事業	必要に応じて専門医・保健師等が訪問し、医療面・生活面の相談に応じます。	医薬安全課
	在宅難病患者・家族の集い事業	難病患者とその家族の情報交換や励まし合いの場として交流会を、そして病気の正しい理解とリハビリ・介護等の在宅療養の技術習得の場として在宅療養教室を開催しています。	医薬安全課
	岡山県難病相談・支援センター事業	地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行う拠点として、岡山県難病・相談支援センターを運営し、患者等の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに、患者等の持つ様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて、地域における患者等支援対策を一層推進します。	医薬安全課
	緊急時（災害時）における難病患者等の支援の充実（マニュアルの策定）	緊急時（災害時）には、策定した難病患者等の行動・支援マニュアルに基づき、関係機関・団体等とも連携し、迅速かつ安全で適切な支援活動を行うとともに、難病患者に配付した緊急時の援護に有益な情報を記載した緊急支援手帳について、普及を進めます。	医薬安全課
	在宅難病患者一時入院事業	難病患者の一時的な入院を推進することにより、最も身近で介護している家族の負担軽減を図り、在宅における安定的な療養生活の継続を図ります。	医薬安全課
(5) 精神障害のある人等に対する相談支援	精神保健福祉センターの充実	精神保健及び精神障害のある人の福祉に関し、知識の普及を図り、調査研究を行い、相談及び指導を行う施設であり、総合的技術センターとして地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を担っており、更なる充実を図ります。	健康推進課
(6) ワンストップでの障害福祉サービス等の情報提供	「おかやま福祉ナビ」（岡山県福祉施設情報ポータルサイト）の運営	社会福祉施設等の利用者等がワンストップで情報収集できるよう、県内の社会福祉施設等及び社会福祉法人の情報を収集したポータルサイトを運営します。	保健福祉課
(7) 生活安定のための各種施策の周知等	概要	障害のある人が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、雇用・就業（自営業を含む。）の促進に関する施策との適切な組み合わせのもと、諸手当等を支給するとともに、各種の税制上の優遇措置を活用し、経済的自立を支援します。また、受給資格を有する障害のある人が、制度の不知・無理解により、年金や諸手当、減免措置等を受ける機会を逃すことのないよう、各種制度の周知に取り組みます。	関係各課
	特別児童扶養手当の支給	精神又は身体・知的に障害のある20歳未満の児童を家庭において監護している児童の父母又は養育者を対象に手当を支給します。	障害福祉課
	特別障害者手当の支給	精神又は身体・知的に、重度の障害があるため日常生活において、常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅の重度の障害のある人を対象に手当を支給します。	障害福祉課
	障害児福祉手当の支給	精神又は身体・知的に、重度の障害があるため日常生活において、常時介護を必要とする20歳未満の在宅の重度の障害のある子どもを対象に手当を支給します。	障害福祉課
	経過的の福祉手当の支給	昭和61年4月1日に従来の福祉手当の受給資格があった20歳以上の人で「特別障害者手当」「障害基礎年金」「特別障害給付金」のいずれも支給されない人を対象に手当を支給します。	障害福祉課
	心身障害者扶養共済制度	心身に障害のある人を扶養する保護者が相互扶助に基づき、保護者の加入時の年齢に応じて毎月一定の掛金を納めることにより、保護者の死亡又は重度障害発生後、心身に障害のある人に年金を支給します。	障害福祉課

重点施策(項目)	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(7)生活安定のための各種施策の周知等	自立支援医療(更生医療)	身体障害のある人の職業能力を増進し、又は日常生活を容易にするため、指定医療機関で行われた障害を除去・軽減する治療について、医療費の一部を公費負担します。	障害福祉課
	自立支援医療(育成医療)	身体障害のある18歳未満の児童を対象に、指定医療機関で行われた障害を除去・軽減する治療について、医療費の一部を公費負担します。	障害福祉課
	自立支援医療(精神通院医療)	精神障害のある人の障害の治療と自立、社会復帰を促進するため、指定医療機関等により行われた医療について、医療費の一部を公費負担します。	健康推進課
	心身障害者医療費公費負担制度	重度心身障害者(児)が必要とする医療を受けやすくするため、その医療費の一部を公費負担します。	障害福祉課
	特定疾患治療研究事業【再掲】	原因が不明で治療方法が確立していないいわゆる難病のうち、特定の疾患に罹っている人で、病態など一定の基準を満たす人に対して、原因の究明と治療法開発のため、医療受給者証を交付し、医療費の自己負担部分について、公費負担を行います。	医薬安全課
	指定難病への医療費助成【再掲】	難病の患者に対する医療等に関する法律による指定難病に罹っている人で、病態など一定の基準を満たす人に対して、原因の究明と治療法の開発のため、医療受給者証を交付し、医療費の自己負担分について、保険が同一の世帯の所得に応じて公費負担を行います。	医薬安全課
	小児慢性特定疾病への医療費助成【再掲】	小児慢性疾病のうち、特定の疾患に罹っている18歳未満の児童(引き継ぎ治療が必要であると認められる場合は、20歳未満)に対して、治療の確立と普及を図るため、小児慢性特定疾病医療受給者証を交付し、医療費の自己負担分について、保険が同一の世帯の所得に応じて公費負担を行います。	医薬安全課
	自動車税、自動車取得税の課税免除又は減免	障害のある人の社会参加等に要する経済的な負担を軽減するため、一定の要件を満たす場合に、申請によって自動車税や自動車取得税を減免します。	税務課
	補装具	義肢、装具、車いす等、障害のある人の失われた身体機能を補完又は代替し、長期間使用される用具について、その購入又は修理に要した費用を支給するものです。	障害福祉課
	身体障害者補助犬育成事業	身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)を必要とする方に対し、育成した補助犬を貸与します。	障害福祉課
	生活福祉資金貸付制度	低所得者、高齢者、障害のある人等の経済的自立と生活意欲の助長を図り、安定した生活を確保するため、岡山県社会福祉協議会が行う生活福祉資金の貸付に要する経費を補助します。	障害福祉課
	県営住宅への優先入居	障害のある人が県営住宅の入居募集に応募した場合に、当選率の優遇措置を実施します。	住宅課
	成年後見制度の利用促進【再掲】	判断能力が不十分な障害のある人の財産管理や各種契約などの法律行為を支援し、権利を擁護することを目的とした成年後見制度の適正な利用を周知、促進します。	障害福祉課
	日常生活自立支援事業【再掲】	認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち判断能力が十分でない方が地域において自立した生活を送れるよう、適切な福祉サービスの利用援助など日常生活に必要な支援を行います。	保健福祉課
	福祉移送支援事業の推進	福祉有償運送に取り組むNPO法人、社会福祉法人等のネットワーク形成を支援することを通じて、NPO法人等の特性を活かした福祉移送サービスの普及促進を図り、移動制約者の外出機会の拡大をめざします。	障害福祉課
	「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度の推進【再掲】	車いすマークの駐車場を利用できる方を明らかにした上で、その対象者(障害のある方や高齢の方、妊産婦などで歩行が困難な方)に専用の利用証を交付する一方、県と協定を結んだ施設に駐車スペースを確保し、利用証を交付された方がそのスペースを優先して利用できるよう、車いすマークの駐車場の適正利用を図ります。また、本制度の新たな協力施設を募集していきます。	障害福祉課
(7)生活安定のための各種施策の周知等(県施設利用に係る各種減免等)	岡山県庁外駐車場料金の免除	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方及びその付添人の方は駐車料金が無料となります。 また、土・日・祝日に県庁外駐車場に駐車して岡山県立図書館を利用される場合も上記対象となります。	財産活用課
	岡山県立図書館駐車場料金の免除	身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方及び同伴の介護者は無料になります。	教育庁生涯学習課

重点施策(項目)	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(7)生活安定のための各種施策の周知等(県施設利用に係る各種減免等)	「人と科学の未来館サイピア」プラネットリウム観覧料の免除	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・スマモン健康管理手帳・特定疾患医療受給者証・小児慢性特定疾患医療受診券の提示で、付添の方1名様を含め無料になります。	教育庁生涯学習課
	県立博物館入館料の免除	身体障害者手帳・療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳を有する方は手帳の提示により入館料が無料となります。なお、付添の方も無料となります。	教育庁文化財課
	岡山空港駐車場料金の免除	身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方及びその付添人の方は、岡山空港の第一駐車場の駐車料金が無料となります。	航空企画推進課
	後楽園入園料の免除	障害者手帳・療育手帳・特定疾患等の医療受給者証およびスマモン健康管理手帳をお持ちの方の入園料を免除します。また、介護の必要な方は介護者1名無料となります。	都市計画課
	岡山県総合グランドの有料公園施設利用料金・駐車場料金の减免等	○身体障害者、知的障害者、精神障害者で組織する団体が主催し、スポーツのために使用する場合は、原則として、有料公園施設の利用料金の2分の1に相当する額を减免します。 ○身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がスポーツのために使用する場合、(グループ利用については、利用者の半数以上が手帳の交付を受けている者であること)有料公園施設(駐車場を除く)の利用料金の2分の1に相当する額を减免します。また、駐車場料金の全額を免除します。	都市計画課
	倉敷スポーツ公園の有料公園施設の利用料金の减免	身体障害者等で組織する団体が主催し、スポーツのために使用する場合に、利用料金の2分の1に相当する額を减免します。(入場料を徴収する場合は利用料金の3分の1に相当する額)	都市計画課
	県立美術館観覧料の免除	身体障害者手帳・療育手帳・特定疾患の受給者票等をお持ちの方(付き添いの方1名を含む。)は無料でご覧いただけます。	文化振興課

2 在宅サービス等の充実・地域移行の推進

重点施策(項目)	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(1)各種障害福祉サービスの充実(訪問系サービス)	居宅介護(ホームヘルプ)	ホームヘルパー等が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護、掃除・洗濯等の家事援助等を行うサービスです。	障害福祉課
	重度訪問介護	ホームヘルパー等が居宅を訪問し、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護が必要とされる人に、入浴、排せつ、食事の介護や外出時における移動支援などを総合的に実行するサービスです。	障害福祉課
	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む。)、移動の援護等の外出支援を行うサービスです。	障害福祉課
	行動介護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害があり、常に介護を必要とする人が行動する際に、危険を回避するために必要な支援や外出時における移動中の介護等の外出支援を行うサービスです。	障害福祉課
	重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障害があり、その介護の必要の程度が著しく高い人に対して、サービス等利用計画に基づき居宅介護等の複数のサービスを包括的に実行するサービスです。	障害福祉課
(1)各種障害福祉サービスの充実(日中活動系サービス)	生活介護	常時介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行うとともに、創造的活動又は生産活動の場の機会を提供するサービスです。	障害福祉課
	自立訓練(機器訓練)	身体障害のある人が地域生活を営む上で、身体機能、生活能力の維持・向上のため、一定期間、身体機能のリハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練を行うサービスです。	障害福祉課
	自立訓練(生活訓練)	知的障害のある人や精神障害のある人が地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定期間、入浴、排せつ、食事等日常生活能力を向上するための訓練を行うサービスです。	障害福祉課
	就労移行支援	一般就労を希望する65歳未満の障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行うサービスです。	障害福祉課

重点施策(項目)	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(1)各種障害福祉サービスの充実 (日中活動系サービス)	就労継続支援 (A型)	継続的に就労することが可能な65歳未満の障害のある人に、雇用契約に基づく働く場を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービスです。	障害福祉課
	就労継続支援 (B型)	一般企業や就労継続支援事業（A型）での就労経験があつて、年齢や体力の面で就労が困難となった人や、就労移行支援事業を利用したものの一般企業や就労継続支援（A型）の雇用に結びつかなかった人などに、雇用契約に基づかない働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。	障害福祉課
	療養介護	医療及び常時介護を必要とする人に、医療機関において医学的管理の下に、食事、入浴等の介護及び日常生活上の相談支援等を行うサービスです。	障害福祉課
	短期入所	居宅において障害のある人の介護をする人が病気等の場合に、夜間も含め短期間、施設で入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援等を行うサービスです。	障害福祉課
(1)各種障害福祉サービスの充実 (居住系サービス)	共同生活援助(グループホーム)	地域において自立した日常生活を営むために共同生活を行う住居で、障害のある人に相談や日常生活の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。	障害福祉課
	施設入所支援	生活介護、自立訓練及び就労移行支援等のサービスを受ける人に、これらの日中活動とあわせて、入所施設（障害者支援施設）において、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護を行うサービスです。	障害福祉課
(1)各種障害福祉サービスの充実 (障害福祉サービス事業等の施設整備)	障害福祉サービス事業等の施設整備	社会福祉施設等施設整備費補助事業などを活用して、障害福祉サービス事業等の施設の計画的な整備を促進します。	障害福祉課
(2)重症心身障害児者とその家族の支援	レスパイトサービス拡大促進事業	市町村（岡山市を除く。）と連携し、重症心身障害児者による短期入所の利用日数に応じて事業所に対して補助を行います。	障害福祉課
	レスパイトサービス施設開設等支援事業	重症心身障害児者の新規受入れ又は受入れ拡大を行う短期入所事業所に対し、設備整備又は備品購入の経費の補助を行います。	障害福祉課
	レスパイトサービス職員研修等事業	短期入所事業所の看護職員等を対象とした専門機関でのケア実習や、短期入所事業所への専門家、担当医の派遣等を行います。	障害福祉課
(3)地域生活支援事業の推進 (市町村地域生活支援事業)	理解促進研修・啓発事業	障害のある人に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業です。	障害福祉課
	自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援する事業です。	障害福祉課
	相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行う事業です。 また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を図ります。	障害福祉課
	成年後見制度利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な知的障害又は精神障害のある人に対し、費用を助成する事業です。	障害福祉課
	成年後見制度法人後見支援事業	市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援するため、研修会の開催や地域の実態把握、検討会の開催等による体制整備を行う事業です。	障害福祉課
	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人との他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者、要約筆記者等の派遣などを行う事業です。	障害福祉課
	日常生活用具給付等事業	日常生活を営むことに支障がある重度の障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行う事業です。	障害福祉課
	手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人との交流活動の促進、市町村の広報活動の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する事業です。	障害福祉課

重点施策(項目)	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(3)地域生活支援事業の推進 (市町村地域生活支援事業)	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に、外出のための支援を行う事業です。	障害福祉課
	地域活動支援センター機能強化事業	障害のある人が通い、創造的活動又は生産活動を行う場の提供、社会との交流の促進等を行う事業です。	障害福祉課
	日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援と介護者の一時的な休息を提供する事業です。	障害福祉課
	その他の事業	市町村の判断により、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業（福祉ホーム事業、訪問入浴サービス事業、社会参加支援事業、権利擁護支援事業、就業・就労支援事業等）を実施することができます。	障害福祉課
(3)地域生活支援事業の推進(県地域生活支援事業) (①専門性の高い相談支援事業)	発達障害者支援センターの運営【再掲】	専門的な相談支援等を行う拠点として県発達障害者支援センターを県南・県北に各1ヶ所設置・運営します。発達障害のある人及びその家族からの相談に対する助言指導、就労相談の実施、関係機関の連携強化等の総合的支援の充実を図ります。 また、「発達障害者地域支援マネージャー」の配置により同センターの体制を強化し、就労支援、障害福祉サービス事業所等との連携等、機能の充実を図ります。	障害福祉課
	高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業	高次脳機能障害のある人への支援を行うため、支援拠点機関に相談支援コーディネーターを配置して、専門的な相談支援や関係機関の支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修などを通じ、高次脳機能障害のある人に対する支援体制の整備を行います。	健康推進課
	障害者就業・生活支援センター事業	障害のある人の就業と職場定着を促進するため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関の連携の下、身近な地域において就業面及び生活面における一的な相談支援を実施します。	障害福祉課
(3)地域生活支援事業の推進(県地域生活支援事業) (②専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業)	手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	聴覚に障害があるため意思疎通を図ることに支障がある人の、自立した日常生活または社会生活を営むことができるようになりますとして、手話通訳者及び要約筆記者を養成します。	障害福祉課
	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業【再掲】	盲ろう者の通訳・介助に関する専門の知識と技術を持った盲ろう者通訳・介助員を養成します。	障害福祉課
(3)地域生活支援事業の推進(県地域生活支援事業) (③専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業)	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	障害者団体が主催する広域的かつ公益的な行事並びに市町村での対応が困難な手話通訳者等の派遣に対し、専門性の高い手話通訳者等を派遣します。	障害福祉課
	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	盲ろう者の社会参加を促進するため、養成した盲ろう者向け通訳・介助員を派遣し、盲ろう者のコミュニケーションと情報の保障及び移動等を支援します。	障害福祉課
(3)地域生活支援事業の推進(県地域生活支援事業) (④意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業)	意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間等の連絡調整事業	聴覚に障害があるため意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通を支援するため、市町村での意思疎通支援者の派遣事業に係る市町村相互間等の連絡調整等広域的な対応を行います。	障害福祉課
(3)地域生活支援事業の推進(県地域生活支援事業) (⑤広域的な支援事業)	相談支援体制整備事業	相談支援事業の強化や市町村地域自立支援協議会の適切な運営を図り、地域における相談支援体制の整備を進めため、相談支援アドバイザー等を派遣し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行います。	障害福祉課
	精神障害者地域生活支援広域調整等事業 ア 地域生活支援広域調整会議等事業	アウトリーチ事業の実施について、活動状況の把握や定期的なモニタリング、評価、検証等を行うためにアウトリーチ事業支援者連絡会議を開催するとともに、精神障害のある人の地域移行支援に係る調整業務を行うため、精神障害者地域移行推進検討委員会を開催します。	健康推進課

重点施策(項目)	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(3)地域生活支援事業の推進(県地域生活支援事業)(5)広域的な支援事業	精神障害者地域生活支援広域調整等事業 イ地域移行・地域生活支援事業	精神障害がある人の視点からの支援を行うピアソーターの派遣を実施します。	健康推進課
	精神障害者地域生活支援広域調整等事業 ウ 災害派遣精神医療チーム体制整備事業	大規模災害等の緊急時に専門的な心のケアを行う災害派遣精神医療チーム(DPAT)を整備します。	健康推進課
	24時間電話相談事業・ホステル事業	在宅の精神障害のある人やその家族から、24時間、通年受付で生活相談など各種相談に応じるとともに、本人の意思や事情により一時的に入所が必要な人のために、利用期間を限り宿舎を提供します。	健康推進課
	試験外泊事業	精神科病院に入院している退院可能な精神障害のある人が円滑に地域生活に移行できるよう、試験外泊事業を行います。	健康推進課
(3)地域生活支援事業の推進(県地域生活支援事業)(6)上記の他任意事業	障害支援区分認定調査員等の養成	障害支援区分の判定等が客観的かつ公平・公正に行われるよう障害支援区分認定調査員や市町村審査会委員等の養成研修を実施します。	障害福祉課
	相談支援従事者の養成	障害のある人の意向に基づき、障害福祉サービス等が総合的かつ適切に利用できるよう支援する相談支援従事者(相談支援専門員等)の養成研修を実施します。	障害福祉課
	サービス管理責任者の養成	事業所や施設において個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理が適切に行われサービスの質が確保されるよう、サービス管理責任者の養成研修を実施します。	障害福祉課
	強度行動障害支援者の養成	行動障害を有する人のうち著しい不適応行動を頻回に示す強度行動障害に適切に対応するため、その支援者の養成研修を実施します。	障害福祉課
	身体障害者・知的障害者相談員への研修	市町村が委託する身体障害者相談員や知的障害者相談員の相談対応能力の水準の向上が図られるよう、相談員に対する研修を実施します。	障害福祉課
	社会参加促進事業 ア 岡山県障害者社会参加推進センター	障害のある人の社会参加促進の拠点として岡山県障害者社会参加推進センターを運営し、障害者総合相談事業、身体障害者福祉広報活動事業や障害者福祉活動推進事業等により、障害のある人の社会参加の促進を図ります。	障害福祉課
	社会参加促進事業 イ 障害者スポーツ教室の開催	障害のある人がスポーツやレクリエーションに親しむ機会の提供を通して、障害のある人の体力増強、交流、余暇の活用等に資するため、障害者スポーツ教室を開催します。	障害福祉課 福祉相談センター
	社会参加促進事業 ウ 身体障害者補助犬の育成	障害のある人の行動範囲の拡大等、社会参加の促進を図るため、身体障害者補助犬を育成し、貸与します。	障害福祉課
	社会参加促進事業 工 移動支援事業者情報提供事業	重度の視覚障害のある人が、都道府県・指定都市間を移動する場合に、その目的地において必要となるガイドヘルパーの紹介・斡旋・情報提供を行います。	障害福祉課
	生活訓練等の実施 ア 自立支援拠点活動支援事業	視覚障害のある人・聴覚障害のある人の福祉増進や自立支援を行う拠点として設置されている岡山県視覚障害者センターや岡山県聴覚障害者センターを中心として、障害のある人の生活に必要な各種講習会等を行います。	障害福祉課
	生活訓練等の実施 イ オストメイト社会適応訓練	オストメイト(人工肛門、人工膀胱造設者)に対して、日常生活上必要な装具の使用方法等についての訓練・指導を行います。	障害福祉課
	生活訓練等の実施 ウ 音声機能障害者発声訓練	疾病等により喉頭を摘出して音声機能を喪失した人に対して、発声訓練を行います。	障害福祉課

重点施策(項目)	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(3)地域生活支援事業の推進(県地域生活支援事業)(⑥上記の他任意事業)	情報支援等の実施 ア 手話通訳者設置事業	岡山県聴覚障害者センターに手話通訳者2名を配置し、会議等の通訳を行うとともに、聴覚障害のある人の各種相談に対応するなど、コミュニケーション支援に努めます。	障害福祉課
	情報支援等の実施 イ 字幕入り映像ビデオライブラリ事業	テレビ番組等に字幕、手話を挿入したビデオカセットテープ(またはDVD)を貸し出し、聴覚障害のある人への情報提供に努めます。	障害福祉課
	情報支援等の実施 ウ 点字による即時情報ネットワーク事業	点字によらなければ、日常生活に必要な情報を得られない視覚障害のある人に対して、点訳化された情報を迅速に提供するとともに、希望する利用者に対してメール版を配信することで社会参加を促進します。	障害福祉課
	障害者IT総合推進事業 ア 障害者ITサポートセンター運営事業	障害のある人の在宅就労やITの利用促進を図る拠点として障害者ITサポートセンターおかやまを運営し、IT利用に関する総合的な相談等に応じます。	障害福祉課
	障害者IT総合推進事業 イ 重度障害者在宅就労促進事業	在宅の重度の障害のある人に対して、情報機器やインターネット等を活用し、在宅で就労するための訓練等の支援を行うバーチャル工房おかやまを運営します。	障害福祉課
	障害者IT総合推進事業の実施 ウ パソコンボランティアの派遣等	障害のある人のパソコン使用に際し、その操作方法等についてサポートを行うパソコンボランティアを障害のある人からの要請に応じて派遣します。	障害福祉課
(4)障害のある人の移動支援	福祉移送支援・福祉車両の普及	障害のある人や高齢者等移動に制約のある人の外出手段の整備を図るため、NPO等非営利法人による福祉移送サービスを普及するとともに、安全なサービスが安定的に供給されるよう、従事者に対する研修体制の整備や、運送者相互のネットワーク形成をより一層支援していきます。 移動に制約のある車いす使用者が乗り降りしやすい福祉車両の普及を図るため、その取得について助成を行い、障害のある人の自由な外出を支援します。	障害福祉課
(5)地域移行の推進・障害者支援施設の入居者の生活の質向上(グループホームや一般住宅等への移行推進)	グループホーム等の居住基盤整備等の推進	障害のある人本人の意向を尊重し、入所(入院)者の地域生活への移行を促進するため、その居住の場となるグループホームの整備を促進します。 また、グループホームの整備の促進に当たっては、社会福祉施設等施設整備費補助事業などにより、創設、大規模修繕等について補助するとともに、必要とされる地域に適切に配置され医療機関や福祉施設等との連携が充分に確保され、適切なサービス提供がなされるよう必要な助言等を行っていきます。	障害福祉課
	障害のある人の地域生活を支える関係者間のネットワークの充実	障害のある人の地域生活を支えるため、各市町村が設置している地域自立支援協議会の適切な運営を支援するとともに、相談支援専門員の養成と資質向上を図ることにより、障害のある人の地域生活を支える関係者間のネットワークを充実します。	障害福祉課
	障害のある人の社会参加を支える人材の育成	障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、その社会参加を支える様々な人材の育成を推進します。	障害福祉課
	地域生活支援拠点等の整備	障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援を更に推進する観点から、グループホーム又は障害者支援施設に、次の機能を付加した拠点の整備を図っていきます。 ①相談(地域移行、親元からの自立等) ②体験の機会・場(一人暮らし、グループホーム等) ③緊急時の受け入れ・対応(ショートステイの利便性・対応力向上等) ④専門性(人材の確保・養成、連携等) ⑤地域の体制づくり(サービス拠点、コーディネーターの配置等)	障害福祉課

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(6) 精神障害のある人の地域移行の推進	精神障害者地域移行・地域定着支援の体制整備	<p>精神科病院に入院している退院可能な精神障害のある人に対し、本人の意向を尊重しながら、地域体制整備コーディネーターを中心として、関係機関が連携し、地域生活への円滑な移行及び安定した地域生活の実現を図ります。また、ピアソーターをはじめとする地域移行に必要な社会資源の開発や活用も推進し、地域生活支援体制の充実を図ります。また、精神科病院と地域援助事業者等との連携の強化、入院患者の退院意欲喚起のための環境整備を促進します。</p> <p>※ピアソーター 病状が安定し、条件が整えば退院可能であるにも関わらず地域生活への意欲を持てない入院患者や、退院後間もない、不安を抱える患者に対して、地域生活への意欲を持たせたり、悩み相談に応じるための当事者。</p>	健康推進課
	地域移行促進センター事業	地域の精神保健及び精神障害のある人の福祉に関する各般の問題について、精神障害のある人からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、地域生活を維持・継続するためには援助を総合的に行い、また、精神科病院に社会的入院を余儀なくされている患者が、退院後に地域生活に移行する上で必要な訓練及び援助を総合的に行い、もって、精神障害のある人の自立と福祉の向上を図ります。	健康推進課
	精神障害者アウトリーチ（訪問支援）事業	医療を中心とする専門職で構成する多職種チームが、保健所、市町村、相談支援事業所等の関係者と支援ネットワークを形成し、医療導入や治療継続が困難な人の地域生活定着のために、医療と生活面の包括的支援を提供します。併せて、多機関ネットワークによる訪問支援活動の普及を目指し、支援体制を構築します。	健康推進課
	入院患者社会復帰促進事業【再掲】	精神障害のある人の住まいを確保するため、住居確保が困難な人に向けて民間による家賃保証制度に要する経費の一部を助成します。 また、不動産関係者に対する精神障害のある人への偏見の解消等に向けた普及啓発を図ります。	健康推進課
	家族への支援	精神障害のある人の家族の抱える問題などに関する研修や家族会活動への支援等を実施します。また、精神障害のある人の家族に対して、精神障害に関する正しい知識や情報を共有して同じ立場で相談を受けるための研修を実施している家族会とも連携して、家族に対する支援の充実を図ります。	健康推進課
	ピアサポート支援事業	精神科病院に入院中の精神障害のある人等の希望によりピアソーターを派遣し、同じ疾患を抱えるピア（=仲間）の立場から、病や障害を持った経験に根ざした理解と共感を基盤に、精神障害のある人が「自分の人生を自分らしく生きていく（=自立生活）」のために必要な支援（話し相手や生活支援等）を行います。	健康推進課
(7) 高齢の障害のある人に対する支援	障害福祉サービスと介護サービスの関係機関等の連携強化	高齢となった障害のある人の相談やニーズに適切に対応するため、市町村や地域自立支援協議会、地域包括支援センターなどの関係機関の連携強化を図ります。 介護サービス計画を作成する介護支援専門員、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の連携強化を図ります。	障害福祉課 長寿社会課
	地域包括ケアシステムの構築	地域包括ケアシステムの構築に向けて、「岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」に基づき、市町村の取組を支援するとともに、介護サービス基盤の整備と介護人材の確保を図ります。	長寿社会課
	障害福祉と介護の両面を担う人材育成等	障害特性を理解した介護職員等の人材育成に向け研修内容を充実し、介護職員等の資質向上を図っています。	長寿社会課、障害福祉課、保健福祉課
	障害者支援施設のバリアフリー化等	障害者支援施設の高齢入所者受け入れ機能の強化に向けて、施設職員の介護技術の習得を働きかけるとともに、高齢入所者が安心して生活できるよう、施設内のバリアフリー化に努めます。	障害福祉課
	地域生活支援拠点等の整備【再掲】	<p>障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援を更に推進する観点から、グループホーム又は障害者支援施設に、次の機能を付加した拠点の整備を図っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 相談（地域移行、親元からの自立等） ② 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等） ③ 緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等） ④ 専門性（人材の確保・養成、連携等） ⑤ 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等） 	障害福祉課

3 サービスの質の向上

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(1)福祉サービス第三者評価事業	福祉サービス第三者評価事業	県が認証した公正中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から、事業者の提供するサービスの質を評価し、その評価結果を公表する福祉サービス第三者評価事業を推進します。	保健福祉課
(2)福祉サービスに関する苦情の解決	福祉サービスに関する苦情の解決	岡山県社会福祉協議会内に「運営適正化委員会（苦情解決合議体）」を設置し、公正・中立な第三者機関として、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決します。	保健福祉課
(3)障害福祉サービスの適切な利用に向けた必要な支援等	障害福祉サービスの適切な利用に向けた必要な支援等	知的障害のある人又は精神障害のある人（発達障害のある人を含む。）が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重しながら必要な支援等を行います。	障害福祉課 健康推進課
(4)岡山県障害福祉計画の策定・計画的な推進	岡山県障害福祉計画の策定・計画的な推進	障害福祉計画の策定に当たり、国の定める基本指針を基に、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図られるように取り組みます。	障害福祉課
(5)障害福祉サービスの提供体制の整備	岡山県自立支援協議会【再掲】	障害のある人への支援体制の整備及び障害福祉サービス等の推進に必要な関係機関の連携強化を図るため、岡山県自立支援協議会の運営を行うとともに、市町村地域自立支援協議会と連携し地域における課題の把握及び解決に向けた取組を進めます。	障害福祉課
(6)重症心身障害児者に対するサービス向上	レスパイトサービス拡大促進事業【再掲】	市町村（岡山市を除く。）と連携し、重症心身障害児者による短期入所の利用日数に応じて事業所に対して補助を行います。	障害福祉課
	レスパイトサービス施設開設等支援事業【再掲】	重症心身障害児者の新規受入れ又は受入れ拡大を行う短期入所事業所に対し、設備整備又は備品購入の経費の補助を行います。	障害福祉課
	レスパイトサービス職員研修等事業【再掲】	短期入所事業所の看護職員等を対象とした専門機関でのケア実習や、短期入所事業所への専門家、担当医の派遣等を行います。	障害福祉課
(7)難病等の特性に配慮した障害福祉サービス等の提供	難病等の特性に配慮した障害福祉サービス等の提供	難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、市町村において、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した円滑な事務が実施されるよう、市町村の理解と協力の促進を図ります。	医薬安全課

4 障害児支援の充実

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(1)子ども・子育て支援法等を主軸とする障害児支援の充実	地域組織活動（母親クラブ等）の促進	親子及び世代間の交流、文化活動、児童養育に関する研修活動、児童の事故防止活動などに取り組んでいる母親クラブ等の活動を支援します。	子ども未来課
	地域子育て支援拠点事業	子育て中の家庭の不安を解消するため、親子が気軽に集い交流する場を開設するとともに、子育て相談や情報提供、各種研修会等を実施します。	子ども未来課
	子育て支援員研修	市町村と連携し、子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護について、保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、全国共通の研修制度を実施し、子育て支援員の養成を図ります。	子ども未来課
	愛育委員会活動推進	母子保健を中心とした公衆衛生の向上に取り組むための愛育委員会の育成を図ります。	健康推進課
	ファミリー・サポート・センターの充実支援	労働者の仕事と家庭の両立を支援するため、市町村が設置する「ファミリー・サポート・センター」事業が拡充されるように支援し、労働者が仕事と家庭を両立できる環境を整備します。	労働雇用政策課

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(2)相談体制機能の充実等	子ども家庭電話相談事業	複雑多様な問題で悩む児童や家庭などの相談に適切かつ迅速に対応するために電話相談を行います。	子ども未来課
	家庭相談室の運営	家庭における人間関係の健全化及び児童養育の適正化など家庭児童福祉の向上を図るために、家庭児童相談室を福祉事務所に設置し、相談・指導・援助を行います。	子ども未来課
	ひきこもり等児童福祉対策事業	ひきこもり等の児童に対し、夏休み等を利用した野外活動等を行います。また、社会的な立ち直りを側面的に支援する「メンタルフレンド」の派遣を行います。	子ども未来課
	児童環境づくり基盤整備事業	子どもに地域で身近に相談に応じる全ての児童委員及び主任児童委員を対象とした研修会を開催し、支援技術の向上を図ります。	子ども未来課
	児童家庭支援センター運営事業	地域住民等からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、関係機関等との連絡・連絡調整等を行い、地域の児童、家庭の福祉向上を図ることを目的に児童家庭支援センターを設置します。	子ども未来課
	すこやか育児テレホン事業	子育てに関する不安や悩みを持つ親等を支援するため、電話と電子メールで、いつでも、どこからでも気軽に相談できる体制を整備します。	教育庁生涯学習課
	仕事と家庭の両立支援	各種法制度や情報を網羅したガイドブックを作成し、事業主や労働者に広く配布し、意識啓発を図るとともに、育児・介護休業法などの法律の趣旨、各種支援制度の普及浸透を進め、仕事と家庭が両立しやすい職場環境づくりへの取組を推進します。	労働雇用政策課
(3) 幼児期の学校教育・保育の拡充等(4) 受入体制の促進・幼稚園等における特別支援教育体制の整備等	発達障害児支援保育士研修【再掲】	保育所等において、発達障害児への正しい支援が行える実践力の向上を図るため、保育士等に対する実践研修を実施します。	子ども未来課
	放課後児童クラブ障害児受入サポート事業	放課後児童クラブが3人以上の障害児を受け入れるために専任指導員を配置した場合、その経費を補助し、障害児対応の充実を図ります。	子ども未来課
	障害児を受け入れる保育所のバリアフリー化の促進	児童福祉施設・児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所について、社会福祉施設等施設整備費補助事業などによりバリアフリー化に係る大規模修繕等について補助を行います。	障害福祉課 建築指導課
	幼稚園等の子育て活動の推進	幼稚園等が地域の児童教育センターとしての役割を果たせるよう、園庭、園舎の開放や児童教育相談等を実施する私立幼稚園等に助成します。	総務学事課
	預かり保育の推進	地域の実態や保護者の要請に応じて、希望する園児を対象に、通常の教育時間の終了後に預かり保育を実施する私立幼稚園等に助成します。	総務学事課
	障害児就園対策事業	特別支援教育を積極的に推進している私立幼稚園等に助成します。	総務学事課
	児童教育支援事業	質の高い環境で子どもを安心して育てることができるよう、施設や設備を整備する私立幼稚園等に助成します。	総務学事課
(5) 児童福祉法・障害者総合支援法等に基づく支援等	幼稚園等における特別支援教育体制の整備	幼稚園における特別支援教育支援員の配置等を推進します。	教育庁特別支援教育課
	児童発達支援	通所利用の未就学の障害児に対し身近な療育の場を提供するサービスです。	障害福祉課
	医療型児童発達支援	児童発達支援に加え、肢体不自由児に対する治療を行うサービスです。	障害福祉課
	放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するサービスです。	障害福祉課
重点施策	保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供するサービスです。	障害福祉課

重点施策(項目)	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(5)児童福祉法・障害者総合支援法等に基づく支援等	発達障害者支援体制整備事業【再掲】	乳幼児期から成人期までの一貫した発達障害のある人への支援体制の整備を図るため、発達障害のある人への支援を推進します。 発達障害者支援センター等において、発達障害のある人及びその家族に対し、相談支援や就労支援等を行うとともに、早期発見とライフステージを通じた支援が行えるよう各種研修等による人材育成や関係機関の連携強化を図ります。 また、身近な地域で発達障害のある人を支援する市町村の取組を促進するとともに、発達障害のある人及びその家族に対し適切な個別支援を行うため、ペアレンツメントの養成・派遣の実施を通じ、家族の支援及び家族同士で支援できる体制を構築し、発達障害のある人に対する総合的な支援体制の整備を図ります。	障害福祉課
	発達障害児(者)支援医師研修事業【再掲】	発達障害の早期発見及び早期支援については、医師の役割が重要であることから、小児科医や乳幼児検診に携わる医師に対する研修を通じて発達支援に関する専門性の確保等、体制の充実を図ります。	障害福祉課
	聴覚・言語障害児巡回相談事業	在宅の聴覚・言語障害児に対し、巡回して医学的審査及び必要な諸相談に応じるとともに、適切な指導を行い福祉の増進を図ります。	障害福祉課
	難聴児補聴器交付事業	軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、難聴児の健全な発育を支援します。	障害福祉課
	居宅介護【再掲】	ホームヘルパー等が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護、掃除・洗濯等の家事援助等を行うサービスです。	障害福祉課
	短期入所【再掲】	居宅において障害のある人の介護をする人が病気等の場合に、夜間も含め短期間、施設で入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援等を行うサービスです。	障害福祉課
	日中一時支援事業【再掲】	障害のある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援と介護者の一時的な休息を提供する事業です。	障害福祉課
	障害児通所支援事業等の施設整備	社会福祉施設等施設整備費補助事業などを活用して、障害児通所支援事業等の施設の計画的な整備を促進します。	障害福祉課
(6)在宅障害児の支援	障害児等療育支援事業	在宅障害児等（在宅の重症心身障害児者、知的障害児、身体障害児、発達障害児）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられるよう療育機能の充実を図ります。	障害福祉課
(7)児童発達支援センター及び障害児入所施設の整備	児童発達支援センター	通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、地域で生活する障害児や家族への支援、地域の障害児を預かる施設に対する支援などの地域支援を実施する施設です。	障害福祉課
	障害児入所施設（福祉型障害児入所施設）	障害児を入所させ、保護及び日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の提供を行う施設です。	障害福祉課
	障害児入所施設（医療型障害児入所施設）	障害児を入所させ、保護及び日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能とともに、医療の提供を行う施設です。	障害福祉課
(8)経済的支援等や生活環境整備(手当等の支給)	特別児童扶養手当【再掲】	精神又は身体・知的に障害のある20歳未満の児童を家庭において監護している児童の父母又は養育者を対象に手当を支給します。	障害福祉課
	特別障害者手当の支給【再掲】	精神又は身体・知的に、重度の障害があるため日常生活において、常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅の重度の障害のある人を対象に手当を支給します。	障害福祉課
	障害児福祉手当の支給【再掲】	精神又は身体・知的に、重度の障害があるため日常生活において、常時介護を必要とする20歳未満の在宅の重度の障害のある子どもを対象に手当を支給します。	障害福祉課
	経過的福祉手当の支給【再掲】	昭和61年4月1日に從来の福祉手当の受給資格があった20歳以上の人で「特別障害者手当」「障害基礎年金」「特別障害給付金」のいずれも支給されない人を対象に手当を支給します。	障害福祉課
	児童手当	次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、児童手当を支給します。	子ども未来課

重点施策(項目)	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(8)経済的支援等や生活環境整備(手当等の支給)	児童扶養手当	子どもを養育しているひとり親家庭等の生活の安定を図るため、児童扶養手当を支給します。	子ども未来課
	心身障害者医療費公費負担制度【再掲】	重度心身障害者(児)が必要とする医療を受けやすくするため、その医療費の一部を公費負担します。	障害福祉課
	小児医療費公費負担制度	小児の健康の保持・増進を図るため、小児の医療費について、自己負担分の一部を助成します。	障害福祉課
(8)経済的支援等や生活環境整備(教育費の負担軽減)	高等学校等就学支援金	経済的理由により修学に支障をきたす私立高校生等に対し修学支援金を支給します。	総務学事課
	私立高等学校納付金減免補助金	経済的理由により修学に支障をきたす生徒に対し納付金減免を行う私立高等学校に助成します。	総務学事課
	修学のための給付金	低所得者世帯の高等学校等における教育に係る経済的負担を軽減するため奨学のための給付金を支給します。	総務学事課
	奨学金貸与事業	私立学校に通う保護者の経済的負担の軽減を図り、生徒及び学生の修学を支援するため、公益財団法人岡山県私学振興財団が行う奨学金の貸与等の事業及びその運営を助成します。	総務学事課
	特別支援教育就学奨励費	障害のある幼児児童生徒が、特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について補助を行います。	教育庁特別支援教育課
(8)経済的支援等や生活環境整備(子育て家庭に配慮した良質な住宅の確保)	県営住宅への優先入居【再掲】	母子世帯、父子世帯及び多子世帯が県営住宅の入居募集に応募した場合に当選率の優遇措置を実施します。また、多家族世帯向けの住戸があります。	住宅課
	おかやま子育て応援マンション認定事業	子育てに配慮した仕様と、子育てを支援する環境を備えた良質な民間マンションを県が認定する制度を新たに設け、実施します。	住宅課
(8)経済的支援等や生活環境整備(発達障害のある子どもへの支援)	発達障害者支援体制整備事業【再掲】	乳幼児期から成人期までの一貫した発達障害のある人への支援体制の整備を図るため、発達障害のある人への支援を推進します。	障害福祉課
	発達障害者支援センター運営【再掲】	専門的な相談支援等を行う拠点として県発達障害者支援センターを県南・県北に各1ヶ所設置・運営します。発達障害のある人及びその家族からの相談に対する助言指導、就労相談の実施、関係機関の連携強化等の総合的支援の充実を図ります。 また、「発達障害者地域支援マネージャー」の配置により同センターの体制を強化し、就労支援、障害福祉サービス事業所等との連携等、機能の充実を図ります。	障害福祉課
	発達障害児(者)支援医師研修事業【再掲】	発達障害の早期発見及び早期支援については、医師の役割が重要であることから、小児科医や乳幼児検診に携わる医師に対する研修を通じて発達支援に関する専門性の確保等、体制の充実を図ります。	障害福祉課
	発達障害者支援キーパーソン登録・活用促進事業【再掲】	各職種や職域ごとの研修会等を修了し、発達障害のある人への支援に携わっている専門職を発達障害者支援キーパーソンとして登録し、多職種連携の支援、個々のスキルアップ機会の提供など、発達障害のある人のトータルライフを支える人材をサポートするとともに、地域における支援体制の充実など幅広い活用を図ります。	障害福祉課
	発達障害児支援保育士研修事業【再掲】	保育所等において、発達障害児への正しい支援が行える実践力の向上を図るため、保育士等に対する実践研修を図ります。	子ども未来課
	子どもの健やか発達支援事業【再掲】	障害児又はその疑いのある子どもや、育児不安を持つ母親に対し、児童精神科医、小児神経科医等の専門家による相談窓口を設置します。	健康推進課
	専門指導員派遣事業【再掲】	発達障害等の児童生徒に対する適切な支援のため、特別支援学校の教員等からなる専門指導員が学校の要請に応じて指導・支援を行います。	教育庁特別支援教育課
	多様な学びの場「特別支援教室」事業【再掲】	通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に、自立活動の視点での教科の取り出し指導を行うモデル事業を小学校において実施します。	教育庁特別支援教育課

重点施策(項目)	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(8)経済的支援等や生活環境整備 (子ども・子育て支援新制度の着実な実施)	施設型給付費	市町村が確認を行った幼稚園、保育所、認定こども園に対し、その運営に必要な経費の一部を負担します。	子ども未来課
	地域型保育給付費	市町村が認可を行った小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に対し、その運営に必要な経費の一部を負担します。	子ども未来課
(8)経済的支援等や生活環境整備 (きめ細かな保育の充実)	一時預かり事業	突発的な事情や社会参加等による保育困難、育児疲れによる負担軽減などに対応するため、一時預かりを実施します。	子ども未来課
	病児保育事業	子どもが病気の際、病院や保育所等に付設された専用スペースで、看護師等が一時的に病児等の保育を実施します。	子ども未来課
	延長保育事業	通常の利用日、利用時間以外に、保育所等で引き続き保育を実施します。	子ども未来課
	発達障害児支援保育士研修【再掲】	保育所等において、発達障害児への正しい支援が行える実践力の向上を図るため、保育士等に対する実践研修を実施します。	子ども未来課
(8)経済的支援等や生活環境整備 (放課後児童クラブの拡充)	放課後児童クラブ 障害児受入サポート事業【再掲】	放課後児童クラブが3人以上の障害児を受け入れるために専任指導員を配置した場合、その経費を補助し、障害児対応の充実を図ります。	子ども未来課
(8)経済的支援等や生活環境整備 (放課後子ども総合プランの推進)	放課後子どももプラン合同研修事業	国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、各市町村の放課後児童クラブの従業員・放課後子ども教室の参画者の資質向上や両事業の従事者・参画者と小学校の教職員等との間で情報交換・情報共有を図るため、合同研修会を行います。	子ども未来課
(8)経済的支援等や生活環境整備 (多様なニーズに対応できる人材の養成・確保)	放課後児童指導員等研修事業	放課後児童クラブの指導員等に対し、業務を遂行するために必要な知識・技術を習得するための研修を実施します。	子ども未来課
	子育て支援員研修事業	子ども・子育て支援新制度で実施される子育て支援員の研修を行い、養成を図ります。	子ども未来課
(9)障害児虐待防止対策の充実 (障害者虐待防止法に基づく対策)	県障害者権利擁護センターの適正な運営	障害者虐待防止法に基づき、障害のある人に対する虐待防止等を促進します。	障害福祉課
	法律相談窓口(市町村向け)の設置	市町村が、虐待を受けた障害のある人の保護や権利擁護について専門的助言を得られるよう法律的技術援助窓口を設置します。	障害福祉課
	研修事業や普及啓発事業等の実施	障害者施設関係者・市町村担当者等を対象とした研修会を実施します。また、啓発パンフレットを作成し、普及啓発を図るとともに、障害者権利擁護セミナーを開催します。	障害福祉課
(9)障害児虐待防止対策の充実 (児童相談所の体制の強化(児童虐待防止対策支援事業))	児童相談所カウンセリング事業	虐待を行った保護者に対するカウンセリングを実施します。	子ども未来課
	児童相談所法的対応強化事業	児童相談所が行う法的対応に弁護士の協力が得られる体制を整備します。	子ども未来課
	児童相談所24時間・365日相談体制強化事業	児童相談所の休日夜間体制を強化するため、夜間対応相談員と休日相談員を配置します。	子ども未来課
	一時保護機能強化事業	一時保護所の機能の充実を図るため、一時保護対応協力員を配置します。	子ども未来課
	一時保護所体制強化事業	一時保護所の体制強化のため、心理判定員を配置します。	子ども未来課
	児童相談所スーパーバイズ機能強化事業	児童相談所における専門性の強化を図るため、スーパーバイザー(専門的助言者)の助言が得られる体制を整備します。	子ども未来課
	児童虐待対応力向上事業	児童相談所、市町村及び施設職員等を対象にした研修会を開催し、資質向上を図ります。	子ども未来課
	児童虐待対応強化事業	児童福祉司に協力して児童虐待に関する調査や関係機関との連絡調整を行う「児童虐待対応協力員」を各児童相談所に配置します。	子ども未来課
	児童虐待防止等ネットワーク事業	県要保護児童対策地域協議会と市町村要保護児童対策地域協議会連絡会を開催し、関係機関の連携強化を図ります。	子ども未来課

重点施策(項目)	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(9) 障害児虐待防止対策の充実 (妊婦や子育て家庭の相談体制の整備)	乳児家庭全戸訪問事業(地域子ども・子育て支援事業)	保健師等が生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、不安や悩みの相談に応じるとともに、子育て支援に関する情報提供等を行い孤立化を予防します。	子ども未来課 健康推進課
	養育支援訪問事業(地域子ども・子育て支援事業)	子どもの養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士・ホームヘルパー等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを実施します。	子ども未来課 健康推進課
	子ども家庭電話相談事業	雑種多様な児童問題で悩む児童や家庭などの相談に適切かつ迅速に対応するために電話相談を行います。	子ども未来課
	家庭相談室の運営	家庭における人間関係の健全化及び児童養育の適正化など家庭児童福祉の向上を図るために、家庭児童相談室を福祉事務所に配置し、相談・指導・援助を行います。	子ども未来課
	児童環境づくり基盤整備事業	子どもに地域で身近に相談に応じる全ての児童委員及び主任児童委員を対象とした研修会を開催し、支援技術の向上を図ります。	子ども未来課
	おかげま妊娠・出産サポート事業	妊娠や出産に関して不安や悩みを抱えた方からの相談や、思春期から更年期まで幅広い世代の女性の身体や健康に関する相談に関する窓口としてサポートセンターを設置します。	健康推進課
	ハイリスク妊娠婦保健指導。妊娠中からの切れ目のない支援システム	妊娠中から医療・社会的な観点から児童虐待防止の視点でハイリスク妊娠婦に対し、産婦人科医療機関と連携してハイリスク妊娠婦を保健師が訪問指導します。	健康推進課
	ハイリスク児家庭訪問指導	市町村が実施する乳幼児健康診査等で児童虐待発生のリスクが高いと把握した家庭や小児科医から連絡があったハイリスク児家庭へ保健師が訪問し、育児相談、保健指導を行います。	健康推進課
(9) 障害児虐待防止対策の充実(児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証)	死亡事例等の検証	虐待による児童の死亡事例等について、事実の把握を行い、死亡した児童の視点に立って発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討します。	子ども未来課

5 人材の育成・確保

重点施策(項目)	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(1)福祉専門職、医学的リハビリテーションの養成・確保等 (福祉・介護人材の確保及び定着)	「岡山県福祉人材センター」の運営 (福祉人材の育成・資質の向上)	岡山県社会福祉協議会内に設置された「岡山県福祉人材センター」において、関係機関・団体と連携し、無料職業紹介や就職相談・斡旋、福祉サービスに関する広報・啓発、研修会等を行い、豊かな人間性を備えた質の高い人材の福祉・介護職場への就業と、就業した人材の定着を図ります。 「福祉の就職総合フェア」の開催や専門員によるきめ細かなマッチング、また、「福祉人材確保研究会」を開催し、求人事業者が一体となって求職者にアプローチする仕組みづくり等を実施しています。	保健福祉課
	「福祉・介護人材確保対策推進協議会」の運営	福祉・介護人材の確保に向けて、県、福祉人材センター、事業所(団体)、職能団体、養成施設、労働局などの関係機関や団体で構成するネットワーク組織を設置し、目標を共有し、役割分担を明確にしながら、連携と協働の意識を醸成し、オール岡山で取り組みます。	保健福祉課
	福祉・介護人材確保推進事業	福祉・介護人材の職場への定着支援や学生等の福祉・介護分野への進路選択支援、潜在的有資格者の掘り起こし、職場体験事業など福祉・介護人材確保の支援を行います。	保健福祉課
(1)福祉専門職、医学的リハビリテーションの養成・確保等(入職者を増やす取組)	中学生・高校生向けの取組	介護職員による中学校・高校での出前講座を実施します。	保健福祉課
	女性、高齢者等興味・関心がある方向けの取組	女性、高齢者向けに次のような取組を実施します。 ○ 仕事の魅力ややりがいを伝えるセミナー等の開催 ○ 職場体験(3日～11日)の実施 ○ 職場見学ツアー(1日)の実施 ○ 介護の日(11月11日)に開催する啓発イベントの支援	保健福祉課
	養成施設の学生向けの取組 「介護福祉士等修学資金」の貸付	介護福祉士及び社会福祉士の養成施設等の在学者で、卒業後、介護福祉士等として県内において指定業務に従事しようとする人に対し、修学資金を無利子で貸与し、修学を容易にすることにより、介護福祉士等の確保を図ります。	保健福祉課
	求職者向けの取組	福祉人材センターのキャリア支援専門員によるきめ細かなマッチングを実施します。	保健福祉課
(1)福祉専門職、医学的リハビリテーションの養成・確保等(離職者の再就職を促す取組)	離職者の再就職を促す取組	潜在的有資格者の再就職に向けた研修・就職相談の実施や、再就職の動機付けを促す啓発資料の作成・配布を行います。	保健福祉課
(1)福祉専門職、医学的リハビリテーションの養成・確保等(離職者を減らす取組)	離職者を減らす取組	離職者を減らすため、以下のような取組を実施します。 ○ 新任職員合同入職式の開催 ○ 社会保険労務士による仕事の悩み相談の実施 ○ 職場を離れにくくい小規模事業所等への訪問研修の実施 ○ 職員の研修期間中の代替職員の派遣 ○ 若手職員による実践事例発表の表彰	保健福祉課
(1)福祉専門職、医学的リハビリテーションの養成・確保等(働きやすい職場環境づくり)	働きやすい職場環境づくり	職場環境の改善に取り組む事業者の表彰等を実施します。	保健福祉課

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(2) 障害福祉サービス・相談支援の提供者、指導者等の養成 (3) 相談支援従事者等の養成・資質の向上等	盲ろう者向け通訳・介助員指導者養成研修会	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の企画立案に携わる人を養成します。 (養成派遣事業の一部として実施)	障害福祉課
	強度行動障害支援者の養成【再掲】	行動障害を有する人のうち著しい不適応行動を頻回に示す強度行動障害に適切に対応するため、その支援者の養成研修を実施します。	障害福祉課
	高次脳機能障害支援研修会	高次脳機能障害の診断、評価、リハビリテーション支援など関連する諸問題について、必要な知識と技術を取得することを目的に関係者への研修を実施します	健康推進課
	精神障害関係従事者養成研修	かかりつけ医等心の健康対応力向上研修、精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修を実施します。	健康推進課
	相談支援従事者の養成【再掲】	障害のある人の意向に基づき、障害福祉サービス等が総合的かつ適切に利用できるよう支援する相談支援従事者（相談支援専門員等）の養成研修を実施します。	障害福祉課
	サービス管理責任者の養成【再掲】	事業所や施設において個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理が適切に行われサービスの質が確保されるよう、サービス管理責任者の養成研修を実施します。	障害福祉課
	障害支援区分認定調査員等の養成【再掲】	障害支援区分の判定等が客観的かつ公平・公正に行われるよう障害支援区分認定調査員や市町村審査会委員等の養成研修を実施します。	障害福祉課
	身体障害者・知的障害者相談員への研修【再掲】	市町村が委託する身体障害者相談員や知的障害者相談員の相談対応能力の水準の向上が図られるよう、相談員に対する研修を実施します。	障害福祉課
	相談支援体制整備事業【再掲】	相談支援体制の強化を図るため、相談支援アドバイザー等を市町村や地域自立支援協議会に派遣し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行います。	障害福祉課
	民生委員・児童委員の研修会の実施	民生委員・児童委員活動を進めるにあたって必要な知識、役割及び地域社会における問題等について研修会を実施し、民生委員・児童委員の資質の向上、相互理解の促進に努めます。	保健福祉課
(4) 障害福祉関係法令、労働法規の遵守の指導	介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修の実施	在宅等において喀痰吸引及び経管栄養を必要とする人に介護職員等がその行為を行えるよう、関係団体の協力を得て、介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修を実施します。	障害福祉課
	関係法令の遵守の指導	障害福祉サービス等を提供する事業者に対して、障害福祉関係法令や労働法規を遵守するよう指導します。	障害福祉課

6 福祉用具等の研究開発及び身体障害者補助犬の育成等

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(1) 福祉用具等の研究開発・普及の推進	「ハートフルビジネスおかやま」の活動支援	利用者ニーズを反映した福祉用具の開発、商品化を支援する産学官民の連携組織「ハートフルビジネスおかやま」の活動を通じて、より使いやすい福祉用具の開発と普及を支援し、利用者利便性の向上を図ります。	産業振興課
	福祉現場とのマッチング等	障害のある人にやさしい社会の実現のため、産学官民の連携組織「ハートフルビジネスおかやま」の活動を通じて、障害のある人等のニーズを踏まえた誰もが使いやすい福祉用具等の開発と普及を支援します。	障害福祉課 産業振興課
	補装具【再掲】	義肢、装具、車いす等、障害のある人の失われた身体機能を補完又は代替し、長期間使用される用具について、その購入又は修理に要した費用を支給するものです。	障害福祉課
	日常生活用具給付等事業【再掲】	日常生活を営むことに支障がある重度の障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行う事業です。	障害福祉課
	福祉用具等の情報提供	身体障害者更生相談所、市町村、福祉事務所、社会福祉施設、リハビリテーション病院等において福祉機器相談等を担当している専門職員によって、障害のある人のニーズに沿った福祉用具等の相談に応じます。	障害福祉課
(2) 身体障害者補助犬の育成等	身体障害者補助犬育成事業【再掲】	身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を必要とする方に対し、育成した補助犬を貸与します。	障害福祉課

III 生活環境

1 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

重点施策(項目)	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(1) 福祉のまちづくりの総合的な推進(①福祉のまちづくり条例・バリアフリーの推進)	福祉のまちづくり条例・バリアフリーの推進	岡山県福祉のまちづくり条例及びバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）に基づき、指導・助言等の必要な措置を適切に講じることで、障害のある人や高齢者をはじめ全ての県民が安全かつ快適に公共的施設を利用できるよう推進します。	建築指導課 障害福祉課
	生活関連施設の届出・協議	岡山県福祉のまちづくり条例では、特定生活関連施設の新築等を行う場合、設置者は知事へ届出を行う義務があります。また、生活関連施設のうち、規則で定める大規模な建築物の新築等を行う場合、設置者は、知事に協議することを規定しています。	建築指導課
	バリアフリーステッカーの交付	障害のある人や高齢者等へバリアフリー施設等の情報提供を進めるため、玄関付近に貼付して車いす用トイレやエレベーター等が設置されていることを表示するバリアフリーステッカーを、市町村を窓口として交付します。	障害福祉課
	「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度の推進【再掲】	車いすマークの駐車場を利用できる方を明らかにした上で、その対象者（障害のある方や高齢の方、妊産婦などで歩行が困難な方）に専用の利用証を交付する一方、県と協定を結んだ施設に駐車スペースを確保し、利用証を交付された方がそのスペースを優先して利用できるよう、車いすマークの駐車場の適正利用を図ります。	障害福祉課
(1) 福祉のまちづくりの総合的な推進(②心のバリアフリーの推進)	おかげま心のバリアフリー普及・促進事業【再掲】	企業・団体等を対象に、障害のある人の特性や障害者差別解消法等についての啓発や、啓発を行うことで心のバリアフリーを推進し、また、障害のある人の就労に対する意識向上を図るとともに、働きやすい環境の整備と新たな職場開拓を図ります。また、啓発冊子等を活用した県民への普及啓発を推進します。	障害福祉課
	心のバリアフリー支援事業【再掲】	高齢者や障害のある人等への理解を深めるため、市町村や地域住民が取り組む車いす・アイマスク体験会や高齢者疑似体験等の開催に対して、助言や資機材の提供等の支援を行い、県内全域での体験事業の実施を推進します。	障害福祉課
	障害者週間の普及啓発【再掲】	「障害者週間（12月3日～9日）」に当たり、関係団体等と協働で各種啓発事業を行い、障害のある人の福祉についての関心と理解を深め、障害のある人の社会参加を促進します。	障害福祉課
	発達障害のある人への理解を促進するための啓発・広報【再掲】	世界自閉症啓発デー（発達障害者週間）で街頭啓発等を実施します。	障害福祉課
	難病のある人への理解を促進するための啓発・広報【再掲】	難病のある人の就労支援として、雇用主側へ難病のある人への理解を促進するための啓発等を実施します。患者交流会等において、難病についての普及啓発を行います。	医薬安全課
	精神障害のある人への理解を促進するための啓発・広報【再掲】	精神保健福祉普及運動期間を中心に、正しい精神保健知識の普及を図るとともに、広く県民の心の健康づくりの重要性の認識と精神障害に対する正しい理解を向上させ、さらには、身近な相談者となりうるよう心の健康づくりの県民講座を開催しています。	健康推進課
インクルーシブな交流・分野横断的な啓発の推進【再掲】	「障害のある人もない人も一緒に社会をデザインする」をコンセプトに、障害のある人もない人も一緒に参加できる交流型・分野横断型の啓発活動に取り組みます。 本障害者計画の分野別施策（ボランティア、文化芸術活動（障害者アート等）、農福連携による就労支援、観光・まちづくり、国際交流等）と、啓発活動とを掛け合わせ、横断的に実施することで、多くの一般県民に参加・交流できる機会を提供し、相乗効果等も創出していきます。 学生等若者を中心に、ワークショップやフィールドワーク等も取り入れながら、興味や関心を持てる分野への参加を募集・推進し、障害のある人と交流することで、相互理解を深めていきます。	障害福祉課	

重点施策(項目)	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(1) 福祉のまちづくりの総合的な推進(③情報のバリアフリーの推進)	バリアフリーガイドホームページの管理・充実	障害のある人が外出する際に役立つ情報を提供するため、県内の様々な施設のバリアフリー状況をまとめたホームページ「岡山県バリアフリー施設ガイド楽々おでかけ便利帳」により、幅広く情報提供します。また、新たな施設の掲載や情報の更新を行い、内容の充実を図ります。	障害福祉課
	バリアフリー相談事業	利用者参加によるバリアフリー施設整備の促進を図るため、県有施設を対象に、施設の計画・設計段階から、障害のある人や高齢者等の意見を聴くバリアフリー相談検討会を開催するとともに、これまで養成したアドバイザーの資質向上を図ります。	障害福祉課
	移動支援のための情報提供方法等の研究	バリアフリー環境の構築をソフト面から推進するため、国等が促進している歩行経路の段差や幅員等の状況を含む歩行空間ネットワークデータの整備や歩行者移動支援に関する取組に注視しつつ、各種施設情報等の有効活用や、障害のある人の移動支援を推進するための効果的な情報提供方法等の研究を行います。	障害福祉課
(2) 道路等のバリアフリー化の推進	道路等のバリアフリー化の推進(安心して利用できる道づくり)	道路整備に当たっては、幅広い歩道の整備、視覚障害のある人のための誘導ブロックやスロープの設置、横断歩道橋の改善など、障害のある人が安心して利用できる道づくりを進めます。県内の市町村において、駅等の交通拠点から主要な公共施設等へのアクセス道路をバリアフリーネットワークとして選定し、歩道の段差解消等の道路上のバリア（障壁）の除去を継続的に進めます。	道路建設課 道路整備課 都市計画課
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく道路の構造の基準を定める条例	障害のある人や高齢者が安全で安心して利用できる道路空間の構造基準を定め、バリアフリーネットワークの整備を推進します。	道路整備課
	無電柱化事業の整備	電線類地中化協議会にて無電柱化路線に指定された道路について、安全かつ円滑な交通の確保のため無電柱化事業を推進します。	道路整備課
	「道の駅」のバリアフリー化の推進	「道の駅」の県管理施設についてユニバーサルデザイン（UD）化総点検により整備計画を策定し、その計画に基づいて段差の解消やトイレの多目的化等を推進します。	道路整備課
(3) バリアフリー法に基づく障害のある人に配慮した交通対策の推進	視覚障害者用付加装置の整備	視覚障害者用付加装置(擬音により視覚障害のある人等に対し、歩行者用信号が青になったことを知らせる装置)での整備を図り、視覚障害のある人等の交通弱者の安心・安全な横断を支援します。	警察本部交通規制課
	高齢者等感心化装置の整備	シルバー用押ボタンや又は携帯発信器(ペンダント)を押すと、通常より3割程度、歩行者用信号の青時間を延長する装置)の整備を図り、視覚障害のある人等の交通弱者の安心・安全な横断を支援します。	警察本部交通規制課
	視覚障害者用道路横断帯(エスコートゾーン)の設置	視覚障害のある人が横断歩道を利用する際、横断場所と横断方向を明確にするため、横断歩道上に視覚障害者用道路横断帯(点字ブロック状横断誘導表示)を設置することで、視覚障害のある人の安心・安全な横断を支援します。	警察本部交通規制課
	信号灯器のLED化	従来の白熱電気を使用した電球式信号灯器を、省電力・視認性に優れた発光ダイオードを使用したLED式灯器に交換整備します。	警察本部道路整備課
	ゾーン30事業	日常生活が営まれる住宅区域等をゾーンとして設定し、区域内の最高速度を時速30キロメートルに規制することにより、その区域の抜け道利用や自動車の走行速度を抑制して歩行者・自転車の安全を確保します。	警察本部交通規制課
(4) 都市公園等のまちづくりの推進	都市公園等のバリアフリー化の推進	公園は、憩いやスポーツ・レクリエーションの場として、誰もがうるおい・やすらぎを享受できる生活空間であり、障害のある人が利用しやすい通路や便所など園内施設の整備を進めます。	都市計画課 河川課

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(4)都市公園等のまちづくりの推進	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定公園施設の設置の基準を定める条例	条例の基準を満たすよう、公園施設の適切な維持管理に努めます。	都市計画課
(5)ユニバーサルデザインの普及	ユニバーサルデザイン推進事業	多くの県民にユニバーサルデザイン(UD)の考え方を理解してもらい、定着させるために、NPO等と協働し、ワークショップやUD体験等を組み込んだ多彩な事業の実施により、UDの学びの場と機会を提供します。	人権施策推進課
	IT分野におけるユニバーサルデザイン(UD)の推進	能力や年齢、国籍などに関わらず、ITにより提供される情報を利用できるように、UDの講座やメールマガジン等を通じて、読みやすいフォント、見えやすい色の組み合わせ、多言語化等の普及啓発を行い、IT分野におけるUDを推進します。	人権施策推進課

2 住宅の確保・生活関連施設のバリアフリー化

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(1)公営住宅等のバリアフリー化等の推進	公営住宅のバリアフリー化	本県の公営住宅は、「岡山県住生活基本計画」に基づき、障害のある人及び高齢者の生活に適切に配慮した仕様で施設の改善に取り組んでおり、今後の建替えに当たっても、障害のある人及び高齢者が安全かつ快適に生活できるバリアフリー化の推進を図ります。	住宅課 建築指導課
	県営住宅への優先入居【再掲】	障害のある人が県営住宅の入居募集に応募した場合に、当選率の優遇措置を実施します。また、身体障害者世帯向けの住戸があります。	住宅課
(2)民間住宅等への障害のある人の円滑な入居の推進	住宅セーフティネット法等に基づく民間賃貸住宅への円滑な入居促進	住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律。平成19年法律第112号）に基づき設置した岡山県居住支援協議会と連携し、賃貸人、障害者双方に対する情報提供等の支援、必要な相談体制の整備等を行うとともに、家賃債務保証制度の活用を促進し、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進します。	住宅課
	住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業	国と岡山県居住支援協議会の連携による、障害のある人や高齢者等の「住宅確保要配慮者」の優先入居を条件に、住宅リフォーム費用の一部を補助する事業を有効活用しながら、障害のある人の住まいの確保を推進します。（国土交通省の制度）	住宅課
	バリアフリー住宅の普及促進	加齢や不慮の事故等により身体機能に障害が生じた場合にも住み慣れた家に住み続けられるように、障害のある人の世帯や高齢者世帯に対して、住宅の増改築のための生活福祉資金の貸付を行います。（貸付は社会福祉協議会が実施）	障害福祉課
	バリアフリー相談事業【再掲】	利用者参加によるバリアフリー施設整備の促進を図るため、県有施設を対象に、施設の計画・設計段階から障害のある人や高齢者等の意見を聴くバリアフリー相談検討会を開催するとともに、これまで養成したアドバイザーの資質向上を図ります。	障害福祉課
	入院患者社会復帰促進事業【再掲】	精神障害のある人の住まいを確保するため、民間による家賃保証制度に要する経費の一部を助成します。また、不動産関係者に対する精神障害のある人への偏見の解消等に向けた普及啓発を図ります。	健康推進課
(3)バリアフリー改修の促進・日常生活用具の貸与等	バリアフリー住宅の普及促進【再掲】	加齢や不慮の事故等により身体機能に障害が生じた場合にも住み慣れた家に住み続けられるように、障害のある人の世帯や高齢者世帯に対して、住宅の増改築のための生活福祉資金の貸付を行います。（貸付は社会福祉協議会が実施）	障害福祉課
	住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業【再掲】	国と岡山県居住支援協議会の連携による、障害のある人や高齢者等の「住宅確保要配慮者」の優先入居を条件に、住宅リフォーム費用の一部を補助する事業を有効活用しながら、障害のある人の住まいの確保を推進します。（国土交通省の制度）	住宅課
	バリアフリー相談事業【再掲】	利用者参加によるバリアフリー施設整備の促進を図るため、県有施設を対象に、施設の計画・設計段階から障害のある人や高齢者等の意見を聴くバリアフリー相談検討会を開催するとともに、これまで養成したアドバイザーの資質向上を図ります。	障害福祉課

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(4) グループホーム等の整備促進	グループホーム等の居住基盤整備等の推進【再掲】	障害のある人本人の意向を尊重し、入所（入院）者の地域生活への移行を促進するため、その居住の場となるグループホームの整備を促進します。 また、グループホームの整備の促進にあたっては、社会福祉施設等施設整備費補助事業などにより創設、大規模修繕等について補助するとともに、必要とされる地域に適切に配置され医療機関や福祉施設等との連携が充分に確保され、適切なサービス提供がなされるよう必要な助言等を行っていきます。	障害福祉課
(5) グループホーム等の防火安全体制	障害のある人の地域生活を支える関係者間のネットワークの充実【再掲】	障害のある人の地域生活を支えるため、各市町村が設置している地域自立支援協議会の適切な運営を支援するとともに、相談支援専門員の養成と資質向上を図ることにより、障害のある人の地域生活を支える関係者間のネットワークを充実します。	障害福祉課

3 公共交通機関・移動手段等のバリアフリー化の推進等

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(1) 公共交通機関や関係施設のバリアフリー化の推進	低床型バスの導入促進	障害のある人が、安全かつ身体的負担の少ない方法で、公共交通機関を利用して移動できるよう、低床型バスの導入、運行を促進します。	障害福祉課
	「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度の推進【再掲】	車いすマークの駐車場を利用する方が明らかにした上で、その対象者（障害のある方や高齢の方、妊産婦などで歩行が困難な方）に専用の利用証を交付する一方、県と協定を結んだ施設に駐車スペースを確保し、利用証を交付された方がそのスペースを優先して利用できるよう、車いすマークの駐車場の適正利用を図ります。	障害福祉課
	公共交通機関のバリアフリー化の推進等（井原線等・運輸・交通）	障害のある人の利用に対する配慮の観点から、バス事業者がノンステップバスを導入する場合に、導入に要する経費について、国と協調して支援を行うとともに、障害のある人をはじめ誰にとっても暮らしやすいまちづくり、社会づくりを進めるため、鉄道駅等のバリアフリー化等を実施するための国土交通省の補助制度について、市町村に紹介・周知を行います。	県民生活交通課
	岡山空港のバリアフリー化の推進等	・県の取組としては、岡山空港について、バリアフリー化に対応する整備を旅客施設設置管理者や各航空会社等に対して要請していきます。また、駐車場における身体障害者等用駐車枠の設置や、ノンステップバスによる駐車場シャトルバス運行を実施していきます。 ・岡山空港を管理している旅客施設設置管理者の取組としては、貸し出し用車イスの配置、車イス対応トイレの整備、及び、ユニバーサルデザインに配慮したエレベーターの整備等を実施していきます。	航空企画推進課
(2) 公共交通機関や関係施設におけるユーザビリティの推進等	公共交通機関や関係施設におけるユーザビリティの推進等	公共交通機関の旅客施設及び車両内において、障害特性に配慮した案内表示や情報提供の充実が推進されるよう、関係団体・事業者等に対して要望していきます。	障害福祉課
	公共交通機関や関係施設におけるユーザビリティの推進等	障害のある人の立場にたって、公共交通を「より使いやすく」していくために、公共交通に関する計画を策定した市町村等が実施する待合施設の整備等の取組に対して支援を行います。	県民生活交通課
	岡山空港におけるユーザビリティの推進等	・県としては、旅客施設（空港）において、障害特性に配慮した案内表示や情報提供の充実が推進され障害のある人の利便性が向上されるよう、旅客施設設置管理者や各航空会社等に対して要請していきます。 ・ホームページ等を運営する任意団体の取組としては、アクセシビリティに配慮した岡山空港ウェブサイトの企画・制作等を実施していきます。	航空企画推進課
(3) 教育訓練の実施等	教育訓練の実施等	交通事業者や旅客施設等における障害のある人に対する適切な対応の確保を図るため、教育訓練の実施等が促進されるよう要請していきます。	障害福祉課 県民生活交通課 航空企画推進課
(4) 福祉移送支援・福祉車両の普及・移動支援等	福祉移送支援事業の推進【再掲】	福祉有償運送に取り組むNPO法人、社会福祉法人等のネットワーク形成を支援することを通じて、NPO法人等の特性を活かした福祉移送サービスの普及促進を図り、移動制約者の外出機会の拡大をめざします。	障害福祉課
	福祉車両の普及【再掲】	移動に制約のある車いす使用者が乗り降りしやすい福祉車両の普及を図るため、その取得について助成を行い、障害のある人の自由な外出を支援します。	障害福祉課

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(4) 福祉移送支援・福祉車両の普及・移動支援等	移動支援事業【再掲】	屋外での移動に著しい制限などがある障害のある人に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動の社会参加のための外出の際の移動を支援します。	障害福祉課
	移動支援事業者情報提供事業【再掲】	重度の視覚障害のある人が、都道府県・指定都市間を移動する場合に、その目的地においてガイドヘルパーの紹介・あっせん・情報提供を行います。	障害福祉課
	「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度の推進【再掲】	車いすマークの駐車場を利用する方を明らかにした上で、その対象者（障害のある方や高齢の方、妊産婦などで歩行が困難な方）に専用の利用証を交付する一方、県と協定を結んだ施設に駐車スペースを確保し、利用証を交付された方がそのスペースを優先して利用できるよう、車いすマークの駐車場の適正利用を図ります。	障害福祉課
(5) ユニバーサルツーリズムや移動支援の研究等	ユニバーサルツーリズムや移動支援の研究等	ユニバーサルツーリズム（障害のある人や高齢者等が気軽に快適な旅行を楽しめるように配慮がなされた旅行）の推進等を図るため、移動支援に必要な情報提供手段の研究等を行い、障害のある人が観光や外出を楽しめる機会の提供に努めます。	障害福祉課 観光課
	インクルーシブな交流・分野横断的な啓発の推進【再掲】	「障害のある人もない人も一緒に社会をデザインする」をコンセプトに、障害のある人もない人も一緒に参加できる交流型・分野横断型の啓発活動に取り組みます。本障害者計画の分野別施策（ボランティア、文化芸術活動（障害者アート等）、農福連携による就労支援、観光・まちづくり、国際交流等）と、啓発活動とを掛け合わせ、横断的に実施することで、多くの一般県民に参加・交流できる機会を提供し、相乗効果等も創出していく。学生等若者を中心に、ワークショップやフィールドワーク等を取り入れながら、興味や関心を持てる分野への参加を募集・推進し、障害のある人と交流することで、相互理解を深めていきます。	障害福祉課

4 公共的施設等のバリアフリー化の推進

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(1) 公共的施設のバリアフリー化の推進	公共的施設のバリアフリー化の推進	不特定多数的人が利用する公共的な施設については、岡山県福祉のまちづくり条例で定められた施設において、建築主、設置者等に対する基準の遵守が図られるように、県、市等が指導・助言を行い、障害のある人等が安全・快適に利用できるようバリアフリー化を進めます。また、岡山県福祉のまちづくり条例やバリアフリー法に基づく建築物の整備促進を積極的に進めます。	建築指導課 障害福祉課
(2)(3) 県有施設のバリアフリー化の推進	県有施設のバリアフリー化の推進	県有建築物を新設する場合は、岡山県福祉のまちづくり条例の整備基準を遵守するとともに、ユニバーサルデザインの概念（すべての人にとって安全で使いやすいものにするという考え方）を踏まえ障害のある人等が安全・快適に利用できるよう整備を図ります。また、既存施設については、重要度・緊急度の高いものから、段差解消や車いすトイレの設置などバリアフリー化を図ります。一般県民と接することの多い窓口業務を行う施設については、特にバリアフリー化の推進を図ります。	財産活用課 建築営繕課 住宅課
(4) バリアフリー相談及び人材育成等	バリアフリー相談や人材育成等	■バリアフリー相談検討会 利用者参加によるバリアフリー施設整備の促進を図るため、県事業を対象に、施設の整備計画・設計段階から高齢者や障害のある人等の意見を聴くバリアフリー相談検討会を開催します。 ■バリアフリーアドバイザーの資質向上 これまで養成したバリアフリーアドバイザーの資質向上を図ります。	障害福祉課

IV 教育・文化芸術活動・スポーツ・国際交流等

1 特別支援教育推進のための取組

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(1) インクルーシブ教育システムの理念に基づく就学先決定への取組	インクルーシブ教育システムの理念に基づく就学先決定への取組	市町村教育委員会は、障害のある児童生徒の就学先決定に当たり、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先の判断を行うこととなります。 なお、この場合において、市町村教育委員会が本人・保護者に対し十分な情報提供しつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として、最終的には市町村教育委員会が行政上の役割として就学先を決定することとなります。	教育庁特別支援教育課
(2) 障害のある児童生徒に対する適切な合理的配慮の提供	障害のある児童生徒に対する適切な合理的配慮の提供	障害のある児童生徒に対する合理的配慮については、児童生徒一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて設置者・学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましいことを周知します。	教育庁特別支援教育課
(3) 多様な学びの場の充実	多様な学びの場の充実	合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、障害のある人との人が同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるようにするために、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図ります。	教育庁特別支援教育課

(4) 特別支援学校の教育の充実と教育体制の整備

●一人一人の教育的ニーズに対応した学校づくり

事業・取組名	事業・取組内容	事業・取組内容	
		教育委員会	特別支援学校
知的障害、肢体不自由の専門的な教育ができる限り身近な地域で受けられる体制整備	近隣に肢体不自由特別支援学校のない地域については、既存の知的障害特別支援学校が肢体不自由を伴う重複障害のある児童生徒を積極的に受け入れるよう、体制の整備に努めます。	■既存の知的障害特別支援学校における肢体不自由を伴う重複障害のある児童生徒の受け入れ体制の整備。	
一人一人の教育的ニーズに対応した教育の充実	特別支援学校においては、それぞれの障害種における教育の専門性を確保するとともに、重複障害のある児童生徒の指導の充実に努めます。また、発達障害を併せ有する児童生徒について、その特性等に対応した指導・支援の充実に努めます。	■重複障害や発達障害のある児童生徒に関する研修の充実	■発達障害を併せ有する児童生徒の指導・支援の充実
知的障害特別支援学校の児童生徒数増加に対応した学校設置等	児童生徒の急増対策として、これまでプレハブ校舎等の設置により対応してきましたが、老朽化したプレハブ校舎について、教室整備を検討していきます。	■老朽化しているプレハブ校舎解消に向けての教室整備の検討	
就労による社会自立を目指した専門的な教育を実施する特別支援学校の設置等	知的障害の程度が比較的軽い生徒が増加していることから、施設の状況等も勘案しながら、高等支援学校等の募集定員の拡大について検討します。 また、県立高等学校の余裕教室を活用し、高等学校生徒と特別支援学校高等部生徒との日常的な交流及び共同学習を行うことのできる分校・分教室の設置について研究します。	■高等支援学校等の募集定員の拡大に関する検討 ■県立高等学校への特別支援学校高等部の分校・分教室の設置に関する研究 ■「倉敷まきび支援学校」職業コースの設置	
医療的ケア実施体制等の整備	医療的ケア実施には、安全・安心な環境で行う必要があることから、医療的ケアに対応した教室等の整備について検討するとともに、医療的ケアの実施内容や対象児童生徒数の推移等を見ながら、医療的ケアが適切に実施できる看護師の時間数を確保します。 また、看護師が必要な研修を受けた教員と連携して医療的ケアにあたる体制などについて整備します。	■医療的ケアに対応した教室等の設置に関する検討 ■医療的ケアを安全に実施できる看護師の時間数の確保 ■医療的ケア実施運営協議会の開催	■看護師による適切な医療的ケアの実施

●教員の専門性の向上

事業・取組名	事業・取組内容	事業・取組内容	
		教育委員会	特別支援学校
特別支援学校教諭免許状保有率の向上	特別支援学校の特別支援学校教諭免許状の保有率の向上を図るため、特別支援学校を希望する同免許状保有者の採用枠の拡大や、免許法認定講習の拡充に努めます。 また、現在、特別支援学校に勤務している教員について、免許状の取得をさらに推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ■特別支援学校を希望する免許状保有者の採用枠の拡大 ■免許法認定講習の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ■免許未取得者への取得の促進
自立活動の指導等に関する専門性の向上	各学校においては、自立活動の指導に関する教員の専門性を一層高めるため、学校の現在のニーズに沿った研修を実施して、実態把握、自立活動の指導計画作成、評価等に関する教員の力量の向上に努めます。また、外部専門家を活用し、自立活動の指導が改善・充実するようにします。	<ul style="list-style-type: none"> ■自立活動の指導に関する研修講座の実施 ■各学校の外部専門家の活用の促進 ■指定校による公開授業の実施と研究資料の作成・配布 ■国立特別支援教育総合研究所等への内地留学の実施 ■知的障害の自立活動に関する指導事例集の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ■自立活動の指導に関する校内研修の計画・実施 ■外部専門家との連携による指導・支援の改善 ■研修講座や他校の公開授業等への参加 ■研修資料を活用した校内研修の実施
発達障害を含む様々な障害種に対応できる指導力の向上	各障害種に対応した専門性とともに、発達障害や障害の重複化に対応できる指導力の向上を図るための研修を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ■発達障害や重複障害の理解と支援に関する研修講座の充実 ■校内研修等に指導主事を派遣しての指導・助言 	<ul style="list-style-type: none"> ■発達障害や重複障害の指導に関する校内研修の計画・実施

●センター的機能の充実

事業・取組名	事業・取組内容	事業・取組内容	
		教育委員会	特別支援学校
地域における教育と福祉との連携	就学前から卒業後の福祉サービス利用まで、一貫した支援を継続するために、特別支援学校は、地域の自立支援協議会等関係機関と積極的に連携し、小・中学校等の支援に活かします。また、各地域の相談窓口について保護者や地域の人々への周知に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ■(県教育委員会) 関係機関等と連携しての相談窓口一覧表の作成・周知 ■(市町村教育委員会) 関係機関や保護者等への相談窓口一覧表の配布、周知 	<ul style="list-style-type: none"> ■地域自立支援協議会の積極的な活用 ■相談窓口の明確化
県総合教育センターと特別支援学校との連携・協力体制の整備	県総合教育センターと特別支援学校の関係者で構成する連絡協議会を開催し、連携・協力体制を整備し、情報の共有化等に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ■(県教育委員会) 連携・協力体制整備のための連絡協議会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ■県総合教育センターとの情報の共有化
センター的機能の充実	特別支援学校のセンター的機能として発達障害を含む障害のある幼児児童生徒一人一人に応じた適切な指導・支援の方法（アセスメントを含む）、「個別の教育支援計画」等の作成、関係機関との連絡等に関する助言又は援助等を行います。各学校で構成する連絡協議会を設置し、センター的機能の充実を努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ■(県教育委員会) センター的機能の明確化のための連絡協議会の開催 ■(市町村教育委員会) センター的機能の理解と活用に関する小・中学校等への指導・助言 	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の実情に合わせたセンター的機能の充実 (障害のある幼児児童生徒一人一人に応じた指導・支援の方法、「個別の教育支援計画」等の作成、各種助言又は援助等)
センター的機能発揮のための校内支援体制の整備	特別支援学校がセンター的機能を十分に發揮するため、障害の特性について専門的な知識を有する専門指導員を任命し、地域の小・中学校等からの要請に応じて適切な対応ができるよう校内体制の整備に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ■センター的機能充実のための条件整備 	<ul style="list-style-type: none"> ■センター的機能充実のための校内体制整備 (地域の小・中学校等からの要請に応じて対応できる「専門指導員」の任命等)

●高等部教育の充実

事業・取組名	事業・取組内容	事業・取組内容	
		教育委員会	特別支援学校
中学校等からの生徒の情報の引継ぎの充実	高等部入学後に、中学校等の必要な指導・支援を適切に引き継ぐことができるよう、中学校等が作成する「個別の教育支援計画」等による引継ぎを推進します。	■高等部入学に際して、中学校が作成する「個別の教育支援計画」等の引継ぎの要請	■中学校等との連携による「個別の教育支援計画」等による引継ぎ
キャリア教育の視点を踏まえた教育内容等の充実	各学校において、生徒一人一人が卒業後の生活を見据え、自立への意欲を高めることができるよう、キャリア教育の視点を踏まえ、卒業後のQOL（生活の質）の向上につながる教育課程の見直しや教育実践に取り組みます。 また、複数の種類の障害を併せ有する生徒については、専門的な知識や技能を有する教員のもとに指導を行うことや、必要に応じて医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、指導・支援の充実に努めます。	■キャリア教育の視点を踏まえた指導・助言 ■校内研修等に指導主事を派遣しての指導・助言	■キャリア教育の視点を踏まえた校内研修等の実施 ■誕生寺支援学校高等部アンテナショップ「野の花ショップ夢元」誕生寺支援学校中等部、高等部の生徒らが授業で作った作品を、高等部生徒が接客業務を体験しながらJR弓削駅構内で、アンテナショップを構え、販売しています。体験が生徒の自信につながるとともに、地域コミュニティーの拠点として欠かせない存在になっています。
就労による社会自立に向けた教育課程の改善と企業等との連携・協力	全ての特別支援学校において、実社会からの学びができる地域型の実習の研究・校内検定の実施や各種の資格取得等を通して、職業教育に関する教育課程の改善・充実に努めるとともに、引き続き、早期からの職場体験の拡充とキャリア教育の充実に努めます。また、教員の指導力を育成するために、企業等への内地留学や、県総合教育センターにおける就労支援に対応した研修講座を実施します。 また、高等部に配置している就労支援コーディネーター等が開拓した就労先や実習先の情報については、学校間での情報を共有します。	■倉敷まきび支援学校職業コースの充実 ■職業教育の改善についての指導 ■早期からの職場体験の推進 ■県総合教育センターにおける研修の充実 ■関係機関と連携した協議会等の開催 ■就労支援データベースによる情報管理	■高等支援学校、職業コース等における職業教育の取組 ■職業教育の改善 ■早期からの職場教育の実施 ■県総合教育センターにおける研修への参加 ■企業との連携会議等の開催 ■就労支援データベースによる情報共有
重度の障害のある生徒の移行支援と進路先の保障	重度の肢体不自由のある生徒について、保健、福祉等関係機関との連携を促進します。進路先における支援の継続を図るため、保護者と共に理解をした上で、「個別の教育支援計画」等が、福祉施設等の進路先へ円滑に引き継がれるように働きかけます。 また、地域の自立支援協議会等の協力を得て、肢体不自由連絡協議会を開催するとともに、特別支援学校を中心とした地域ごとの生活介護事業所説明会等を実施することにより、卒業後の進路を充実させ、卒業後のQOL（生活の質）の向上を図る取組を進めます。	■肢体不自由連絡協議会の開催 ■生活介護事業所説明会への協力	■地域の自立支援協議会や事業所等との連携・協力 ■生活介護事業所説明会の開催 ■「個別の教育支援計画」等を活用したケース会議の実施等による進路先への情報の引継ぎ

(5) 就学前、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育の充実

●就学前における支援の充実

事業・取組名	事業・取組内容	事業・取組内容	
		教育委員会	特別支援学校
早期支援のための関係機関との連携	幼稚園等は保護者の気持ちを受け止めながら教育相談を実施し、地域の相談支援の情報提供を行うとともに、指導・支援の充実に努めます。そのためには、教育・保健、福祉等の地域の関係機関との連携のもとに、幼稚園等において、保護者と共に「個別の教育支援計画」等を作成し活用することが必要であるため、作成・活用に向けて市町村教育委員会への助言・援助を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ■県教育委員会 「個別の教育支援計画」等の作成・活用の普及 ■市町村教育委員会 ・「個別の教育支援計画」等の作成・活用の指導 ・関係機関との連携による幼稚園等への指導・助言 	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者との教育相談の実施 ■「個別の教育支援計画」等の作成・活用 ■相談支援機関の情報提供と引継ぎ ■関係機関と連携した適切な指導・支援
幼稚園等の教職員の特別支援教育に関する専門性の向上	幼稚園等においては、特別な支援を必要とする乳幼児への適切な支援を行うことが必要です。県教育委員会は、市町村教育委員会と連携し、教職員が早い段階に気づき、特別支援教育の視点をもって指導・支援にあたることができるようするため、研修等を実施し、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図るとともに、就学前についての指導資料を作成し周知します。	<ul style="list-style-type: none"> ■県教育委員会 ・専門指導員派遣事業等による校内研修やケース会議等への支援 ・県総合教育センターによる研修の充実 ・指導資料の作成・周知 ■市町村教育委員会 ・教職員の実践力向上のための研修会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■特別支援学校のセンターモード等を活用した校内研修等の充実 ■研修会等への参加
適切な就学に向けた支援の充実	<p>地域の保健・福祉等関係機関の協力を得ながら、相談機関の一覧や就学手続き等を示したパンフレットを作成し、就学に関する情報を保護者にわかりやすく提供します。また、市町村教育委員会による保護者への情報提供、学校への指導・助言等により、適切な就学指導ができるよう、連絡協議会を開催します。併せて、保護者が早期から身近な相談ができるよう、市町村教育委員会に対して、地域の保健・福祉等の相談機関と連携した就学相談会の実施を働きかけます。</p> <p>特別支援学校への就学については、就学前の在籍校・園等での支援の状況や、将来に向けた教育的ニーズがより明確になるよう、「個別の教育支援計画」等による引継ぎが行われるよう指導していきます。</p> <p>知的障害児施設に入所する児童生徒については、障害の状態によって、特別支援学校に就学している現状がありますが、入所する知的障害児施設の住所地を学区とする公立小・中学校等への就学の可能性や必要性について、市町村教育委員会に働きかけます。</p>	<p>【県教育委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■就学に関する情報の保護者向けパンフレットの作成 ■就学指導に関する協議会等の開催 ■市町村教育委員会による就学相談会への助言・援助 ■特別支援学校への就学を希望する幼児児童生徒について、「個別の教育支援計画」等の引継ぎの要請 ■知的障害児施設の入所児童生徒の適切な就学についての働きかけ <p>【市町村教育委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■就学に関する情報の保護者向けパンフレットの配布と周知 ■就学指導に関する協議会等への参加 ■就学相談会の実施 ■「個別の教育支援計画」等の作成・活用についての指導・助言 ■知的障害児施設の入所児童生徒の適切な就学についての検討 	<ul style="list-style-type: none"> ■就学に関する情報の保護者向けパンフレットの配布と周知 ■就学指導に関する協議会等への参加 ■「個別の教育支援計画」等の作成・活用
就学前からの支援の継続、学校間の連携	地域の保健・福祉等関係機関と連携し、幼稚園等における「個別の教育支援計画」等の作成と活用を促進します。また、就学前の支援の継続を図るため、保護者と共通理解をした上で、「個別の教育支援計画」等が小学校等へ円滑に引き継がれるよう働きかけます。	<p>【県教育委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■「個別の教育支援計画」等の作成・活用、小学校等への円滑な引継ぎについての働きかけ ■関係機関との連携。協力体制の構築 ■幼稚園等と小学校との連絡会議実施の促進 <p>【市町村教育委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■「個別の教育支援計画」等の作成・活用、小学校等への円滑な引継ぎについての助言・指導 ■関係機関との連携。協力体制の構築 ■幼稚園等と小学校との連絡会議についての指導・助言 	<ul style="list-style-type: none"> ■「個別の教育支援計画」等の作成・活用 ■「個別の教育支援計画」等を基礎資料とした小学校等への円滑な引継ぎ ■関係機関との連携・協力 ■幼稚園等と小学校との連絡会議の実施

●小・中学校における特別支援教育の充実

事業・取組名	事業・取組内容	事業・取組内容	
		教育委員会	特別支援学校
校内支援体制の機能化	<p>校長のリーダーシップのもと、全教職員が、特別支援教育に関する専門性を高めていきます。また、特別支援教育コーディネーターの役割を明確にし、校内委員会を適切に開催し、校内支援体制の機能化を図ります。</p> <p>「個別の教育支援計画」等の作成と活用を促進し、一人一人に対応できる校内支援体制づくりについて指導を行います。また、特別支援学校の教員からなる専門指導員等を要請のあった学校等に派遣し、特別な支援を必要とする児童生徒への適切な対応に関する指導・助言等を引き続き行います。</p>	<p>【県教育委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■学級担任制を対象とした研修の充実 ■県総合教育センターによる市町村を中心とした校内支援体制の機能化に関する指導 ■専門指導員派遣事業の充実 ■特別支援学級等教育課程研究協議会の開催 <p>【市町村教育委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■「個別の教育支援計画」等の作成と活用についての指導 	<ul style="list-style-type: none"> ■「個別の教育支援計画」等の作成と活用 ■「個別の教育支援計画」等に基づく適切な指導・支援の工夫 ■県総合教育センターが行う学校支援等を活用した校内支援体制の機能化 ■専門指導員派遣事業等を活用した校内研修等の工夫 ■特別支援学級等教育課程研究協議会への参加
特別支援教育の観点を取り入れた授業づくりと学級づくり	<p>通常学級において特別な支援の必要な児童生徒の学習指導の充実を図るため、障害特性に配慮した授業づくりと学級づくりを推進します。</p> <p>また、発達障害のある児童生徒の多くが通常学級に在籍していることから、発達障害に関する研修の拡充等により、指導・支援の充実を図ります。また、特別な支援を必要とする全ての児童生徒について、「個別の教育支援計画」等を作成し、職員間での共有に努めます。</p>	<p>【県教育委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■指導資料作成による授業改善 ■県総合教育センターによる研修の充実 ■指定校における授業づくりや集団づくりの研究の推進 <p>【市町村教育委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■指導資料等を活用した指導・助言 ■中学校区における研修会の工夫 ■指定校における授業づくりや集団づくりの研究への指導・助言 	<ul style="list-style-type: none"> ■校内研修の工夫 ■県総合教育センター等での研修への参加 ■指定校における授業づくりや集団づくりの研究
特別支援学級の自立活動の計画的な取組と指導内容の充実	<p>特別支援学級に在籍する全ての児童生徒について、保護者との共通理解を図りながら、「個別の教育支援計画」等に基づいた指導が行われるよう努めます。</p> <p>自立活動については、児童生徒の実態を的確に把握し、教育課程に明確に位置づけた上で指導を行うことが重要であり、研究協議会等を通して取組が進めよう努めます。</p> <p>特に、自閉症・情緒障害特別支援学級においては、個別指導の充実とともに、大きな集団の中でも充実した学習や生活ができるよう、ソーシャルスキルトレーニング等により、人間関係の育成やコミュニケーション能力等、将来の社会生活において必要な力の育成に努めます。また、教員の特別支援教育の専門性の維持と向上に努めます。</p>	<p>【県教育委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■特別支援学級等教育課程研究協議会の実施 ■指導資料の作成 ■特別支援学校との人事交流 ■特別支援学校との兼務 <p>【市町村教育委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■指導資料を活用した取組への指導・助言 	<ul style="list-style-type: none"> ■特別支援学級等教育課程研究協議会への参加 ■指導資料を活用した指導の工夫・改善
交流及び共同学習の充実	<p>障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の相互理解を進めるため、交流及び共同学習を実施し、共生社会の実現に向けた取組を推進します。</p>	<p>【県教育委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■交流及び共同学習についての研究 ■研究指定校の研究成果の普及 <p>【市町村教育委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■県教育委員会と連携した指導・助言 ■研究指定校の研究成果の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ■研究指定校の研究成果を活用した指導の工夫・改善
通級指導教育の充実	<p>通級による指導を希望する児童生徒の増加に対応するよう、通級指導教室の充実に努めます。また、発達障害等多様な教育的ニーズに対応した効果的な指導の充実を図るために研究協議会を実施し、特別支援教育に関する専門性の確保と指導力の向上に努めるとともに、通級指導教室担当教員間の連携強化を図ります。</p> <p>また、児童生徒の在籍校と協力し、保護者との共通理解を図りながら、通級による指導を受けている全ての児童生徒について「個別の教育支援計画」等の作成活用を行うように努めます。</p>	<p>【県教育委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■通級指導教室担当教員を対象とした研修の充実 ■特別支援学級等教育課程研究協議会の実施 <p>【市町村教育委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■通級指導教育の指導・運営の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ■通級指導教室担当者の研修への参加 ■特別支援学級等教育課程研究協議会への参加

事業・取組名	事業・取組内容	事業・取組内容	
		教育委員会	特別支援学校
中学校区域等における学校間連携の促進・強化	特別な支援を必要とする幼児児童生徒への適切な指導・支援には、地域内での研修の充実や情報の共有化等の促進が大切です。中学校区等を単位とした幼稚園（保育所）・小学校・中学校等の学校間連携の促進が図られるよう、市町村教育委員会への助言、援助を行います。	【県教育委員会】 ■中学校区等における学校間連携の促進 【市町村教育委員会】 ■中学校区単位での学校間連携体制の整備	■中学校区での研修会や連絡会等への参加
特別支援教育支援員等の効果的な活用	特別支援教育支援員活用の手引きの作成や、支援員を対象とした研修会の開催などにより、支援員の効果的な活用を図ります。	【県教育委員会】 ■支援員を対象とする研修会への指導主事等の派遣 【市町村教育委員会】 ■支援員等の配置 ■支援員活用の手引きの作成、支援員対象の研修会の実施	■支援員等の効果的な活用のための校内体制整備
地域人材等の活用	教員OB等の地域人材や大学生を小・中学校の特別支援学級等で活用できるよう、市町村教育委員会等と連携し、人材活用のための仕組みづくりに努めます。	【県教育委員会】 ■地域人材や大学生の人材活用のための仕組みづくり 【市町村教育委員会】 ■地域人材や大学生の人材活用のための仕組みの運用	■必要に応じた地域人材や大学生の活用

●高等学校における特別支援教育の充実

事業・取組名	事業・取組内容	事業・取組内容	
		教育委員会	特別支援学校
特別な支援を必要とする生徒に対する理解の促進	県総合教育センター等での研修を充実させ、特別支援教育や発達障害に関する教職員の理解を深めるとともに、特別支援教育コーディネーターやミドルリーダーの養成に努めます。 各学校においては、校長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーターを中心として、全教職員の理解促進に努めます。また、特別支援学校の教員からなる専門指導員等を要請のあった学校に派遣し、特別な支援を必要とする生徒への適切な対応に関する指導・助言等を行います。 特に、定時制高等学校については、適切な指導・支援の充実が急務であり、教員を対象とした研修の充実や、専門指導員の派遣等により支援します。	【県教育委員会】 ■県総合教育センターによる研修の充実 ■発達障害者連絡協議会の開催 ■専門指導員の派遣	■校外研修への参加と校内研修の開催 ■発達障害等連絡協議会への参加 ■専門指導員派遣事業の活用
各学校の実情に応じた機能しやすい支援体制づくり	県総合教育センターでは、特別支援教育コーディネーターの養成及びスキルアップのための研修を実施します。また、特別支援教育推進の中心となる教員について、高等学校と特別支援学校との兼務や人事交流、特別支援教育総合研究所等での研修の機会の設定を通して、教職員の専門性の向上に努め、高等学校の特別支援教育の充実を図ります。 また、生徒の卒業後の社会自立に向けて、インターンシップなど校内外の教育活動の充実とともに、教育相談や生徒指導、進路指導等に特別支援教育の観点を取り入れ、発達障害者支援センター等の関係機関と連携を図りながら相談支援体制が整備されるよう、助言等を行います。	【県教育委員会】 ■特別支援教育コーディネーター研修の充実 ■管理職対象の特別支援教育に関する研修講座の実施 ■独立行政法人国立特別支援教育総合研究所等への派遣 ■特別支援学校との兼務・人事交流	■特別支援教育コーディネーター研修等への参加 ■校内委員会やケース会議の実施 ■発達障害者支援センター等の関係機関との連携 ■インターンシップやボランティア活動などの社会貢献活動等の実施 ■特別支援教育の観点を取り入れた指導・支援の充実

事業・取組名	事業・取組内容	事業・取組内容	
		教育委員会	特別支援学校
中学校からの情報を引き継ぐ仕組みづくり	<p>特別な支援を必要とする生徒に対して、入学後の指導・支援の方針を早期に立てられるよう、中学校からの情報の引継ぎについて、市町村教育委員会や校長会等の協力を得ながら進めます。特に、特別支援学級に在籍していた生徒や通級による指導を受けた生徒については、中学校で作成している「個別の教育支援計画」等を高等学校へ引き継ぐことにより、全教職員の共通理解のもとで、必要な指導・支援が行われるよう指導します。また、特別な支援を必要とする生徒の入学者選抜については、その手続きに関し、中学校の進路指導担当者等への周知に努めます。</p>	<p>【県教育委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■情報引継ぎについての理解促進 ■入学者選抜における特別な配慮等についての手続きの周知 <p>【市町村教育委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■高等学校への情報引継ぎに関する中学校への指導 	<p>■手引きに基づいた中学校との情報の引継ぎ</p>
特別な支援を必要とする生徒に対する指導等の充実	<p>中学校から引き継いだ情報をもとに、個々の教育的ニーズを踏まえた「個別の教育支援計画」が作成されるよう、県総合教育センターにおける研修を充実させるとともに、各学校に指導主事や専門指導員等を派遣し、具体的な作成の仕方等の指導・助言を行うことにより、特別な支援を必要とする全ての生徒について、「個別の教育支援計画」の作成と活用が推進されるよう努めます。</p> <p>また、生徒の介助等のため、必要に応じて特別支援教育支援員を配置するなどして、支援の充実を図ります。発達障害のある生徒に対しては、中学校との連携や、特別支援教育の観点を取り入れた授業づくりや評価方法の工夫等について、研究を行い、先進的な取組を進め、その成果を提供することで各学校における指導・支援の改善を図ります。</p> <p>また、そうした研究成果等を踏まえ、少人数指導や効果的なチームティーチング等による一人一人の教育的ニーズに対応した指導・支援について研究します。</p>	<p>【県教育委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■「個別の教育支援計画」の作成に関する指導・助言 ■県総合教育センターにおける研修の実施 ■県総合教育センターにおける発達障害に関する指導資料の作成 ■推進校による実践研究成果の普及 ■指導・支援の改善についての指導・助言 ■一人一人の教育的ニーズに対応した指導・支援についての研究の推進 ■定時制高等学校の教員に対する研修の実施や専門指導員の派遣等による支援 <p>【市町村教育委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■「個別の教育支援計画」の作成に関する指導・助言 ■定時制高等学校の教員に対する研修の実施や支援体制の充実に向けた指導・助言 	<p>■「個別の教育支援計画」の作成と活用</p> <p>■県総合教育センター等における研修への参加</p> <p>■教育相談、進路指導の充実</p> <p>■特別支援教育の観点を取り入れた指導・支援の充実</p>

1 特別支援教育推進のための取組

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(6) 発達障害のある子どもの支援	発達障害者支援体制整備事業【再掲】	乳幼児期から成人期までの一貫した発達障害のある人への支援体制の整備を図ります。	障害福祉課
	発達障害者支援センター運営事業【再掲】	専門的な相談支援等を行う拠点として県発達障害者支援センターを県南・県北に各1ヶ所設置・運営します。発達障害のある人及びその家族からの相談に対する助言指導、就労相談の実施、関係機関の連携強化等の総合的支援の充実を図ります。 また、「発達障害者地域支援マネージャー」の配置により同センターの体制を強化し、就労支援、障害福祉サービス事業所等との連携等、機能の充実を図ります。	障害福祉課
	発達障害児（者）支援医師研修事業【再掲】	発達障害の早期発見及び早期支援については、医師の役割が重要であることから、小児科医や乳幼児検診に携わる医師に対する研修を通じて発達支援に関する専門性の確保等、体制の充実を図ります。	障害福祉課
	発達障害者支援キーパーソン登録・活用促進事業【再掲】	各職種や職域ごとの研修会等を終了し、発達障害のある人への支援に携わっている専門職を発達障害者支援キーパーソンとして登録し、多職種連携の支援、個々のスキルアップ機会の提供など、発達障害のある人のトータルライフを支える人材をサポートするとともに、地域における支援体制の充実など幅広い活用を図ります。	障害福祉課
	発達障害児支援保育士研修事業【再掲】	人間形成の基礎となる乳幼児期を過ごす保育所等において、子どもの発達の課題や特徴を理解した正しい支援が行えるよう、保育士等を対象とした実務研修を実施し、保育の実践力の向上を図ります。	子ども未来課

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(6)発達障害のある子どもの支援	子どもの健やか発達支援事業【再掲】	各保健所・支所において、児童精神科医などの専門医による発達障害の疑いのある子どもの相談を実施するなど、早期発見、早期療育による子育ての環境整備を図ります。	健康推進課
	児童養護施設等対応機能強化事業【再掲】	児童養護施設等に入所している発達障害児等への適切な支援が行えるよう、施設職員を対象とした研修を実施し、支援技術の向上を図ります。	子ども未来課
	専門指導員派遣事業【再掲】	発達障害等の児童生徒に対する適切な支援のため、特別支援学校の教員等からなる専門指導員が学校の要請に応じて指導・支援を行います。	教育庁特別支援教育課
	多様な学びの場「特別支援教室」事業【再掲】	通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に、自立活動の視点での教科の取り出し指導を行うモデル事業を小学校において実施します。	教育庁特別支援教育課
(7)先進的な事例の収集・関係者への情報提供	指導資料「通常学級の特別支援教育ガイド」	授業のユニバーサルデザインの考え方に基づき、特別支援教育の観点を取り入れた授業づくりについての指導資料を作成し、活用します。	教育庁特別支援教育課
(8)障害のある児童生徒の就労支援の充実	岡山県就労・生活支援研究協議会	特別支援学校卒業生の円滑な就労移行等を支援するため、企業団体等と連携し障害のある生徒の就労意欲を高め、将来の社会自立に資する「岡山県就労・生活支援研究協議会」を継続的に実施することにより、「岡山の就労応援団」など企業団体との協力関係を構築するとともに、就労支援コーディネーターを活用した職場開拓、高等部の産業現場等における実習の充実を図ります。	教育庁特別支援教育課
	ジョブ支援員の活用	生徒の進路意識の高揚を図るため、ジョブ支援員を活用して中学部からの職場体験を実施していきます。	教育庁特別支援教育課
	「岡山の就労応援団」の構築や「地域型実習」の推進【再掲】	卒業後、企業等での就労による社会自立を目指す特別支援学校生徒の「働く力」をより一層育成し、職業教育・就労支援の充実を図るため、「岡山の就労応援団」を構築し、特別支援学校高等部におけるこれまでの産業現場実習に加え、中学部における実習や地域と連携した「地域型実習」を県内全域で推進できるよう取り組んでいきます。	教育庁特別支援教育課
	可能性にチャレンジ～特別支援学校技能検定～【再掲】	特別支援学校生徒の就職意識を高め、企業等に雇用を促すため、企業団体と連携して開発した認定資格を付与するための技能検定を実施します。	教育庁特別支援教育課
	ジョブマッチング～特別支援学校生徒のためのジョブフェア～【再掲】	特別支援学校生徒の就労による社会自立を促進するため、生徒が企業担当者と面談を行います。	教育庁特別支援教育課
(9)ICT等を活用した教育支援機器の充実	県総合教育センターにおけるICT活用研修	県総合教育センターにおいて、「特別支援教育の観点におけるICT活用研修講座」を実施します。	教育庁特別支援教育課
(10)指導方法の調査・研究・普及	県総合教育センターにおける調査・研究	障害のある児童生徒に対する指導方法に関する調査・研究を推進するとともに、研究成果の普及を図ります。	教育庁特別支援教育課

2 教育環境の整備等

重点施策(項目)	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(1)生涯学習の推進 (地域社会におけるつながりや支え合いを創り出す場・組織の充実)	おかやま子ども応援事業	地域住民の参画による「学校支援地域本部」、「放課後子ども教室」、「家庭教育支援」の活動を効果的に組み合わせた取組を推進し、学校・家庭・地域が連携して地域ぐるみで子どもを健やかに育むとともに、学校・家庭・地域の教育力の向上を図ります。	教育庁生涯学習課
	土曜日教育支援事業	すべての児童たちの土曜日の教育活動の充実のため、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の豊かな社会資源を活用し、体系的・継続的なプログラムの実施や地域と連携した土曜日授業の補助を通じて、土曜日の教育支援体制等の構築を図ります。	教育庁生涯学習課
	親のグッドスタート事業	小学生低学年における不登校や問題行動等は、保護者の教育力の低下も要因の一つとして指摘されています。小学校入学前に「親育ち応援学習プログラム」を実施することにより、子どもに対する最低限の躾や集団生活への動機づけ等、学校生活を見通した子育てについて、保護者の意識が向上するとともに、保護者間同士が繋がり、互いに学び合う環境が醸成されることが期待されます。	教育庁生涯学習課

重点施策(項目)	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(1)生涯学習の推進 (地域社会におけるつながりや支え合いを創り出す場・組織の充実)	親育ち応援隊！家庭教育支援チーム推進事業	市町村において、子育て支援に関する地域人材（主任児童委員、保健師、大学（院）生、PTA関係者等）による家庭教育支援チームを結成し、学校園、保育所、専門機関等と連携しながら、就学前の子どもを持つ家庭を中心に、家庭訪問、相談交流事業等を通して、効果的な家庭教育支援を推進します。	教育庁生涯学習課
	おかやま子ども応援センター（子ども応援人材バンク）	全ての学校で地域人材による支援の仕組みが構築されることを促進するとともに、子どもや学校のものも課題への支援や専門的な知識・技術を生かした支援等の充実を図ります。	教育庁生涯学習課
	防災キャンプ推進事業	学校等を避難所とした生活体験など体験型の防災教育プログラムを実施します。防災キャンプを地域住民の参加を得て実施し、青少年の防災教育及び地域の絆づくりを推進します。	教育庁生涯学習課
	「ぱっちり！モグモグ」生活リズム向上キャンペーン	チャレンジカード等を活用し、生活リズムを見直す取組など、関係部局・団体・企業等と連携して「早ね早おき朝ごはん」県民運動を推進します。	教育庁生涯学習課
(1)生涯学習の推進(地域社会に参加・参画するプログラムの充実)	「地域デビュー」支援事業	身に付けた知識や経験等を生かして、退職後、地域活動に参加・参画できるよう、企業等への出前講座を実施します。	教育庁生涯学習課
	地域づくり人材養成セミナー	県内市町村の生涯学習グループリーダーやリーダーを志す人、学校・行政担当者、大学生、高校生を対象に、地域活動の中核的な役割を担い、学習支援体制を推進していくこうとする人材の育成を図ります。	教育庁生涯学習課
(1)生涯学習の推進(生涯学習コーディネーターの育成)	教育支援活動コーディネーター等研修会	学校と家庭、地域のそれぞれの関係づくりを進めるコーディネーターや、家庭教育支援を推進するリーダー等の資質向上を図ります。	教育庁生涯学習課
	親育ち応援学習リーダー養成講座	学校園や身近な地域で互いに交流しながら楽しく学び合うことができる参加型の学習教材「親育ち応援学習プログラム」を効果的に活用し、子育てに必要な知識やスキル等の習得、親同士のネットワークづくりを支援するリーダーを養成します。	教育庁生涯学習課
	生涯学習・社会教育関係職員研修講座	県内・市町村の生涯学習・社会教育関係職員及び関係施設職員等を対象に、地域課題の把握や具体的な解決方法を探るための基本的な知識・技能の研修を通して、地域社会づくりの中核的役割を担う職員等の育成を図ります。	教育庁生涯学習課
(1)生涯学習の推進(青少年のキャリア形成への支援)	生きる力応援事業「夢さがしの旅」	不登校等で悩む子どもや保護者を対象に、教育関係者・カウンセラー・学生ボランティア等で構成するスタッフが、社会教育施設等において、体験活動や交流活動を通して、子どもたちの自立を支援する取組を展開します。	教育庁生涯学習課
	学校における文化活動の促進	音楽・演劇公演、国際文化交流事業、高等学校総合文化祭等を通して、学校における文化活動を促進します。	教育庁生涯学習課
(1)生涯学習の推進(学習機会のユニバーサルデザイン化の推進)	親育ち応援学習リーダー養成講座	学校園や身近な地域で互いに交流しながら楽しく学び合うことができる参加型の学習教材「親育ち応援学習プログラム」を効果的に活用し、子育てに必要な知識やスキル等の習得、親同士のネットワークづくりを支援するリーダーを養成します。	教育庁生涯学習課
	デジタル岡山大百科	岡山情報ハイウェイを活用し、岡山の姿を百科事典的に調べることができる電子図書館システムのコンテンツの充実を図ります。	教育庁生涯学習課
(1)生涯学習の推進 (多様な個性・能力の伸長の支援)	岡山県生涯学習大学	本県の特性を生かした講座を開設するとともに、多様な学習講座を体系化し、県民に系統的・継続的な学習機会を提供します。	教育庁生涯学習課
(2)高等学校入学者選抜試験における配慮	高等学校入学者選抜試験における配慮	障害により特別な配慮を必要とする志願者については、引き続き、入学者選抜の公平性を基本としつつ、志願者の障害の状況等を踏まえ、必要な配慮を行います。	教育庁高校教育課
(3)災害発生時にも配慮した学校施設等のバリアフリー化	災害発生時にも配慮した学校施設等のバリアフリー化	災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ、ユニバーサルデザインの整備を計画的に進めいくとともに、必要なバリアフリー化の整備を推進していきます。	建築指導課 教育庁財務課

3 大学等における障害のある学生への支援

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
大学等における障害のある学生への支援	コミュニケーション等の合理的配慮・施設のバリアフリー化等の要請	大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮、教科書・教材に関する配慮等を促進するとともに、施設のバリアフリー化を推進するよう、障害のある学生への国の支援指針等を参考に、県内大学等に要請していきます。	障害福祉課
	大学入試センター試験での配慮の周知等の要請	大学入試センター試験において実施されている障害のある受験者の配慮については、障害者一人一人のニーズに応じて、より柔軟な対応に努めるとともに、高等学校及び大学関係者に対し、配慮の取組について、一層の周知を図るよう、障害のある学生への国の支援指針等を参考に、県内大学等に要請していきます。	障害福祉課
	大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施の要請	障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施を促進するよう、障害のある学生への国の支援指針等を参考に、県内大学等に要請していきます。	障害福祉課
	配慮内容・バリアフリー化等の情報公開の促進の要請	入試における配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受け入れ実績等に関する各大学等の情報公開を促進するよう、障害のある学生への国の支援指針等を参考に、県内大学等に要請していきます。	障害福祉課
	支援体制整備等の要請	各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置など、支援体制の整備を促進するよう、障害のある学生への国の支援指針等を参考に、県内大学等に要請するとともに、障害のある学生への修学支援に関する先進的な取組を行う大学等の事例収集等を実施するとともに、大学等間や地域の地方公共団体、高校及び特別支援学校等とのネットワーク形成を促進するよう努めます。	障害福祉課

4 障害のある人の文化芸術活動の推進

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(1) 障害者アート等文化芸術活動の推進	障害のある人の県庁アートギャラリー【再掲】	「障害」と「障害のある人」に対する理解を深めていただき、障害のある人が創作活動を頑張る契機となるよう、県庁県民室に障害のある人のアートギャラリーを開設し、個性輝く作品を展示します。	障害福祉課
	こころをつなぐ作品展【再掲】	県内の特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級の幼児児童生徒が授業等で作成した作品を展示することにより、社会の人々の障害のある子どもに対する理解を深めます。	教育庁特別支援教育課
	障害者アート等 文化芸術活動の普及・推進	文化芸術活動の発表・発信機会の更なる確保や、障害者アートを通しての障害のある人との交流の創出など、県民に広く普及・周知するための取組の研究等を行い、障害のある人が発信する障害者アート等の文化芸術活動を推進します。また、障害のある人との交流を通じて、「障害」と「障害のある人」に対する理解を深める啓発も併せて推進します。	障害福祉課
	県民文化祭との連携	障害の有無に関わらず、文化芸術活動への参加の機会を増やすため、県民文化祭の「岡山県美術展覧会」や「岡山県文学選奨」への参加を呼びかけ、障害のある人の作品発表の機会を増やすとともに、障害のある人との交流に努めます。	障害福祉課 文化振興課
	文化芸術活動に携わる人材の派遣	文化芸術活動に携わる人材の派遣等の取り組みを行い、障害の有無に関わらず、文化芸術活動を行うことのできる環境づくりに取り組みます。	文化振興課
	インクルーシブな交流・分野横断的な啓発の推進【再掲】	「障害のある人もない人も一緒に社会をデザインする」をコンセプトに、障害のある人もない人も一緒に参加できる交流型・分野横断型の啓発活動に取り組みます。 本障害者計画の分野別施策（ボランティア、文化芸術活動（障害者アート等）、農福連携による就労支援、観光・まちづくり、国際交流 等）と、啓発活動とを掛け合わせ、横断的に実施することで、多くの一般県民に参加・交流できる機会を提供し、相乗効果等も創出しています。 学生等若者を中心に、ワークショップやフィールドワーク等も取り入れながら、興味や関心を持つ分野への参加を募集・推進し、障害のある人と交流することで、相互理解を深めていきます。	障害福祉課

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(2) 文化施設での字幕・音声案内サービスの提供等	文化施設での字幕・音声案内サービスの提供等	博物館、美術館等における文化芸術活動の公演・展示等において、字幕や音声案内サービスの提供等、障害のある人のニーズに応じた工夫・配慮が提供されるように努めます。	県立博物館 (教育庁文化財課) 県立美術館 (文化振興課)
	県立美術館観覧料の免除【再掲】	身体障害者手帳・療育手帳・特定疾患の受給者票等をお持ちの方(付き添いの方1名を含む。)は無料でご覧いただけます。	文化振興課
	県立博物館入館料の免除【再掲】	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳もしくは特定疾患の受給者票等を有する方(付き添いの方含む。)は無料でご覧いただけます。	教育庁文化財課
	後楽園入園料の免除【再掲】	障害者手帳・療育手帳・特定疾患等の医療受給者証およびスマモン健康管理手帳をお持ちの方の入園料を免除します。また、介護の必要な方は介護者1名無料となります。	都市計画課

5 障害者スポーツの振興

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(1) 障害者スポーツの普及等	岡山県障害者スポーツ大会の開催	障害のある人が競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障害に対する理解と認識を深め、障害のある人の社会参加を促進することを目的に開催します。	障害福祉課 福祉相談センター
	全国障害者スポーツ大会への派遣	全国障害者スポーツ大会に県選手団を派遣します。団体競技については、全国障害者スポーツ大会の中国・四国地区予選会への派遣も行います。	障害福祉課 福祉相談センター
	障害者スポーツ教室の開催	障害のある人がスポーツやレクリエーションに親しむ機会の提供を通して、障害のある人の体力増強、交流、余暇の活用等に資するため、障害者スポーツ教室を開催します。	障害福祉課 福祉相談センター
(2) パラリンピック等におけるアスリートの育成強化	パラリンピック等への参加支援	障害者スポーツの普及と理解を促進するため、パラリンピック等の国際的な障害者スポーツ大会への参加を支援します。	障害福祉課
(3) 障害のある人との交流によるふれあい・交流の促進	障害者スポーツに関する情報提供	岡山県障害者スポーツ協会では、機関誌やホームページなどの媒体を活用し、障害者スポーツに関する情報提供を行います。	障害福祉課 福祉相談センター
	岡山吉備高原車いすふれあいロードレースの開催	障害のある人の体力の増進と社会参加の促進を図ることを目的として、車いすふれあいロードレースを開催します。(主催者である組織委員会の構成員として参画)	障害福祉課 福祉相談センター
	スポーツの場の提供	統合型地域スポーツクラブにおいて、障害のある人も含めて、スポーツイベントなどスポーツ活動に参加できる環境作りを推進します。	スポーツ振興課
	インクルーシブな交流・分野横断的な啓発の推進【再掲】	「障害のある人もない人も一緒に社会をデザインする」をコンセプトに、障害のある人もない人も一緒に参加できる交流型・分野横断型の啓発活動に取り組みます。本障害者計画の分野別施策(ボランティア、文化芸術活動(障害者アート等)、農福連携による就労支援、観光・まちづくり、国際交流等)と、啓発活動とを掛け合わせ、横断的に実施することで、多くの一般県民に参加・交流できる機会を提供し、相乗効果等も創出していきます。学生等若者を中心に、ワークショップやフィールドワーク等を取り入れながら、興味や関心を持てる分野への参加を募集・推進し、障害のある人と交流することで、相互理解を深めていきます。	障害福祉課
	バリアフリー情報の提供【再掲】	障害のある人が外出する際に役立つ情報を提供するため、県内の様々な施設のバリアフリー状況をまとめたホームページ「岡山県バリアフリー施設ガイド楽々おでかけ便利帳」により、幅広く情報提供します。また、新たな施設の掲載や情報の更新を行い、内容の充実を図ります。	障害福祉課
	ゴルフ場利用税の非課税	障害のある人のスポーツ活動に参加する機会を拡大するため、一定の要件を満たす場合に、ゴルフ場利用税を非課税とします。	税務課

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(3) 障害のある人との交流の促進	岡山県総合グランドの有料公園施設利用料金・駐車場料金の減免等	○身体障害者、知的障害者、精神障害者で組織する団体が主催し、スポーツのために使用する場合は、原則として、有料公園施設の利用料金の2分の1に相当する額を減免します。 ○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がスポーツのために使用する場合、（グループ利用については、利用者の半数以上が手帳の交付を受けている者であること）有料公園施設（駐車場を除く）の利用料金の2分の1に相当する額を減免します。また、駐車場料金の全額を免除します。	都市計画課
	倉敷スポーツ公園の有料公園施設の利用料金の減免	身体障害者等で組織する団体が主催し、スポーツのために使用する場合に、利用料金の2分の1に相当する額を減免します。（入場料を徴収する場合は利用料金の3分の1に相当する額）	都市計画課
(4) 障害者スポーツの指導者の養成・ボランティア活動の推進等	障害者スポーツ指導員の養成	障害の特性に応じた専門的な知識や技術、技能を備え、地域で障害者スポーツを支える指導者の育成を図るため、競技団体や障害者スポーツ指導者連絡協議会等と連携を図りながら講習会の開催や他県での講習会等へ派遣するとともに、養成された障害者スポーツ指導員の活用を促進します。	障害福祉課 福祉相談センター
	障害者スポーツボランティア活動の推進	障害者スポーツボランティア活動を通して、障害に対する正しい認識と理解を深め、障害者スポーツへの関心を高めていきます。	障害福祉課 福祉相談センター
	移動支援事業者情報提供事業【再掲】	重度の視覚障害のある人が、都道府県・指定都市間を移動する場合に、その目的地において必要となるガイドヘルパーの紹介・あっせん・情報提供を行います。	障害福祉課
	観光等のホームページの充実	障害のある人が、旅行、観光、娯楽などにより充実したレクリエーション活動を楽しむことができるよう、県内の情報を集約して、県のホームページで公表するなど、情報提供の充実を図ります。	観光課 障害福祉課

6 障害のある人等の国際交流の推進

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
障害のある人等の国際交流の推進	福祉分野を中心とした国際交流	国際交流団体が行う各種活動や在住外国人との交流等、又は諸外国における障害のある人を取り巻く状況や諸福祉施策等の情報交換等を通してネットワークの構築等に努めます。	障害福祉課
	障害者スポーツによる国際交流	スペシャルオリンピックスへの参加等、民間団体等が行う障害者スポーツを通じた国際交流の取組を支援します。	障害福祉課
	インクルーシブな交流・分野横断的な啓発の推進【再掲】	「障害のある人もない人も一緒に社会をデザインする」をコンセプトに、障害のある人もない人も一緒に参加できる交流型・分野横断型の啓発活動に取り組みます。 本障害者計画の分野別施策（ボランティア、文化芸術活動（障害者アート等）、農福連携による就労支援、観光・まちづくり、国際交流等）と、啓発活動とを掛け合わせ、横断的に実施することで、多くの一般県民に参加・交流できる機会を提供し、相乗効果等も創出していくことを目指します。学生等若者を中心に、ワークショップやフィールドワーク等も取り入れながら、興味や関心を持てる分野への参加を募集・推進し、障害のある人と交流することで、相互理解を深めていきます。	障害福祉課

V 雇用・就業、経済的自立の支援

1 障害のある人の雇用の推進

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
障害のある人の雇用の推進	経済団体等への要請行動の実施等	知事、教育長及び岡山労働局による経済団体への要請行動や三者連名による県内事業主に対する要請文の発出等により、障害のある人の雇用の確保・拡大を働きかけるとともに、障害者雇用率制度の啓発・周知を図ります。	労働雇用政策課
	「障害者ワークフェア・インおかやま」の開催	優秀労働障害者や障害者雇用優良事業所の表彰、セミナー等を行う「障害者ワークフェア・インおかやま」を開催し、障害のある人の適性や能力に応じて就業の場が確保され、雇用の安定が図られる社会の実現に向けた普及・啓発を図ります。	労働雇用政策課
	法定雇用率制度の周知による障害のある人の雇用促進	障害者法定雇用率達成のため、岡山労働局等関連機関と協力しながら事業主に対し制度を周知するとともに、各種助成金制度の普及を促進し、関係機関と連携して障害者雇用を推進します。	労働雇用政策課
	精神障害のある人の雇用に対する理解促進	障害者雇用促進法の改正により、岡山労働局等関連機関と協力しながら精神障害のある人の雇用が義務化されたことについて 啓発・周知を行ない、事業主等の理解促進を図ります。	労働雇用政策課
	中小企業等障害者雇用促進事業（障害者雇用促進アドバイザー）	障害のある人の雇用を検討している中小企業等に、「障害者雇用促進アドバイザー」を派遣して適切な相談・助言等を行い、中小企業等における障害者雇用の促進を図ります。	労働雇用政策課

2 総合的な就労支援

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(1) 障害者就業・生活支援センターによる就労支援	障害者就業・生活支援センター事業【再掲】	障害のある人の就業と職場定着を促進するため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関の連携の下、身近な地域において就業面及び生活面における一的な相談支援を実施します。	障害福祉課 労働雇用政策課
	多様な就労ニーズへの対応	多様な就労ニーズに対応するため、各公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所と連携して、在宅就労や短時間勤務などが可能な事業所等の職場開拓を行います。	障害福祉課 労働雇用政策課
(2) 雇用・保健福祉・教育等の関係機関の連携	障害者就業・生活支援センター等による連携の強化	障害者就業・生活支援センターや地域自立支援協議会が中心となって、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携を推進し、障害のある人の就業面及び生活面から的一般的な相談支援を実施するためのネットワークを構築します。	障害福祉課
	障害者就労支援サポート事業	就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所における福祉的就労から一般就労への移行が促進されるよう、障害者就業・生活支援センターが中心となって、関係機関の連携体制を整備するとともに、効果的な就労アセスメント及び支援方法の普及を図ります。	障害福祉課
(3) 障害のある人の在宅就労・IT利用等の促進	障害者ITサポートセンターおかやまの運営	障害のある人の在宅就労やITの利用等の促進を図る拠点として、総合福祉・ボランティア・NPO会館（きらめきプラザ）内に障害者ITサポートセンターおかやまを設置し、IT利用に関する総合的な相談等に対応するとともに、パソコンボランティア養成等の事業と連携し、障害のある人のデジタルディバイドの解消を図ります。	障害福祉課
	バーチャル工房おかやまの運営	通勤など移動に制約を抱え、あるいは健康上の理由から企業での勤務に耐えられない重度の障害のある人に対して、ITを活用した「バーチャル工房おかやま」を運営し、在宅就労機会の拡大を図ります。	障害福祉課
(4) 就業機会の拡大と雇用の促進	障害者就職準備講習会・就職面接会の開催	就職準備講習会や就職面接会を岡山労働局等と共に開催し、障害のある人の就業を支援します。	労働雇用政策課
	職場適応訓練の実施	求職中の障害のある人などの職業生活への円滑な移行を図るため、職場の作業環境に適応し、定着できるよう訓練を実施します。	労働雇用政策課

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(4)就業機会の拡大と雇用の促進	手話協力員の配置	県下の岡山、倉敷中央、津山の計3か所のハローワークに手話協力員を配置し、障害のある人の職業相談に対応します。	労働雇用政策課
	障害のある人自身の一般就労等に関する理解の促進	障害のある人自身が、一般就労や雇用支援策に関する理解を深めることができるよう、障害者就業・生活支援センターや発達障害者支援センター、就労支援事業所等において、相談や支援を行います。	障害福祉課
	障害のある人を雇用するための各種制度等の利用促進のための周知	<p>障害のある人の雇用に関連する各種助成金制度等の利用促進のため、岡山労働局、地域障害者職業センター等関係機関と連携して周知を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定求職者雇用開発助成金 ・障害者初回雇用奨励金 ・中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金 ・障害者雇用安定奨励金 ・発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金 ・障害者トライアル雇用奨励金 ・障害者作業施設設置等助成金 ・障害者福祉施設設置等助成金 ・障害者介助等助成金 ・障害者雇用安定奨励金（訪問型、企業配置型） ・重度障害者等通勤対策助成金 ・重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 ・障害者職場復帰支援助成金 ・障害者職業能力開発助成金 ・職業転換訓練費負担金 	労働雇用政策課
	障害のある人を雇用するための相談・助言	障害者雇用の促進を図るため、障害者雇用促進アドバイザーを設置し、障害のある人の雇用を検討している中小企業等からの依頼に応じて、適切な相談・助言等を行います。	労働雇用政策課
	職業訓練の推進	県立高等技術専門校では、公共職業安定所等との連携のもとに、多様化する訓練ニーズに応じた職業訓練を推進します。	労働雇用政策課
(5)職業訓練・職業能力の開発	技能競技大会を通じての啓発	障害者技能競技大会（アビリンピック）等を通じて、障害のある人の技能に対する社会の認識を高め、技能が尊重される社会の形成を目指します。	労働雇用政策課
	岡山県就労・生活支援研究協議会【再掲】	特別支援学校卒業生の円滑な就労移行等を支援するため、企業団体等と連携し障害のある生徒の就労意欲を高め、将来の社会自立に資する「岡山県就労・生活支援研究協議会」を継続的に実施することにより、企業団体との協力関係を構築するとともに、就労支援アドバイザー及び就労支援コーディネーターを活用した職場開拓、高等部の産業現場等における実習の充実を図ります。	教育庁特別支援教育課
	ジョブ支援員の活用【再掲】	生徒の進路意識の高揚を図るため、ジョブ支援員を活用して中学部からの職場体験を実施していきます。	教育庁特別支援教育課
	「岡山の就労応援団」の構築や「地域型実習」の推進【再掲】	卒業後、企業等での就労による社会自立を目指す特別支援学校生徒の「働く力」をより一層育成し、職業教育・就労支援の充実を図るため、「岡山の就労応援団」を構築し、特別支援学校高等部におけるこれまでの産業現場実習に加え、中学部における実習や地域と連携した「地域型実習」を県内全域で推進できるよう取り組んでいきます。	教育庁特別支援教育課
	可能性にチャレンジ～特別支援学校技能検定～【再掲】	特別支援学校生徒の就職意識を高め、企業等に雇用を促すため、企業団体と連携して開発した認定資格を付与するための技能検定を実施します。	教育庁特別支援教育課
(6)学校現場等での職業指導等の充実	ジョブマッチング～特別支援学校生徒のためのジョブフェア～【再掲】	特別支援学校生徒の就労による社会自立を促進するため、生徒が企業担当者と面談を行います。	教育庁特別支援教育課

3 一般就労への移行推進

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(1) 障害福祉サービスによる一般就労への移行推進	就労移行支援【再掲】	一般就労を希望する65歳未満の障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行うサービスです。	障害福祉課
	就労継続支援(A型)【再掲】	継続的に就労することが可能な65歳未満の障害のある人に、雇用契約に基づく働く場を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービスです。	障害福祉課
	就労継続支援(B型)【再掲】	一般企業や就労継続支援事業(A型)での就労経験があって、年齢や体力の面で就労が困難となった人々や、就労移行支援事業を利用したものの一般企業や就労継続支援(A型)の雇用に結びつかなかった人々などに、雇用契約に基づかない働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。	障害福祉課
	障害者就労支援サポート事業【再掲】	就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所における福祉的就労から一般就労への移行が促進されるよう、障害者就業・生活支援センターを中心となって、関係機関の連携体制を整備するとともに、効果的な就労アセスメント及び支援方法の普及を図ります。	障害福祉課
(2) その他関係機関等と連携した取組	障害のある人の様様に応じた多様な委託訓練事業の受講	企業、社会福祉法人等の多様な委託先を活用し、障害のある人の能力、適正及び地域の雇用ニーズに対応した委託訓練を実施し、就労に必要な知識・技能の習得を図ることにより障害のある人の就職の促進を図ります。	労働雇用政策課
	岡山県精神障害者職場研修事業	障害のある人を、県庁の職場に短期間、研修生として受け入れて職場体験の機会を提供することにより、就労意欲の醸成、就労に必要なマナー等の習得を図り、一般就労移行を促進します。	健康推進課
	おかやま心のバリアフリー普及・促進事業【再掲】	企業・団体等を対象に、障害のある人の特性や障害者差別解消法等についての啓発や、啓発を行うことで心のバリアフリーを推進し、また、障害のある人の就労に対する意識向上を図るとともに、働きやすい環境の整備と新たな職場開拓を図ります。	障害福祉課
	知的障害のある人の岡山県非常勤職員への採用	県の職場において、知的障害のある人を、主に事務補助に従事する非常勤職員として採用し、一般就労移行を促進します。	人事課

4 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(1)精神障害（発達障害含む）のある人の就労支援	精神障害（発達障害含む）のある人の就労支援	精神障害（発達障害含む）に関する事業主等の理解を促進するとともに、障害者就業・生活支援センターで就業面と生活面のきめ細かな支援を行い、障害の特性に応じた支援の充実・強化を通じて、精神障害（発達障害含む）のある人の雇用拡大を図ります。	健康推進課 障害福祉課
	発達障害のある人への就労支援	発達障害のある人の就労支援として、発達障害者支援センターで就労相談等を行うとともに、岡山労働局や岡山障害者職業センターが行う就労支援事業等とも緊密に連携し、手帳取得の有無に関わらず発達障害のある人の就労を支援します。	障害福祉課
(2)難病患者の就労支援	岡山県難病相談・支援センター事業【再掲】	難病患者の就労支援を促進するため、岡山県難病相談・支援センターに就労支援専門員を配置し、難病患者就職サポートーーが配置された公共職業安定所等関係機関とも連携を図りながら、きめ細やかな相談・援助、情報の提供を行います。	医薬安全課
(3)農業分野における障害者就労、就労訓練の推進	農業分野における障害者就労、就労訓練の推進	中国四国農政局を事務局とする「岡山地域農業の障害者雇用促進ネットワーク」等の協力体制を活用しながら、農業と福祉の連携を深め、障害福祉サービス事業者や農業法人等のニーズを汲みながら、障害のある人の就労支援を推進していきます。	障害福祉課 農産課
	インクルーシブな交流・分野横断的な啓発の推進【再掲】	「障害のある人もない人も一緒に社会をデザインする」をコンセプトに、障害のある人もない人も一緒に参加できる交流型・分野横断型の啓発活動に取り組みます。 本障害者計画の分野別施策（ボランティア、文化芸術活動（障害者アート等）、農福連携による就労支援、観光・まちづくり、国際交流 等）と、啓発活動とを掛け合わせ、横断的に実施することで、多くの一般県民に参加・交流できる機会を提供し、相乗効果等も創出していきます。	障害福祉課

5 福祉的就労の底上げ

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(1) 工賃向上等による福祉的就労の底上げ	所得向上計画の策定と推進	岡山県障害のある人の自立に向けた所得向上計画に基づき、就労継続支援B型事業所等における工賃水準向上に向けた取組を支援します。	障害福祉課
	所得向上支援組織による取組の促進	所得向上支援組織が実施する事業所製品等の共同受注や販路拡大、製品等情報の発信や情報共有・意識啓発のための研修会など、工賃向上に向けた取組を促進します。	障害福祉課
(2) 障害者優先調達等の推進	障害者優先調達の推進	障害者優先調達推進法に基づき、毎年度策定する調達方針に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進します。	障害福祉課
	県建設工事における入札参加資格	県建設工事に係る入札参加資格の審査において、障害のある人の雇用状況を評価する制度を導入しています。	監理課
	県の物品購入等における入札参加資格	県の物品購入・役務の提供に係る入札参加資格審査において、障害のある人の雇用状況を評価する制度を導入しています。	年度課

VI 保健・医療

1 保健・医療の充実等

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(1) 地域医療体制の充実等	岡山県保健医療計画の推進	計画の基本理念である「すべての県民がいきいきとした生活を送れるよう、県内どこに住んでも質の高い保健医療サービスが効率的に受けられる体制の充実」を目指し、限られた医療資源を有効・効率的に活用しながら、住民・患者の視点に立った、医療情報の提供や疾患の予防・治療・リハビリテーション、介護まで、より良質で効率的な保健医療体制の確立を図ります。	医療推進課
	医療連携体制の構築	医療機関の役割分担と連携の促進を図り、効率的で質の高い医療を提供するため、病院の電子カルテや画像等の診療情報を、かかりつけの診療所等で閲覧することができる「医療ネットワーク岡山（愛称：晴れやかネット）」の円滑な運用を推進します。中核病院と地域の診療所などとの適切な役割分担により、脳卒中、糖尿病、5大がん、心筋梗塞の発病時の急性期治療から在宅での療養まで、地域連携クリティカルパスの活用等により切れ目のない医療を提供する体制の構築を進めます。	医療推進課
	在宅医療推進事業（在宅医療提供体制推進事業）	多職種が連携・協働した在宅医療と介護を提供する体制を構築するため、医療と介護に関する職能団体の代表者等で構成する「岡山県在宅医療推進協議会」を設置し、各職種の役割や多職種の連携のあり方、各団体の取組等について協議し、協働に向けた合意形成と医療・介護関係団体間の連携を図ります。	医療推進課
	在宅医療推進事業（人材育成・確保事業）	可能な限り住み慣れた生活の場で、必要な医療・介護サービスを受けられる体制を構築するため、医師・歯科医師・薬剤師・看護職員・ケアマネジャー等の多職種によるチーム医療を担う人材の育成に努めるとともに、多職種連携による医療・介護にまたがる様々な支援を包括的・継続的に提供する体制を整備します。	医療推進課 長寿社会課
	難病医療提供体制整備事業（難病医療ネットワークの構築）	難病患者の身近な入院施設の確保、相談体制の整備等のため、二次保健医療圏（5圏域）に拠点病院・協力病院を指定し、難病医療ネットワークにより、入院調整等を行います。	医療安全課
	地域包括ケアシステムの構築【再掲】	地域包括ケアシステムの構築に向けて、「岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」に基づき、市町村の取組を支援するとともに、介護サービス基盤の整備と介護人材の確保を図ります。	長寿社会課
	地域包括ケア体制推進事業	地域包括支援センターの機能強化のための職員資質の向上に取り組むとともに、訪問看護の活性化のため訪問看護コールセンターの運営を支援します。また、予防給付の一部が市町村事業に移行することなどを踏まえ、介護予防事業が効果的に推進されるよう市町村職員等への研修を実施するほか、地域包括ケアの普及啓発のため、多様なサービスの担い手となるNPO、ボランティア等と市町村が一堂に会し情報交換・交流等を行うフォーラムの開催などに取り組みます。	長寿社会課
	地域包括ケア体制づくり市町村支援事業	高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、地の実情に応じた地域包括ケアシステム構築のための事業を実施する市町村に対し補助します。	長寿社会課
	高齢者在宅生活支援事業	高齢者等の居宅における日常生活を容易にするとともに、介護者の負担を軽減するため、住宅を高齢者の居住に適するよう改修する場合に、その費用の一部を助成する市町村に対し補助します。	長寿社会課

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(2) 重症心身障害児者とその家族の支援	レスパイトサービス拡大促進事業【再掲】	市町村（岡山市を除く。）と連携し、重症心身障害児者による短期入所の利用日数に応じて事業所に対して補助を行います。	障害福祉課
	レスパイトサービス施設開設等支援事業【再掲】	重症心身障害児者の新規受入れ又は受入れ拡大を行う短期入所事業所に対し、設備整備又は備品購入の経費の補助を行います。	障害福祉課
	レスパイトサービス職員研修等事業【再掲】	短期入所事業所の看護職員等を対象とした専門機関でのケア実習や、短期入所事業所への専門家、担当医の派遣等を行います。	障害福祉課
(3) 医療費等の助成	自立支援医療（更生医療）【再掲】	身体障害のある人の職業能力を増進し、又は日常生活を容易にするため、指定医療機関で行われた障害を除去・軽減する治療について、医療費の一部を公費負担します。	障害福祉課
	自立支援医療（育成医療）【再掲】	身体障害のある18歳未満の児童を対象に、指定医療機関で行われた障害を除去・軽減する治療について、医療費の一部を公費負担します。	障害福祉課
	自立支援医療（精神通院医療）【再掲】	精神障害のある人の障害の治療と自立、社会復帰を促進するため、指定医療機関等により行われた医療について、医療費の一部を公費負担します。	健康推進課
	心身障害者医療費公費負担制度【再掲】	重度心身障害者（児）が必要とする医療を受けやすくするため、その医療費の一部を公費負担します。	障害福祉課
	特定疾患治療研究事業【再掲】	原因が不明で治療方法が確立していないいわゆる難病のうち、特定の疾患に罹っている人で、病態など一定の基準を満たす人に対して、原因の究明と治療法開発のため、医療受給者証を交付し、医療費の自己負担分について、公費負担を行います。	医薬安全課
	指定難病への医療費助成【再掲】	難病の患者に対する医療等に関する法律による指定難病に罹っている人で、病態など一定の基準を満たす人に対して、原因の究明と治療法の開発のため、医療受給者証を交付し、医療費の自己負担分について、保険が同一の世帯の所得に応じて公費負担を行います。	医薬安全課
	小児慢性特定疾病への医療費助成【再掲】	小児慢性疾病のうち、特定の疾患に罹っている18歳未満の児童（引き継ぎ治療が必要であると認められる場合は、20歳未満）に対して、治療の確立と普及を図るため、小児慢性特定疾病医療受給者証を交付し、医療費の自己負担分について、保険が同一の世帯の所得に応じて公費負担を行います。	医薬安全課
(4) 福祉サービスと保健サービスの提供体制の充実	保健所保健福祉サービス調整推進会議	新しい地域ニーズに対応し、地域の特性等に応じた先駆的・モデル的な保健事業をより効果的、積極的に推進するとともに、保健・医療・福祉等関係者との連携を図り、地域における包括的なサービスの提供システムを構築することを目的に開催します。	保健福祉課
(5) 障害のある人の歯科疾患の予防等・歯科専門職の育成等	歯科保健医療の推進 ア 子どもの歯の健康づくり支援事業	むし歯に罹患しやすい6才臼歯を中心に、むし歯を予防することは、将来の8020の達成につながるため、学校園等に歯科衛生士を派遣し、子どもたちに歯磨き指導を行い、教職員等と連携して、むし歯予防プログラムを実施します。対象学校園には特別支援学校・学級を含んでいます。また、むし歯予防効果が高く、安全性が保たれ、かつ公衆衛生的手法として最適な集団フッ素洗口を実施します。	健康推進課
	歯科保健医療の推進イ 8020健康長寿社会づくり推進事業	歯科疾患を予防し、歯の喪失を防止することで、高齢期になんでも何でもおいしく食べることは、生きがいにつながります。このため、市町村等と連携して高齢期の歯科保健施策に取り組みます。また、超高齢社会を迎え、要介護者や認知症患者の増加により口腔管理の必要性及び重要性が高まっており、歯・口の健康状態を維持し、かつ口腔機能の低下を防止するため、かかりつけ歯科医をもつこと、健口体操に取り組むことを県民に普及しています。	健康推進課
	歯科保健医療の推進ウ 母子歯科保健の充実	母子に対する早期の歯科保健対策として、市町村の取組を支援するため、妊娠期からのむし歯対策となるゼロ次予防の考え方を取り入れた妊婦歯科健診モデル事業を実施しています。	健康推進課
	歯科保健医療の推進エ 在宅歯科医療体制の充実	在宅等で歯科治療が専門時、適切に受けられるよう、県歯科医師会内に歯科往診サポートセンターを、地区歯科医師会には在宅歯科往診普及センターを設置しています。本サポートセンターは、居宅療養者とその家族、医科・介護職等からの歯科往診の要望に対する派遣歯科医師の調整のほか、県民からの口腔ケア等の相談に応じます。普及センターは地区歯科医師会ごとに設置し、地域包括ケアシステムへの参画や、地域での歯科往診のニーズに対応しています。また、歯科往診、訪問指導に欠かせない、口腔ケアや摂食嚥下指導に習熟した訪問歯科衛生士を養成しています。	健康推進課

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(5)障害のある人の歯科疾患の予防等・歯科専門職の育成等	歯科保健医療の推進「障がいのある子ども(人)の歯科保健医療対策「こんにちは歯医者さん事業」	発達障害児の歯科保健医療対策として、「こんにちは歯医者さん事業」の実施、それを普及するための推進ガイドの作成、歯磨きや歯科治療の円滑な導入を目指す給カードを作成し、関係者へ配布とともに、研修会を開催して発達障害児の歯科保健医療についての理解を深めています。	健康推進課
	歯科保健医療の推進「在宅療養者(児)の歯科保健医療対策	在宅療養者(児)の歯科保健医療の提供体制の整備と、健診や指導を受ける機会の少ない人(児)に対し、訪問班を編成して健診と指導を行うとともに、要治療の場合は治療が可能な歯科医療機関を紹介する在宅療養者に対する歯科医療推進事業に取り組んでいます。	健康推進課

2 精神保健・医療の提供等

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(1)精神障害のある人の地域移行の推進・社会資源の整備 (2)精神障害のある人等に対する相談体制の構築 (3)精神医療における人権の確保等	精神保健知識の普及啓発	「精神保健福祉普及運動」の実施期間を中心に正しい精神保健知識の普及を図り、県民の心の健康の保持増進に努めます。	健康推進課
	精神保健相談	保健所において、精神科医師等による精神保健相談を行います。また、精神保健福祉センターにおいて、アルコール依存症、薬物中毒等の専門的な精神保健相談に応じるとともに、心の電話相談を行います。	健康推進課
	高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援事業	高次脳機能障害及びその関連障害のある人への支援体制の確立を図るため、支援拠点機関に相談コーディネーターを配置して専門的相談や生活上の支援を行うとともに、関係機関の職員に対しての研修等を実施します。	健康推進課
	精神障害者地域移行・地域定着支援事業【再掲】	精神科病院に入院している退院可能な精神障害のある人に対し、本人の意向を尊重しながら、地域体制整備コーディネーターを中心として、関係機関が連携し、地域生活への円滑な移行及び安定した地域生活の実現を図ります。また、ピアソーターをはじめとする地域移行に必要な社会資源の開発や活用も推進し、地域生活支援体制の充実を図ります。	健康推進課
	精神障害者アウトリーチ(訪問支援)事業【再掲】	医療を中心とする専門職で構成する多職種チームが、保健所、市町村、相談支援事業所等の関係者と支援ネットワークを形成し、医療導入や治療継続が困難な人の地域生活定着のために、医療と生活面の包括的支援を提供します。併せて、多機関ネットワークによる訪問支援活動の普及を目指し、支援体制を構築します。	健康推進課
	入院患者社会復帰促進事業【再掲】	精神障害のある人の住まいを確保するため、民間による家賃保証制度に要する経費の一部を支援します。	健康推進課
	ひきこもり予防支援事業	ひきこもりの予防やひきこもりの本人及び家族を支援するため、ひきこもりサポートーを活用し、本人や家族の相談に応じたり、精神科医や臨床心理士等が地域に出向いて、本人や家族等との座談会を開催します。また、居場所を提供することにより対人関係等を醸成し、社会復帰への足がかりとします。さらに地域の実情に応じた対応を図るために、保健所を中心とした相談体制の充実を図るとともに、地域の関係機関による連絡会議を開催します。	健康推進課
	地域移行促進センター事業【再掲】	旧県立内尾センターの施設において、精神障害のある人の地域移行・地域定着関連事業を実施する拠点施設として、24時間電話相談事業及びホステル事業等を実施します。	健康推進課
	精神科救急医療システム	休日夜間に精神障害のある人が緊急な対応を必要とする場合に、精神科救急情報センターにおいて、相談・情報提供や応急入院指定病院等との連絡調整を行うほか、病院待合室による休日夜間の診療体制により、迅速かつ適正な医療を提供します。	健康推進課
	岡山県精神保健福祉センター	精神保健及び精神障害のある人の福祉に関する総合的な技術中枢機関として、知識の普及・調査研究や相談指導事業を行うとともに、保健所や市町村等に対する技術指導、技術援助を行います。	健康推進課
	岡山県精神科医療センター	精神科救急、依存症、児童・思春期、司法精神科など、民間では対応が困難な専門的医療を推進するための先駆的・モデル的施設整備を進め、機動的・弾力的な財政運営、目標設定による業務管理等自立的な運営を行っていきます。	健康推進課

3 保健・医療人材の育成・確保

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(1) 医師・看護職員等の確保・養成	医師確保対策事業	人口 10 万人当たりの医師数が、県北の 3 医療圏では全国平均を下回ることから、岡山大学での地域枠医師の養成や、寄付講座による地域医療実習など教育の充実により、将来こうした地域で診療に従事する医師の確保を推進します。	医療推進課
	看護職員確保対策事業	新人看護職員等の離職防止をはじめとする職場定着対策のさらなる推進や、看護職員の潜在化防止のための離職時のナースセンターへの届出制度等による再就業の促進、養成力の強化、看護職員の資質向上、「看護の心」・看護の総合的な普及啓発など、総合的な看護職員確保対策に取り組みます。	医療推進課
	かかりつけ医研修会	地域医療の中核を担う医師等医療従事者を対象に、難病に関する最新知識の普及を図るための研修会を行います。	医薬安全課
(2) 保健所、保健センター等の職員の資質の向上等	保健師活動	保健師は、市町村の保健事業に対する支援や二次的のサービス、児童虐待予防活動、精神保健福祉対策、難病対策、感染症対策等の専門的な活動を行います。複雑多様化する保健活動の課題に適切に対応していくため、保健師の人材確保及び育成等を図ります。	保健福祉課
	保健所保健福祉サービス調整推進会議【再掲】	新しい地域ニーズに対応し、地域の特性等に応じた先駆的・モデル的な保健事業をより効果的、積極的に推進するとともに、保健・医療・福祉等関係者との連携を図り、地域における包括的なサービスの提供システムを構築することを目的に開催します。	保健福祉課
	保健所、保健センター等の職員の資質の向上	社会の変化等に対応した保健福祉サービスを提供するとともに、保健福祉施策の企画等総合的な活動が的確に実施できるよう、保健師等地域保健関係職員の資質向上を図ります。	保健福祉課
(3) 在宅医療と介護を支える人材の育成	在宅医療推進事業 (人材育成・確保事業)【再掲】	可能な限り住み慣れた生活の場で、必要な医療・介護サービスを受けられる体制を構築するため、医師・歯科医師・薬剤師・看護職員・ケアマネジャー等の多職種によるチーム医療を担う人材の育成に努めるとともに、多職種連携による医療・介護にまたがる様々な支援を包括的・継続的に提供する体制を整備します。	医療推進課 長寿社会課

4 難病に関する施策の推進

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(1) 難病患者等の安定した療養生活の確保と生活の質の向上 (2) 難病医療ネットワークの充実 (3) 難病に関する医療の確立・普及、難病患者の医療費助成 (4) 難病相談・支援センター等による相談支援や地域交流活動の促進 (5) 在宅人工呼吸器使用者の支援 (6) 難病等の特性に配慮した理解と協力の促進	難病特別対策推進事業	難病患者の療養生活の質の向上を基本に、医療費等の助成、各種の相談、訪問指導、患者・家族の集い事業、難病患者等居宅介護支援事業の実施を行うとともに、在宅重症難病患者に重点を置いた施策の積極的な展開を図ります。	医薬安全課
	難病医療提供体制整備事業(難病医療ネットワークの構築)【再掲】	難病患者の身近な入院施設の確保、相談体制の整備等のため、二次保健医療圏(5 圏域)に拠点病院・協力病院を指定し、難病医療ネットワークにより、入院調整等を行います。	医薬安全課
	在宅難病患者一時入院事業	難病患者の一時的な入院を推進することにより、最も身近で介護している家族の負担軽減を図り、在宅における安定的な療養生活の継続を図ります。	医薬安全課
	特定疾患治療研究事業【再掲】	原因が不明で治療方法が確立していないいわゆる難病のうち、特定の疾患に罹っている人で、病態など一定の基準を満たす人に対して、原因の究明と治療法開発のため、医療受給者証を交付し、医療費の自己負担分について、公費負担を行います。	医薬安全課
	指定難病への医療費助成【再掲】	難病の患者に対する医療等に関する法律による指定難病に罹っている人で、病態など一定の基準を満たす人に対して、原因の究明と治療法の開発のため、医療受給者証を交付し、医療費の自己負担分について、保険が同一の世帯の所得に応じて公費負担を行います。	医薬安全課
	小児慢性特定疾病への医療費助成【再掲】	小児慢性疾病のうち、特定の疾患に罹っている 18 歳未満の児童(引き続き治療が必要であると認められる場合は、20 歳未満)に対して、治療の確立と普及を図るため、小児慢性特定疾病医療受給者証を交付し、医療費の自己負担分について、保険が同一の世帯の所得に応じて公費負担を行います。	医薬安全課
	先天性血液凝固因子障害等治療研究事業	先天性血液凝固因子欠乏症に罹っている患者に対し、治療研究事業として医療費の自己負担分について公費負担を行い、患者の負担軽減を図ります。	医薬安全課

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(1)難病患者等の安定した療養生活の確保と生活の質の向上 (2)難病医療ネットワークの充実 (3)難病に関する医療の確立・普及、難病患者の医療費助成 (4)難病相談・支援センター等による相談支援や地域交流活動の促進 (5)在宅人工呼吸器使用患者の支援 (6)難病等の特性に配慮した理解と協力の促進	スモン患者に対するはり・きゅう及びマッサージ治療研究事業	スモン患者に対して、はり等を実施することにより、スモンについてのはり等の治療に関する研究を行い、さらにスモン患者の療養費の負担軽減を図ります。	医薬安全課
	岡山県難病相談・支援センター事業【再掲】	難病対策の拠点施設として、各種相談、専門研修や地域交流会等を実施することにより、難病患者等の療養や生活の支援を行います。	医薬安全課
	在宅人工呼吸器使用患者支援事業	在宅で人工呼吸器を装着している難病患者が対象で、医療保険の枠を超える訪問看護を提供します。（年間260回以内）	医薬安全課
	障害福祉サービスの提供	障害者の範囲に難病が加わり、当該サービスの実施主体である市町村において難病のある人への対応が円滑かつ適切に進められるよう、市町村の取組を支援します。	医薬安全課 障害福祉課

5 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見・治療

重点施策(項目)	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(1) 疾病・障害等の早期発見・治療・早期療養の推進等	周産期医療体制の確保	周産期母子医療センター、地域における周産期医療に関連する病院、診療所及び助産所の機能分担と連携により、安心して妊娠・出産できる環境づくりを推進します。また、周産期医療従事者への研修を実施します。	医療推進課
	先天性代謝異常検査	先天性代謝異常を早期に発見し、早期治療を行うことにより、障害の予防を図ります。	健康推進課
	新生児聴覚検査	新生児を対象とした聴覚検査体制を推進するとともに、聴覚障害のある児童やその家族へ早期の支援ができる体制の整備を促進します。	健康推進課
	発達障害児支援強化事業	発達障害のある児童の健全な発達を支援するため、早期発見から各ライフステージにおける継続的な支援ができるよう、共通様式の活用や勉強会、研修会を実施し、関係者のスキルアップを図るとともに支援体制を整備します。	健康推進課
(2) 母子保健の推進(①子どもを生みたい人が出産できる環境づくりの推進)	母子保健の推進	国の「健やか親子21(第2次)」に基づき策定した本県の母子保健計画(平成27年度を始期とする「岡山いきいき子どもプラン2015」内に含まれる。)を推進し、より質の高い母子保健サービス提供体制を構築します。	健康推進課
	不妊治療対策	不妊専門相談センターにおいて、不妊に関する医学的な相談や、不妊による心の悩みの相談を実施するとともに、医療保険が適用されず高額な治療費かかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	健康推進課
(2) 母子保健の推進(②満足度の高い妊娠・出産・育児への支援)	相談体制の整備	おかやま妊娠・出産サポートセンターにおいて、妊娠や出産をはじめとする幅広い世代の女性の心と身体に関する相談を実施します。	健康推進課
	産後ケアの充実	出産直後の産婦に対する心身のケアや育児サポートを行い、安心して子育てができる支援体制をつくるため、産科医療機関の空きベッド等を利用した産後ケア事業を実施した市町村に対して助成を行います。	健康推進課
	市町村母子保健活動の支援	各市町村の行う母子保健事業等について評価を行い、市町村が母子保健に関する課題に対し効率的、効果的に事業を実施できるよう支援するとともに、妊娠中からのハイリスク妊娠産婦への支援等が適切に実施できるよう支援します。 また、市町村保健師を対象とした体系的な研修(母子保健指導アカデミー)を実施し、母子保健施策全体のボトムアップを図ります。	健康推進課
(2) 母子保健の推進(③子どもの健やかな育ちへの支援と思春期からの健康づくり支援の充実)	乳幼児の先天性疾病予防対策	乳幼児の心身の異常を早期に発見し、早期治療による心身障害の予防を行うため、先天性代謝異常等検査を実施します。また、市町村が実施する自動聴性脳幹反応(自動ABR)による新生児聴覚検査事業が適切に実施できるよう研修等を行うとともに、新生児聴覚検査事業推進協議会を開催する等、精度管理に努めます。	健康推進課
	子どもの健やか発達支援	市町村が実施する乳幼児健康診査や保健所で把握した障害児又はその疑いのある子どもの発育・発達等について、小児科医、児童精神科医による「子どもの発達支援相談」を実施するとともに、「すこやか親子支援教室」を開催し、育児困難感等から虐待のリスクがある親を対象に、育児不安の軽減や育児能力を高めるための支援を行います。また、発育・発達に問題がある子どもや虐待のリスクのある家庭の地域支援について、市町村、医療機関、福祉関係機関等と連携し、支援方法を検討するとともに、関係職員の資質向上のための研修を行います。	健康推進課
	小児医療対策	市町村が実施する小児医療費助成事業について補助を行います。 (助成対象年齢は、通院が義務教育就学前まで、入院が小学校6年生まで)	健康推進課
	妊娠・出産に関する正しい知識の普及	将来、親になろうとする中高生等の若い世代へ、妊娠、出産に関する正しい知識を普及するための啓発活動を教育現場等で行います。また、思春期の子どもたちが命や健康の大切さを実感し、様々な思春期の健康問題に対応していくスキルを身につけるため、赤ちゃんふれあい体験事業や研修会等を実施します。	健康推進課
(3) 精神障害の早期発見・早期治療・心の健康づくり	精神保健相談	保健所において、精神科医師等による精神保健相談を行います。また、精神保健福祉センターにおいて、アルコール依存症、薬物中毒等の専門的な精神保健相談に応じるとともに、心の電話相談を行います。	健康推進課
	普及啓発事業【再掲】	「精神保健福祉普及運動」の実施期間を中心に正しい精神保健知識の普及を図り、県民の心の健康の保持増進に努めます。	健康推進課

重点施策(項目)	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(3)精神障害の早期発見・早期治療・心の健康づくり	心の健康づくり	家庭や学校、地域や職場における心の健康づくりを支援するとともに、心の健康づくりに関する知識の普及を図ります。	健康推進課
	ひきこもり予防支援事業【再掲】	ひきこもりの予防やひきこもりの本人及び家族を支援するため、ひきこもりリソースセンターを活用し、本人や家族の相談に応じたり、精神科医や臨床心理士等が地域に出向いて、本人や家族等との座談会を開催します。また、居場所を提供することにより対人関係等を醸成し、社会復帰への足がかりとします。さらに地域の実情に応じた対応を図るため、保健所を中心とした相談体制の充実を図るとともに、地域の関係機関による連絡会議を開催します。	健康推進課
(4)子どもの心のケア・健康づくりの推進	子どもの心の問題への対応	発達障害等様々な子どもの心の問題や被虐待児の心のケア等に対応するため、診療拠点病院を整備し、拠点病院を中心とした保健・医療・福祉・教育・司法等の各機関が連携した支援体制ネットワークの構築を図ります。	健康推進課
	不登校対策のための教員派遣事業	不登校生徒が多い中学校において、不登校の未然防止や不登校生徒への対応を充実させるため、不登校対策を担当する教員が十分活動できるよう、中学校40校に非常勤講師を配置します。	教育庁教職員課
	スクールカウンセラー配置事業	公立小中学校に臨床心理士等の専門家を配置し、子どもたちの心のケアや教員研修を実施します。	教育庁生徒指導推進室
	スクールソーシャルワーカーを活用した行動連携推進事業	スクールソーシャルワーカーを活用し、関係機関等と連携しながら児童生徒の背景要因への支援を行い、問題行動等の解決を図ります。	教育庁生徒指導推進室
	思春期サポート事業	全県立高等学校に対し、臨床心理士等を招へいし、子どもたちの心のケアや教員研修を実施します。	教育庁生徒指導推進室
	教育相談体制の整備	いじめや不登校の問題など、児童生徒や保護者等からの相談に適切に対応するため、電話相談への24時間対応、県下4地域と県総合教育センターへの相談室の設置により、電話及び面談で相談に応じる体制を整備します。	教育庁生徒指導推進室
	学級サポートチーム派遣事業	学級がうまく機能しなくなった公立小・中学校に対して、教員OB、児童相談所OB等による学級サポートリーダーを派遣するとともに、教育支援員を一定期間配置し、問題解決を図ります。	教育庁生徒指導推進室
	小学校における不登校対策実践研究事業	新たな不登校を生まないための実践的な研究を行うため、公立小学校に登校支援員を配置し、登校しづらい状況が見え始めた児童に対する登校支援や別室での学習支援等を行うとともに、組織対応の核となる学校の担当教員に対する研修を行います。	教育庁生徒指導推進室
	いじめ防止対策等総合推進事業	県の基本方針に基づき、いじめ問題への対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ問題等対応専門チームやネットパトロールによる支援等を行います。	教育庁生徒指導推進室
	子どもの運動の習慣化事業(チャレンジランキング)	園児児童生徒の運動の習慣化を図ることを目的として、クラス等のグループ単位で様々な運動に楽しみながら挑戦し、記録をホームページ上で競います。	教育庁保健体育課
(5)健康づくりの推進(ア 第2次健康おかやま21推進事業)	第2次健康おかやま21推進体制整備事業	健康づくり対策の方向と生活習慣病やメタボリックシンドローム対策について定めた「第2次健康おかやま21」を県民運動として展開するため、幅広い関係機関・団体等による推進体制を整備します。 また、南部健康づくりセンターでは、健康増進指導やスポーツ医科学サポートにおいて、障害のある人等の健康増進機能の維持に配慮した管理運営を行います。	健康推進課
	健康生活環境整備事業	県民の健康づくりを支援するため、「栄養成分表示の店登録事業」や「禁煙・完全分煙実施施設認定事業」など、環境整備に取り組みます。また、県民の利用頻度が高い飲食店等を、県民の健康づくりを支援する「健康応援スポット」として登録します。	健康推進課
(5)健康づくりの推進(イ 健康寿命延伸プロジェクト事業)	健康寿命長期化モデル事業	楽しく長続ける健康づくりを推進するため、各種団体(市町村、NPO等)がモデル的に行う事業を支援し、得られた知見や成果を全県的に波及させます。	健康推進課
	禁煙推進事業	電話禁煙相談窓口(たばこクリットライン)を設置し、たばこをやめたいと考えている人からの相談に応じる体制を整備するとともに、普及啓発資材(DVD等)を活用して、未成年者の喫煙防止に努めます。	健康推進課

重点施策(項目)	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(5)健康づくりの推進(イ 健康寿命延伸プロジェクト事業)	岡山禁煙サポート事業	禁煙治療が保険適用とならない未成年者や若者等に対して、禁煙治療費の一部を助成するとともに、禁煙相談を行っている医療機関相談者等のための研修会等を開催します。	健康推進課
	アルコール健康障害対策事業	アルコール健康障害対策研修により地域リーダー養成を行うとともに、若い世代へのスクリーニング検査や適正飲酒セミナーのモデル的実施を行い、依存症にならないための予防対策を充実します。	健康推進課
(5)健康づくりの推進(ウ 健康寿命延伸セカンドショット事業)	データヘルス推進モデル事業	保険者がレセプト等のデータを分析し、効果の高い保健事業に取り組めるよう、スーパーバイザーを派遣するほか、その評価をもとに研修会を開催し、多くの保険者が推進できるよう支援します。	健康推進課
	晴れの国33プログラム活用事業	仲間と誘い合って楽しく参加できる健康増進プログラム「晴れの国33プログラム」を市町村や県内企業等へ広く普及させます。	健康推進課
	働くあなたの健康づくり応援事業	健康づくりを支援するフィットネスクラブ等の企業と連携して、特定保健指導の要指導者等を対象に運動習慣の定着に取り組むきっかけをつくります。	健康推進課
(5)健康づくりの推進	糖尿病予防戦略事業	糖尿病等の生活習慣病発症予防のためには、働き盛り世代全体へのアプローチが重要であることから、市町村や職域などでの健康教室や講演会等を通じた啓発活動を推進します。また、家庭での健康づくりの要となる主婦や自営業者、小規模事業所等でも効果的な実践活動を推進します。	健康推進課
(5)健康づくりの推進	生活習慣病等対策推進事業	年々増え続けるがん、糖尿病、脳卒中等の生活習慣病への対策として、第2次健康おかやま21、岡山県保健医療計画等に基づき、県、市町村、医療機関、大学、企業等が一體となり生活習慣病対策を推進します。	健康推進課
(5)健康づくりの推進(カ 健康づくり施設の運営)	岡山県南部健康づくりセンター	保健所、市町村の健康づくり事業の支援や障害のある人等に対する健康増進施設機能を維持するため、指定管理者（（公財）岡山県健康づくり財団）により岡山県南部健康づくりセンターを運営します。	健康推進課
	「健康の森」の管理	ふるさとの自然に親しみながら、心身の健康づくりを実現できる空間として、施設の維持管理及び利用促進を図ります。	健康推進課
(5)健康づくりの推進	地域・職域保健連携の推進	がん検診、特定健診・特定保健指導等の生活習慣病対策について、地域と職域が連携して取り組むため、地域・職域保健連携推進協議会を開催し、情報交換や協働した活動について協議します。	健康推進課
(5)健康づくりの推進	特定健診・特定保健指導への支援	平成20年度から生活習慣病の予防として、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健診・特定保健指導が医療保険者に義務づけられたことから、医療保険者に対して受診しやすい環境整備など受診率の向上に向けて支援を行います。	健康推進課
(5)健康づくりの推進(健康づくり地区組織の育成・強化)	岡山県愛育委員連合会（愛育委員）	愛育委員は、すこやか育児の推進等母子保健を中心に、生活習慣病・感染症等の予防、歯科保健、思春期保健、精神保健、献血活動、禁煙運動の推進等、住民の生涯にわたる健康づくりを目指して、地域の健康づくりボランティアとして活動しています。	健康推進課
	岡山県栄養改善協議会（栄養委員）	栄養委員は市町村が実施する栄養教室を修了した地域のボランティアで、「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、食事、運動、休養の面から地域の健康づくりを支える活動を行っています。	健康推進課
(6)専門医療機関、身近な医療機関及び在宅医療、保健サービス等の提供体制の充実(在宅医療の推進)	在宅医療推進事業（人材育成・確保事業）【再掲】	可能な限り住み慣れた生活の場で、必要な医療・介護サービスを受けられる体制を構築するため、医師・歯科医師・薬剤師・看護職員・ケアマネジャー等の多職種によるチーム医療を担う人材の育成に努めるとともに、多職種連携による医療・介護にまたがる様々な支援を包括的・継続的に提供する体制を整備します。	医療推進課 長寿社会課
	小児等在宅医療連携拠点事業	NICU等退院後や医療の必要度の高い小児等へ在宅において必要な医療・福祉のサービス等が提供され、地域で安心して療養できるよう、医療・福祉・学校等、関係機関間の連携調整等を行う拠点を整備し、小児等の在宅療養を支える体制の構築を図ります。	医療推進課
(6)専門医療機関、身近な医療機関及び在宅医療、保健サービス等の提供体制の充実(保健所の保健サービス等の充実)	保健師活動【再掲】	保健師は、市町村の保健事業に対する支援や二次的サービス、児童虐待予防活動、精神保健福祉対策、難病対策、感染症対策等の専門的な活動を行います。複雑多様化する保健活動の課題に適切に対応していくため、保健師の人材確保及び育成等を図ります。	保健福祉課
	保健所保健福祉サービス調整推進会議【再掲】	新しい地域ニーズに対応し、地域の特性等に応じた先駆的・モデル的な保健事業をより効果的・積極的に推進するとともに、保健・医療・福祉等関係者との連携を図り、地域における包括的なサービスの提供システムを構築することを目的に開催します。	保健福祉課

重点施策(項目)	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(6) 専門医療機関、身近な医療機関及び在宅医療、保健サービス等の提供体制の充実 (保健所の保健サービス等の充実)	精神保健福祉センターの保健サービス等の充実	岡山県精神保健福祉センターにおいて、精神保健及び精神障害のある人の福祉に関する総合的な技術中枢機関として、知識の普及・調査研究や相談指導事業、及び保健所や市町村等に対する技術指導、技術援助を行います。 また、多職種による訪問支援チームを設置し、精神障害のある人の地域生活定着のためのアウトリーチ支援において保健所及び市町村への技術指導を行うとともに普及を図ります。	健康推進課
	児童相談所の保健サービス等の充実	児童相談所において、児童福祉に関する専門的な窓口として、児童に関する諸問題について相談を受け、助言、指導、判定、措置及び一時保護を行います。	子ども未来課
(7) 救急、急性期医療等の提供体制の確保等	救急、急性期医療等の提供体制の確保	救急医療は、初期、二次、三次救急医療機関からなる救急医療体制により対応することとし、その確保に努めてきたところです。 高度化・複雑化する救急需要に対応するため、救急医療施設の整備、関係機関の連携の強化、救急医療従事者の資質の向上を図ります。	医療推進課

VII 情報アクセシビリティ

1 情報通信における情報アクセシビリティの向上

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(1) 通信環境整備等による情報バリアフリー化の推進	通信環境整備等による情報バリアフリー化の推進	県内各地域の市役所等の公共施設と連携した岡山情報ハイウェイ等の高速ネットワーク網や、公衆無線 LAN サービス「おかやまモバイル SPOT」の整備を活用するとともに、障害のある人や高齢者を含む誰もが、ウェブで提供されている情報を利用しやすくする、いわゆるウェブアクセシビリティに配慮しながら、時間・距離に制約されない幅広い交流を促します。	情報政策課
(2) 情報通信機器及びサービス等の情報アクセシビリティの向上	情報通信機器及びサービス等の情報アクセシビリティの向上	【ウェブアクセシビリティの向上】 県のホームページが、高齢者や障害のある人を含め、誰にも支障なく利用できるよう、ホームページ管理システム（CMS:Content (s) Management System）を使用して、アクセシビリティに配慮したホームページを作成できるようにするとともに、システムで対応できない部分を補うため、アクセシビリティに配慮したホームページ作成の手引の策定や職員研修の実施などにより、職員の意識啓発やスキル向上に努めてきたところです。今後も、全ての画像への説明文の付加、職員研修や定期的なホームページ全体のアクセシビリティ対応状況の検証などを行なながら、継続的にウェブアクセシビリティの向上を図ります。	情報政策課
	岡山県ウェブアクセシビリティ方針	「JIS X 8341-3:2010」（高齢者・障害者等配慮設計指針－第3部：ウェブコンテンツ）への対応方針を定め、アクセシビリティの確保と向上に取り組んでいます。	情報政策課
(3) 障害のある人の情報通信技術の利用及び活用の機会の拡大	障害者 I T サポートセンターおかやまの運営【再掲】	障害のある人の在宅就労や I T の利用等の促進を図る拠点として、総合福祉・ボランティア・N P O 会館（きらめきプラザ）内に障害者 I T サポートセンターおかやまを設置し、I T 利用に関する総合的な相談等に対応するとともに、パソコンボランティア養成等の事業と連携し、障害のある人のデジタルディバイドの解消を図ります。	障害福祉課
	パソコン利用促進事業	I T 基礎技術の習得機会の少ない障害のある人を対象として、講習会を開催し、情報化に向けた生活訓練を行います。	障害福祉課
	重度障害者在宅就労促進事業【再掲】	在宅の重度の障害のある人に対して、情報機器やインターネット等を活用し、在宅で就労するための訓練等の支援を行うバーチャル工房おかやまを運営します。	障害福祉課

2 情報提供の充実等

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(1)岡山県視覚障害者センターの運営等	岡山県視覚障害者センターの運営【再掲】	視覚障害のある人の社会参加の促進を図るため、点字図書、録音図書の貸出、点訳奉仕員・朗読奉仕員の養成や点字情報ネットワーク事業等を行う岡山県視覚障害者センターを運営します。	障害福祉課
	点字による即時情報ネットワーク事業【再掲】	点字によらなければ、日常生活に必要な情報を得られない視覚障害のある人に対して、点訳化された情報を迅速に提供するとともに、希望する利用者に対してメール版を配信することで社会参加を促進します。	障害福祉課
(2)岡山県聴覚障害者センターの運営等	岡山県聴覚障害者センターの運営【再掲】	聴覚障害のある人の社会参加活動を促進するため、手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣、字幕入り映像ビデオライブラリーの貸出等を行う岡山県聴覚障害者センターを運営します。	障害福祉課
	手話通訳者設置事業【再掲】	岡山県聴覚障害者センターに手話通訳者2名を配置し、会議等の通訳を行うとともに、聴覚障害のある人の各種相談に対応するなど、コミュニケーション支援に努めます。	障害福祉課
	字幕入り映像ビデオライブラリー事業【再掲】	テレビ番組等に字幕、手話を插入したビデオカセットテープ（またはDVD）を貸し出し、聴覚障害のある人への情報提供に努めます。	障害福祉課
	情報機器の貸出	聴覚障害のある人のコミュニケーションを確保するため、各地域で行われる会合等へ情報機器を貸し出します。	障害福祉課
(3)県内施設のバリアフリー情報の提供等	バリアフリー情報の提供【再掲】	障害のある人が外出する際に役立つ情報を提供するため、県内の様々な施設のバリアフリー状況をまとめたホームページ「岡山県バリアフリー施設ガイド楽々おでかけ便利帳」により、幅広く情報提供します。また、新たな施設の掲載や情報の更新を行い、内容の充実を図ります。	障害福祉課

3 意思疎通支援の充実

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(1)コミュニケーション支援の人材育成・確保	手話奉仕員養成研修事業(市町村地域生活支援事業)【再掲】	聴覚障害のある人との交流活動の促進、市町村の広報活動の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。	障害福祉課
	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業【再掲】	盲ろう者の社会参加を促進するため、養成した盲ろう者向け通訳・介助員を派遣し、盲ろう者のコミュニケーションと情報の保障及び移動等を支援します。	障害福祉課
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業【再掲】	障害者団体が主催する広域的かつ公益的な行事並びに市町村での対応が困難な手話通訳者等の派遣に対し、専門性の高い手話通訳者等を派遣します。	障害福祉課
	手話通訳者等の養成【再掲】	障害のある人の自立と社会参加が十分に図られるよう、手話通訳者、盲ろう者向け通訳・介助員、点訳奉仕員、朗読奉仕員、要約筆記者、音声機能障害者発声訓練指導者を養成するための研修を実施します。	障害福祉課
	パソコンボランティアの派遣等【再掲】	障害のある人のパソコン使用に際し、その操作方法等についてサポートを行うパソコンボランティアを障害のある人からの要請に応じて派遣します。	障害福祉課
	点字による即時情報ネットワーク事業【再掲】	点字によらなければ、日常生活に必要な情報を得られない視覚障害のある人に対して、点訳化された情報を迅速に提供することで社会参加を促進します。	障害福祉課
(2)情報やコミュニケーションに関する支援機器の普及・周知	意思疎通支援事業(市町村地域生活支援事業)【再掲】	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者、要約筆記者等の派遣などを行います。	障害福祉課
	日常生活用具給付等事業(市町村地域生活支援事業)(情報・意思疎通支援用具)【再掲】	重度の障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具等の整備に対して支援を実施します。	障害福祉課

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(3) 絵記号（ピクトグラム）等の普及	絵記号（ピクトグラム）等の普及	意思疎通に困難を抱える人が自分の意志や要求を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号等の普及を図ります。	障害福祉課

4 行政情報のバリアフリー化

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(1) 行政情報の電子的提供におけるウェブアクセシビリティの向上	障害に配慮したホームページ等の運営	県ホームページにおいては、ウェブアクセシビリティ（誰もが利用できるような各種情報の提供）に配慮したシステムの運営を図ります。	情報政策課
(2) 知的障害のある人等にも分かりやすい情報の提供の検討	知的障害のある人等にも分かりやすい情報の提供	障害のある人や障害者施策に関する情報提供等を行う際には、ルビ版による配布を行うとともに、知的障害のある人等に対する情報提供の方法について職員研修等で各課にも周知を図るなど、知的障害者等にも分かりやすい情報の提供に努めます。	障害福祉課
(3) 県関係施設や情報のバリアフリー化	岡山県視覚障害者センターでの点字図書、録音図書の貸出、対面朗読	視覚障害のある人を対象に、岡山県視覚障害者センターで、点字図書、録音図書の貸出、対面朗読を行います。	障害福祉課
	点字広報「おかやま」の発行	視覚障害のある人を対象に、県政の動き、話題などを紹介します。	公聴広報課
	図書の郵送貸出・録音図書・対面朗読室（県立図書館）	重度の障害のある人への図書の郵送貸出や視覚障害のある人への録音図書の郵送貸出を実施しています。また、館内にはボランティアが代読する対面朗読サービスや、音声パソコンなどの機器を利用できる対面朗読室を設けています。	岡山県立図書館
	研修講座で配付する資料や聴覚障害のある人への配慮	研修講座で配付する資料の文字のフォント、ポイント、色合い、白黒反転印刷等での対応、また、申し出により事前に資料を送付等して視覚に障害のある人へ配慮しています。聴覚に障害のある人へは、手話通訳者の配置及び聞き取りやすい声の大きさやスピードで配慮しています。※対象者（受講者）は、教職員。	総合教育センター
	講演会等における配慮	講演会等で聴覚障害のある人への対応として手話通訳や要約筆記を付ける等を行っているものもあります。	教育庁
	「ファックス110番」・「メール110番」の運用	言葉の不自由な方等のための110番手段として、携帯電話・スマートフォン等のメール機能、ファックスを利用した110番通報が可能なシステムを運用しています。	警察本部通信指令課
	岡山国際交流センターのバリアフリー化	・国際交流センター情報相談コーナーを、車いす利用者にも対応できるカウンターに取り替えました。（H24年度） ・エレベーター内スイッチを点字表示し、エレベーターに音声案内機器を設置しています。 ・障害者用駐車場を設けています。	国際課

VIII 安全・安心

1 防災対策の推進 ((1) 災害に強い地域づくりの推進)

重点施策(項目)	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
①地域防災計画等の作成	地域防災計画等の作成	防災関係部局と福祉関係部局の連携の下で、地域防災計画を必要に応じて適宜見直し、障害のある人等にも配慮した計画づくりに努めます。	危機管理課 保健福祉課 障害福祉課等
②防災訓練の実施	防災訓練の実施	・県が実施する防災訓練において障害特性に応じた災害時要配慮者対象の訓練を積極的に取り入れるとともに、市町村や保健福祉施設等における適切な防災訓練の実施を促進し、被災時の安全の確保を図ります。 ・障害のある人等に配慮した自主防災組織の防災訓練計画の指導、助言に努めます。	危機管理課 保健福祉課 障害福祉課等
③災害への対応	災害への対応	災害対策本部規程に基づき、災害救助法の適用に関する事務、救援物資の要請、調達及び備蓄に関する事務等を実施しており、備蓄については、「緊急物資等の備蓄・調達に関する報告書」に基づき、アルファ米等を計画的に購入し、県民局、地域事務所の倉庫等に分けて備蓄します。 また、提供体制については、「大規模災害時における救援物資要請マニュアル」を定めて、関係部局、市町村等への周知を図ります。	保健福祉課
④福祉避難所の指定促進等	福祉避難所の指定促進	災害時に、要配慮者が必要な生活支援など、一定の配慮を受けられる福祉避難所の指定を促すため、岡山県老人福祉施設協議会の会員施設である特別養護老人ホームなどを福祉避難所として活用することについて、同協議会、市長会、町村会及び県の4者で基本的な枠組みを基本協定として締結しています。これを踏まえ、個別協定の締結、福祉避難所の指定に向けた働きかけを行います。	保健福祉課
	福祉避難所の物資・器財等の確保や施設・設備の整備等	市町村に対して、災害時の福祉避難所の設置の際に必要となる物資・器財等の確保や施設・設備の整備等に要する経費の一部を助成する福祉避難所設置促進事業補助金の活用を呼びかけ、一層の指定を促進します。	保健福祉課
⑤難病患者等の支援、防災意識の高揚	難病患者等の支援、防災意識の高揚	平成22年度に策定した「難病患者等の行動・支援マニュアル」に基づき、関係機関・団体等とも連携し、迅速かつ安全で適切な支援活動を行うとともに、緊急時の搬送に有益な情報を記載した緊急医療支援手帳を難病患者に配布することで、防災意識の高揚を図ります。	医薬安全課
⑥災害に強いIT基盤の構築	岡山情報ハイウェイの災害対策強化	岡山情報ハイウェイは、大規模災害発生時においても、ライフラインであるIT基盤として重要な役割が求められているため、主要な通信機器等を収容し、市町村をはじめとする団体との接続機能等を有する接続拠点施設について、地震動や津波、大雨等による浸水被害に備え、一部施設の移転や局舎のかさ上げ、非常用電源の充実、回線の二重化、回線容量の増強等、接続拠点施設の被害想定や立地条件に応じた効果的な災害対策を実施します。 さらに、光ファイバーや広範囲・多地点で断線するなど、既存設備の二重化だけでは対応できないような大規模災害が発生した場合に備えて、宇宙航空研究開発機構(JAXA)の衛星回線を利用した災害対策を図ります。	情報政策課
	災害発生時等におけるホームページへのアクセス集中等を軽減するための他県及び民間事業者との連携	災害発生時に県ホームページにアクセスが集中した場合でも必要な情報を継続して提供できるよう、情報ハイウェイを相互接続している鳥取県や、世界規模でITインフラを有する日本マイクロソフト(株)と連携して、アクセス集中の軽減対策を検討します。	情報政策課
	避難所となる公共施設等における無線LAN利用環境の整備促進	通常時だけでなく災害発生時においてもスマートフォン等を活用した情報収集に役立てるため、岡山情報ハイウェイを活用して、市町村等の庁舎や災害時に避難場所となる公共施設を中心に公衆無線LANの整備を促進します。 また、大規模災害発生時には、避難場所等で無線LANを誰でも簡単に利用できるよう、認証なしで「おかやまモバイルSPOT」を利用できる仕組みを検討し、避難訓練等の機会に併せて、その有効性を検証します。	情報政策課
	情報システムの分散管理等による住民データの安全な保管の推進	市町村と連携した「自治体クラウド」の推進により、情報システムの効率化やコスト削減はもとより、安全なデータセンターへのシステム設置により、住民データなど重要データの消失や情報システムの被災を防ぎ、災害発生時にも必要な業務の継続又は早期再開を図るとともに、情報漏えい等情報セキュリティ上のリスクへの対策を強化します。	情報政策課

1 防災対策の推進 ((2) ハード・ソフト一体となった土砂災害防止対策)

重点施策(項目)	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
①土砂災害防止対策(ハード対策の推進)	土砂災害防止対策(ハード対策の推進)	土砂災害警戒区域の指定を進めるとともに、土砂災害の恐れのある箇所について、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策事業等のハード対策を推進します。要配慮者利用施設などがある箇所のうち、緊急性の高い箇所から順次整備を推進していきます。	防災砂防課
②土砂災害防止対策(ソフト対策の推進)	ハザードマップ等の公表	県はホームページで土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等を公表し、市町村に対し、土砂災害警戒区域等を地域防災計画へ位置付けるとともに、ハザードマップを作成し、住民へ周知するよう働きかけます。	危機管理課 防災砂防課
	警戒避難体制の充実・強化	土砂災害のおそれのある箇所に立地する要配慮者利用施設に対して、市町村や地域の防災関連機関、自主防災組織と連携し、土砂災害を対象とした避難訓練や避難場所の確保など避難体制の強化を促進します。	危機管理課、防災砂防課、保健福祉課 障害福祉課
③総合防災情報システム・防災情報ネットワーク等と連動した土砂災害警戒情報等の提供	総合防災情報システム・防災情報ネットワーク等と連動した土砂災害警戒情報等の提供	県は気象台と共同で土砂災害警戒情報を発令し、総合防災情報システム、防災情報ネットワーク等を活用して情報提供を行うとともに、地域の詳細な土砂災害発生の危険度を、メッシュで区割りした地図上に着色表示でお知らせし、県民の早期避難や防災関係機関の危機管理体制強化を支援します。	危機管理課 防災砂防課
	「土砂災害防止月間」における各種啓発活動	土砂災害防止月間(6月1日～30日)に合わせて、JR岡山駅、倉敷駅、津山駅での啓発チラシなどの配布、県庁への懸垂幕の掲出、土砂災害防止に関する絵画・作文の募集を行っています。	防災砂防課

1 防災対策の推進 ((3) 障害特性に配慮した情報伝達の体制整備)

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
①障害特性に配慮した情報伝達	情報伝達の際の役割等の明確化	県及び市町村は、被災者等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めます。	危機管理課
	情報伝達の確保 伝達手段の多重化・多様化	情報伝達にあたっては、市町村に対し、地震・津波情報や気象警報、避難勧告・指示などの危機管理情報について、障害の内容や程度に対応した提供手段の構築を働きかけるとともに、市町村防災行政無線や緊急速報メール等の多様な情報伝達手段の整備を促進します。併せて、新聞、ラジオ、テレビ等のマスコミ及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得て迅速に行い、また、避難所への掲示、広報車なども活用して、警報、安否情報等の伝達手段の多重化・多様化に努めます。	危機管理課
	避難所・避難者への情報伝達等	避難所・避難者への情報伝達等については、避難所の維持管理責任者を窓口にし、避難者の自治組織を通じる等により伝達等を行います。広報に当たっては、関係機関相互の連携を保ち、情報の混乱が生じないようにします。	保健福祉課 障害福祉課
②IT等を活用した防災・減災対策	総合防災情報システム・防災情報ネットワーク等の効果的な運用	県民への情報伝達や市町村との情報共有を行う総合防災情報システムによって、インターネットや防災情報メール、地上デジタル放送のデータ放送等により効果的な情報提供を行っていくとともに、防災メール配信の設定方法をわかりやすくするなど、視認性や操作性の向上等を図っていきます。また、防災行政無線と岡山情報ハイウェイを併用した防災情報ネットワークを安定的に運用します。	危機管理課
	放送事業者との連携や県内自治体と連携した災害関連情報システムの導入検討	災害情報を集約し住民に届けるため、放送事業者等に一括して提供する情報連携システムであるシーラートについて、放送事業者等と調整しながら適切な運用を図ります。また、災害発生時、住民基本台帳のデータをもとに被災者台帳を作成し、被災状況を入力することで、罹災証明書の発行、支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退居などを一元的に管理できる被災者支援システムの県内市町村への導入を働きかけます。	危機管理課 保健福祉課
	岡山県防災マップ	日ごろから地域の災害危険性を認識し、災害発生時には迅速な非難行動や災害応急対応を行えるよう、危険度情報を提供します。岡山県では、洪水浸水想定や土砂災害危険箇所など5種類の危険度情報を、おかやま全県統合型GISを利用して公開しています。	危機管理課
(3) ファックスやEメール等による通報体制整備や利用促進等	おかやま防災情報メール	「おかやま防災情報メール」は気象台が発表する大雨、洪水等の警報、注意報や、岡山県内で観測された雨量、河川水位、潮位など最新の防災情報が配信されるサービスです。	危機管理課
	聴覚障害のある人の通報手段の拡大	聴覚障害のある人の火災や急病等の対策として、各消防本部に働きかけ、ファックスやその他の通報手段の拡大に努めます。	消防保安課

1 防災対策の推進 ((4) 災害時における要配慮者等の安全確保)

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(4) 災害時における要配慮者等の安全確保	避難行動要支援者名簿の作成・活用の推進	県は、市町村が、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握して避難行動要支援者名簿を作成し、災害発生時に効果的な利用により、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう働きかけるとともに、自治会組織、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等福祉関係者が情報を共有し、災害時に要支援者名簿を活用できる体制を整えるよう市町村に働きかけます。	危機管理課
	要配慮者に対する支援	防災マップの作成、見守りネットワークの構築など、要配慮者に対する平素から日常的な支え合い活動の体制づくりを進めます。	危機管理課 障害福祉課
	地域の自主防災組織の育成及び消防団の活性化	「自主防災組織」は地域住民が自分たちの地域は自分たちで守るという連帯感に基づき、自主的に結成する組織です。 県は、市町村における自主防災組織の設置・育成と活動活性化に向けた取組や消防団活動を支援するとともに、自らも普及・啓発活動等を行い、地域防災力の向上を図ります。	危機管理課 消防保安課
	出前講座や自主防災組織支援講師団講師の派遣	各県民局や危機管理課で実施する出前講座のほか、自主防災組織等が実施する研修会等に講師を派遣します。	危機管理課
	地域防災力強化総合支援事業	自主防災活動の促進や活性化を図るため、市町村が地域の危険箇所の点検や避難訓練、または自主防災リーダーの養成等の事業を行う町内会や自主防災組織等に助成を行う場合、県は当該市町村に補助を行います。	危機管理課
	県民に向けた普及啓発	防災週間(8/30-9/5)や防災とボランティア週間(1/15-1/21)の時期を中心に、総合防災訓練や各県民局の主催する防災パネル展などで啓発パンフレットを配布するほか、県の広報媒体や市町村広報紙を活用した普及啓発を実施します。	危機管理課
	避難支援・生活支援策に係る計画作成等	・県は、県社会福祉協議会等関係団体と連携し、避難行動要支援者の避難支援・生活支援策に係る全体計画及び個別計画の作成を市町村に働きかけ、支援体制の整備を促進します。 ・県は、災害時要配慮者の利用に配慮した福祉避難所の指定や避難所運営マニュアル等の整備を市町村に働きかけます。	保健福祉課
	災害時の障害のある人の相談体制	災害時の福祉避難所における障害のある人に対する相談については、各地域の相談支援事業所や、障害のある人の支援団体等と連携を図りながら、適切な支援を行うための体制を整備します。	障害福祉課
	難病患者等に対する災害時の支援	難病患者等については、各保健所において、災害時要援護者リストを作成し、各市町村とも情報共有して連携を図りながら、適切な支援を行うための体制整備に努めます。	医療安全課
	災害救援専門ボランティアの登録推進・技術向上等	災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、要約筆記、手話通訳、外国語通訳・翻訳及び建築物応急危険度判定）を平常時から登録し、把握するとともに、専門分野別の研修の実施により登録ボランティアの技術向上等を図ります。	県民生活交通課 障害福祉課 保健福祉課

1 防災対策の推進 ((5) 福祉避難所の確保・バリアフリー化の推進・必要な物資の確保等)

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(5) 福祉避難所の確保・バリアフリー化の推進・必要な物資の確保等	福祉避難所の確保への協力・バリアフリー化の推進	市町村に対して、災害時の福祉避難所の設置の際に必要となる物資・器財等の確保や施設・設備の整備等に要する経費の一部を助成する福祉避難所設置促進事業補助金の活用を呼びかける等、福祉避難所の確保に協力します。また、福祉避難所の整備にあたっては、バリアフリー化の推進を働きかけます。	保健福祉課
	専門的人材の確保備蓄の充実等	県は、市町村が行う福祉避難所の確保に協力し、必要な場合は社会福祉施設等の関係団体と協力協定の締結等を行う等、専門的人材の確保に努めます。また、災害発生に備え、生活必需品等の備蓄を行います。	保健福祉課
	バリアフリー化に向けて施設管理者等への要請	段差の解消、スロープの設置、手すり等の設置など福祉避難所施設のバリアフリー化に向けて施設管理者等への要請等を行います。	保健福祉課 障害福祉課

1 防災対策の推進 ((6) 障害者支援施設・医療機関等における災害対策の推進、ネットワークの形成)

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
①医療機関等における災害対策の推進・ネットワークの形成	医療機関等における災害対策の推進・ネットワークの形成	岡山県地域防災計画等に基づき、災害拠点病院、県医師会、消防等の関係機関と連携して災害時における被災者の救命を図ることとしており、災害拠点病院やDMA T等の体制の充実に取り組んでいます。 また、大規模地震等の災害時において、被災者等に対する医療を安定して提供できるよう、医療施設の耐震化を促進します。	医療推進課
	災害時精神科医療体制の整備	岡山県地域防災計画に基づき、災害時精神科医療中核病院を指定しており、大規模災害発生時における精神科医療の提供を行うとともに、D P A T 受入等の体制整備に取り組みます。	健康推進課
②障害者支援施設等における災害対策の推進・ネットワークの形成	障害者支援施設等における災害対策の推進・ネットワークの形成	災害発生後にも障害福祉サービスを継続して提供することができるよう、障害者支援施設等における災害対策を推進するとともに、他の社会福祉施設等とのネットワーク形成を促進します。	障害福祉課
	障害者支援施設等に対する災害協定の締結の推進等	また、障害者支援施設、介護保険施設等に対し、あらかじめ、県内や近隣県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受け入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請します。	保健福祉課 障害福祉課
	障害者支援施設・介護職員等の派遣体制の整備	県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めます。	保健福祉課 障害福祉課
	在宅重症難病患者の療養継続確保	災害発生時における在宅重症難病患者の療養継続確保を図るため、市町村や医療機関などと協力して災害時の個別支援計画の策定を進めます。	医薬安全課
③災害時協力協定の締結の推進	災害時協力協定の締結の推進	災害や事故発生に際して、組織力や専門性を生かした人的、物的、技術的な応援を受けることができるよう、民間団体等との災害時応援協定の締結を推進します。	危機管理課

1 防災対策の推進 ((7) ボランティアの確保・養成等)

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
①ボランティアの確保・養成等	災害救援専門ボランティアの登録推進・技術向上等【再掲】	災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、要約筆記、手話通訳、外国語通訳・翻訳及び建築物応急危険度判定）を平常時から登録し、把握するとともに、専門分野別の研修の実施により登録ボランティアの技術向上等を図ります。	県民生活交通課 障害福祉課 保健福祉課
	防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業	実践校を指定し、新たな防災教育の指導方法や教育手法の開発を行うとともに、緊急地震速報等を活用した避難訓練等の先進的・実践的な防災教育に取り組む学校への支援を行います。	教育庁保健体育課
	高校生地域防災ボランティアリーダー養成事業【再掲】	東日本大震災を契機として、災害発生時には、高校生らが地域の力として貢献できるよう、防災に関する基本的な理解を深め、搬送法や急救法、炊き出し、消火器使用法等の実践力を身につけるためのリーダー養成研修会を実施していきます。	教育庁保健体育課
	防災キャンプ推進事業【再掲】	市町村において防災キャンプを実施し、地理的特性に応じた災害対応のノウハウを蓄積していきます。例えば、防災弱者となりがちな住民への配慮やユニバーサルデザインの視点を取り入れたプログラムを実施し、事業効果の向上と広がりを持たせています。	教育庁生涯学習課
	ボランティア・N P O活動の拠点施設の運営【再掲】	ボランティア・N P Oの活動の健全な発展を支援するとともに、ボランティア・N P Oをはじめ、広く県民、事業者、行政機関の職員が気軽に集い、情報交換、交流及び連携を進める場を提供するため、岡山県ボランティア・N P O活動支援センターを運営し、県民総参加のもと、ボランティア団体、N P O法人、各種団体などが、手を携えて、いきいきと活動しながら社会・地域づくりを進める多参画社会の形成を目指します。	県民生活交通課
	大学生災害ボランティア研修会の開催【再掲】	県、岡山県社会福祉協議会及び県内16大学では、「災害時における被災者支援ボランティアに関する協定」を締結しており、このうち希望する大学に対しては、学生を対象として災害ボランティア研修を実施しています。	県民生活交通課

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
②ネットワーク化の推進	ボランティア関係機関の連絡応援体制の整備	・県、日本赤十字社岡山県支部及び岡山県社会福祉協議会は、定期的な連絡会議の開催等により、相互の連携を促進することにより、災害発生時においてボランティア活動を円滑に実施できるよう努めます。 ・県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会は、災害発生時において迅速な対応ができるよう、近隣府県の社会福祉協議会を含めて連絡応援体制の整備を図ります。	保健福祉課 障害福祉課
③防災知識等の普及啓発	防災知識等の普及啓発	県は市町村と協力して、要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行うとともに、社会福祉施設等において適切な防災教育が行われるよう必要な助言を行います。 また、避難行動要支援者に対して、市町村において作成する避難行動要支援者名簿を活用した体制や、個別情書などの支援体制の徹底が図れるよう周知を働きかけます。	危機管理課
	「おかやま防災知識情報」	フェイスブックを活用して、平常時に、防災に関する知識や取組についての情報を発信していくことで、防災知識の啓発を推進します。	危機管理課

1 防災対策の推進 ((8) 東日本大震災からの復興支援等)

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(8) 東日本大震災からの復興支援等	「心の復興」に向けた取組	東北のボランティア団体等とも連携しながら、現地で元気長っている人々や東北の復興の様子、又は現地の人々の心や健康のケア等の復興支援をはじめとした様々なボランティア情報や必要性を、ホームページ等を通して県民に対して周知する等、記憶を風化させず、東北の人々の気持ちに寄り添う「心の復興」支援に努めます。	障害福祉課
	東北との社会課題の共有	東北の課題を、社会共通の先進的課題としてとらえ、本県の福祉施策等に役立てていきます。また、学生を中心東北に学ぶことで、社会・地域課題への関心、防災意識、社会貢献意識を高め、本県の将来の福祉人材等の育成に努めます。	障害福祉課
	インクルーシブな交流・分野横断的な啓発の推進【再掲】	「障害のある人もない人も一緒に社会をデザインする」をコンセプトに、障害のある人もない人も一緒に参加できる交流型・分野横断型の啓発活動に取り組みます。 本障害者計画の分野別施策（ボランティア、文化芸術活動（障害者アート等）、農福連携による就労支援、観光・まちづくり、国際交流等）と、啓発活動とを掛け合わせ、横断的に実施することで、多くの一般県民に参加・交流できる機会を提供し、相乗効果等も創出しています。学生等若者を中心に、ワークショップやフィールドワーク等も取り入れながら、興味や関心を持てる分野への参加を募集・推進し、障害のある人と交流することで、相互理解を深めていきます。	障害福祉課

2 防犯・交通安全対策の推進

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(1) 犯罪被害防止に向けた取組	犯罪被害防止に向けた取組概要	くらしの安全 Web Map や岡山県警察ももくん安心メール、交番・駐在所が実施する巡回連絡及びミニ広報紙発行等のあらゆる手段を通じて、不審者情報・防犯情報等を発信し、障害のある人を中心とした県民に犯罪防止啓発を行うなど支援体制を強化します。	警察本部総務課・情報管理課・子ども女性安全対策課・通信指令課
	くらしの安全 Web Map	「くらしの安全 Web Map」は、身近な犯罪や不審者の情報を始め、交通事故の発生や交通取締り情報等を県警察ホームページでタイムリーに表示することにより、県民の自主的な防犯意識や交通安全意識の高揚を図るものです。	警察本部総務課
	スマートフォン・アプリ「くらしの安全音声 Navi」	「くらしの安全音声 Navi」は、スマートフォン端末で取得した GPS 情報を利用し、利用者の現在地付近の交通安全情報、犯罪情報及び不審者情報を地図上に表示するとともに音声ガイダンスによる注意喚起を行うことにより、県民の自主的な防犯意識や交通安全意識の高揚を図るものです。	警察本部情報管理課
	ももくん安心メール	ももくん安心メールは、登録された県民の方の携帯電話やパソコンへ子供や女性に対する声掛け、つきまとい等の発生情報をメール配信しているものです。提供している情報の内容は、「子供不審者情報」、「子供防犯情報」、「女性不審者情報」、「女性防犯情報」のほか、振り込め詐欺やひったくり等の防犯情報等や交通事故防止ワンポイントアドバイス等を内容とする「一般防犯情報」や「交通安全情報」で広く県民に配信して安心感の醸成を図るものです。	警察本部子ども女性安全対策課

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(1)犯罪被害防止に向けた取組	「ファックス110番」・「メール110番」の運用【再掲】	聴覚・言語障害のある人等の事件・事故発生時の110番通報を目的に、警察本部通信指令室に設置されている「ファックス110番」及び「メール110番」の一層の普及促進を図ります。	警察本部通信指令課
(2)安全・安心のまちづくり	県民運動の推進	安全・安心まちづくりの行動計画を策定し、県民総ぐるみで犯罪のない安全で安心な岡山県づくりを進めるため、安全・安心まちづくり期間（10月11日～20日）や毎月第2金曜日の「犯罪ゼロの日」等を中心に、障害のある人を含め県民の理解を深めるための広報啓発活動を行うとともに、特に功績のあった個人・団体の顕彰を行います。	くらし安全安心課
	防犯ボランティアの活動促進等	現場で活動する防犯ボランティアのスキルアップを図るため、防犯活動に精通し、指導力・経験がある者を有する法人に委託し、地域の防犯ボランティア団体に対する出前講習等を行うほか、障害のある人・高齢者等を含むすべての県民の自主防犯意識の向上や防犯ボランティアの拡充を図るために研修会や防犯力診断等を開催するとともに、「安全・安心通信」等を活用し、先進的な取組事例の紹介やタイムリーな情報提供を行います。	くらし安全安心課
	自主防犯活動を支援	青色防犯パトロール実施団体への広報機材の貸与や募金型自動販売機紹介事業、活動時のかがに対する見舞金制度等により、幅広く自主防犯活動を支援します。	くらし安全安心課
	障害のある人・高齢者等の犯罪被害防止	「犯罪のない安全・安心まちづくり講師」を派遣するなど、障害のある人・高齢者等犯罪に對して弱い立場にある者の犯罪被害防止を図ります。	くらし安全安心課
	特殊詐欺被害の防止	「岡山県特殊詐欺被害防止条例」に基づき、関係機関・団体等と連携しながら、詐欺の手口や防止対策に関する広報啓発を行うほか、金融機関、コンビニ、運送事業者等と結成した「特殊詐欺被害防止ネットワーク」を活用して、被害に遭いやすい障害のある人・高齢者などの被害を水際で防止する対策を推進するとともに、特殊詐欺被害防止に功労があった団体・個人の顕彰を行います。	くらし安全安心課
	情報紙「安全・安心通信」の発行	障害のある人・高齢者を守るなど、県民総ぐるみによって犯罪のない安全で安心なまちづくりを進める機運を一層高めるための情報紙「安全・安心通信」を発行します。	くらし安全安心課
	岡山県防犯カメラ設置支援事業	自転車盗等の街頭犯罪や少年非行、障害のある人・子ども・女性等弱者を狙った犯罪等の防止を図り、犯罪の起きにくく社会環境を整備するため、市町村や住民団体が設置する防犯カメラを支援します。	くらし安全安心課
(3)交通安全対策	県交通安全教育講師団講師の派遣	県では交通安全ボランティア団体等の依頼により、無料で講師を派遣し、交通安全指導や助言を行います。障害のある人についても、必要に応じて、交通安全に必要な技能及び知識の習得のため、社会福祉団体と連携し、障害の程度に応じた交通安全教育を推進に努めます。	くらし安全安心課
	高齢者交通安全県民運動等による交通安全意識の啓発	高齢社会の進展に伴い、高齢者が関係する交通事故を防止するため、県民一丸となった高齢者交通安全県民運動を展開し、高齢の障害のある人自身の交通安全意識の高揚と保護・誘導啓発活動の推進を図ります。またDVDの貸出等により交通安全教育を実施します。	くらし安全安心課
	ITS（高度道路交通情報システム）の推進と活用によるバリアフリールートマップの提供等	災害や工事に伴う道路通行規制や、冬期の道路状況等の情報をホームページ「岡山県道路規制情報」や「岡山県冬期道路気象情報システム」、道路情報板等を通じてリアルタイムに提供するとともに、段差等の障害物情報を掲載したバリアフリールートマップを提供するなど、ITSの一層の推進と活用を図り、道路利用者の安全性・利便性の向上を図ります。	道路整備課
	道路等のバリアフリー化の推進（安心して利用できる道づくり）【再掲】	道路整備に当たっては、幅広い歩道の整備、視覚障害のある人のための誘導ブロックやスロープの設置、横断歩道橋の改善など、障害のある人が安心して利用できる道づくりを進めます。県内の市町村において、駅等の交通拠点から主要な公共施設等へのアクセス道路をバリアフリーネットワークとして選定し、歩道の段差解消等の道路上のバリア（障壁）の除去を継続的に進めます。	道路整備課
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく道路の構造の基準を定める条例【再掲】	高齢者、障害のある人が安全で安心して利用できる道路空間の構造基準を定め、バリアフリーネットワークの整備を推進します。	道路整備課

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(3) 交通安全対策	視覚障害者用付加装置の整備【再掲】	視覚障害者用付加装置(擬音により視覚障害のある人等に対し、歩行者用信号が青になったことを知らせる装置)での整備を図り、視覚障害のある人等の交通弱者の安心・安全な横断を支援します。	警察本部交通規制課
	高齢者等感応化装置の整備【再掲】	シルバー用押ボタンや又は携帯発信器(ペンダント)を押すと、通常より3割程度、歩行者用信号の青時間を延長する装置)の整備を図り、視覚障害のある人等の交通弱者の安心・安全な横断を支援します。	警察本部交通規制課
	視覚障害者用道路横断帯(エスコートゾーン)の設置【再掲】	視覚障害のある人が横断歩道を利用する際、横断場所と横断方向を明確にするため、横断歩道上に視覚障害者用道路横断帯(点字ブロック状横断誘導表示)を設置することで、視覚障害のある人の安心・安全な横断を支援します。	警察本部交通規制課
	信号灯器のLED化【再掲】	従来の白熱電気を使用した電球式信号灯器を、省電力・視認性に優れた発光ダイオードを使用したLED式灯器に交換整備します。	警察本部交通規制課、道路整備課
	ゾーン30事業【再掲】	日常生活が営まれる住宅区域等をゾーンとして設定し、区域内の最高速度を時速30キロメートルに規制することにより、その区域の抜け道利用や自動車の走行速度を抑制して歩行者・自転車の安全を確保します。	警察本部交通規制課

3 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
消費者トラブルの防止及び被害からの救済	消費生活センター等での消費生活相談等	障害のある人の消費生活の安定と向上を促進するため、消費生活に関する情報の提供、消費生活相談及び苦情処理等を実施します。 全国消費生活情報ネットワークシステム(P10-NET)を活用し、効果的な相談業務を展開します。また、市町村における相談体制の拡充や消費生活相談員の資質向上を支援します。	くらし安全安心課
	消費者意識の啓発	複雑化、多様化する消費者問題に対応するためには、障害のある人及び障害のある人を支える家族や福祉関係者等を含め地域住民が自ら考え判断し、消費活動を行う能力を高めることが必要であることから、消費者に対し悪質商法による被害防止等について啓発を行うとともに、的確な情報の提供に努めます。	くらし安全安心課
	消費者教育を推進するコーディネーターの配置	岡山県消費生活センターを消費者教育の拠点として位置づけ、消費者教育の中心となるコーディネーターを配置します。また県関係部局、市町村、障害者団体、福祉関係者等が連携して、障害のある人の消費者トラブルの防止及び早期発見に取り組みます。	くらし安全安心課
	消費生活サポート一の養成	地域において安全で安心な消費生活を支える県民を養成するための講座を開催し、サポート一等によって、障害のある人や高齢者等を地域で見守るネットワークの構築を進めます。	くらし安全安心課
	消費者被害防止啓発活動の推進「消費者被害撲滅事業」	消費者月間(5月)、安全・安心まちづくり月間(10月)を中心に消費者団体等と協働して消費者被害撲滅キャンペーンを実施します。	くらし安全安心課

IX 差別の解消及び権利擁護の推進

1 障害を理由とする差別の解消の推進

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(1) 障害者差別解消法に基づく差別の解消の推進	県職員を対象とした対応要領の策定	平成28年4月の障害者差別解消法の施行に伴い、障害のある人に対する差別的な取扱の禁止と、障害のある人にとって必要な合理的配慮の提供を推進するため、県職員を対象とした対応要領を、国の基本方針・対応要領等を基に策定し、障害者差別の解消に取り組みます。	障害福祉課 教育庁 警察本部
	職員研修による県職員の意識啓発	各種職員研修等において、県職員に対して障害者差別解消法の趣旨及び対応要領の周知等を行うとともに、障害や障害のある人への理解促進を図っていきます。	障害福祉課
	事業者に対する意識啓発	「心のバリアフリー普及・促進事業」等により、事業所訪問や事業所向け研修会等を実施し、障害者差別解消法の周知・啓発を行うことで、障害や障害のある人への理解促進を図っていきます。	障害福祉課
	県民に対する意識啓発	県民を対象とした講演会の開催や啓発冊子、ホームページ等を活用した障害者差別解消法の周知・啓発を行うことで、障害や障害のある人への理解促進を図っていきます。	障害福祉課
	「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度の推進【再掲】	車いすマークの駐車場を利用できる方を明らかにした上で、その対象者（障害のある方や高齢の方、妊産婦などで歩行が困難な方）に専用の利用証を交付する一方、県と協定を結んだ施設に駐車スペースを確保し、利用証を交付された方がそのスペースを優先して利用できるよう、車いすマークの駐車場の適正利用を図ります。	障害福祉課
	障害者差別解消支援地域協議会の組織の活用等	地域の関係機関が、相談事例の情報共有等を通じ、各自の役割に応じた事案解決のための取組など、差別解消のための取組を主体的に行う連携組織として、「障害者差別解消支援地域協議会」を組織し、それを活用した障害者差別の解消に向けた取組を推進します。	障害福祉課
	あいサポート運動の紹介【再掲】	様々な啓発活動等の一環で、「あいサポート」運動を紹介していきます。	障害福祉課
(2) 雇用分野における差別の禁止等	雇用分野における差別の禁止等	すべての事業主が改正障害者雇用促進法に基づく「障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項」に關し、事業主が適切に対処するための指針」（障害者差別禁止指針）と、「雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な發揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講すべき措置に関する指針」（合理的配慮指針）に基づき、障害のある人の雇用にあたつての配慮等について、岡山労働局等関係機関と連携して啓発・周知を行ないます。	労働雇用政策課
(3) 差別防止のための相談支援体制の整備等	相談・紛争解決体制の整備	県民からの相談については、基本的には各市町村（又は地域自立支援協議会等）で対応します。困難事例や全県で対応すべき事案については岡山県障害者権利擁護センター（岡山県社会福祉士会）や岡山県自立支援協議会で対応します。（予定）	障害福祉課

2 権利擁護の推進

重点施策(項目)	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(1)障害者虐待防止法に基づく虐待の防止・啓発	障害者虐待防止体制の整備	障害者権利擁護センター機能を有する県は、障害者虐待防止センター機能を有する市町村、岡山労働局等関係機関との連携を図りながら、虐待防止体制を整備し、虐待の防止・早期発見・早期対応を図ります。	障害福祉課
	市町村担当者、障害者福祉施設の職員等向けの研修	障害者虐待を防止するため、虐待の相談・通報先である市町村の職員、障害者の支援に関する障害者福祉施設等の職員に対する研修を実施します。	障害福祉課
	法律相談窓口(市町村向け)の設置	市町村が、虐待を受けた障害のある人の保護や権利擁護について専門的助言を得られるよう法律的技術援助窓口を設置します。	障害福祉課
	普及啓発事業	啓発パンフレットを作成し、障害者虐待防止法に関する普及啓発を図ります。また、県民の障害者虐待防止への関心と意識を高揚することを目的として障害者権利擁護セミナーを開催します。	障害福祉課
(2)成年後見制度の利用促進等	成年後見制度の利用促進【再掲】	判断能力が不十分な障害のある人の財産管理や各種契約などの法律行為を支援し、権利を擁護することを目的とした成年後見制度の適正な利用を周知、促進します。	障害福祉課
(3)相談窓口の設置や相談員の資質向上等	岡山県障害者権利擁護センターによる相談等	障害者虐待防止法に基づき、岡山県障害者権利擁護センターを設置し、虐待を受けた障害のある人や養護者支援に関する相談、相談機関の紹介等を行います。	障害福祉課
	相談員の資質向上(研修会等)	市町村が委託する身体障害者相談員や知的障害者相談員の相談対応能力の水準の向上が図られるよう、相談員に対する研修を実施します。	障害福祉課
(4)障害児虐待防止対策の充実(障害者虐待防止法に基づく対策)	岡山県障害者権利擁護センターの適正な運営【再掲】	障害者虐待防止法に基づき、障害のある人に対する虐待防止等を促進します。	障害福祉課
	法律相談窓口(市町村向け)の設置【再掲】	市町村が、虐待を受けた障害のある人の保護や権利擁護について専門的助言を得られるよう法律的技術援助窓口を設置します。	障害福祉課
	研修事業や普及啓発事業等の実施【再掲】	障害者施設関係者・市町村担当者等を対象とした研修会を実施します。また、啓発パンフレットを活用した普及啓発を図るとともに、障害者権利擁護セミナーを開催します。	障害福祉課
(4)障害児虐待防止対策の充実(児童相談所の体制の強化(児童虐待防止対策支援事業))	児童相談所カウンセリング事業【再掲】	虐待を行った保護者に対するカウンセリングを実施します。	子ども未来課
	児童相談所法的対応強化事業【再掲】	児童相談所が行う法的対応に弁護士の協力が得られる体制を整備します。	子ども未来課
	児童相談所24時間・365日相談体制強化事業【再掲】	児童相談所の休日夜間体制を強化するため、夜間対応相談員と休日相談員を配置します。	子ども未来課
	一時保護機能強化事業【再掲】	一時保護所の機能の充実を図るため、一時保護対応協力員を配置します。	子ども未来課
	一時保護所体制強化事業【再掲】	一時保護所の体制強化のため、心理判定員を配置します。	子ども未来課
	児童相談所スーパーバイズ機能強化事業【再掲】	児童相談所における専門性の強化を図るため、スーパーバイザー(専門的助言者)の助言が得られる体制を整備します。	子ども未来課
	児童虐待対応力向上事業【再掲】	児童相談所、市町村及び施設職員等を対象にした研修会を開催し、資質向上を図ります。	子ども未来課
	児童虐待対応強化事業【再掲】	児童福祉司に協力して児童虐待に関する調査や関係機関との連絡調整を行う「児童虐待対応協力員」を各児童相談所に配置します。	子ども未来課

重点施策(項目)	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(4)障害児虐待防止対策の充実 (児童相談所の体制の強化(児童虐待防止対策支援事業))	児童虐待防止等ネットワーク事業【再掲】	県要保護児童対策地域協議会と市町村要保護児童対策地域協議会連絡会を開催し、関係機関の連携強化を図ります。	子ども未来課
(4)障害児虐待防止対策の充実 (妊婦や子育て家庭の相談体制の整備)	乳児家庭全戸訪問事業(地域子ども・子育て支援事業)【再掲】	保健師等が生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、不安や悩みの相談に応じるとともに、子育て支援に関する情報提供等を行い、孤立化を予防します。	子ども未来課 健康推進課
	養育支援訪問事業(地域子ども・子育て支援事業)【再掲】	子どもの養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士・ホームヘルパー等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを実施します。	子ども未来課 健康推進課
	子ども家庭電話相談事業【再掲】	雑種多様な児童問題で悩む児童や家庭などの相談に適切かつ迅速に対応するために電話相談を行います。	子ども未来課
	家庭相談所の運営【再掲】	家庭における人間関係の健全化及び児童養育の適正化など家庭児童福祉の向上を図るために、家庭児童相談所を福祉事務所に配置し、相談・指導・援助を行います。	子ども未来課
	児童環境づくり基盤整備事業【再掲】	子どもに地域で身近に相談に応じる全ての児童委員及び主任児童委員を対象とした研修会を開催し、支援技術の向上を図ります。	子ども未来課
	おかげやま妊娠・出産サポーター事業【再掲】	妊娠や出産に関して不安や悩みを抱えた方からの相談や、思春期から更年期まで幅広い世代の女性の身体や健康に関する相談に関する窓口としてサポートセンターを設置します。	健康推進課
	ハイリスク妊娠婦保健指導。妊娠中からの切れ目のない支援システム【再掲】	妊娠中から医療・社会的な観点から児童虐待防止の視点でハイリスク妊娠婦に対し、産婦人科医療機関と連携してハイリスク妊娠婦を保健師が訪問指導します。	健康推進課
	ハイリスク児家庭訪問指導【再掲】	市町村が実施する乳幼児健康診査等で児童虐待発生のリスクが高いと把握した家庭や小児科医から連絡があったハイリスク児家庭へ保健師が訪問し、育児相談、保健指導を行います。	健康推進課
(4)障害児虐待防止対策の充実 (児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証)	死亡事例等の検証【再掲】	虐待による児童の死亡事例等について、事実の把握を行い、死亡した児童の視点に立って発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討します。	子ども未来課

3 行政機関等における配慮及び障害のある人の理解促進等

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(1)社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮	県職員を対象とした対応要領の策定【再掲】	平成28年4月の障害者差別解消法の施行に伴い、障害のある人に対する差別的な取扱の禁止と、障害のある人にとって必要な合理的な配慮の提供を推進するため、県職員を対象とした対応要領を、国の基本方針・対応要領等を基に策定し、障害者差別の解消に取り組みます。	障害福祉課
(2)県における必要な研修等の実施	職員研修による県職員の意識啓発【再掲】	各種職員研修等において、県職員に対して障害者差別解消法の趣旨及び対応要領の周知等を行うとともに、障害や障害のある人への理解促進を図っていきます。	障害福祉課
(3)アクセシビリティに配慮した情報提供	障害に配慮したホームページ等の運営【再掲】	県ホームページにおいては、ウェブアクセシビリティ(誰もが利用できるような各種情報の提供)に配慮したシステムの運営を図ります。	情報政策課
	点字広報「おかげやま」の発行【再掲】	視覚障害のある人を対象に、県政の動き、話題などを紹介します。	公聴広報課
	図書の郵送貸出・録音図書・対面朗読室【再掲】	重度の障害のある人への図書の郵送貸出や視覚障害のある人への録音図書の郵送貸出を実施しています。また、館内にはボランティアが代読する対面朗読サービスや、音声パソコンなどの機器を利用できる対面朗読室を設けています。	岡山県立図書館

重点施策	事業・取組名	事業・取組内容	所管課
(3) アクセシビリティに配慮した情報提供	研修講座で配付する資料や聴覚障害のある人への配慮【再掲】	<p>※対象者（受講者）は、教職員。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修講座で配付する資料の文字のフォント、ポイント、色合い、白黒反転印刷等での対応、また、申し出により事前に資料を送付等して視覚に障害のある人へ配慮しています。 ・聴覚に障害のある人へは、手話通訳者の配置及び聞き取りやすい声の大きさやスピードで配慮しています。 	総合教育センター
	講演会等における配慮【再掲】	講演会等で聴覚障害のある人への対応として手話通訳や要約筆記を付ける等を行っているものもあります。	教育庁
	岡山国際交流センターのバリアフリー化【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流センター情報相談コーナーを、車いす利用者にも対応できるカウンターに取り替えました。（H24年度） ・エレベーター内スイッチを点字表示し、エレベーターに音声案内機器を設置しています。 ・障害者用駐車場を設けています。 	国際課

第4章 数値目標

【基本的な考え方】

- 計画の基本理念等を踏まえ着実な推進を図るため、「第2章 施策の展開」のそれぞれの分野に掲げる各推進施策を、他の分野の施策等との連携のもと総合的に実施することにより、計画期間中に達成を目指す県全体の水準として数値目標を設定します。
- 障害のある人の動向、国の障害者基本計画等を踏まえ、計画に掲げる施策に関して、具体的な数値目標を設定し、また、県が策定した他の計画との連携を図ります。
- なお、これらの数値目標のうち、主に市町村、民間団体等の県以外の機関・団体等が実施する取組項目については、県がこれらの機関・団体等に働きかけることにより達成を目指す水準として位置づけます。

I 啓発・広報・社会参加

目 標 項 目	現 状		目 標		所管課
	現状数値	根拠年度	目標数値	目標年度	
「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度の推進（協力施設、又は区画等の数等）	955 施設 2,116 区画	H26	1,200 施設 2,600 区画	H32	障害福祉課
高校生地域防災ボランティアリーダー養成数	803 人	H26	1,800 人	H28	教育庁保健体育課
大学生災害ボランティア研修会開催大学数	7 大学	H27	10 大学	H32	県民生活交通課
「今住んでいる地域の行事に参加している」と回答した生徒の割合	36.3%	H26	50.0%	H28	教育庁義務教育課
「人の役に立つ人間になりたいと思う」と回答した生徒の割合	73.5%	H26	80.0%	H28	教育庁義務教育課

II 生活支援

目 標 項 目	現 状		目 標		所管課
	現状数値	根拠年度	目標数値	目標年度	
相談支援利用者数（計画相談支援）	1,403 人／月	H26	1,905 人／月	H29	障害福祉課
相談支援利用者数 (地域相談支援（地域定着支援）)	194 人／月	H26	302 人／月	H29	障害福祉課
発達障害者支援キーersonの登録者数	87 人	H26	300 人	H28	障害福祉課
発達障害者支援体制整備事業（市町村支援体制整備事業）実施市町村数〔累計〕	18 市町村	H26	27 市町村	H32	障害福祉課
「発達障害者支援センター」の運営事業の利用者数（県地域生活支援事業）	485 人	H26	500 人	H32	障害福祉課

目 標 項 目	現 状		目 標		所管課
	現状数値	根拠年度	目標数値	目標年度	
訪問系サービス利用者数	56,131 時間／月	H26	75,634 時間／月	H29	障害福祉課
日中活動系サービス利用者数(生活介護)	71,971 人日／月	H26	84,946 人日／月	H29	障害福祉課
日中活動系サービス利用者数 (自律訓練(機能訓練))	84 人日／月	H26	512 人日／月	H29	障害福祉課
日中活動系サービス利用者数(生活訓練)	3,540 人日／月	H26	4,146 人日／月	H29	障害福祉課
短期入所サービス	2,660 人日／月	H26	3,933 人日／月	H29	障害福祉課
療養介護 利用者数	448 人／月	H26	470 人／月	H29	障害福祉課
共同生活援助(グループホーム) 利用者数	1,338 人／月	H26	1,829 人／月	H29	障害福祉課
施設入所支援 利用者数	2,278 人／月	H26	2,148 人／月	H29	障害福祉課
医療的ケアを行う短期入所施設数	9 施設	H26	17 施設	H28	障害福祉課
自立支援拠点活動支援事業 (各種講習会受講者数)	626 人	H26	1,000 人	H32	障害福祉課
オストメイト社会適応訓練(回数 参加者数)	12回 278 人	H26	11回 275 人	H32	障害福祉課
音声機能障害者発声訓練(回数 参加者数)	33回 1056 人	H26	33回 1056 人	H32	障害福祉課
移動支援事業者情報提供事業 ガイドヘルパー利用者数(県地域生活支援事業)	13 人	H26	13 人	H32	障害福祉課
地域生活移行者数(施設入所から地域移行した人の数)※1	754 人	H17～H25	1,032 人	H17～H29	障害福祉課
障害のある人の地域生活の支援(地域生活支援拠点等の整備)	0	H26	各市町村又は各圏域に少なくとも1つ	H32	障害福祉課
共同生活援助(グループホーム)の整備見込量(定員数)	1,615 人	H26	1,920 人	H29	障害福祉課
精神科病院の入院者に在院患者の割合 (3ヶ月未満在院患者)	22.1%	H24	25.0%	H29	健康推進課
精神科病院の入院者に在院患者の割合 (1年満在院患者)	40.8%	H24	45.0%	H29	健康推進課
精神科病院の入院者に在院患者の割合 (5年未満在院患者)	70.1%	H24	75.0%	H29	健康推進課

目標項目	現状		目標		所管課
	現状数値	根拠年度	目標数値	目標年度	
入院中の精神障害のある人の地域生活移行・入院後1年未満平均退院率	75.7%	H24	80.0%以下	H29	健康推進課
ピアソーター登録者数	24人	H26	40人	H29	健康推進課
児童発達支援・利用者数 (月あたり実利用人数)	2,685人／月	H26	3,149人／月	H29	障害福祉課
医療型児童発達支援・利用者数 (月あたり実利用人数)	28人／月	H26	55人／月	H29	障害福祉課
放課後等デイサービス・利用者数 (月あたり実利用人数)	1,634人／月	H26	2,314人／月	H29	障害福祉課
保育所等訪問支援・利用者数 (月あたり実利用人数)	26人／月	H26	101人／月	H29	障害福祉課
福祉型障害児入所施設・利用者数 (月あたり実利用人数)	140人／月	H26	134人／月	H29	障害福祉課
医療型障害児入所施設・利用者数 (月あたり実利用人数)	86人／月	H26	100人／月	H29	障害福祉課
障害児相談支援・利用者数 (月あたり実利用人数)	192人／月	H26	798人／月	H29	障害福祉課
病児・病後児保育の実施箇所数	37か所	H26	60か所	H31	子ども未来課
「おかやま子育て応援宣言企業」登録企業・事業所数	557か所	H26	750か所	H31	子ども未来課
おかやま地域子育て支援拠点数	173か所	H26	200か所	H31	子ども未来課
子育て短期支援事業(ショートステイ) 実施か所数	11か所	H26	13か所	H31	子ども未来課
放課後児童クラブ実施箇所数	425か所	H26	540か所	H31	子ども未来課
ファミリー・サポート・センター 実施市町村数	15市町村	H26	17市町村	H31	労働雇用政策課
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 (養成者数) (県地域生活支援事業)	手話4人 要約筆記29人	H26	手話5人 要約筆記10人	H32	障害福祉課
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 (養成者数) (県地域生活支援事業)	10人	H26	11人	H32	障害福祉課
手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (派遣時間数) (県地域生活支援事業)	363時間	H26	400時間	H32	障害福祉課
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 (派遣時間数) (県地域生活支援事業)	2006時間	H26	2400時間	H32	障害福祉課

目 標 項 目	現 状		目 標		所管課
	現状数値	根拠年度	目標数値	目標年度	
障害支援区分認定調査員等の養成 (障害支援区分認定調査員 研修) (県地域生活支援事業)	114人／年	H26	100人／年	H32	障害福祉課
障害支援区分認定調査員等の養成(市町村審査会委員 研修) (県地域生活支援事業)	21人／年	H26	30人／年	H32	障害福祉課
相談支援従事者の養成(初任者研修) (県地域生活支援事業)	233人／年	H26	200人／年	H32	障害福祉課
相談支援従事者の養成(現任研修) (県地域生活支援事業)	49人／年	H26	60人／年	H32	障害福祉課
サービス管理責任者の養成 (県地域生活支援事業)	412人／年	H26	400人／年	H32	障害福祉課
強度行動障害支援者の養成 (県地域生活支援事業)	40人／年	H26	50人／年	H32	障害福祉課
身体障害者相談員への研修 (県地域生活支援事業)	170人／年	H26	200人／年	H32	障害福祉課
知的障害者相談員への研修 (県地域生活支援事業)	80人／年	H26	100人／年	H32	障害福祉課
身体障害者補助犬の育成 (盲導犬、介助犬、聴導犬)	0	H26	1頭	H32	障害福祉課

※1) : H17年10月から平成26年3月までの累計目標は、これに、H29年度末時点までの移行者数(目標)を加算した数

III 生活環境

目 標 項 目	現 状		目 標		所管課
	現状数値	根拠年度	目標数値	目標年度	
高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅の一定のバリアフリー化率	41.30%	H25	75%	H32	住宅課
岡山県福祉のまちづくり条例による届出及び協議における整備項目適合率	49.20%	H26	60%	H32	建築指導課
旅客施設※2)のバリアフリー化率(段差の解消)	96.00%	H27	100%	H32	県民生活交通課
旅客施設※2)のバリアフリー化率(誘導ブロックの整備)	96.00%	H27	100%	H32	県民生活交通課
旅客施設※2)のバリアフリー化率(多目的トイレの整備)	71.00%	H27	100%	H32	県民生活交通課
低床バスのバリアフリー化率(ノンステップ・ワンステップバスの割合)	45.10%	H25	70%	H32	障害福祉課

※2) 1日当たりの平均的な利用者数3,000人以上の旅客施設(岡山県内対象駅24駅)

IV 教育・スポーツ・文化芸術活動・国際交流等

目標項目	現状		目標		所管課
	現状数値	根拠年度	目標数値	目標年度	
特別支援学校教諭免許状を保有している公立特別支援学校教員の割合	76.1%	H26	77.0%	H29	教育庁特別支援教育課
高等部入学に際して、「個別の教育支援計画」等による引継ぎを行った入学者の割合	61.8%	H26	100.0%	H29	教育庁特別支援教育課
特別支援教育支援員を対象とした研修会を実施している市町村教育委員会の割合	100.0%	H26	100.0%	H29	教育庁特別支援教育課
特別支援学校高等部卒業生の就職率	39.5%	H26	40.0%	H28	教育庁特別支援教育課
「個別の教育支援計画」等を作成している幼児児童生徒の割合（幼稚園）	18.7%	H26	100.0%	H29	教育庁特別支援教育課
「個別の教育支援計画」等を作成している幼児児童生徒の割合（小学校）	16.2%	H26	100.0%	H29	教育庁特別支援教育課
「個別の教育支援計画」等を作成している幼児児童生徒の割合（中学校）	10.0%	H26	100.0%	H29	教育庁特別支援教育課
「個別の教育支援計画」等を作成している幼児児童生徒の割合（高等学校）	24.6%	H26	100.0%	H29	教育庁特別支援教育課
学校支援地域本部の設置等を行っている中学校区の割合	71%	H25	100.0%	H31	教育庁生涯学習課
家庭教育相談員の養成	869人	H25	1,000人	H31	教育庁生涯学習課
障害者スポーツ・レクリエーション教室等の開催（参加者数）	1,180人/年	26	1,220人/年	29	福祉相談センター
障害者スポーツ指導者の養成	30人/年	26	30人/年	32	福祉相談センター

V 雇用・就業、経済的自立の支援

目標項目	現状		目標		所管課
	現状数値	根拠年度	目標数値	目標年度	
一般就労への移行 (福祉施設から一般就労への移行者数)	99人／年	H24	198人／年	H29	障害福祉課
就労移行支援事業の利用者数	3,441人日／月	H26	7,017人日／月	H29	障害福祉課
就労継続支援（A型）の利用者数	44,296人日／月	H25	58,111人日／月	H29	障害福祉課
就労継続支援（B型）の利用者数	56,857人日／月	H25	69,047人日／月	H29	障害福祉課

目 標 項 目	現 状		目 標		所管課
	現状数値	根拠年度	目標数値	目標年度	
福祉施設の利用者のうち、公共職業安定所におけるチーム支援件数	77 人	H25	150 人	H29	障害福祉課
障害者の様態に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	1 人	H25	10 人	H29	障害福祉課
障害者トライアル雇用事業の開始者数	5 人	H25	10 人	H29	障害福祉課
職場適応援助者支援の利用者数	11 人	H25	20 人	H29	障害福祉課
障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	21 人	H25	40 人	H29	障害福祉課
障害者就業・生活支援センター事業の登録者数	2,194 人／年	H26	3,045 人／年	H29	障害福祉課
特別支援学校高等部卒業者の就職率【再掲】	39.5%	H26	40.0%	H28	教育庁特別支援教育課
就労継続支援（B型）事業所における工賃（「工賃向上計画」で定める目標工賃）	12,873 円	H26	15,100 円	H29	障害福祉課

VI 保健・医療

目 標 項 目	現 状		目 標		所管課
	現状数値	根拠年度	目標数値	目標年度	
県北医療圏における医師数	362 人	H26	400 人	H29	医療推進課
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者数（1月当たり）	118 人／月	H26	460 人／月	H29	長寿社会課
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）の利用者数（1月当たり）	12 人／月	H26	221 人／月	H29	長寿社会課
卒業後に県内の地域医療を担う医学部学生の数	57 人	H27	64 人	H29	医療推進課
1歳6か月児の健康診査受診率	93.2%	H25	96%	H31	健康推進課
3歳児健康診査受診率	90.2%	H25	94%	H31	健康推進課
新生児聴覚検査の受診率	88.9%	H25	100%	H31	健康推進課
その年度において、いじめが解消している、又は一定の解消が得られたが継続支援中である公立学校の割合	97.7%	H26	99.4%	H31	教育庁生徒指導推進室

目標項目	現状		目標		所管課
	現状数値	根拠年度	目標数値	目標年度	
不登校について、専門的な相談・指導・治療を受けた不登校児童生徒の割合（小学校）	81.7%	H26	94.7%	H31	教育庁生徒指導推進室
不登校について、専門的な相談・指導・治療を受けた不登校児童生徒の割合（中学校）	79.8%	H26	91.5%	H31	教育庁生徒指導推進室
1週間の総運動時間数が60分未満の児童生徒数の割合（小5男子）	5.7%	H26	6.2%	H32	教育庁保健体育課
1週間の総運動時間数が60分未満の児童生徒数の割合（小5女子）	12.1%	H26	14.5%	H32	教育庁保健体育課
1週間の総運動時間数が60分未満の児童生徒数の割合（中2男子）	7.0%	H26	5.8%	H32	教育庁保健体育課
1週間の総運動時間数が60分未満の児童生徒数の割合（中2女子）	22.7%	H26	21.2%	H32	教育庁保健体育課
かかりつけ医等心の健康対応力向上研修累計参加者数	533人	H26	800人	H32	健康推進課
特定健康診査実施率	38.8%	H24	70%	H29	健康推進課
特定保健指導の実施率	16.6%	H24	45%	H29	健康推進課

VII 情報アクセシビリティ

目標項目	現状		目標		所管課
	現状数値	根拠年度	目標数値	目標年度	
障害者ITサポートセンター運営事業（利用者数）	938人	H26	1,000人	H32	障害福祉課
重度障害者在宅就労促進特別事業（利用者数）	17人	H26	17人	H32	障害福祉課
パソコンボランティアの派遣等（派遣数）	21件	H26	25件	H32	障害福祉課
手話通訳者設置事業（活動件数）	399件	H26	400件	H32	障害福祉課
字幕入り映像ビデオライブラリー事業（新規利用登録者数）	28人	H26	40人	H32	障害福祉課
点字による即時情報ネットワーク事業（登録者数）	62人	H26	60人	H32	障害福祉課

VIII 安全・安心

目標項目	現状		目標		所管課
	現状数値	根拠年度	目標数値	目標年度	
避難行動要支援者の個別計画作成のための名簿作成市町村数	11 市町村	H27	27 市町村	H28	危機管理課
福祉避難所指定済み市町村数	27 市町村	H27	27 市町村	H28	保健福祉課
防災メールの登録件数	39, 256 件	H27 ※3)	50, 000 件	H28	危機管理課
自主防災組織率	64. 4%	H26	72. 0%	H28	危機管理課
護岸等の整備により高潮被害が解消される防護面積及び戸数	1, 169ha (11, 697 戸)	H26	1, 940ha (20, 975 戸)	H28	港湾課、防災砂防課、耕地課、水産課
区域指定等により土砂災害の避難体制を整える箇所数	8, 125 箇所	H26	12, 000 箇所	H28	防災砂防課
子ども 110 番セーフティコーン設置校数	211 校	H26	250 校	H31	くらし安全安心課
高校生地域防災ボランティアリーダー養成数【再掲】	803 人	H26	1, 800 人	H28	教育庁保健体育課
大学生災害ボランティア研修開催大学数【再掲】	7 大学	27	10 大学	32	県民生活交通課

※3) H27 年 7 月 1 日時点での件数

IX 差別の解消及び権利擁護の推進

目標項目	現状		目標		所管課
	現状数値	根拠年度	目標数値	目標年度	
「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度の推進（協力施設、又は区画等の数等）【再掲】	955 施設 2, 116 区画	26	1, 200 施設 2, 600 区画	32	障害福祉課

第3期岡山県障害者計画(仮称)策定に関する県民意識調査結果

【調査の概要】

(1)調査地域:岡山県全域

(2)回答状況:調査数 1,000 回答数 431 (回収率 43.1%)

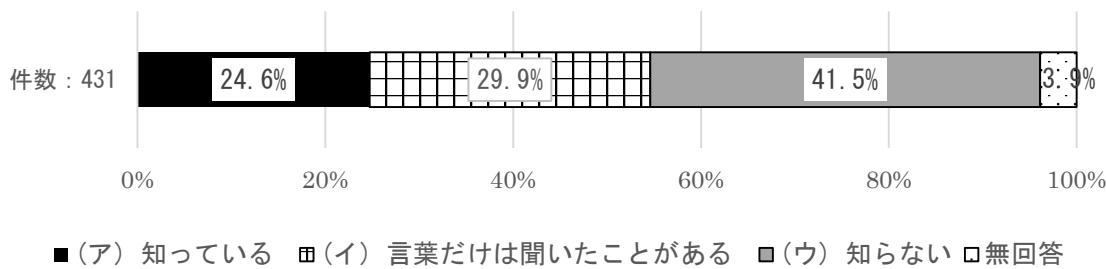
(3)調査方法:郵送配付－郵送回収

(4)調査期間:平成27年6月～7月

1 「共生社会」又は「ノーマライゼーション」

(1)認知度

問1 あなたは、障害のある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らすことを目指す「共生社会」又は「ノーマライゼーション」という考え方を知っていますか。

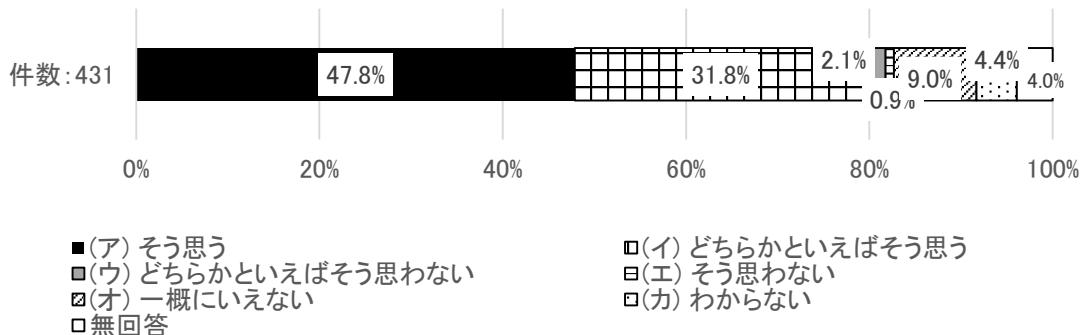


■(ア) 知っている ■(イ) 言葉だけは聞いたことがある □(ウ) 知らない □無回答

「共生社会」又は「ノーマライゼーション」の考え方を「知っている」24.6%、「言葉だけは聞いたことがある」29.9%、「知らない」41.5%となっている。

(2)「共生社会」又は「ノーマライゼーション」についての考え方

問2 国や地方公共団体では、「共生社会」又は「ノーマライゼーション」の考え方に基づいて、障害のある人もない人も共に生活できるための環境作りを進めています。あなたは、この「障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前だ」という考え方について、どう思いますか。この中から1つだけお答えください。



■(ア) そう思う
□(ウ) どちらかといえばそう思わない
□(オ) 一概にいえない
□無回答

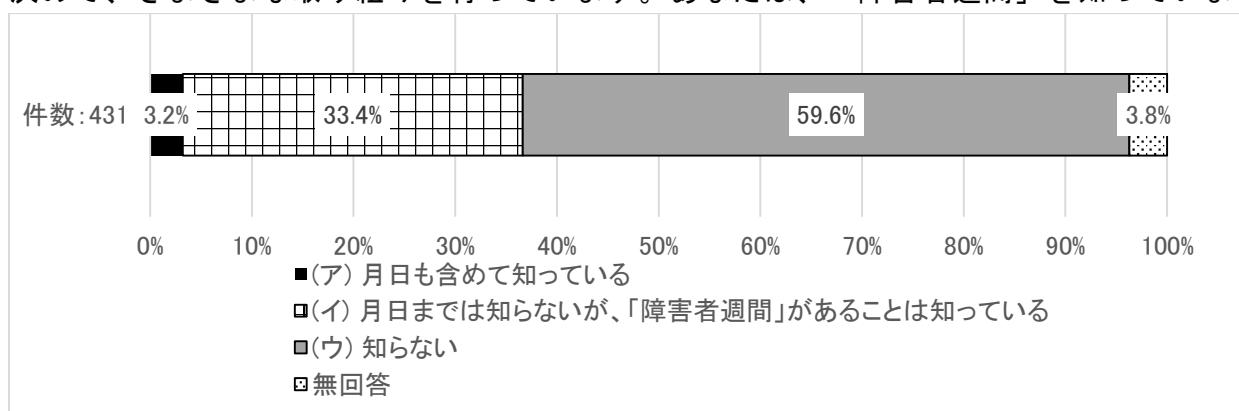
□(イ) どちらかといえばそう思う
□(エ) そう思わない
□(カ) わからない

「障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前だ」という考え方について、「そう思う」47.8%、「どちらかといえばそう思う」31.8%と肯定意見が79.6%、一方「そう思わない」0.9%、「どちらかといえばそう思わない」2.1%と否定意見が3.0%、「一概にいえない」が9.0%となっている。

2 障害者週間

(1)認知度

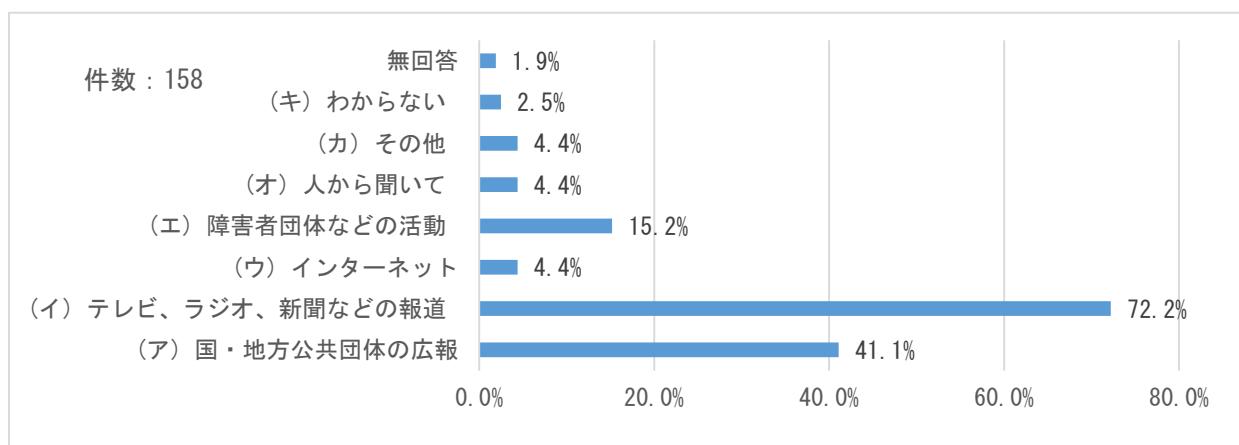
問3 国は、障害や障害のある人に関する理解と関心を深め、障害のある人の社会参加への意欲を高めるために、毎年12月3日から12月9日までの1週間を「障害者週間」と決めて、さまざまな取り組みを行っています。あなたは、「障害者週間」を知っていますか。



「障害者週間」について、「月日も含め知っている」3.2%、「月日までは知らないが、「障害者週間」があることは知っている」33.4%、「知らない」59.6%となっている。

(2)認知したきっかけ

問4 (ア) (イ) と答えた方に伺います。それは何によって知りましたか。この中からいくつでもあげてください。 (件数: 158)

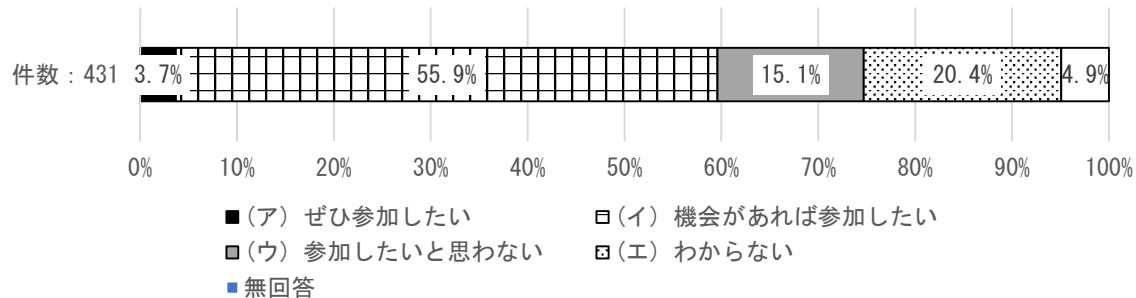


「障害者週間」を知ったきっかけは、「テレビ、ラジオ、新聞などの報道」が72.2%と最も多く、以下「国・地方公共団体の広報」41.1%、「障害者団体などの活動」15.2%などとなっている。

(3)行事や催しへの参加意向

問5 国や地方公共団体では、「障害者週間」を中心に障害のある人に対する理解を深めるために、次のようなさまざまな行事や催しを行っています。あなたは、このような行事や催しに今後参加してみたいと思いますか。

- ・障害のある人のことをテーマとしたセミナーやシンポジウム
- ・障害のある人による演劇・コンサート
- ・障害のある人とともに行うスポーツ
- ・障害のある人が作成した絵画等展示会・作品展
- ・福祉バザー

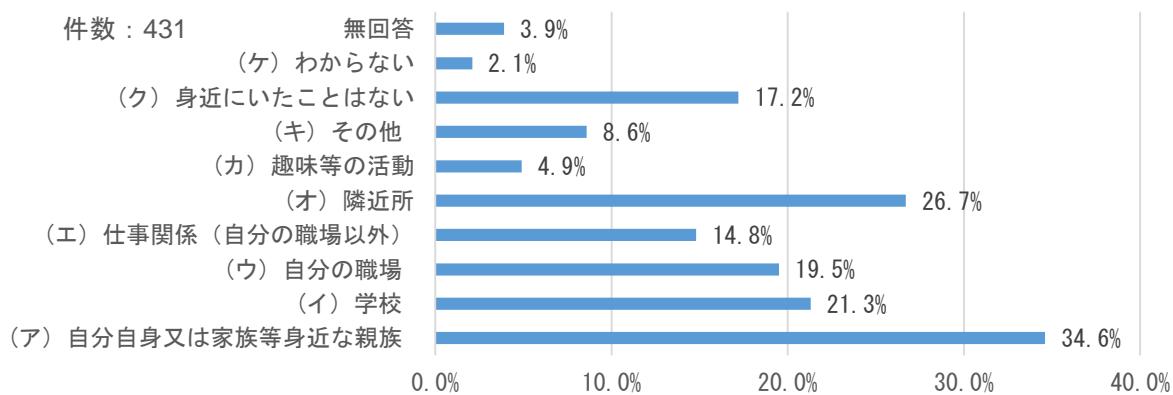


障害のある人に対する理解を深めるための行事や催しに「ぜひ参加したい」3.7%、「機会があれば参加したい」55.9%、「参加したいと思わない」15.1%、「わからない」20.4%となっている。

3 障害のある人とのふれあい

(1)周囲の状況

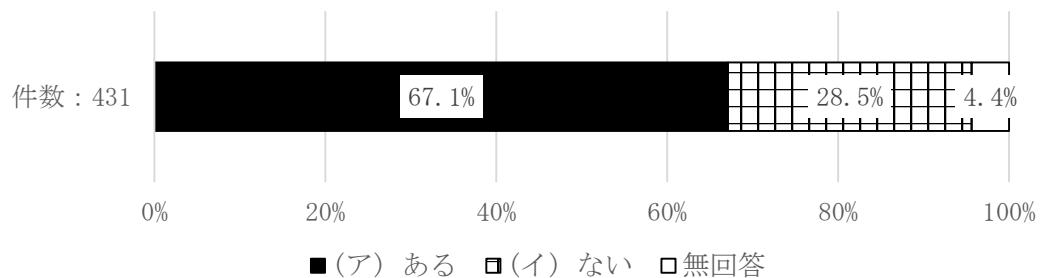
問6 あなたの身近に障害のある人がいますか、または、これまでいたことがありますか。この中からいくつでもあげてください。



身近に障害のある人がいたかについて、「自分自身又は家族等身近な親族」が34.6%と最も多く、以下「隣近所」26.7%、「学校」21.3%、「自分の職場」19.5%、「仕事関係（自分の職場以外）」14.8%などと続き、「身近にいたことはない」が17.2%となっている。

(2)交流の有無

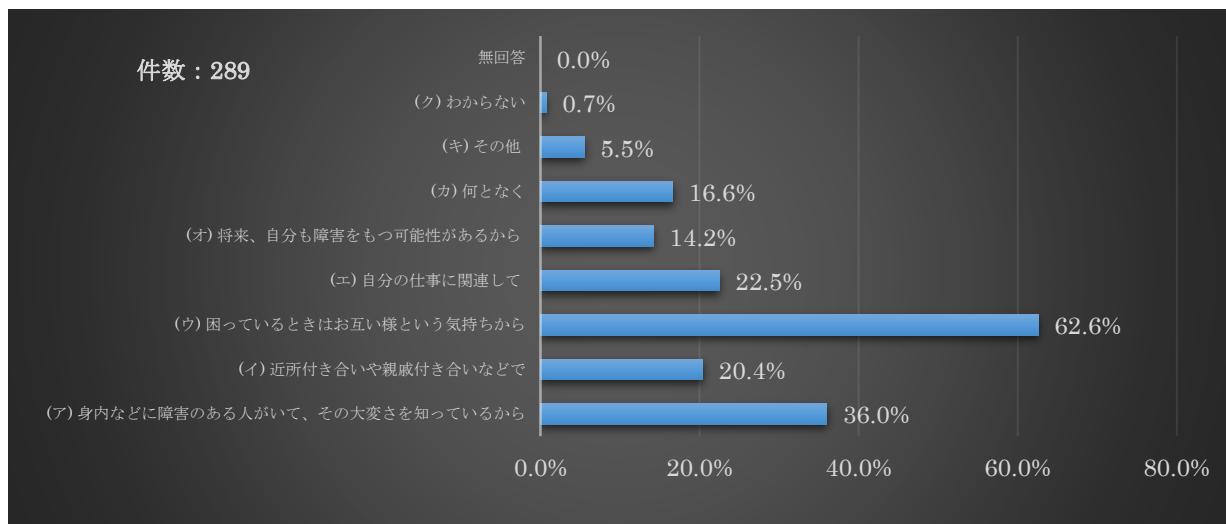
問7 あなたは、障害のある人と気軽に話したり、障害のある人の手助けをしたりしたことありますか。



障害のある人と気軽に話したり、障害のある人の手助けをしたりしたことが「ある」67.1%、「ない」28.5%となっている。

(3)交流する際の気持ち

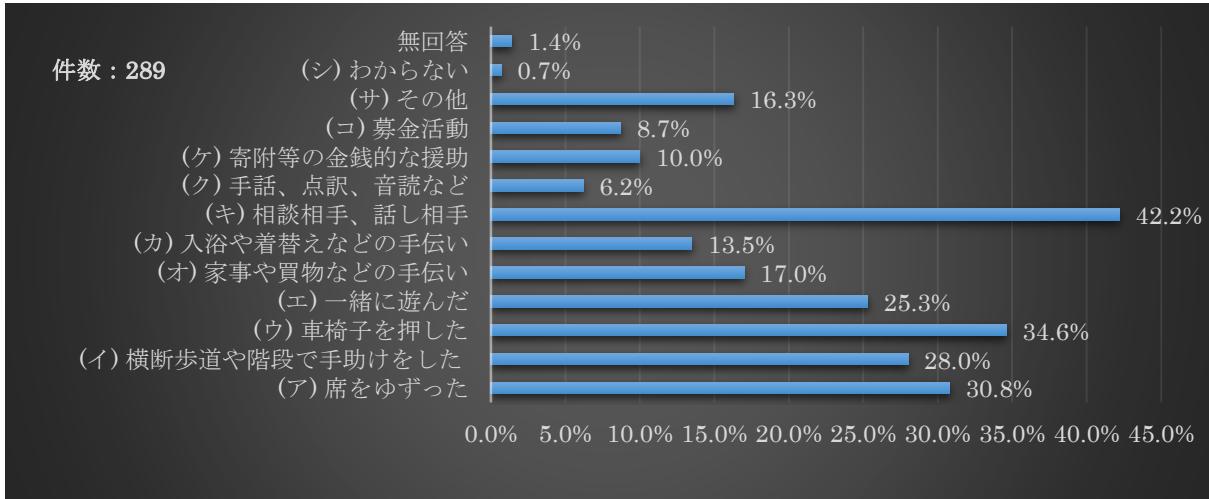
問8 問7で「ある」と答えた方に伺います。それはどのような気持ちからでしょうか。この中からいくつでもあげてください。（ないと答えた場合は問10へ）



障害のある人と気軽に話したり、障害のある人の手助けをしたことに対しては、「困っているときはお互い様という気持ちから」が 62.6%と最も多く、以下「身内などに障害のある人がいて、その大変さを知っているから」36.0%、「自分の仕事に関連して」22.5%、「近所付き合いや親戚付き合いなどで」20.4%などとなっている。

(4)交流の内容

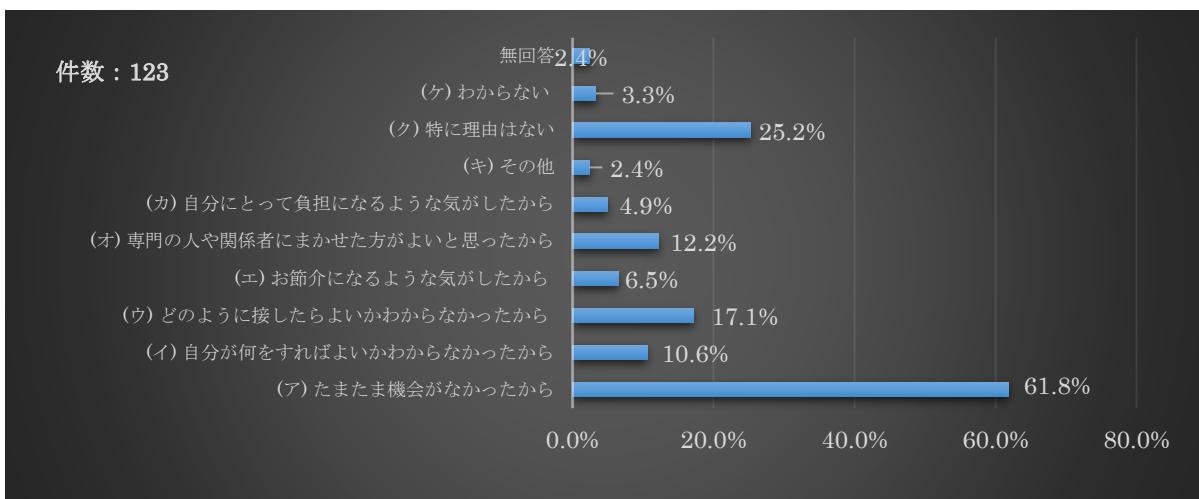
問9 問7で「ある」と答えた方に伺います。それはどのような話や手助けでしたか。この中からいくつでもあげてください。



障害のある人と気軽に話したり、障害のある人の手助けをした内容は、「相談相手、話し相手」が42.2%と最も多く、以下「車椅子を押した」34.6%、「席をゆずった」30.8%、「横断歩道や階段で手助けをした」28.0%、「一緒に遊んだ」25.3%、「家事や買物などの手伝い」17.0%などとなっている。

(5)交流がなかつた理由

問10 問7で「ない」と答えた方に伺います。なかつたのはどうしてでしょうか。この中からいくつでもあげてください。

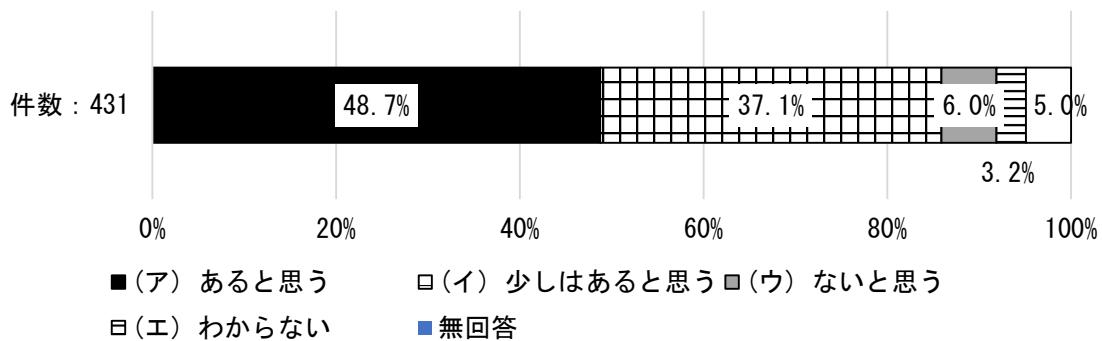


障害のある人と気軽に話したり、障害のある人の手助けをしたことがなかつた理由は、「たまたま機会がなかったから」が61.8%と突出しており、以下「特に理由はない」25.2%、「どのように接したらよいかわからなかったから」17.1%、「専門の人や関係者にまかせた方がよいと思ったから」12.2%などとなっている。

4 障害のある人に対する差別

(1) 差別の有無

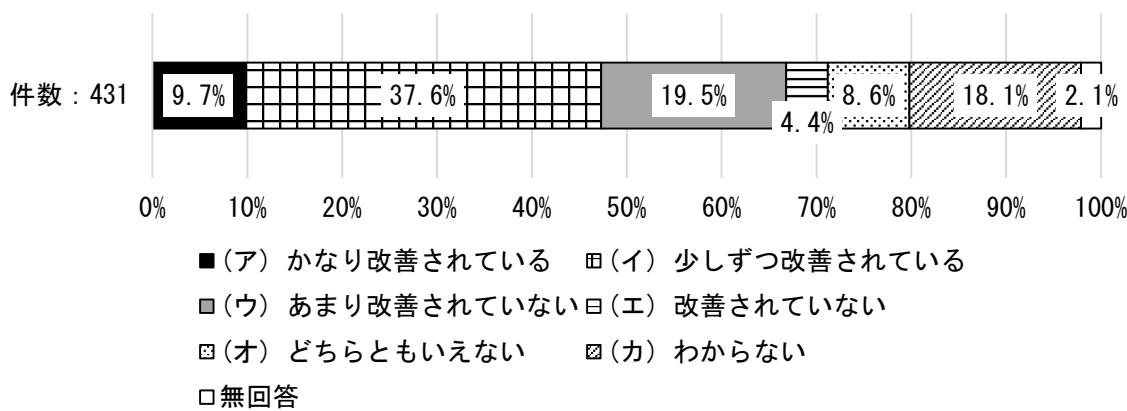
問 11 あなたは、世の中には障害のある人に対して、障害を理由とする偏見や差別があると思いますか。



世の中には障害のある人に対して、障害を理由とする偏見や差別が「あると思う」48.7%、「少しあると思う」37.1%、「ないと思う」6.0%、「わからない」3.2%となっている。

(2) 5年前と比べた差別の改善状況

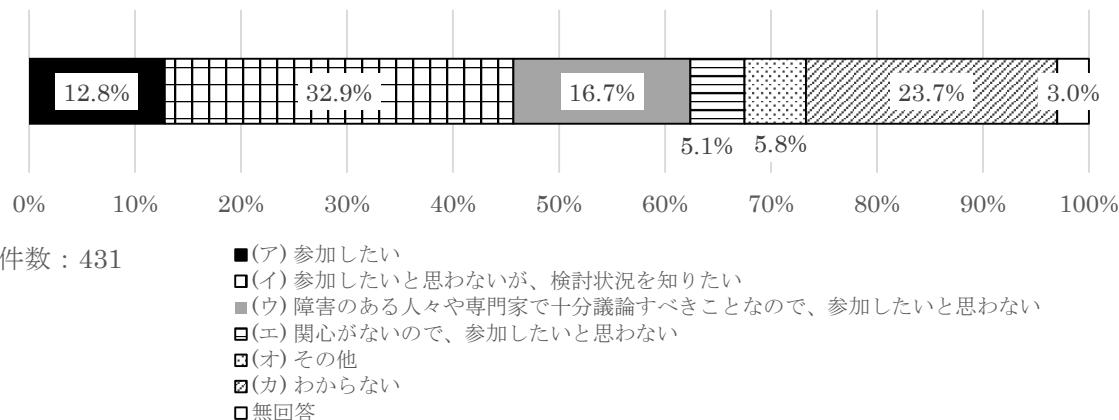
問 12 あなたは5年前と比べて障害のある人に対する偏見や差別は改善されたと思いますか。



5年前と比べて障害のある人に対する偏見や差別は改善されたかについて、「かなり改善されている」9.7%、「少しづつ改善されている」37.6%と肯定意見が47.3%、一方「改善されていない」4.4%、「あまり改善されていない」19.5%と否定意見が23.9%、「どちらともいえない」8.6%、「わからない」18.1%となっている。

5 「障害者計画」策定のための委員会への参加意向

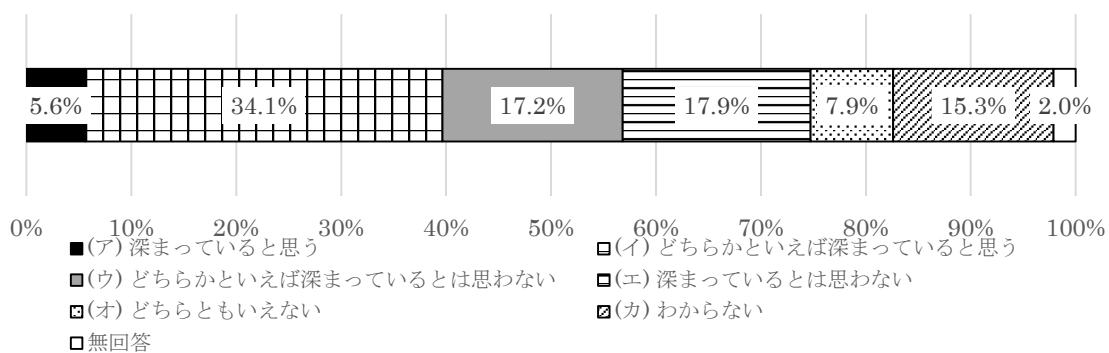
問13 「障害者基本法」では、都道府県や市町村が、障害のある人への支援や社会参加を進めるための基本的な計画（障害者計画）をつくることとなっています。この計画をつくるに当たって、意見や要望を出すことができる場が設けられるとしたら、あなたは参加したいと思いますか。



障害者計画をつくるに当たって、意見や要望を出すことができる場が設けられるとしたら、参加したいかについて、「参加したい」12.8%、「参加したいと思わないが、検討状況を知りたい」32.9%、「障害のある人々や専門家で十分議論すべきこと」16.7%、「関心がないので、参加したいと思わない」5.1%となっている。

6 発達障害への理解

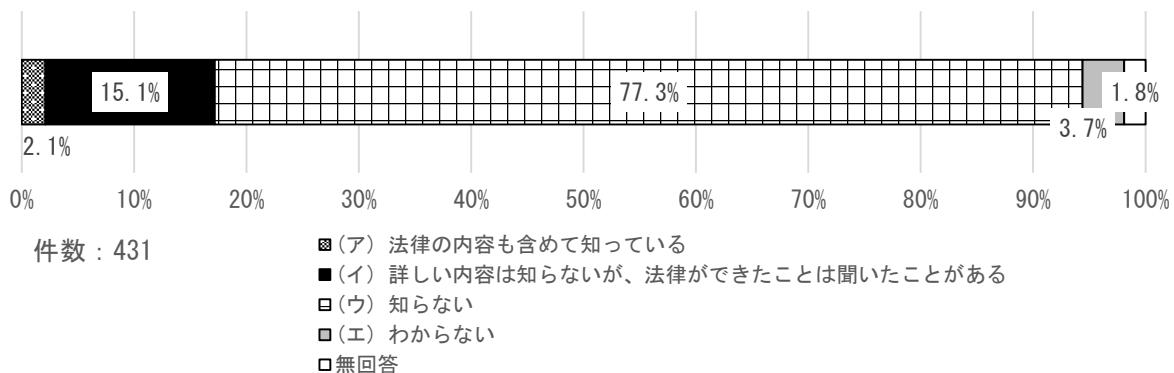
問14 平成17年4月に、新たに発達障害者支援法が施行され、学習障害（LD）や注意欠陥／多動性障害（ADHD）、自閉症などの発達障害を持つ本人やその家族に対する支援が求められています。そのためには、発達障害についてまわりの理解が重要ですが、あなたは、発達障害について社会の理解は深まっていると思いますか。



発達障害について社会の理解は「深まっていると思う」5.6%、「どちらかといえば深まっていると思う」34.1%と肯定意見が39.7%、一方「深まっているとは思わない」17.9%、「どちらかといえども深まっているとは思わない」17.2%と否定意見が35.1%、「どちらともいえない」7.9%、「わからない」15.3%となっている。

6 「障害者差別解消法」の認知度

問 15 国では、平成 25 年 6 月、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向か、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」を制定し、平成 28 年 4 月から施行することとしていますが、あなたはこのことを知っていますか。

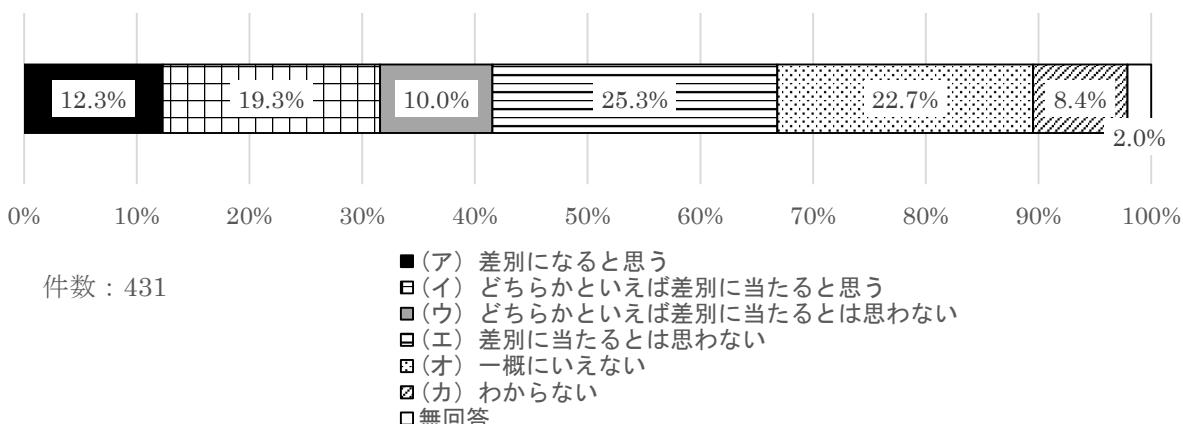


障害者差別解消法の認知度について、「法律の内容も含めて知っている」2.1%、「詳しい内容は知らないが、法律ができたことは聞いたことがある」15.1%、「知らない」77.3%、「わからない」3.7%となっている。

7 障害者のための配慮や工夫

(1)配慮や工夫を行わないことが「障害を理由とする差別」にあたるか

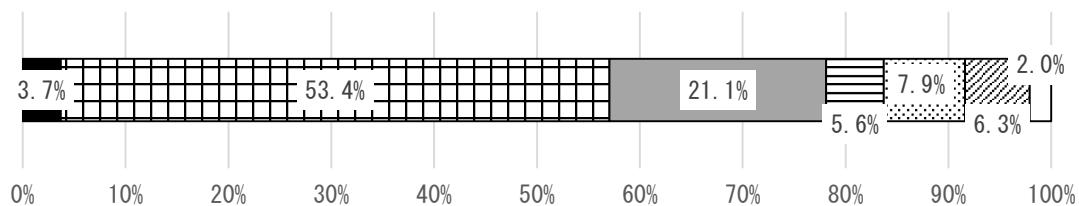
問 16 障害のある人とない人が同じように生活するためには、例えば、「車椅子が利用できるように商店やレストランの入り口のスロープやトイレを整備」「目の不自由な人や耳の不自由な人が地域の集会や会社の会議に参加できるように、点字資料の用意や手話通訳者の配置」などいろいろな配慮や工夫が必要になることがあります。あなたは、こうした配慮や工夫を行わないことが「障害を理由とする差別」だと思いますか。



障害のある人との人が同じように生活するためにいろいろな配慮や工夫を行わないことが「障害を理由とする差別」と思うかについて、「差別になると思う」12.3%、「どちらかといえば差別に当たると思う」19.3%と肯定意見が31.6%、一方「差別に当たるとは思わない」25.3%、「どちらかといえば差別に当たるとは思わない」10.0%と否定意見が35.3%、「一概にいえない」22.7%、「わからない」8.4%となっている。

(2)配慮や工夫を求められた場合の経済的な負担

問 17 障害のある人との人が同じように生活していくために必要とされるこうした配慮や工夫を行うことをあなたが求められた場合、経済的な負担を伴うこともありますか。あなたはどうしますか。



件数 : 431

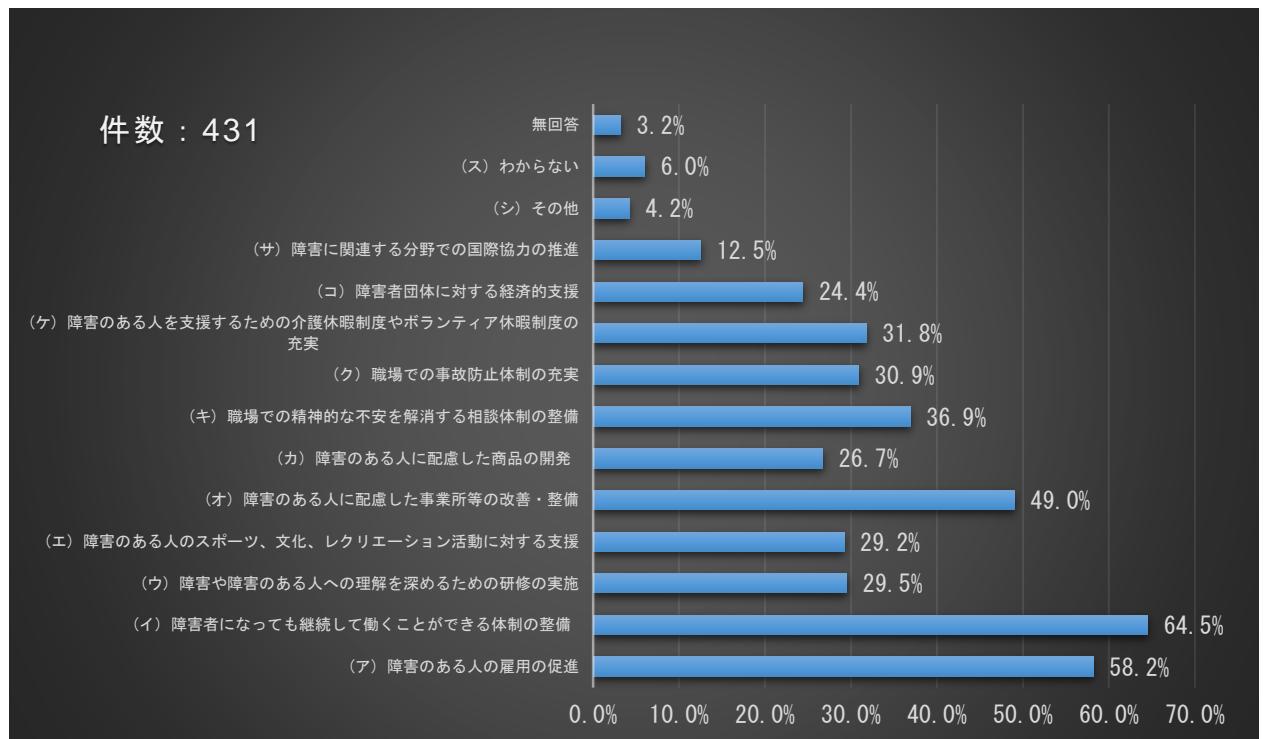
- (ア) 負担の程度にかかわらず、配慮や工夫を行う
- (イ) 可能な範囲の負担であれば、配慮や工夫を行う
- (ウ) 負担がなければ、配慮や工夫を行う
- (エ) 配慮や工夫を行うことは難しい
- (オ) 一概にいえない
- (カ) わからない
- 無回答

障害のある人との人が同じように生活していくために必要とされるこうした配慮や工夫を行うことをあなたが求められた場合、経済的な負担を伴うことについて、「負担の程度にかかわらず、配慮や工夫を行う」3.7%、「可能な範囲の負担であれば、配慮や工夫を行う」53.4%と肯定意見が57.1%、一方「配慮や工夫を行うことは難しい」5.6%、「負担がなければ、配慮や工夫を行う」21.1%と否定意見が26.7%、「一概にいえない」が7.9%となっている。

8 民間団体が行う活動に対する希望

問18 あなたは、障害のある人のために企業などの民間団体が行う活動について、どのようなことを希望しますか。この中からいくつでもあげてください。

- (ア) 障害のある人の雇用の促進
- (イ) 障害者になっても継続して働くことができる体制の整備
- (ウ) 障害や障害のある人への理解を深めるための研修の実施
- (エ) 障害のある人のスポーツ、文化、レクリエーション活動に対する支援
- (オ) 障害のある人に配慮した事業所等の改善・整備
- (カ) 障害のある人に配慮した商品の開発
- (キ) 職場での精神的な不安を解消する相談体制の整備
- (ク) 職場での事故防止体制の充実
- (ケ) 障害のある人を支援するための介護休暇制度やボランティア休暇制度の充実
- (コ) 障害者団体に対する経済的支援
- (サ) 障害に関連する分野での国際協力の推進
- (シ) その他
- (ス) わからない

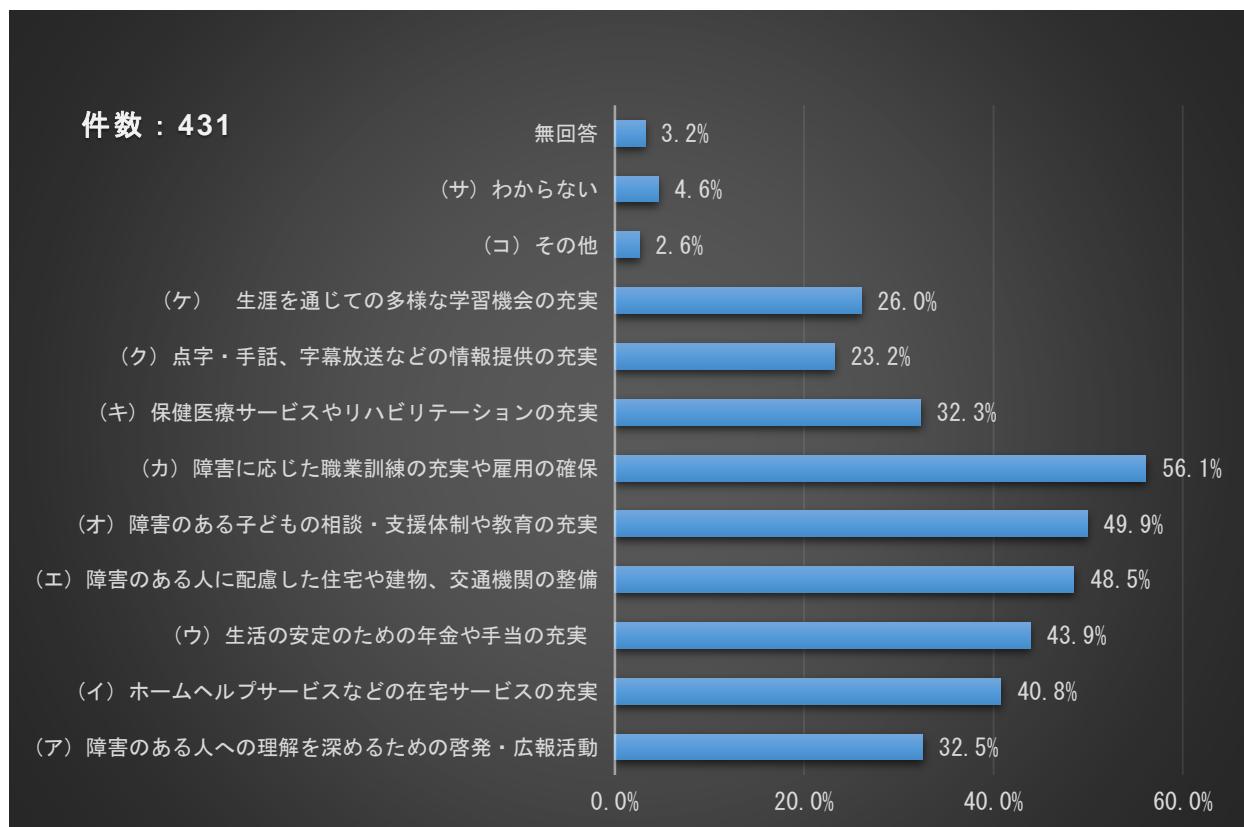


障害のある人のために企業などの民間団体が行う活動への希望について、「障害者になっても継続して働くことができる体制の整備」64.5%、「障害のある人の雇用の促進」58.2%が多く、以下「障害のある人に配慮した事業所等の改善・整備」49.0%、「職場での精神的な不安を解消する相談体制の整備」36.9%、「障害のある人を支援するための休暇制度等の充実」31.8%、「職場での事故防止体制の充実」30.9%などとなっている。

9 行政の施策

問 20 障害のある人に関する国や地方公共団体の施策のうち、あなたがもっと力を入れる必要があると思うものをこの中からいくつでもあげてください。

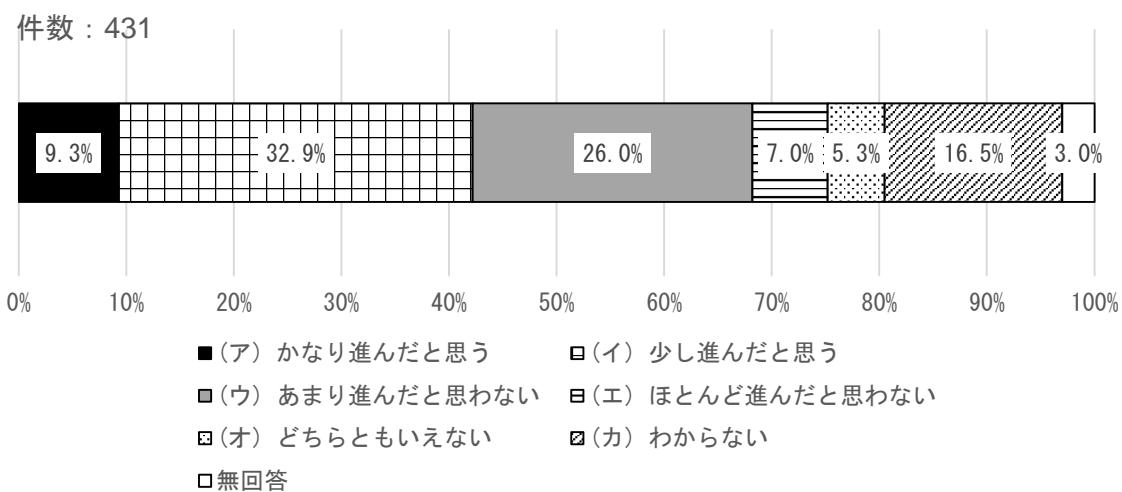
- (ア) 障害のある人への理解を深めるための啓発・広報活動
- (イ) ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実
- (ウ) 生活の安定のための年金や手当の充実
- (エ) 障害のある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備
- (オ) 障害のある子どもの相談・支援体制や教育の充実
- (カ) 障害に応じた職業訓練の充実や雇用の確保
- (キ) 保健医療サービスやリハビリテーションの充実
- (ク) 点字・手話、字幕放送などの情報提供の充実
- (ケ) 生涯を通じての多様な学習機会の充実
- (コ) その他
- (サ) わからない



障害のある人に関する国や地方公共団体の施策のうち、力を入れる必要があると思うものについて、「障害に応じた職業訓練の充実や雇用の確保」が 56.1%と最も多く、以下「障害のある子どもの相談・支援体制や教育の充実」49.9%、「障害のある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備」48.5%「生活の安定のための年金や手当の充実」43.9%、「ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実」40.8%などとなっている。

10 5年前と比べた障害者施策の進捗状況

問22 5年前と比べて福祉・教育・雇用・まちづくりなどの障害者施策は進んだと思いますか。



5年前と比べて福祉・教育・雇用・まちづくりなどの障害者施策は進んだと思うかについて、「かなり進んだと思う」9.3%、「少し進んだと思う」32.9%と肯定意見が42.2%、「ほとんど進んだと思わない」7.0%、「あまり進んだと思わない」26.0%と否定意見が33.0%、「どちらともいえない」5.3%、「わからない」16.5%となっている。

第2期岡山県障害のある人の自立に向けた所得向上計画

第1 計画策定の趣旨

県では、平成24年度から平成26年度までを対象期間とする「岡山県障害のある人の自立に向けた所得向上計画」を策定し、障害のある人の所得向上に取り組んできましたが、所得向上に当たっては、計画に基づく継続的な取組が必要です。

このため、一般就労が困難な人が利用する就労継続支援B型事業所等における工賃水準の向上の支援及び障害者優先調達の継続的な推進に加え、福祉的就労から一般就労への移行促進を含めて、障害のある人の就労を通じた所得向上に総合的に取り組むこととし、平成27年度からの3年間について、第2期の所得向上計画を策定するものです。

第2 計画の性格・位置付け

この計画は、国が定める「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」に即した、県内の就労継続支援B型事業所を対象とする工賃向上計画及び国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「優先調達法」という。）第9条の規定による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針（以下「調達方針」という。）として位置付けます。

第3 計画の期間及び対象事業所

1 計画の期間

平成27年度から平成29年度までの3か年とします。

2 計画の対象事業所

○障害者優先調達の推進に係る部分（第7など）

　優先調達法第2条第4項の障害者就労施設等

○福祉的就労から一般就労への移行促進に係る部分（第8など）

　就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所

○上記以外

　就労継続支援B型事業所

第4 工賃の現状と目標

1 工賃の現状

本県の就労継続支援B型事業所の平均月額工賃は、前回の計画策定前（平成23年度）の11,077円から、計画最終年度の平成26年度には、12,873円へと約16%増加し、一定の成果はあったものの、目標とした16,500円には達しませんでした。

このため、今後3年間の目標月額工賃を改めて設定し、事業者の創意工夫等を促しながら、福祉的就労の充実等を支援します。

2 目標工賃の設定

目標月額工賃は、過去の平均月額工賃の実績及び事業所が目指す3年後の工賃水準等を踏まえて、各年度ごとに5.5%程度の向上を図るものとして、次のとおり設定します。

平成27年度 13,600円

平成28年度 14,300円

平成29年度 15,100円

<参考>

目標工賃を時間額で設定した事業所があることから、参考値として、時間額による目標工賃を示します。(平成26年度の時間額の実績は、158円)

平成27年度 167円

平成28年度 176円

平成29年度 186円

3 進捗管理

平成29年度までの各年度において、目標工賃に係る達成状況を調査し、県のホームページで公表します。

第5 基本的視点と役割

1 基本的視点

事業所における工賃向上の取組及びそれに対する県の支援においては、「各事業所が社会や地域のニーズを把握し、求められる商品やサービスを自らの特色を活かして提供していく」という視点を基本とします。

また、事業所においては、各事業所の工賃の向上のほか、一般就労への移行による所得の向上、福祉的就労による生活の充実など、各利用者の目標や適性等に配慮した支援を行うものとします。

2 事業所の役割

工賃の向上は、各事業所の就労支援に向けた強い意識や主体的な取組があつて初めて実現することから、各事業所は、自らの工賃向上計画に基づき、その実現に向けて、管理者が中心となり、事業所の全職員が利用者やその家族等とともに、地域と連携しながら取組を進めるものとします。

3 県の役割

県は、各事業所が工賃向上への取組を円滑に進めることができるように、関係施策の充実に努めるとともに、調達方針に基づき障害者就労施設等からの調達の拡大に取り組み、この計画に掲げる目標達成を目指すものとします。

第6 支援のための具体的方策

1 所得向上支援組織の機能強化

事業所の製品、役務に係る共同受注や販路拡大、情報の収集・提供等の事業所支援の役割を担い、所得向上の中核となる支援組織（以下「支援組織」という。）について、情報発信及び営業面の機能の強化を図ります。

2 商品情報等の集約と受注拡大に係る支援

支援組織等を通じた事業所の製品等に係る情報の集約や、インターネット専用サイトによる効果的なPR、企業等の調達に係る情報の把握等により、複数の事業所による共同受注及び受注の拡大に向けた支援を行います。

3 販路の拡大等に係る支援

各種店舗をはじめ、高速道路のサービスエリア、官公庁や公共機関の売店などの販売拠点の活用と拡大を図るとともに、支援組織の営業力向上により、事業所の製品等に応じた新たな販路の開拓を進めます。

4 各種研修会の実施等

経営能力の向上に関する研修や優良事例を共有する研修等を実施し、各事業所の管理者及び職員の意識の向上や受注拡大等のためのノウハウの習得を図ります。

5 農業分野での取組の拡大

農産物の生産拡大や農作業の受託促進、地域団体との連携による6次産業化など、事業所の農業分野における取組の拡大を図ります。

6 経済団体等との連携・協力の推進

企業等による事業所の製品の購入や事業所に対する作業の委託、経営指導等について協力が得られるよう経済団体などとの連携・協力を推進するとともに、県が包括協定を締結している企業等による常設販売等の拡大を進めます。

7 地域での連携促進に係る支援

工賃向上に向けた事業所の取組に対し、積極的な支援を行うよう市町村に働きかけるとともに、各地域において市町村等の関係機関と事業所が連携した取組が推進されるよう支援します。

8 事業所における好事例の紹介

工賃向上率の高い事業所や、恒常に工賃の高い事業所その他工賃向上に向けた工夫により成果をあげている事業所の事例を収集し紹介します。

第7 障害者就労施設等からの優先調達の推進

障害のある人の工賃向上を進める上で、官公需の拡大が効果的であることから、別紙の調達方針により、就労継続支援事業所など県内の障害者就労施設等からの物品等の優先調達に取り組みます。

第8 福祉的就労から一般就労への移行促進

障害のある人の所得の向上には、障害福祉サービス事業所の利用による福祉的就労から企業等での一般就労への移行が有効であることから、就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所を対象として、職員の意識や支援技術の向上等のための研修等を実施し、各事業所による一般就労への移行の取組を支援します。

第9 計画の見直し

関連制度の改正や県内事業所の状況等に応じて、適宜、この計画の見直しを行います。

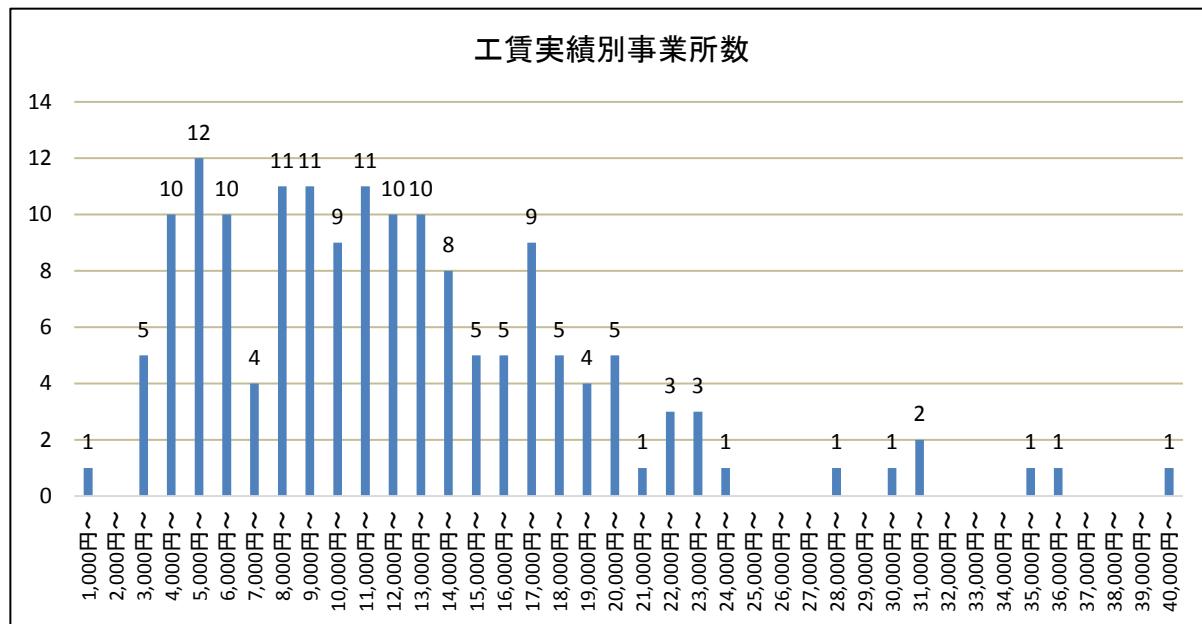
＜参考＞県平均月額工賃実績の推移

年 度	H24	H25	H26	平均
工賃実績	11,829円	12,126円	12,873円	—
前年対比	6.8%	2.5%	6.2%	5.2%
(参考)時間額	140円	150円	158円	—

(平成27年7月策定)

○平成26年度月額工賃実績の状況(就労継続支援B型事業所)

平成26年度工賃実績について、160の就労継続支援B型事業所から県に報告がありました
が、その内訳等は次のとおりとなっています。



このグラフは、千円刻みで工賃実績(月額)別に事業所の数を見たものです。

最も多い金額帯は、5千円台で12事業所あります。8千円台から1万3千円台の間にかけてのものが、計62事業所あり、これらで全体の4割近くを占めています。また、平均月額工賃の2倍(25,746円)を超える事業所が、7つを数えます。

週平均就労時間別平均月額工賃

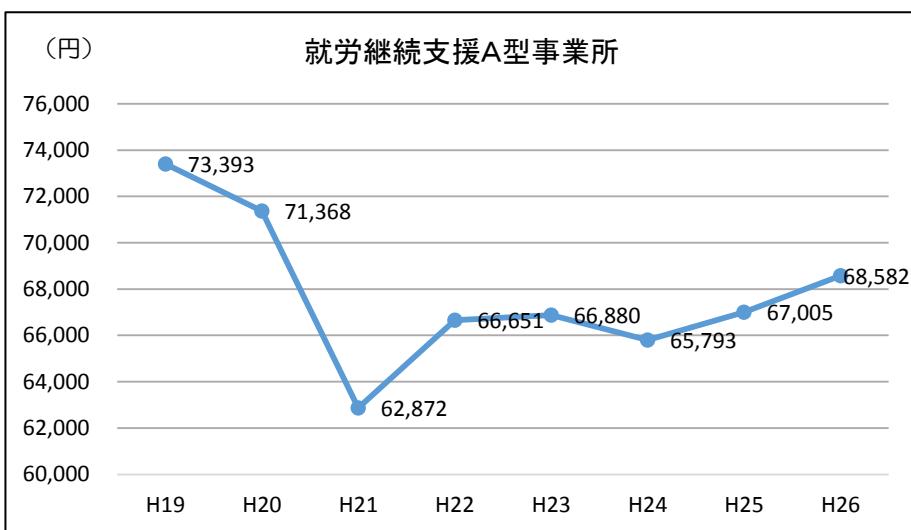
週平均就労時間	事業所数	平均月額工賃
25時間以上	19	19,653円
20~25時間	53	13,877円
15~20時間	42	12,344円
10~15時間	31	10,180円
10時間未満	15	6,484円
1事業所平均18.4時間	160	12,873円

この表は、一人当たりの週平均就労時間ごとに事業所をグループ分けし、グループごとに平均月額工賃を算出したものです。

週平均就労時間が、20~25時間の事業所が53と最も多く、その平均月額工賃は、13,877円となっています。週平均就労時間が短くなるにしたがい、平均月額工賃も下がり、10時間未満の事業所(15事業所)では、6,484円となっています。

なお、事業所全体では、1事業所当たりの週平均就労時間は、18.4時間です。

○月額工賃実績の年度別推移



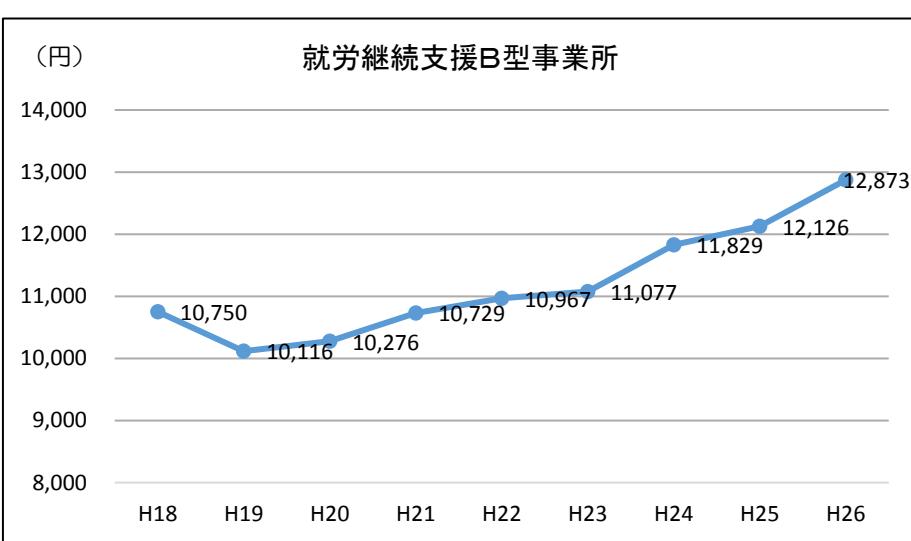
A型事業所は、過去5年間に30事業所から126事業所に急増し、これに伴い定員も大幅に伸びています。

工賃(賃金)額は、平成22年度以降6万円台後半を維持し、平成24年度に一度減少した以外は、前年度を上回つて推移しています。

就労継続支援A型事業所

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
月額工賃(円)	—	73,393	71,368	62,872	66,651	66,880	65,793	67,005	68,582
伸び率	—	—	-2.76%	-11.90%	6.01%	0.34%	-1.63%	1.84%	2.35%
伸び率の平均		-2.76%			-1.85%			0.86%	
事業所数	0	3	9	17	30	53	80	104	126
定員合計(人)	0	40	145	309	542	889	1,339	1,789	2,336

就労継続支援B型事業所



B型事業所(平成23年度までは旧授産施設を含む。)は、過去5年間に111事業所から160事業所へと4割以上増加し、定員も千人以上増加しています。

工賃額は、年度によつて伸び率に変動があるものの、毎年度着実に増加しています。

就労継続支援B型事業所

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
月額工賃(円)	10,750	10,116	10,276	10,729	10,967	11,077	11,829	12,126	12,873
伸び率	—	-5.90%	1.58%	4.41%	2.22%	1.00%	6.79%	2.51%	6.16%
伸び率の平均		-2.16%			2.54%			5.15%	
事業所数	81	88	83	97	111	123	134	145	160
定員合計(人)	1,950	2,063	2,027	2,111	2,271	2,455	2,728	3,006	3,331

(H23までは旧授産施設を含む。)

- ・ 露地野菜や大豆の栽培技術などについて、JA、或いは営農組合の指導を受け、毎年の作付け面積の増加や収穫増量につながった。
- ・ 経営セミナーへの参加、福祉系セレクトショップとのパートナーシップ契約などで、事業所の職員にないものを積極的に取り入れた。

(5) 施設外就労の有効活用

- ・ 施設外で働く目標を、「具体的な就労イメージの獲得」「一般就労への意識向上」におき、利用者が施設外の人と出会うことで地域との接点を感じ、挨拶、相談等の技術が格段にレベルアップする結果となった。
- ・ 一般就労に資する目的とは別に、工賃向上に特化したユニット編成にして先方と契約を行った結果、定額による安定した売り上げとなった。

(6) 事業（業態）の見直し

- ・ クリーニング事業について、業界の今後の成長は難しく工賃向上を目指す上では足かせになると判断し、事業を終了。食品加工事業を柱と位置付け、法人内のみに販売していた惣菜を日替わり弁当に変え、地域への販売に広げた。
- ・ 作業内容の精査を行い、不適切な作業の廃止・新規作業の導入を行うことにより、年々売り上げを上げることができた。

(7) 所得向上支援組織の活用

- ・ 岡山県セルフセンターが企画したドラッグストアとの面談会で商品アピールを行い、商品の欠点や職員の弱点が分かった。また、高速サービスエリアでの販売で、県内各種の商品の中で自分たちの立ち位置が確認できた。その結果、販売のための値段の交渉、ディスプレイ等、年々少しずつ進展をみた。
- ・ 岡山県セルフセンターを通じて、訂正シール貼りやチラシの封入作業を共同受注することができた。

2 工賃向上を進めるまでの課題

(1) 利用者の高齢化及び障害の特性

- ・ 利用者の高齢化が進行し、外での就労が困難な人が増えている。
- ・ 通院、入院を繰り返す利用者が数名あり、作業能率が安定しない。重度の障害者に対しては介護的配慮が必要である。
- ・ 工賃を得るよりも、コミュニケーション訓練や居場所作り、健全な精神の維持など、個々の目標やニーズに合わせた対応を行う必要があり、工賃向上が難しい。

(2) 一般就労等への移行

- ・ 利用者の就労に対する意識、意欲が高まり、高い時給の利用者が次のステップとして一般就労やA型事業所へ移行したため工賃が低下した。
- ・ 作業を任されるリーダー的な利用者が一般就労し、大いに喜んだ反面、その利用者が抜けることでのダメージの大きさと人材育成の大切さを実感した。
- ・ 近くにA型事業所ができたことで、数名の利用者がそちらに移り、事業所の作業能力が低下した。

(3) 経済環境等の影響

- ・ 企業内作業として労務提供していた企業との契約が、経済事情が理由で終了した。
- ・ 異常気象や震災の影響で牡蠣養殖の種付けが減り、養殖床の製作量が減少した。
- ・ 近くにできたコンビニとの競争があり、想定した売り上げが得られていない。

平成27年度岡山県障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針

1 適用範囲

この方針は、知事部局、教育庁、警察本部、企業局、議会事務局、監査事務局、各種行政委員会の事務局及び全出先事務所（学校、警察署等を含む。）に適用します。

2 対象となる施設等及び物品等

この方針の対象施設等は、その所在地又は住所が県内にある、優先調達法第2条第4項の障害者就労施設等とします。

また、対象となる物品等は、対象施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）とします。

3 調達の目標

平成27年度は、全庁において、前年度に障害者就労施設等から調達した実績額以上とすることを目標として設定します。

4 基本的な考え方

(1) 全庁的な取組の推進

障害のある人の自立に資するため、全庁において、可能な限り幅広い分野からの調達に努めます。

(2) 予算の適正な執行等との調整

調達に関する他の施策等との調和を図るとともに、調達に係る施策の効果的な実施や予算の適正な執行に努めます。

(3) 障害者就労施設等との協働による推進

障害者就労施設等に対し、官公需の拡大に資する自主的・主体的な取組を促しつつ、施設等との協働による調達の推進に努めます。

(4) 地域的偏在への配慮

出先事務所における当該管轄内の施設からの調達実施や市町村との連携等を通じて、調達に当たって地域的偏在が生じることのないよう努めます。

5 調達の推進のための具体的方策等

(1) 調達の推進体制の整備

障害者就労施設等からの調達に関するセンター機能を保健福祉部（障害福祉課）に設け、障害者就労施設等への調達情報の提供や、施設等や各部局からの問い合わせへの対応を行うとともに、各部局等に対して各施設の取扱商品の一覧など分かりやすい情報を適時適切に提供します。

また、重点的な取組として、実績の高い分野での調達事例や調達手順について情報共有を行い、効果的な推進を図ります。

(2) 隨意契約方式の活用等

各部局等は、障害者就労施設等がその特性により不当に排除されないようにするなど、調達に係る競争への参加の機会の確保に留意するとともに、地方自治法施行令、県財務規則など関係規定に従い、随意契約方式を活用しながら障害者就労施設等からの調達を行います。

(3) 共同受注組織等の活用

共同受注窓口を介した調達は、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うこととし、専用サイト上でのマッチングシステムの活用など、共同受注窓口である岡山県セルプセンターを介した調達の推進に努めます。

(4) 障害者就労施設等への配慮

各部局等は、障害者就労施設等に対して、調達情報の提供に努めます。

また、障害者就労施設等からの調達を行うに当たっては、可能な限り、その仕様を明確化するとともに、障害者就労施設等の特性に配慮した納期の設定に努めます。

(5) 障害者就労施設等への働きかけ

障害者就労施設等に対して、適切な情報発信をはじめ、物品等の質の確保や品目等の拡大など、調達の拡大に向けた主体的かつ前向きな取組を促します。

(6) 市町村との連携等

適時適切な情報の提供・共有や的確な助言等により、市町村との連携を深めるとともに、地域における市町村と障害者就労施設等との連携した取組を支援し、全県的な調達を推進します。

(7) 公契約における障害者の就業を促進するための措置等

本県では、総合評価落札方式における評価項目に障害者雇用の有無を設定し、公契約における障害者の就業促進に努めます。

6 進行管理等

年度終了後、各部局における調達の実績を取りまとめ、その概要を公表します。

また、次年度の調達方針に反映できるよう、年度途中における調達状況の把握など進行管理にも努めます。

【参考】

○県内の障害者就労施設等 (H27. 4. 1)

- ・障害者支援施設（48施設）
- ・地域活動支援センター（82施設）
- ・就労継続支援A型事業所（130施設）
- ・就労継続支援B型事業所（166施設）
- ・障害者雇用促進法の特例子会社（5社）

○H26年度の本県における調達実績

11,987千円（物品：3,457千円、役務：8,530千円）